

平成20年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成20年9月9日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 9日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告
2	9月10日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	9月11日	木		○休 会
4	9月12日	金		○休 会
5	9月13日	土		○休 会
6	9月14日	日		○休 会
7	9月15日	月		○休 会
8	9月16日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	9月17日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	9月18日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案説明 総括質疑 委員会付託
11	9月19日	金	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
12	9月20日	土		○休 会
13	9月21日	日		○休 会
14	9月22日	月	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
15	9月23日	火		○休 会
16	9月24日	水		○休 会
17	9月25日	木	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月9日上程

発委第 1号	坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について	9月 9日	可決
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9月 9日	適任
議案第40号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月 9日	同意
議案第41号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月 9日	同意
議案第42号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 9日	同意
議案第43号	平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について	9月 9日	可決
議案第44号	平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第45号	平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第46号	平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第47号	平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第48号	平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第49号	平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第50号	平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	認定
議案第51号	株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	9月25日	可決
議案第52号	坂城町の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	9月25日	可決
議案第53号	文教施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	9月25日	可決

議案第54号	工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	9月25日	可決
議案第55号	坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	9月25日	可決
議案第56号	平成20年度坂城町一般会計補正予算(第3号)について	9月25日	可決
議案第57号	平成20年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について	9月25日	可決
議案第58号	平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	9月25日	可決
議案第59号	平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について	9月25日	可決
議案第60号	平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算(第1号)について	9月25日	可決
議案第61号	平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	9月25日	可決
議案第62号	平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	9月25日	可決
9月25日上程			
議案第63号	工業用地の取得及び処分について	9月25日	可決
発委第2号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書について	9月25日	可決
発委第3号	地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について	9月25日	可決

平成20年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日	9月9日(火)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○町長招集あいさつ	4
○発委第1号、人権擁護委員の推薦、議案第40号～議案第43号の上程、 提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第44号～議案第62号の上程、提案理由の説明	15
○監査報告	48
第2日	9月16日(火)	
○議事日程	56
○一般質問	林 春江 議員	56
	田中 邦義 議員	71
	安島ふみ子 議員	87
	柳澤 澄 議員	101
	中嶋 登 議員	115

第3日 9月17日(水)

○議事日程	130
○一般質問	入日 時子 議員	130
	春日 武 議員	146
	山城 賢一 議員	158
	大森 茂彦 議員	173
	塚田 忠 議員	186

第4日 9月18日(木)

○議事日程	204
○一般質問	宮島 祐夫 議員	204
	円尾美津子 議員	219
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	235
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	267

第5日 9月25日(木)

○議事日程	270
○陳情採決	271
○議案第44号～議案第62号の質疑、討論、採決	272
○追加議案上程、提案理由の説明	317
○議案第63号、発委第2号～発委第3号の質疑、採決	319
○町長閉会あいさつ	321

平成20年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成20年9月9日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月9日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 "	山 城 賢 一 君	9 "	林 春 江 君
3 "	柳 澤 澄 君	10 "	安 島 ふみ子 君
4 "	中 嶋 登 君	11 "	円 尾 美津子 君
5 "	塚 田 忠 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	大 森 茂 彦 君	13 "	宮 島 祐 夫 君
7 "	入 日 時 子 君	14 "	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	塩野入 猛 君
総 務 課 長	中 村 忠比古 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
住 民 環 境 課 長	宮 下 和 久 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 好 一 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 文 化 課 長	西 沢 悦 子 君
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 健 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	塚 田 郁 夫 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 発委第 1 号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 4 0 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 4 1 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 4 2 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について
- 第 1 1 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 5 1 号 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 5 2 号 坂城町の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 5 3 号 文教施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の

一部を改正する条例について

- 第 2 1 議案第 5 4 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 5 5 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 4 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 5 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 6 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 7 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 8 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 9 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事の経過のとおり

12. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 0 年第 3 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（池田君） 会議規則第120条の規定により、11番 円尾美津子さん、12番 柳沢昌雄君、13番 宮島祐夫君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間といたしたいと思っております。
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は10日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（池田君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。

本日ここに平成20年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席をいただき、開会でき得ることを厚く御礼申し上げます。

過日、元坂城町議会議長、小宮山芳人氏に旭日単光章が授与され、私から伝達申し上げますところでございます。小宮山氏は、昭和38年から4期16年にわたり町議会議員を務められ、議長、副議長を歴任されたところで、坂城町の自治振興に尽くされた功績は、誠に大きいものがあります。ここに改めて深甚なる敬意を申し上げます。

さて、この9月議会では、平成19年度の一般会計、特別会計の決算を審議いただくわけでございます。一般会計の決算状況ですが、歳入につきましては、個人町民税が所得税からの税源移譲や定率減税の廃止など、税制改革により大幅に伸び、法人町民税につきましても、業種にばらつきはあるものの、全般的に増加しております。町税全体では、前年度対比11.8%の増となった次第でございます。

地方交付税につきましては、所得譲与税や減税補てん特別交付金の廃止により、基本財政収入額が減額、一方、基準財政需要額は、行財政改革による歳出削減や製造品出荷額、若年就業者等の成果指標による割増算定、さらに公債費の増加等により増えておりまして、普通交付税は、前年度対比44.6%の大幅な伸びとなった次第であります。財政力指数は、3年平均が0.805でありまして、県下市町村の中では、4番目に位置しております。

また、財源不足を補うため、財政調整基金及び減債基金から相当額の繰り入れを行っておりまして、歳入全体では、前年度対比0.3%増の62億1,550万円となりました。

一方、歳出につきましては、行財政改革推進計画により、引き続き、経費の削減に努めてまいりました。性質別に見ると、人件費、補助費等及び繰出金が減少し、扶助費や公債費にかかる義務的経費が伸びてきております。物件費につきましても、旧チクマ精工跡地の土壌詳細調査や後期高齢者医療制度にかかる委託料等により、増加しております。

普通建設事業費につきましては、学校施設の耐震化や住宅団地整備事業等への具体的な取り組みがあるものの、災害復旧事業費と合わせて投資的経費は、前年度対比16.9%の大幅な減となっております。

歳出全体では、前年度対比マイナス0.3%の61億1,270万円、実質収支6,988万円となった次第でございます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成19年度決算から、財政健全化判断比率5指標の公表が義務付けられました。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については黒字でありまして、「実質公債比率」が19.3%、「将来負担比率」が147.7%の水準にあり、下水道事業にかかる「資金不足比率」は、資金充足の状況でございます。いずれも早期健全化基準を下回っており、今後とも、起債残高に留意するとともに、将来にわたり、負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

さて、創造学園大学の薬学部誘致につきましては、私なりに自律の町、テクノの町に学園機能が備わればと、さらなる文化面での向上が図れると期待したところがございます。当初、大学側の話ですと、大学と坂城町は密接な関係にあり、土地の用意ができれば、坂城町に新設する可能性があるということで、経済的、教育的効果も検討してまいりました。その後、誘致の可能性について、幾度か慎重に協議も

重ねてまいりました。この5月28日、大学側から、薬学部6年制が採用され、薬学部の志望者の意向が大きく変化し、見極めが難しいこと、国の新規の大学設置に関する助成が厳しく、設置の負担が重くなってきたこと、文部科学省や厚生労働省が新規の薬学部設置に慎重で、早急な設置の見通しがつき難いことなどを伺いました。

一方、変動が激しい経済環境の中で、町内企業の立地意欲は根強く、緊急に対応しなければならない状況にもなっていました。もとより、オリンパス株式会社の跡地の譲り受けにあたっては、会社側に大学誘致を優先するが、事情によっては先端的な企業用地に提供する旨、理解をいただいた経過がございます。このような状況を踏まえ、オリンパス株式会社と大学双方の理解をいただき、工業用地に供することといたしました。なお、チクマ精工跡地につきましては、汚染土壌除去事業を行い、11月までに前田工業団地として再生してまいります。

平成16年にオープンした商業インキュベータ施設、けやき横丁につきましては、全5室のうち4室については、それぞれ営業を行われておりますが、この度、一番奥のテナントが商工会やまちづくり坂城のご心配をいただき、個人営業による店舗「美波」が入居されることになり、9月3日に開店の運びとなりました。お好み焼き、もんじゃ焼きなどの鉄板焼きを中心にした飲食店で、その繁栄を期待するところでございます。

国が進める農商工連携促進の一環として、商工会を窓口にも、小規模事業者新事業全国展開支援事業を国へ申請してきましたところ、ねずみ大根等の農産物ブランド化の推進に向けた事業が採択になり、辛味大根サミット開催に向けて、調査や新たな商品開発を進めていくことになりました。辛味大根サミットは、来年の収穫ごろの開催に向けて、関係団体と連携しながら、進めてまいりたいと考えております。

去る8月31日、村上小学校におきまして、平成20年度町総合防災訓練を、村上地区各自主防災会の皆さんをはじめ消防団、消防署、郵便局等関係機関の協力のもとに開催いたしました。グラウンド状況が悪く、訓練内容を縮小して実施いたしましたが、頻発する地震災害を肌で感じながら、真剣な取り組みがなされました。

また、町の訓練に合わせまして、上田明照会宝池月影寮の避難訓練も行われ、地元上平地区の自主防災会の協力によりまして、成果を上げることができました。

5月下旬から6月上旬にかけて、さかき千曲川バラ公園で開催された「第3回ばら祭り」には、昨年の1.5倍となる約1万5千人の皆さんが来園され、盛大に開

催することができました。また、11月には中学生、高校生の学習発表や地域の活動の交流を内容とした「さかき千曲川・ばらフォーラム」を開催し、来年のばらサミットにつなげたいと考えております。

町といたしましても、来年度開催の「全国ばら制定都市会議」いわゆる「ばらサミット」に向けて、公園に隣接する耕作者の皆さんの協力を得まして、公園の拡充整備を行うとともに、また昨日も千曲川河川事務所長とお会いいたしまして、周辺の整備をお願いしてまいったところでございます。さかき千曲川バラ公園をはじめとした、住民主体による大望橋周辺の環境整備活動も生まれており、千曲川に親しむ環境づくり、そしてまたばらによるまちづくりが広がりつつございます。

昨年、「信濃村上氏フォーラム」の関連事業といたしまして、愛媛県今治市にて開催された「村上水軍レース」に参加支援をいたしました。今年は町民有志24名が「信濃村上水軍」と「信濃の名将 村上義清」の2チームを結成し、大会に参加しながら、現地との交流を深めてまいりました。私も鈴木商工会長とともに応援に駆け付け、町の紹介と選手宣誓の機会をいただき、大会の熱気を肌で感じたところでございます。村上氏に寄せる思いを新たにいたしました。大会中に上五明の長持ち唄のアトラクションも披露され、大いに会場を沸かせ、現地のテレビにも取り上げられるなど、ふるさと坂城町の発信に大きな成果があったと感じております。

次に、基盤整備でございます。

町営住宅中之条団地C・D棟の建設につきましては、7月臨時議会におきまして、工事請負契約の議決をいただき、工程どおり工事を進めております。今後も、適正、的確な工事監理を行う中で、早期竣工に向けて、鋭意努力してまいります。

A・B棟は12月に、C・D棟は来年2月に入居者を募集する予定でございます。

今年度の下水道工事につきましては、8月中旬に中之条地区で3工区、月見地区で4工区、合わせて7工区の発注を済ませております。下水道の普及率が県下の低位にあることは誠に遺憾でございます。10年計画等を策定し、国と県の協力を得て、早期実現に努めてまいります。

次に、教育文化関係でございますが、19年度より繰越事業として進めてまいりました、村上小学校体育館の耐震化に伴う大規模改修工事が予定どおり完了し、8月29日に引っ越しが行われ、すでに体育館では、歓声とともに2学期の学習活動が進められております。引き続き、坂城小学校南校舎の耐震2次診断を進めるとともに、2次診断を実施していない学校の校舎、体育館等についても、来年度に向け

て計画を進めております。

地域全体で学校を支援する坂城町学校支援地域本部事業も推進しております。各小中学校では、地域コーディネーターを中心に、校内のバラ公園の整備や登校時の安全、キャリア教育、英語教育、学級支援などの活動を進めております。

国際交流につきましては、この夏、町内3小学校の5、6年生を対象に、金井校長の指導のもとに、上海の嘉定区の実験小学校へ派遣いたしました。この10月23日から26日までの4日間、中国上海嘉定区の実験小学校より、生徒、教師を合わせて17名が、教育交流のため、わが町を訪れます。学校での交流や体験活動、ホームステイを通じて、より教育的な交流が深まればと期待しております。

食育・学校給食センターの建設につきましては、プロポーザルにより設計業者を選定し、8月29日の建設委員会で基本となる設計案を提案し、ご意見をいただいたところでございます。21年度の完成に向けて、鋭意努力してまいります。

8月15日に行われた第53回成人式には、成人者152名が出席し、来賓、中学生時代の先生方より、祝福を受けられました。「後輩たちに自分たちの背中を見せられる大人になりたい」と決意を發表していただきました。大いに期待し、見守ってまいりたいと存じます。

文化の秋、スポーツの秋に向けて、町民運動会をはじめ文化祭など、多くの事業を計画しております。皆さんのご参加を期待しております。

次に、福祉、健康、医療でございますが、高齢者福祉の推進として、今年の敬老慶祝事業の対象者は、77歳の喜寿の方が180名、88歳の米寿の方が72名、89歳から98歳までが260名、99歳の白寿の方が5名、100歳以上が6名の523名であります。敬老の日を迎えるにあたりまして、9月6日に米寿、白寿、100歳以上の方々83名に敬老訪問を実施したところでございます。

町民の健康づくり事業につきましては、医療制度改革により、本年から実施された特定健診、特定保健指導をはじめ妊婦、乳幼児等の各種健診、健康教室や予防学習の実施のほか、好評の湯さん館のプールを利用した水中健康教室など、保健センターを中心に、各種事業を計画的に実施し、健康意識の普及や啓発に努めております。

また、この10月4日には、「健康フロンティア事業」として、信州大学医学部附属病院院長の小池健一先生をお招きし、「健康づくり・子育て支援講演会」も開催いたします。未来を担う子どもたちの成長に、親や地域がどう関わり、どう支援して

いけばよいのか、少子化対策の一助ともなろうかと思えます。

長野赤十字上山田病院の後医療につきましては、本年度、撤退を表明している上山田病院が、開設経過を踏まえ、関係機関と連携し、上山田病院の責任を明確にして、地域に有効な後医療の確率を期待するものでございます。

国立長野病院の産科の撤退については、上田市及び上田広域連合を中心に、医師を派遣している昭和大学に対しまして、引き続き医師の派遣と、国に対しましても2次医療の確立について、要望しております。また、地域医療が極めて深刻化される中で、第2次救急医療への対応が課題となっております。町では、県衛生部及び県議会社会衛生委員会に対し、「厚生連篠ノ井総合病院の救急救命センター」の指定について、陳情等を申し上げ、救急医療体制の確立にいろいろと対応してまいったところでもございます。

医療制度改革における後期高齢者医療制度は、新しい医療制度として、この4月から実施されております。実施以降、後期高齢者の改称問題をはじめ、多くの課題が浮上しておりますが、政府・与党も世論に勝てず、6月12日には特別対策を決定し、低所得者への保険料の軽減割合の拡大や保険料の年金からの天引きのほか、普通徴収としての口座振替も可能とされたところでもございます。

障害者支援につきましては、障害者自立支援法に基づき、千曲市と共同で、障害者相談支援室の開設や「千曲・坂城地域自立支援協議会」の設置など、障害者等に対する相談支援や障害者福祉サービスの体制を一層強化し、対応しております。障害者福祉計画につきましては、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援等の提供体制の確保等の見直しを行い、第2次計画において策定を進め、障害者が地域で暮らせる自立と共生の社会の実現を目指してまいります。

介護保険事業につきましては、平成21年度から、今後3年間の保険料を策定するためのワークシートの作成を行い、さらに介護保険運営委員会の開催の準備を進めるなど、第4次事業計画の介護保険事業の適正な運営を図るべく対応をしているところでございます。

坂城町におきましても、ふるさと納税事業をスタートし、「信州さかき ふるさと寄付金」として募集要綱を定め、町のホームページや広報誌に掲載しております。寄付の募集にあたりましては、その活用目的として、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子供たちへの応援」「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきへの応援」「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきへの応援」そして「ふるさとさかきの

まちづくりへの応援」と4つのメニューを掲げております。今後、東京坂城会などの機会をとらえ、また町外に活躍している坂城町にゆかりのある皆さんに、坂城町への応援を呼びかけてまいりたいと考えております。

本議会に審議をいただきます案件は、人事案件4件、一般会計、特別会計の平成19年度決算の認定7件、条例の制定、改正5件、工業地域開発事業特別会計予算、一般、特別会計の補正予算7件の多岐にわたっております。よろしくご審議の上、ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告」

議長（池田君） 監査委員から、例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社に関わる平成20年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（池田君） 日程第5「発委第1号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」から日程第10「議案第43号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」までの6件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に発委及び議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

10番（安島さん） 発委第1号「坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」趣旨説明をいたします。

本案は、議会活性化を促進する観点から、一般質問の方法を、一括質問、一括答弁方式から一問一答方式に6月より改めました。それに伴い、質問回数を無制限としたため、第63条中で規定している第55条質疑の回数の削除が必要となり、今回改正するものであります。議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただけますよう、お願いいたします。

町長（中沢君） 提案説明を申し上げます。

日程第6の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

長野地方法務局長より、人権擁護委員定数規程の上から、人権擁護委員の1名増員の依頼がありました。改めて小熊暁美さんを人権擁護委員としてご苦勞をいただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって、議会の意見を求めるものでございます。

小熊さんは、平成10年4月から2期4年にわたり町公民館副館長を務められました。人格、識見が高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにはふさわしい方と存じます。

次に、議案第40号「坂城町教育委員会委員の任命について」でございます。

本案は、9月30日をもって、池田睦夫委員の任期が満了することになり、引き続き、経験豊富で地域の信望も厚い池田氏を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は平成20年10月1日より平成24年9月30日までの4年間でございます。

議案第41号「坂城町教育委員会委員の任命について」でございますが、本案も9月30日をもって青木典子委員の任期が満了することになりました。引き続き、地域の信望も厚く、広く社会教育活動を実践されております青木さんを再任したく、議会の同意をお願いするものでございます。任期は平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間でございます。

続いて、議案第42号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございます。

本案は、この9月30日をもって玉木守二委員の3年間の任期が満了することになります。引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第43号「平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算について」ご提案申し上げます。

その内容は、まず大字中之条区地籍の旧坂城オリンパス用地4万6,971㎡と建物3棟1万1,613㎡を町土地開発公社から取得し、希望する企業、株式会社柳沢精機製作所へ分譲するものであります。

歳入歳出とも11億9,191万7千円でございます。歳出の内訳は、土地取得費7億9,368万8千円、一般会計への繰り出し3億9,822万9千円でございます。

次に、大字南条内畛地籍のテクノさかき工業団地用地1,220㎡につきまして、

町土地開発公社から取得し、希望している企業へ分譲するものでございます。予算は歳入歳出ともに3,977万9千円でございます。

歳出の内訳は土地取得費3,775万7千円、一般会計への繰り出し202万2千円でございます。

これら2事業に合わせますと、歳入歳出それぞれ12億3,169万6千円といったものでございます。歳入の内訳でございますが、財産売却収入12億3,169万6千円、歳出の内訳は土地取得費8億3,144万5千円、繰出金4億25万1千円でございます。

以上、人事案件と工業地域開発事業特別会計予算について、よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（池田君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前11時00分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎日程第5「発委第1号 坂城町議会会議規則の一部を改正する規則について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第7「議案第40号 坂城町教育委員会委員の任命について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第8「議案第41号 坂城町教育委員会委員の任命について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第9「議案第42号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第10「議案第43号 平成20年度坂城町工業地域開発事業特別会計予算
について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

7番（入日さん） このオリンパス跡地、土地開発公社から7億9,368万8千円で購入するということですが、確かオリンパスから6億1千万円ぐらいで買ったと思うんですが、差額の1億8千万円ぐらいは、どんなことにかかってこれだけ上がったのかということと、それから、町への繰り入れで3億9,822万9千円ということですが、これは取り付け道路にこれだけかかるということでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） まず、土地開発公社から取得する経費の関係でございますけれども、ご案内のとおり、確かにオリンパスさんとの契約の中では、6億円少しというようなことでの購入でございますけれども、そういう中で公社につきましては、あと、事務費ですとか、経費等を加える中で、まず1点ございます。そのほかに、敷地の隣接地等についても、公社の部分もございまして、その1つは約1千㎡あるんですけれども、その辺の分譲。それと一番は、基盤整備という部分の中で、周辺の道路事情というものもありまして、取り付け道路を1つ確保したいということで、それと北側に町道があるんですけれども、これも4mない部分もございまして、それも6mに広げたいというようなことで、道路関係で約5千万円、そのほかに工業団地のいろいろその後の修繕等、全体のやつがあるわけですが、それで5千万円というようなことで、約1億6千万円ほど公社で内部留保していただいて購入というようなことで、ご案内の数字になったと。7億9,300万円というような形になったというようなことでございます。

それともう1点、先ほども取り付け道路の関係でございますが、この町への繰り出し等については、これの中で、その取り付け道路を行うのではなくて、先ほど申し上げましたが、土地開発公社で留保しているお金の中で取り付け道路は整備するというようなことで、それについては、一般会計の繰出金というようなことで、ご理解いただきたいと思っております。

1番（田中君） 非常にこういうグローバルな経済が進む中で、地域の産業力であるものづくりのいわゆる高収益、高付加価値の産業を誘致するということが、またそういう立地が行われるということに対しては、大歓迎でございまして、そういう中では、まさに待っていた用地の活用になってきているわけでございます。これは質問というよりも説明をちょっと、さっき予算書を見ますと、取得費も何か1本になっているんですけど、町長の説明聞いていたら、テクノ工業団地のと2本になっているので、もう一度ちょっと課長のほうからわかりやすく、ゆっくりと数字的なことを。

それで、できたら単価なんかも、もう一度お願いできればと思います。

産業振興課長（宮崎君） 今回の特別会計につきましては、2本立てとなつてございます。1つは、オリンパスさんの用地を柳沢精機さんに分譲するというところでございます。それで、柳沢精機さんへの分譲については、近隣の売買事例というようなことを踏まえて、ベースとするとインター工業団地での売買額1㎡あたり2万7,700円、坪ですと9万1,570円というようなことで、ベースで考えてございます。ただし、オリンパスさんから買収したときに、建物除却相当分について、見ていただいているという経緯がございます。

柳沢精機さんについては、まだはっきりしないんですけども、基本的にはそこを使いながら。もちろん除却しなければいけない部分もたくさんあるんですけども、そういうものもあるというのを考慮をいたしまして、そうはいつでも全額というのもあるから、町として3分の1はいただくというようなことで、そうしてその分を差し引かせていただいて平米あたり2万5,375円、坪でいうと8万3,885円というのが単価というような計算になります。

もう1点、テクノさかき工業団地について、今、駐車場になっているところがあるわけでございます。これは駅の利用者、現在14台ほど申し込みをいただいているんですけども、空き地になっていたりというようなことの中で、これについても、隣接の株式会社イケダさんから分譲の希望が出ている。イケダさんにつきましては、アルミニウムの加工等、あるいはNCネットワークでインターネット等の取引で業績を伸ばしておられるんですけども、今度、マグネシウムに対応する工場を建てたいということでございます。この部分での分譲を申し上げたいということで、平米、これは工業団地の評価等の中で平米3万2,600円、坪で10万7,768円というようなことで、分譲するというようなことで、この特別会計を組ませていただきました。

2本立てということで、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、そんなことで進めさせていただきたい。

1番（田中君） 先端的な難削材といわれているマグネシウムの工場など、新しい先端技術を導入する事業所ということで、大変結構でございますので、そういう中で、1つ確認、要望をしたいんですけど、県で10億円以上の設備投資、そして雇用増加が10名以上の場合は、ここ2、3年前から、今までにない大きな助成制度がスタートしているわけでございます。この両方該当するかどうかわかりませんが、

片方はもう用地だけで十分10億円にいらいますので、こういう助成制度を、ぜひ活用できるように、役場としてバックアップをしていただいて、立地コスト、イニシャルコストを少しでも下げて、国際競争力を高めていただくように支援を要望するところですが、その辺の見通しを、ちょっと課長からお願いします。

産業振興課長（宮崎君） 県等の助成措置というようなことばございます。それにつきましては、土地代についてはちょっと厳しいものもあるわけですが、設備投資等の中で、柳沢精機さん等については対象になるかなというような部分でございらいますので、もうすでに県等とも連絡をとってございらいますので、そういう中で、これで議案も上程されますので、それに向けて、県等との協議もさらに詰めてまいりたいと思います。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（池田君） 日程第11「議案第44号 平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第29「議案第62号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」までの19件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」説明します。

平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額が6億2,551万6千円。歳出総額が6億1,269万6千円でありまして、歳入歳出差額が1億2,822万円でございます。

村上小学校の耐震事業、道路橋梁災害復旧事業等にかかる繰越事業の充足財源として3,293万6千円を除いた6,988万4千円が実質収支額でございます。そして、この額から4千万円を財政調整基金に繰り入れ、その残額2,988万4千円を20年度への繰り越しとしたところばございます。

歳入で主なものでございらいますが、個人町民税が、税源移譲や定率減税の廃止など、税制改革により25.7%の増。法人町民税についても、緩やかな景気回復を反映

して24.6%の増であります。町税全体では、前年度対比11.8%、3億2,800万円の大幅な増収となっております。

地方交付税については、算定の基礎となる基準財政収入額が、税収は伸びているものの所得譲与税や減税補てん特別交付金の廃止により、総体的には減っております。一方の基本財政需要額は、前年度に引き続き、段階補正や単位指標の見直しがあるものの、頑張る地方応援プログラムの成果指標による割増算定や公債費の増加により、需要額が増えております。普通交付税、特別交付税を合わせて前年対比39.4%、1億9,200万円の増額となった次第でございます。

このほか、国庫支出金につきましては、主に災害復旧事業分が大きく減少いたし、県支出金については、地域発元気づくり支援金及び県民税徴収委託金等の増額により24.3%の伸びとなっております。また、財源不足を補うための基金からの繰り入れは、前年度対比マイナス50%に抑制されております。

町税を主体とする自主財源比率は66.2%で、比較的高い構成比率となっております。歳入全体では、前年度対比プラス0.3%、金額で1,880万円の増となった次第です。

次に、歳出の性質別内訳ですが、投資的経費につきましては、継続事業のA01号線及び坂都1号線事業、まちづくり交付金による住宅団地整備事業、村上小学校体育館の耐震化事業などを実施いたしました。また、災害復旧事業費は、9月の大雨により被災した昭和橋や南日名地区等の道路災害への対応をいたして、前年対比マイナス61.1%の大幅な減額となった次第であります。

義務的経費については、人件費が行財政改革推進計画に沿って3.4%の減額、扶助費は、障害者自立支援法の施行により、医療扶助にかかる分が大幅に伸びて15.7%の増、公債費は財政融資等にかかる補償金免除繰上償還を実施したことなどにより9.3%の増となっております。

その他経費の物件費につきましては、旧チクマ精工跡地の土壌詳細調査や後期高齢者医療制度の対応にかかる委託費の伸びにより6.6%の増、補助費等は、一部事務組合の負担金の減額によりマイナス2.2%、繰出金についても、主に老人保健特別会計分の減額によりマイナス2.2%となっております。

歳出全体ではマイナス0.6%、金額で1,800万円の減額となった次第でございます。詳細については、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主

要施策の成果及び実績報告のとおりでございますが、その内容につきましては、後ほど、担当課長から説明させます。

議案第45号「平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、歳入総額が6,577万円、歳出総額が6,225万円で、差引残高は352万円でございます。うち180万円を設備基金に積み立て、残りの172万円を繰り越した次第でございます。

歳入の主なものは、有線放送電話使用料、工事負担金収入、各種事務手数料及び広告放送料等であります。

歳出の主なものは、有線設備の保守管理をはじめ通常の運営経費でございます。

議案第46号「平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額が15億6,618万8千円、歳出総額が16億4,800万7千円で、差額は718万1千円でございます。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税が5億1,650万6千円、国庫支出金が3億5,803万3千円、療養給付費交付金が4億9,514万7千円、繰入金が6,469万3千円でございます。

歳出の主なものでございますが、保険給付費が11億1,279万1千円、老人保健拠出金が2億4,863万6千円、介護納付金が8,342万円でございます。療養給付費、療養費、高額医療費を合わせた支払いを前年度と比較いたしますと、一般保険者が4.6%の増、退職保険者が31.4%の増でございます。1人あたりの医療費を見ますと、一般保険者が5.3%の増、退職被保険者等につきましては23.8%の増でございます。老人保健拠出金は対前年度3.2%の増、介護納付金については前年対比8.6%の減となっております。

次に、議案第47号「平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、平成19年度の本事業の決算額は、歳入が1,571万4千円、歳出が1,523万3千円で、差額は48万1千円を平成20年度に繰り越したところでございます。

その内容ですが、繰越金が358万4千円、貸付金元利収入が1,200万8千円でございますし、歳出は、元利償還金が775万7千円、一般会計繰出金が731万3千円が主なものでございます。

議案第48号「平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい

て」でございますが、歳入歳出ともに、その総額は17億3,715万6千円で、前年度比3.8%の増でございます。

主な歳入でございますが、支払基金交付金が9億1,226万6千円、国庫負担金が5億5,358万6千円、県負担金が1億3,494万9千円、一般会計繰入金が1億3,469万1千円でございます。歳出の主なものは、医療費に対する支払いでございます。入院が8億126万9千円、入院外が5億5,409万9千円、歯科が4,039万2千円、調剤が2億3,878万3千円、その他3,799万3千円でございます。

1人あたりの医療費は81万2,737円で、前年度に比べまして5万9,926円の増でございます。

議案第49号「平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

公共下水道につきましては、供用区間拡大により、平成19年度末の時点において、供用面積は291haに達し、下水道普及率は51.5%となっています。これに対する接続率は66.4%で、5,593人、108事業所が下水道を使用しております。

19年度の決算でございますが、歳入が8億5,920万2千円、歳出が8億5,389万9千円、差引が530万3千円となっています。

歳入の主なものでございますが、受益者負担金が7,580万8千円、下水道使用料及び手数料が7,883万2千円、国庫補助金が1億260万9千円、一般会計からの繰入金が3億5,348万9千円、町債が2億4,780万円でございます。

歳出の主な内容は、上流処理区維持管理負担金が4,812万円、実施設計、測量等委託費が1,279万4千円、下水道工事請負費が2億9,861万円、千曲川流域下水道事業負担金が1,958万8千円、長期債の元利償還金が3億8,495万9千円でございます。

議案第50号「平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、12年度に創設された介護保険制度は、介護が必要な高齢者が、できる限り自立して暮らせるように、介護を社会全体で支える仕組みとして創設された特別会計でございます。歳入総額は9億4,742万9千円、歳出総額が9億3,638万9千円、差引残高は1,304万円であります。うち604万円

を平成20年度に繰り越し、500万円を介護保険支払基金に積み立てたところ
でございます。

主な歳入でございますが、介護保険料が1億7,848万9千円、国庫支出金が
2億1,461万8千円、支払基金交付金が2億8,418万円、県支出金が1億
3,233万円、繰入金が1億2,831万円であります。

歳出でございますが、保険給付金が8億3,723万3千円、地域支援事業費が
1,370万円、要介護認定事務等の総務費が1,633万円、財政安定化基金拠
出金が97万3千円、支払準備基金積立が953万4千円であります。

議案第51号「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理等
に関する条例の制定について」でございます。

経済社会の発展、国民生活の安定を目的に、政府が出資する特別法人としての政
府系金融機関について、政策金融改革に伴い、完全民営化や統合されることが決定
されたところでございます。これにより、今年10月1日をもって、国民生活金融
公庫をはじめ4法人が統合され、新たに株式会社日本政策金融公庫となることに伴
い、本町条例の中で規定されている金融公庫の名称を、株式会社日本政策金融公庫
と改めるものでございます。

議案第52号「坂城町の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について」でございます。

本案は、地方自治法の一部を改正することに伴い、条例を改正するものでござい
ます。内容といたしましては、議員報酬を他の行政委員会の委員の報酬と区別する
という法の趣旨に伴い、議員の報酬の名称を個別に議員報酬と位置づけるものであ
ります。

議案第53号「文教施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改
正する条例について」でございます。

本案は、文教施設整備基金について、充当する用途を拡充することに伴い、標記
条例に関して所要の改正を行うものでございます。その内容は、基金の用途として
誘致を加えるものでございます。

議案第54号「工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一
部を改正する条例について」でございます。

本案は、工業振興施設等整備基金の処分の対象となる工業施設等をより明確に位
置づけるために一部を改正するものでございます。

主な改正は、町が整備する工業振興に関する施設、設備、工業団地等を工業振興施設等として位置づけるものでございます。

議案第55号「坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」にかかわるものでございます。

まちづくり交付金事業により、昨年度より、中之条開畝地区に町営住宅4棟40戸の整備を進めておりますが、平成19年度事業のA・B棟24戸につきましては、本年7月4日に竣工。現在、平成20年度事業のC・D棟16戸の建設も鋭意努力しているところでございます。中之条団地の建設整備に伴いまして、当該住宅の設置及び管理、入居資格等を定め、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、中之条団地への入居につきまして、A・B棟についてはこの12月ごろ、C・D棟については来年4月を予定しております。

議案第56号「平成20年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,752万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億9,932万2千円といたすものでございます。

歳入の主なものですが、まちづくり交付金事業にかかる国庫支出金が1,090万円、松くい虫防除対策事業費にかかる県支出金が408万6千円、工業地域開発事業特別会計からの繰り入れが4億25万1千円、公園整備基金からの繰入金が1千万円、臨時財政対策債にかかる町債が1,023万円、前年度繰越金で1,988万4千円を増額するものでございます。

歳出でございますが、鉄の展示館改修工事で1,250万円、開畝地区道路整備で2,226万円、坂都2号線にかかる県事業負担が400万円、バラ公園拡張事業に3,100万円、文化センター水道修理工事で110万4千円、工業振興施設整備基金への積み立てが1億円、文教施設整備基金への積み立てが2億3千万円、財政調整基金への積み立てが3,472万9千円であります。

議案第57号「平成20年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、歳入歳出予算の総額が、歳入歳出それぞれ171万円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ6,249万5千円とするものでございます。

その内容は、19年度決算による剰余金を今年度予算に繰り越し、有線放送電話設備基金へ積み立てるものでございます。

歳入には、前年度繰越金を171万円、歳出につきましては、総務管理の公課費

を22万円、設備基金積立を149万円増額するものでございます。

議案第58号「平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

歳入歳出の総額はそれぞれ679万2千円を追加し、歳入歳出の総額はそれぞれ16億2,193万8千円とするものでございます。

歳入でございますが、後期高齢者支援金負担金が5,200万6千円、療養給付費交付金が3,660万3千円、19年度決算により、前年度繰越金が668万1千円をそれぞれ増額、療養給付費負担金5,200万6千円、後期高齢者支援金交付金1,717万3千円、調整対象基準額を1,942万2千円を減額するものでございます。

歳出でございますが、国庫支出金返還金が431万円、療養給付費交付金返還金が237万1千円、医療費制度改正による本年度創設された病床転換支援事業として11万1千円をそれぞれ増額するものでございます。

議案第59号「平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ですが、本予算は、19年度繰越金にかかる補正でございます。

歳入歳出それぞれ48万円を増額し、歳入歳出予算を691万5千円とするものでございます。その内容は、歳出の繰越金及び歳出の予備費をそれぞれ48万円増額するものでございます。

議案第60号「平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」でございます。

予算の総額に歳入歳出それぞれ821万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,016万1千円とするものであります。

その内容でございますが、国庫負担金で795万4千円、他会計繰入金で26万円それぞれ増額。歳出につきましては、支払基金への返還を821万4千円増額するものでございます。

議案第61号「平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、本案は歳入歳出予算の総額にそれぞれ382万1千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億2,982万9千円とするものであります。

歳入でございますが、下水道費負担金61万9千円、繰越金20万2千円、公共下水道事業債300万円を追加いたします。

歳出は公共下水道事業費で委託費を1,486万円減額し、工事請負を1,090万円、補償補填及び賠償費を817万5千円等を増額し、一般会計繰出金20万3千円を追加するものでございます。

議案第62号「平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、本案は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ603万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ10億57万9千円といたすものでございます。

平成19年度の介護給付費等に関する国庫負担金、支払給付交付金等の精算にかかるものでございまして、繰越金が603万8千円増額、歳出につきましては、国庫返還金が277万5千円、診療報酬支払基金返還金が207万4千円、支払準備基金積立金が118万9千円増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。
議長（池田君） 説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時10分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

続いて、各課長等に議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、詳細説明を求めます。

まず、歳入について。財政係長。

財政係長（塩澤君） 平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、逐次ご説明申し上げます。

私からは、歳入全般につきまして、決算書の事項別明細書の11ページ、町税からご説明申し上げます。

款1町税につきましては、収入総額が31億1,193万2千円で、前年度と比較しまして、金額で3億2,877万円、率で11.8%の増収となりました。

内訳でございますが、個人町民税については、所得税からの税源移譲、定率減税の廃止等により、前年度対比1億7,371万7千円、25.7%の大幅増加となっております。前年度ダウンしました法人町民税も、景気の回復動向によりまして1億5,152万4千円、24.6%の増で、町民税全体では25.2%の増額となりました。固定資産税につきましては、主に家屋分の増収により361万5千円、0.3%の増、また軽自動車税につきましては、率でプラス2.4%、町たばこ税

につきましてはマイナス0.9%、入湯税についてもマイナス1.6%といった決算内容となっております。

続きまして、款2地方譲与税については、三位一体の改革に伴う税源移譲の暫定措置としまして、平成16年度に創設されました所得譲与税の廃止により、全体では8,274万4千円で、前年度対比1億2,229万円、率で59.6%の大幅な減となっております。

12ページに入りまして、交付金関係でありますけれども、款3利子割交付金が決算額1,018万3千円で、前年度対比289万円の増。

款4配当割交付金については776万3千円で、94万1千円の増額となっております。また、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては467万9千円でありまして、58万1千円の減額となっております。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、個人消費が回復基調にあるものの、決算額は1億8,038万4千円で、前年度対比マイナス0.8%、153万5千円の減といった状況になっております。

款7自動車取得税交付金につきましては、3,325万4千円で、前年度対比マイナス7.0%、252万1千円の減となっております。

続きまして、13ページの款8地方特例交付金につきましては、定率減税の廃止に伴い、減税補てん特例交付金が廃止をされまして、経過措置として、3カ年の特別交付金が設けられ、これが2,082万5千円交付されたところです。また、昨年新設されました児童手当特例交付金、これが782万3千円でありまして、特例交付金全体では、前年度対比でマイナス72.8%、7,659万4千円の減額となっております。

続いて、款9地方交付税でございますけれども、普通交付税につきましては、税源移譲による個人町民税の増収はあるものの、所得譲与税及び減税補てん特例交付金の廃止によりまして、基準財政収入額が2.2%の減となっております。一方の基準財政需要額は、行財政改革による歳出削減の実績を示す指標や、製造品出荷額、また、若年就業率などの成果指標が、全国標準以上に向上した団体に対しまして割増算定が行われ、また、臨時財政対策債の償還費にかかる公債費の増加もありまして、3.8%の増となっております。

普通交付税は5億4,080万1千円で、前年度対比44.6%、1億6,673万4千円の増額となったところでございます。それから、特別交付税につきましては

は、頑張る地方応援プログラムの割増算定などもありまして、1億3,859万7千円で、前年度対比22.4%、2,536万5千円の増額となっております。

なお、財政力指数につきましては、3カ年平均で0.805でありまして、前年との比較では0.041ポイント上昇いたしております。

続いて、款10交通安全対策特別交付金については、決算額251万4千円で、前年度対比で13.3%の減といった状況でございます。

款11分担金及び負担金につきましては、1億2,377万8千円で、前年度対比マイナス8%、1,071万9千円の減となっております。主な要因ですけれども、農道整備の事業負担金、それから、保育負担金等の減額によるものであります。

次に、14ページの款12使用料及び手数料につきましては、5,406万8千円で、前年度対比マイナス1.0%、56万1千円の減であります。主な要因は、住宅使用料の減額によるものです。

続いて、16ページから18ページにかけまして、款13国庫支出金につきましては、当該年度の導入施策等によりまして、差異の出るところであります。まちづくり交付金事業による住宅団地整備や村上小学校体育館の耐震化事業等に取り組んでおりますけれども、災害復旧事業補助金、それから、地方道路整備臨時交付金の減額もありまして、決算額は2億9,077万6千円で、前年度と比較してマイナス25.3%、額で9,858万7千円の減となりました。

次に、18ページから22ページの款14県支出金につきましては、2億5,349万円で、前年度対比24.3%、4,962万円の増額となっております。主な要因ですが、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和措置として、自立支援対策特別対策事業補助金、それから、バラ公園整備にかかる元気づくり支援金、所得税から地方税への税源移譲に伴います県民税の徴収委託金などの増額によるものであります。

款15財産収入につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売払収入、それから、基金の積立金の利子が主なものでございますけれども、決算額は1,634万9千円で、前年度対比ではマイナス48.9%となっております。

続きまして、23ページの款16寄付金につきましては、主に公民館の用地取得にかかる総務管理の寄付金でありまして、決算額は202万円となっております。

款17繰入金につきましては、財源不足を補うための財政調整基金から1億525万7千円、公債費に充てるため、減債基金からは4千万円の繰り入れを行っ

ております。また、特別会計及びそれぞれの事業目的に応じました特定目的基金からも、所要額の繰り入れを行っております。決算額では2億1,541万7千円で、前年度対比50%の大幅な減となっております。

24ページの款18繰越金につきましては3,598万5千円で、これは前年度の純繰越額2,032万2千円に繰越明許費にかかる繰越充当一般財源の1,566万3千円を加えたものであります。

款19諸収入でございますけれども、決算額が5億5,783万1千円で、前年度対比2,077万6千円の増額となっております。主なものは、町税延滞金、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費の納入金、坂城町振興公社の納入金、コミュニティ助成金等でございます。

歳入の最後になりますけれども、27ページの款20町債につきましては、決算額5億2,430万3千円で前年度対比1,189万7千円の減額となったところであります。主なものですけれども、A01号線、A09号線事業にかかる前年度からの繰越事業分に加えまして、坂都1号線にかかる臨時地方道整備事業債、公営住宅建設事業債、まちづくり交付金事業にかかる一般補助施設整備等事業債、それから、消防団詰所及び備蓄庫にかかる消防施設債、そして臨時財政対策債でございます。

以上ですが、歳入総額は62億1,551万6,088円で、前年度と比較しましてプラス0.3%、金額で1,879万6千円の増額となっております。なお、調定額に対します収納率ですが、全体で96.32%となっております。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（池田君） 次に、歳出について。議会費は省略いたします。

総務課長（中村君） 歳出につきまして、私から順次ご説明を申し上げてまいります。

事業ごとの詳細につきましては、お手元に主要施策の成果及び実績報告書を配付申し上げてございますが、詳細に、事業ごとに記載をいたしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

決算書は、32ページからになります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。これにつきましては、特別職2名及び一般職25名分、それに長野県町村総合事務組合負担金等の町職員全般に関わる人件費が主なものであります。また、職員の資質向上を目的に、長野県市町村職員研修センター等の機関を利用いたすほか、独自の職員研修を行い、19年度延べ122名が受講をいたして

おります。

次に35ページ、目2文書費でございます。これは文書の一括発送あるいは町内の委託の配達を行ったものであります。節11需用費中の印刷製本費は、主に例規集の加除でございます。

目3財政管理費でございますが、財政状況の公表、財政分析資料等を作成いたしております。節11需用費中の印刷製本費は、当初予算書の印刷が主でございます。節14使用料及び賃借料は、経費節減も含めながら、有料道路通行料を一括して支出しているところでございます。節25積立金は、財政調整基金、減債基金への積み立てであります。

会計管理者（塩野入君） 続いて、目4会計管理費について、主なものをご説明します。

節11需用費中、消耗品では、一般的な事務用品を経費節減等も含めて、一括ここで購入をしております。印刷製本につきましては、決算書の印刷のほか、これも役場で使用いたします封筒類などの印刷代であります。また、節12役務費は口座振替、公金収納及び派出所業務それぞれの手数料であります。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目5財産管理費でございますが、節13委託料では、町有地の測量調査委託料、節17公有財産購入費は、上平区からの寄付金によりまして、旧上平区の公民館敷地の一部を購入したものでございます。

目6企画費では、企画政策推進費につきましては、節13委託料は、長期総合計画後期基本計画の進捗状況の検証に関わる長野大学への委託でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、共同事務等を行う長野及び上田広域連合への負担金でございます。

37ページでございますが、温泉事業につきましては、節15工事請負費では、びんぐし湯さん館の洗い場の増設等の工事費でございます。節25積立金では、坂城町振興公社からの納付金等をびんぐし湯さん館施設整備等基金への積み立てであります。

まちづくり推進事業では、節1報酬では、27区の区長さん方の行政協力員としての報酬、節13委託料では、広報誌の配布等行政事務委託料、節19負担金補助及び交付金では、地域づくり活動支援事業といたしまして、10区2団体へ補助を行ったものでございます。

38ページでございますけども、村上氏フォーラム事業では、節8報償費では、

講師等の謝礼、節11需用費中印刷製本費は、信濃村上氏フォーラム記念誌の印刷、節19負担金補助及び交付金では、村上水軍レースへの参加補助金であります。

続きまして、国際交流事業では、節8報償費では、復旦大学日本研究センターへの謝礼、節19負担金補助及び交付金は、町国際交流協会への補助金であります。

39ページ、目7広報広聴費でございますけれども、広報広聴一般経費では、節13委託料は、インターネット系サーバー及び端末の保守管理経費、節14使用料及び賃借料は、NTT回線使用料、節18備品購入費は、端末6台の購入費でございます。

広報発行事業では、節11需用費中、印刷製本費では、広報等の印刷費であります。有線放送電話特別会計繰出金事業は、特別会計への繰出金でございます。40ページにわたります電子自治体事業につきましては、主なものといたしまして、節13委託は、機器の保守料、節14使用料及び賃借料は、専用回線の使用料であります。節19負担金補助及び交付金は、高速ネットワークにかかる負担金であります。

次に、目8電算費では、電算一般経費は、機関係業務に関わるソフトウェア、ハードウェアの使用料及び保守料でありまして、節18備品購入費は、端末の老朽化に伴い、新たに6台の更新をいたしました。

総務課長（中村君） 40ページから41ページにかけては、目10業務管理費でございます。これは、庁舎あるいは公用車等の維持管理に要する費用を、保険料などを含めまして支出をいたしてございます。また、この議場の改修、更新の工事もいたしたところであります。備品購入費で、庁用車2台の更新をいたしております。

住民環境課長（宮下君） 41ページ、目11防犯対策費、需用費の主なものは、防犯灯に関わる光熱水費、修繕料でございます。工事請負費は、各区から要望のありました防犯灯新設工事で、29灯設置いたしました。なお、修繕は、37カ所を実施いたしました。節19負担金補助及び交付金は、更埴防犯協会連合会等各団体への負担金、補助金でございます。

42ページ、目12交通安全対策費、交通安全対策一般経費の主なものは、交通指導員9名の報酬、毎年、新入児童にお配りしております交通安全ヘルメット等の消耗品費、安協坂城支部等に対する補助金等でございます。平成19年、坂城町内の人身事故は86件、前年比マイナス25件、負傷者数も57人マイナスの115人と大きく減少いたしました。しかし、11月6日南条鼠での死亡事故で、平成

17年10月からの死亡事故ゼロが740日間でストップいたしました。新たなスタートになりましたが、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、関係機関との連携を深め、運動を展開してまいります。

建設課長（村田君） 続きまして、43ページ、目12交通安全対策費、交通安全施設整備事業でございますが、節11需用費の修繕費につきましては、23カ所の防護柵、カーブミラーの修繕工事であります。節15工事請負費につきましては、18カ所の防護柵、カーブミラー等の安全施設の整備工事であります。

住民環境課長（宮下君） 43ページ、目13消費生活費、主なものは消費生活指導員の報酬、町文化祭に合わせまして開催しております消費生活展に関わる需用費でございます。廃天ぷら油を利用しました手づくりせっけんの利用促進とともに、環境問題等の啓発に努めました。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目14男女共同参画推進費につきましては、節8報償費は、女と男ふれあいさかき2007の講師謝礼であります。節11需用費中、印刷製本費は、女性団体連絡会の機関紙の印刷代、節19負担金補助及び交付金では、女性団体連絡会坂城男女共同みんなの会への補助金であります。

総務課長（中村君） 44ページでございます。款2総務費、項2町税費、目1税務総務費でございますが、固定資産評価審査会委員の報酬、職員9名、臨時職員の人件費、それから、上田地区税務協議会等の負担金など、経常的な経費が主たるものでございます。

45ページ、目2賦課徴収費であります。節8報償費は、固定資産税に関わる前納報奨金でございます。3,280件の前納がございました。需用費の中で、主なものは印刷製本費であります。各税の納税通知書、申告書、その手引き、封筒などの印刷代でございます。委託料は、課税処理等の電算委託、それから、固定資産評価基礎資料の整備、口座振替の委託料などあります。償還金利子及び割引料は、個人、法人の住民税、固定資産税などの還付及び還付加算金でございます。

住民環境課長（宮下君） 45ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。需用費は、住民票等の用紙、申請書の印刷。委託料は、人口統計処理、住基ネットセキュリティ対策、全国町・字ファイルの処理等の委託費。使用料及び賃借料は、戸籍システム、外国人登録システムのソフト、ハードにかかるものであります。

また、顔付き写真の証明として利用できます住基カードは、昨年度51枚交付い

たしました。平成15年度から3月31日までの間、総数は82枚でございます。

総務課長（中村君） 46ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費でございます。

これにつきましては、選挙管理委員会委員の報酬のほか、明るい選挙の啓発にかかる費用等の支出でございます。

47ページ、目3参議院議員選挙費につきましては、平成19年7月29日に執行されました参議院議員選挙の選挙事務の経費であります。当町におけます投票率は67.71%でした。

次のページにわたりますが、目6県議会議員選挙費につきましては、19年4月8日執行された県議会議員選挙に関わる費用であります。なお、事前の準備等の費用につきましては、18年度に支出をいたしてございます。投票率は62.59%でございました。

48ページから49ページにかけて、目7町長、町議会議員選挙費でございますが、平成19年4月22日執行の町長、町議会議員選挙に関わる選挙事務の費用であります。投票率は75.44%でございました。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、項5統計調査費、目1統計調査総務費につきましては、県民手帳や納入日誌などの購入費が主なものであります。

51ページにわたりますけれども、目2委託統計調査費では、工業統計調査、学校基本調査、輸出生産実態調査、商業統計調査、就業構造基本調査の指定統計調査に関わる経費であります。

総務課長（中村君） 51ページ、項6監査委員費、目1監査委員費でございますが、委員報酬のほか、例月の出納検査をはじめ定例の監査、決算審査等監査、各種監査に関わる費用でございます。

福祉健康課長（塚田君） 51ページから、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明をいたします。社会福祉一般経費では、民生委員等の報酬のほか、職員の人件費であります。52ページ、節19負担金補助及び交付金は、福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金など、福祉関係団体への補助金等であります。扶助費におきましては、原油の価格高騰等緊急対策事業といたしまして、高齢者、障害者、低所得者を対象とした灯油の助成事業を実施したものであります。社会福祉協議会補助事業では、結婚相談等、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか、53ページになりますが、戦没者追悼式など、協議会への補助金が主なものであります。国保特別会計繰出金は、国保特別会計への繰出金となっております。

ます。

住民環境課長（宮下君） 53ページ、目2国民年金事務費、国民年金につきましては、町では1号被保険者の資格取得、喪失、住所変更などの窓口事務を受け持っております。消耗品費では、毎年4回全戸配布されておりました信濃国民年金、年金取得に関わる電算委託が主なものでございます。

福祉健康課長（塚田君） 続いて、目3老人福祉費でございますが、後期高齢者医療保険事業として、後期高齢者医療制度開始に向けてのシステム構築の委託料及び負担金であります。

老人福祉一般事業では、報償費として、功労賞、社会・援護局長を迎えての福祉講演会の開催、また、54ページになりますが、節15工事請負費では、老人福祉センター夢の湯のトイレの改修工事を行いました。節19負担金補助及び交付金では、更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブの補助金、美山園、デイサービスセンター等の建設償還補助であります。

老人福祉町単独事業、55ページですが、委託料では、社会福祉協議会との合同金婚式の開催、扶助費として、敬老祝金、18年度対象者525人の事業でありました。

老人医療費給付事業では、扶助費として、68歳、69歳の低所得者への医療費給付のほか、節28繰出金では、老人保健特別会計、それから、介護保険特別会計への繰出金になります。

高齢者生活支援事業として、医療機関への送迎などの外出支援サービス、それから、56ページになりますが、介護保険利用者負担軽減事業として、ホームヘルプサービス利用者で低所得者の医療費の補助、それから、介護予防施設運営事業費として、ふれあいセンター運営費などへの支出でございます。

続いて、目4心身障害者福祉費の自立支援給付費一般事業では、主治医の意見書等の障害者自立支援給付にかかる事務的な経費であります。介護訓練等給付事業費におきましては、障害者福祉サービスの新体系としまして、特に扶助費で、介護給付事業としての住宅介護支援や生活介護支援事業、また、訓練等の支援を受ける給付事業としての自立訓練支援や就労移行、就労継続支援事業などへの支出でございます。節23では、自立支援給付費にかかる国、国庫補助への精算であります。

心身障害者福祉一般経費では、58ページの節19負担金補助及び交付金で、障害者スポーツ大会への負担金、補助金、障害者授産施設長野若槻園の移転改築の補

助となりますが、それから、視覚障害者支援としての補助が主なものであります。

重度障害者介護慰労金支援事業では、報償費として、在宅介護者への介護慰労金としての事業であります。このほか、福祉タクシー委託事業としまして、利用券の交付130名、回数が1,670件という利用がございました。

心身障害者町単独事業では、腎臓機能障害者通院費や希望の旅事業への補助金が主なものでありまして、扶助費では、重度の障害者に対する年金の支給、難病の特定患者見舞金が主なものであります。

それから、福祉医療給付事業では、国保連等への給付事業に関する電算委託、それから、59ページになりますが、扶助費では、重度障害者に対する福祉医療費の支出でございます。

自立支援医療費事業費では、自立支援法に基づき、手術等により障害の除去、難病等が改善されるための医療についての自己負担にかかる医療費の給付をしたもので、対象者は6名でございました。

また、補装具支給等支援事業費につきましても、同じく自立支援法に基づいておりますが、身体機能を補う用具の支援について、給付を行ったものであります。

それから、地域生活支援事業につきましては、障害のある人の能力が適性に応じ、自立した日常生活や社会生活が営むことができる支援としまして、手話通訳等の派遣事業、千曲市と共同による相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具支援事業等のほか、社会交流の促進の場とする地域活動支援センターへの移行に伴う委託事業を行ってきたものであります。

それから、自立支援対策特別対策事業費、自立支援法の施行に伴う激変緩和措置ということで、国による障害者自立支援対策特別交付金により創設された基金を活用して行った事業でありまして、視覚障害者等情報支援、それからオストメイト対策の夢の湯のトイレの改築に伴うトイレの購入、扶助費として、事業運営費の支援、それから、通所サービス利用促進、進行性筋萎縮症緩和事業等を実施したものでございます。

企画政策課長（片桐君） 60ページから61ページにわたります目5人権同和推進費につきまして、節8報償費では、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会の際の講師の謝金等でございます。節13委託料では、集会所等の管理委託費、節19負担金補助及び交付金につきましては、人権擁護委員協議会等への負担金、また、部落解放同盟坂城町協議会への補助金であります。

続きまして、62ページにわたります目6隣保館運営費につきましては、職員1名分の人件費や、節8報償費は、隣保館ふれあいフェスティバル及びふれあい講座の講師の謝金でございます。その他、運営にかかる一般的な経費が主なものでございます。

福祉健康課長（塚田君） 62ページ、目7高齢者対策費ですが、63ページ、節20扶助費で、養護老人ホームへの入所措置を行い、高齢者の福祉の増進、家族の介護軽減を図った事業であります。年度末状況は、はにしな寮5名、尚和寮1名の計6人の費用でございます。

次に、目8地域包括支援センター費では、要支援、要介護高齢者及びその家族の地域ケアを支援する中核機関として、運営を行っております。臨時職員の賃金のほか、委託料、それから使用料、賃借料では、介護予防、ケアマネジメント業務、介護給付システム保守委託、介護給付システムリースが主なものであります。

老人福祉センター委託事業では、社会福祉協議会へ夢の湯を委託、管理したものでございます。

このほか、介護保険制度に基づく事業としまして、重度障害者を対象とした住宅整備事業、それから、高齢者の寝たきり予防としての生きがい活動支援事業、それから、64ページになりますが、在宅介護者支援としての家族介護支援事業などを実施しまして、介護ニーズの総合的な対応、地域の高齢者やその家族の福祉の向上に努めたところであります。

また、緊急通報体制整備事業では、報酬として、独り暮らし老人訪問、訪問員125人分、それから委託料では、あんしん電話180台の保守管理料であります。

64ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の一般経費では、保育園等運営委員の報酬のほか、65ページ、節20扶助費、児童手当が主なものであります。小学校卒業までの児童に対しての支給を行ったものであり、前年比19.3%の増と大幅に伸びております。

乳幼児医療給付事業では、小学校入学前までの乳幼児に対しての医療費の自己負担分を助成したものであります。

少子化対策事業としましては、出産祝金、前年比26.2%ということで130人分を支出してございます。

同じく64ページ、目2母子福祉費では、家庭の自立育成のため、扶助費として、小学校入学と中学校、高校卒業の母子家庭等児童激励の祝金事業を行っております。

また、母子父子医療給付事業としまして、母子家庭、父子家庭に対しまして、医療費、福祉医療費を支出してございます。

65ページ、目3保育園総務費では、ここでは主なものは、人件費でございます。

66ページ、節19負担金補助及び交付金におきましては、特に他市町村への広域入所負担金として、対応したものでございます。

子育て推進室長（中沢君） 66ページから70ページまで、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費でございます。これらは、各保育園の運営費でございまして、経常的なものです。

南条保育園の乳児保育をはじめ早朝7時30分から8時半まで、及び夕方、坂城、村上保育園まで4時から7時まで、南条保育園では7時30分までの延長保育。また、障害児保育の実施、一時的保育を南条、坂城の2園において、実施しております。

地域活動事業といたしまして、未就園児を保育園に招待し、遊びの広場を提供する「なかよし広場」の開催等の事業を実施しております。

教育文化課長（西沢さん） 続きまして、70ページからの目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費は、町内3児童館の運営に関わる経費で、3館合わせて年間延べ3万6,914人の利用があり、開館日数は250日でした。下校後の時間、夏休みの過ごし方などを工夫し、運営をいたしました。

子育て推進室長（中沢君） 次に、目10子育て支援センター事業費は、子育て支援センターの運営費でございます。年間利用者は、親子で7,773組、子育て相談等相談件数は858件でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続いて、72ページから73ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、火災の見舞金として、状況にあわせ3件の支出をしたところでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、このうち保健衛生一般経費では、人件費などの経常的な経費でございます。その中で、健康増進事業として継続しております栄養改善事業として、小学生や親子を対象に、料理教室、料理講習会や健康教室を開催しております。

74ページ、精神保健福祉等事業費では、精神保健福祉法に基づきまして、精神障害者及びその家族等の相談に応じるとともに、学習会を開催し、合わせ長野精神保健協議会、長野県家族会連絡会等とも連携し、活動を支援したものであります。

目2 予防費の予防費一般経費、75ページになりますが、節13 委託料では、休日等の救急医療に対応するために、医師、歯科医師に当番による在宅当番医療体制をお願いしたものであります。また、節19 負担金補助及び交付金では、休日、夜間における救急医療体制として、千曲市と共同による輪番制病院運営事業を実施したものであります。

結核関係一般事業では、結核レントゲン検診を実施し、1,229名の検診を行い、がん等の早期発見に努めたところであります。

乳幼児健診事業では、母子保健法により、児童の健康診査及び健康相談を実施したところです。76ページ、役務費として、乳幼児の身体、精神の発達及び歯科健診における医師への健診手数料、それから委託料では妊婦検診、延べ252名を実施したものでございます。

予防接種事業では、乳幼児、小中学生、一般を対象とした各種予防接種に関する費用で、需用費の医薬材料費は、ワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の医療機関への委託料でございます。

高齢者インフルエンザの予防接種は2,907名、接種率は65.8%ということですが、前年度より4.1%増えておりました。また、人間ドックの受診状況におきましては、国保、社会保険を合わせまして451名、こちらも前年度より70名の増でございます。

76ページ、目3 老人保健事業費では、健康づくりサポート事業におきましては、水中健康教室等の講師謝礼、また、信州大学の小宮山学長を講師にお願いし、いきいき健康づくりの集いを開催し、町内企業、学校、行政等の健康に対する取り組み等の事例発表も併せて行った事業でございます。

77ページ、老人保健一般事業、節13 委託料では、生活習慣病予防として、健康スクリーニングをはじめ胃検診、大腸検査、らせんCTによる肺がん検診など、各種の検診、検査を行い、町民の健康増進に努めたところであります。健康スクリーニング受診者のフォローアップとして、すこやかヘルスアップ事業がございしますが、集団学習会、健康相談、家庭訪問、高血圧治療のための学習会、チューブ体操教室などを実施しまして、治療の必要性や生活習慣病の改善や理解について、対応をしたところであります。

78ページ、目4 保健センター管理費でございますが、これは保健センター管理に要した経常的な経費が主なものでございます。

住民環境課長（宮下君） 78ページ、目5環境衛生費、主なものは雑排水浄化槽汚泥処理、獣医師会への狂犬病予防注射、不法投棄されましたごみの撤去などの委託料と、毎年6月の環境月間に合わせて実施いただいています各自治区の環境整備事業に対する補助金でございます。

79ページ、目6公害対策費は、町内河川の水質調査等の委託料でございます。3月に実施いたしました定期調査結果につきまして、昨年度から、広報で掲載しております。

同じく、目7環境保全対策費では、旧チクマ精工跡地につきまして、18年度の土壤汚染調査結果を受け、詳細調査を実施いたしました。調査の結果に基づきまして、指導機関である県との協議をし、現在、町土地開発公社におきまして、土壤浄化造成事業が進められています。また、敷地内に残されておりました試薬品等約450種類の薬品等の処理、薬品庫の撤去等をいたしました。

建設課長（村田君） 79ページ、目8上水道費でございますが、これは水道新設補助金ということで、19年度は、5件の交付でございました。

79ページ、目9合併処理浄化槽設置費につきましては、28基分について、補助金の交付をいたしましたものでございます。

住民環境課長（宮下君） 79ページから81ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年お配りしておりますごみ、資源物分別収集計画カレンダーの印刷製本費、区が実施いたしました収集所整備に対する補助金でございます。なお、カレンダーにつきましては、英語、ポルトガル語、中国語版もございます。

目2塵芥処理費では、消耗品費として、指定ごみ袋を購入しております。すべての指定袋には、ごみの出し方等、日本語と同じ内容を、英語、ポルトガル語、中国語で記載をいたしました。また、各自治区の容器包装プラスチックを入れます大型のビニール袋を購入いたしました。このほか、可燃、不燃、資源等のごみ収集委託、粗大ごみ、不法投棄収集委託等の委託料、長野広域連合、葛尾組合の負担金、PTA等団体が実施しました資源改修事業奨励金、生ごみの堆肥化容器設置に対する補助金などが主なものでございます。なお、生ごみの堆肥化容器補助金数は14件でございます。

目3し尿処理費は、千曲衛生施設組合負担金、し尿投入手数料負担金でございます。

産業振興課長（宮崎君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費でござい

ございますが、主なものといたしまして、労政一般経費では、職員の人件費と、節8 報償費で、駅前清掃謝礼ということで、立町区の老人クラブへ支出してございます。

続いて、勤労者福祉対策事業でございますが、次の82ページの節19負担金補助及び交付金で、関係機関への補助金や補給金として支出しています。また、節21貸付金につきましては、勤労者生活資金貸付預託金ということで、支出がございましたが、状況については10件、477万9千円の融資というような状況となっております。

勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13管理委託料を支出いたしました。

続きまして、目2労務対策費では、労務対策一般経費で、節19テクノハート坂城協同組合への補助金が主なものとなっております。

次に83ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、これは農業委員会に関わる経費でございます。農業委員会一般経費では、主なものとして、農業委員16名分の報酬と職員の人件費、次の農業者年金業務につきましては、加入推進に向けた経費となっております。

目2農業総務費の農業総務一般経費では、職員の人件費等の経常経費であります。次の85ページの県事業として実施された埋設農薬処理事業への負担金、また、農業用廃プラスチック処理事業として、JAと2分の1ずつ処理に対する補助を行ったところでございます。

目3農業振興費では、農業振興一般経費として、節13委託料では、有害鳥獣の駆除を猟友会へ委託し、節19では、農業経営基盤強化利子の助成2件分、有害鳥獣から農産物を守る電気柵等への設置補助38件分、環境保全型農業を推進するため、果樹の消毒を減らすコンフューザーの実施補助。次の86ページでは、入横尾、北日名、南日名、島、小野沢の5集落を対象とした中山間地域直接支払事業補助、原油高に対応し、補正予算で緊急に油を使って生産している農家の皆さんへ、5万円を上限に補助をさせていただきましたが、交付したのは5件という状況でございました。

次に、地域営農推進事業の主なものといたしまして、86ページ、節19で農業支援センターへの補助、特産品振興事業補助として、味ロジックわくわくさかきに対する補助金を交付したところであります。また、坂城町振興公社に、焼酎商品化補助金を交付し、ラベル等のデザインや販売促進に向けた事業を支援いたしました。

87ページにかけて、生産調整推進対策事業につきましては、坂城町水田農業推進協議会を通じ、単独の転作推進補助金などを交付し、事業推進に努めたところですが、19年度においては、町民の皆さんのご協力によりまして、計画内におさめることができたところであります。

農振地域整備促進事業は、農業振興地域の一部除外等に関わる経費でございますけれども、19年度については、案件がございませんでしたので、需用費だけの支出ということでございます。次の農地銀行活動促進事業は、町内5カ所のファミリー農園の借上料で61件の貸し付けが行われております。

次の農産物加工施設管理費につきましては、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっております。

目4畜産費は、家畜防疫の推進と家畜衛生技術の普及研鑽を図るために、北信地域の市町村、JAによって、北信家畜畜産物衛生指導協会を組織して行っているところですが、そこに関わる当町分の負担金を支出してございます。

目5農地費では、農地一般経費として、次の88ページの節13で、農道管理ということで、和平線の草刈り等をシルバー人材センターに委託しております。また、節19負担金補助及び交付金について、これまで実施いたしました土地改良事業に関わる農林漁業資金の償還負担金、また六ヶ郷用水組合やそれぞれの土地改良団体への負担金を交付いたしました。

89ページの農道等基盤整備町単事業は、町が実施いたしました農道の整備、水路改修工事等9地区を整備いたしました。次の、町単補助事業は自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、18区を整備を進めました。ため池等整備事業は、県営事業として進めている上平、小野沢上野池の改修工事に関わる負担金で、19年度で完了となりました。

次の農地水環境保全構造対策事業につきましては、19年度から始まった事業で、農業者と集落、地域住民が共同で農業、農村資源を管理し、環境を保全していく活動に対し、国、県、町が支援をする事業でございまして、補助対象環境が整っている上平緑の里への補助に対し、節19において、地域協議会へ負担したものでございます。

次の農山漁村活性化支援交付金事業につきましては、同じく19年度から始まった土地改良関係の新たな事業で、越水や漏水被害を起こしている中之条用水の改良、梅の木ため池の改修を20年度から行うための調査、概略設計を委託したものでござ

ございます。

90ページにかけて、農業用水水源地域保全対策事業につきましては、農業用水の水源地域となる森林整備を行う調査の一環として、頭首工台帳の整備を行うことになっておりまして、町内23カ所の調査及び台帳整備を実施いたしました。

項2 林業費、目1 林業総務費は、職員の人件費でございます。

目2 林業振興費のうち、91ページにかけての林業振興一般経費につきましては、節19で干ばつ対策事業として、南条の森林のつる切り、中之条地域の作業道の整備に対し、県と町で補助をいたしました。また、森林整備地域活動支援交付金は、南条生産森林組合と上五明区の森林整備地域活動に対して、交付したものであります。

また、松くい虫防除対策事業として、松くい虫の被害を減らすため、上平、苧屋原地区の山林へヘリコプターによる空中散布を行い、被害木1,370㎡の伐倒駆除を行ったところでございます。

92ページにかけての町有林管理事業につきましては、林業委員を委嘱し、町有林の管理整備を行っているところですが、主には節7で、下草刈りや除間伐等の作業に関わる賃金を支出しております。特用林産振興事業につきましては、五里ヶ峯トンネル横坑前に建設いたしました特用林産物生産施設の光熱水費を支出しております。

次に、目3 林業事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費ですが、主なものとして、節15 工事請負費で、北山線の整備を行ったほか、林道の補修等に係わる重機借り上げやコンクリート等の補修用材料を支出したところです。

議長（池田君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため、10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後2時33分～再開 午後2時44分）

議長（池田君） 再開いたします。

産業振興課長（宮崎君） 93ページをお開きいただきたいと思います。款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございますが、その主な内容は、職員の人件費となっております。また、節19において、中小企業能力開発学院事業への補助、さかきテクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しております。

項2 商工振興費でございますが、商工一般経費として、次の94ページの節19

において、商工業振興補助金、これにつきましては、33社に交付をいたしました。また、商工会経営改善普及事業、ISO取得で、2社に補助金を交付してごさいます。

中小企業対策事業といたしまして、節19で、保証料補給金、これは132社に対して、実施させていただきました。東京ビックサイトで開催されたテクノフェアなどへの出展補助、節21貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、19年度では31件、1億6,740万円の融資を行いました。

95ページにかけた中心市街地活性化事業につきましては、節11で、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベータに係わる光熱水費と、節13で、株式会社まちづくり坂城へ、同コミュニティセンターの管理を委託してごさいます。

続きまして、目3観光費でごさいますが、観光一般経費として、賃金、報償費で葛尾城、弧落城遊歩道、南条記念公園の草刈り等、手入れ作業を地元区等へお願いしております。節19において、各種観光団体への負担金を支出いたしました。特に、去年は、NHKの大河ドラマが「風林火山」ということで、村上義清が登場し、クローズアップされたこともごさいまして、地域を挙げた取り組みに対する盛り上がりも大変ごさいまして、96ページの節19で、県観光部への信州風林火山プロジェクト負担金や松代における真田十万石まつりに村上義清隊を出演させた風林火山イベント負担金を支出いたしました。なお、当町への集客につきましては、統計の見られる鉄の展示館の入館者が、前年比17%増の8,452人、歴史館についても217%、1,815人が来館されたとお聞きしております。

また、町民まつり事業につきましては、実行委員会への補助となっておりますが、同委員会において、30回の節目と「風林火山」に乗って、さらに祭りを盛り上げる甲冑隊のご要望をいただき、前年比15%増の補助金を交付いたしました。なお、参加連は52連、1,355人というような状況でございました。

目4商工企画費でごさいますが、商工企画一般経費といたしまして、信州大学繊維学部と町とで連携、共同に関する協定を結ぶ中で、産学官連携コーディネート事業を委託しており、節13において、支出させていただきました。また、節19において、工業関係各種団体への負担金補助金を交付しております。

工業団地整備事業につきましては、テクノさかき工業団地街灯の電気代、97ページのさかきテクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助を行ったところであります。

創業支援施設管理一般経費では、B・Iプラザさかきの光熱水費と、節13で、さかきテクノセンターへの創業支援業務を委託しております。

鉄の展示館管理一般経費では、管理に係わる経費の支出でございますが、昨年度は企画展を3回開催いたしまして、これに係わる節8報償費の謝礼、節11需用費のパンフレット等の印刷費、次の98ページ、節12役務費の通信運搬費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13委託料では、館の管理等の業務につきまして、株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出したところでございます。

建設課長（村田君） 続きまして、98ページから99ページにわたりますが、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございますが、職員7名分の人件費が主なものでございます。

続きまして、99ページから100ページにわたりますが、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費でございます。100ページ、節11需用費の光熱水費につきましては、道路照明等の電気料であります。節13委託料は、町道の認定、廃止、改良に伴います道路台帳等の保守管理業務の委託料であります。節19負担金補助及び交付金につきましては、各区への土木事業への補助の事業で、22区への補助を行ったものでございます。

100ページ、目2道路維持費でございますが、節13委託料につきましては、文化センター通り、逆木通り、鼠橋通りの街路樹の剪定、除草及び清掃作業委託でございます。町内主要幹線道路の除雪作業委託は221万3,977円でありました。節15工事請負費は、町内一円の道路の舗装、側溝等道路の補修工事で、25カ所の補修工事を実施いたしました。節16原材料につきましては、道路補修用のアスファルト舗装材料、側溝の蓋等の購入費でございます。

続きまして、100ページから103ページ、目3道路新設改良費でございますが、A01号線道路改良事業では、101ページ、節13委託料につきましては、用地測量設計委託が1件でございます。用地測量設計委託につきましては、新規の金井工区の用地調査及び測量設計の委託費でございます。節15工事請負費につきましては、道路改良工事が1件でございます。節17公有財産購入費につきましては、用地代が1件でございます。先行取得をしました土地開発公社の土地の買い戻しでございます。節22補償補填及び賠償金につきましては、補償費が1件でございます。

101ページ、A09号線道路改良事業でございますが、102ページ、節17

公有財産購入費につきましては、用地代が3件でございます。節22補償補填及び賠償金につきましては、5件です。電柱等の補償でございます。

102ページ、道路新設改良一般事業でございますが、節17公有財産購入費につきましては、用地代が5件でございます。道路の改良に伴う用地代でございます。

102ページ、まちづくり交付金開畝地区道路改良事業でございますが、節15工事請負費につきましては、老人福祉センター前の道路新設工事費でございます。

102ページから103ページにわたりますが、まちづくり交付金事業坂城駅周辺道路整備事業でございますが、103ページ、節13委託料につきましては、用地測量設計委託が1件でございます。節17公有財産購入費につきましては、用地代が3件でございます。節22補償補填及び賠償金につきましては、補償が3件でございます。

103ページ、繰り越しのA01号線道路改良事業でございますが、節15工事請負費につきましては、道路改良工事が2件でございます。工事延長が96m、節17公有財産購入費につきましては、用地代が5件でございます。節22補償補填及び賠償金につきましては、補償費が4件でございます。この繰越事業により、平成6年度から進めてまいりました鼠橋通り交差点から南条小学校の山金井入口交差点までの区間の事業が完了をいたしました。事業延長が697m、停車帯を含めた車道の幅が9m、両側歩道が3.5m、全体で16mの幅員の都市計画道路が完了ということであります。地権者等、関係の方々にご理解、ご協力をいただき、無事に進めることができました。改めて御礼を申し上げる次第でございます。

103ページ、繰り越しのA09号線道路改良事業でございますが、節15工事請負費につきましては、道路改良工事が2件で、工事延長が710mでございます。

103ページ、目4橋梁新設改良費でございますが、節13委託費につきまして、測量調査委託が1件でございます。土木遺産に認定をされた昭和橋の補修に伴う測量調査委託費でありまして、平面図、縦横断図、外観図を作成いたしました。

103ページ、項3河川費でございますが、目1河川総務費では、河川愛護団体19団体の補助金が主な内容でございます。

103ページ、目2河川改良費では、104ページ、節15工事請負費につきましては、水路のしゅんせつ工事が2件でございます。

104ページから105ページ、項4住宅費、目1住宅管理費につきましては、職員1名分の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅の住環境整備に係わる維持管理

経費でございます。節11 需用費の修繕料につきましては、町営住宅の水回り、内外装の修繕でございます。105 ページ、節15 工事請負費につきましては、上平団地の屋根の防水塗装工事でございます。

105 ページ、目2 住宅新設改良費でございますが、まちづくり交付金町営住宅中之条団地建設工事に係わる経費でございます。節15 工事請負費につきましては、A棟、B棟、24戸の建設工事費、節19 負担金補助及び交付金につきましては、県営水道の敷設替えに伴う工事費負担金でございます。なお、当該事業につきましては、20年度への繰越事業となりましたが、本年7月4日に竣工いたしましたところでございます。

106 ページ、目3 住宅建築物耐震改修事業につきましては、平成19年度から新たに取り組んだ事業でございます。当該年度におきましては、一般住宅の簡易診断を100件、精密診断を10件実施いたしました。節13 委託料につきましては、耐震診断の実施に伴う耐震診断士の派遣委託でございます。

106 ページから107 ページにわたりまして、項5 都市計画費、目1 都市計画総務費でございますが、主に都市計画事業に係わる職員の人件費など、経常的な支出が主なものでございます。また、県道事業負担金につきましては、平成18年度より長野県が実施しております県道上室賀坂城停車場線田町区間、いわゆる坂都2号線整備事業の地元負担金でございます。

107 ページから108 ページ、目2 街路事業では、節13 委託料につきましては、補償算定が1件、用地測量設計が2件でございます。節15 工事請負費につきましては、工事件数が2件、延長が216mでございます。節17 公有財産購入費につきましては、先行取得をいたしました土地開発公社からの買い戻しなど、用地買収が5件でございます。節22 補償補填及び賠償金につきましては、電柱移転、上水道などの11件の補償費でございます。

繰り越しの都市計画街路事業でございますが、節17 公有財産購入費の用地代1件及び108 ページ、節22 補償補填賠償金につきましては、補償が1件でございます。

108 ページ、目3 下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

108 ページから109 ページ、目4 公園管理費でございますが、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園及び和平公園等に係わる経費で、指定管理者である坂城

町振興公社への委託料及びシルバー人材センターへの作業委託が主な支出でございます。工事請負費につきましては、遊具などの公園施設の修繕工事が主な支出でございます。

109ページ、花と緑のまちづくり事業につきましては、さかき千曲川バラ公園をはじめとするばらのまちづくりの事業経費で、さかき千曲川バラ公園の展望デッキ、公共施設におけるばら花壇整備工事などの工事を実施いたしました。

続きまして、110ページから111ページ、項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費についてでございます。主なものといたしましては、節11 需用費、光熱水費は、坂城駅前トイレの上下水道の電気代、高速バス停駐車場テクノさかき駅街灯等の電気代でございます。修繕料につきましては、駅、トイレ、水回りの修理代などであります。節12 役務費、点検料につきましては、テクノさかき駅浄化槽法定点検料及びテクノさかき駅前置き基礎式立て看板の設置でございます。節13 委託料は、坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託等でございます。節14 使用料及び賃借料につきましては、循環バス2台の借り上げ料でございます。節15 工事請負費につきましては、テクノさかき駅前障害者用点字ブロック敷設工事でございます。節19 負担金補助及び交付金につきましては、テクノさかき駅公衆トイレの光熱費などの負担金、また、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会への負担金及び坂城町地域交通利用促進協議会への補助金、循環バス運行補助金でございます。

111ページ、目2 高速交通対策整備事業費につきましては、湧水対策事業として設置した8カ所の井戸の電気代が主なものでございます。

続きまして、111ページ、項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費につきましては、坂城3区及び網掛3区の地籍調査の再調査が主な内容でございます。節13 委託料につきましては、再調査の測量委託及び測量図の作成委託でございます。

住民環境課長（宮下君） 111ページから114ページ、款9 消防費でございます。

項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合、消防防災航空隊の負担金でございます。

目2 非常備消防費は、消防団、消防団員に係わる報酬、出動交付金、退職報償金、共済負担金、分団運営補助金等でございます。なお歴年、平成19年の火災件数は8件ございました。

目3 消防設備費は、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽、消

火栓等の維持管理に関するものでございます。主なものといたしまして、第3分団の積載車、第1分団の小型動力ポンプの更新、消防団拠点施設整備事業として実施いたしました第10分団詰所及び村上地区備蓄庫新設に関わります設計監理費、公有財産購入費、建設工事費でございます。消火栓につきましては、日名沢区など3件の整備をいたしました。また、夜間における消防活動の安全性と行動性を高めるため、補助率100%の助成制度を利用し、投光器を整備いたしました。

建設課長（村田君） 114ページ、目4水防費でございますが、節11需用費は、鼠、四ツ屋、網掛にございます3カ所の水防倉庫の水防用備蓄材の購入費、水防倉庫の補修費、水防用機器の整備費等でございます。水防訓練は、町防災訓練に合わせて実施をいたしたところでございます。

教育文化長（西沢さん） 続きまして、款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費の一般経費は、委員報酬をはじめ委員会を運営するための経常的経費でございます。

目2事務局費の一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、年間32回行われた教育相談にかかる相談員の報酬、節13委託料は、教職員の健康診断及び小中学校のごみ収集運搬手数料、節19負担金補助及び交付金は、児童生徒が加入する災害共済掛金及び会議等の負担金です。なお、積立金として、文教施設整備基金へ5,009万6千円を積み立ていたしました。

続きまして、116ページ、教育振興事業の節7賃金は、不登校、外国籍児童生徒支援のための指導者賃金。節19負担金補助及び交付金では、村上小学校5年生が対象の30人規模学級任意協力金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

続いて、学力向上事業では、相対評価テストに加え、4年生以上に体力テストを実施いたしました。また、相談支援推進協議会を設置し、問題を抱える子どもたちの支援や地域ぐるみで学校の安全を守る事業を、県の委託事業として取り組みました。

続きまして、118ページ、項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費は、町職員の人件費のほか、節15工事請負費では、南条小学校プール部分改修工事、坂城小学校防火扉改修工事、村上小学校ガス配管補修、外壁、非常階段の補修工事などを行いました。

村上小学校耐震化事業では、節13委託料で、村上小学校体育館の実施設計を、

また耐震化を含む大規模改修工事は、20年度への繰り越しといたしました。

目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の管理のための経常的経費で、以下、管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は、学校医、薬剤師の報酬です。節7賃金は、図書館司書の賃金。節13委託料は、警備保障、電気、保安等の設備管理と、児童の心電図、貧血検査などの委託料及び学校庁務の業務委託料です。節18備品購入費では、下駄箱、事務用机などを購入いたしました。

目3南条小学校教育振興費は、教科学習にかかる費用が主なもので、管理費同様、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節8報償費は、体験学習やクラブ指導の謝礼。節18備品購入費では、児童図書、体育用コースロープ、楽器などを購入いたしました。節20扶助費は、就学援助費、特殊教育就学奨励費でございます。平成19年度の扶助費の対象児童生徒は、小中学校を合わせて115名、792万9千円でした。また、命の大切さを学ぶため、植物の栽培、動物の飼育、募金活動等の体験活動を行いました。

124ページ、項3中学校費、目1中学校総務費は、パソコン教室にかかる費用でございます。

目2学校管理費は、小学校同様、学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費でございます。

目3教育振興費、節11需用費は、教科学習の消耗品、教材備品の修理が主なものです。節18備品購入費では、生徒用図書、陶芸窯、楽器などを購入いたしました。

次に、127ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費の一般経費は、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。また、文化の館では、合同お茶会、俳句の里コンクールなどの事業を行いました。

目2公民館費、公民館一般経費では、分館役員の報酬等のほか、各分館への活動費補助金が主なものです。各種公民館事業では、文化講座、文化祭やスポーツ大会、運動会、成人式など、文化、芸術、健康、体力増進に関する事業を推進し、公民館報は5回発行いたしました。

分館施設整備補助事業では、3分館の改修と大宮分館新築に補助をいたしました。

131 ページ、目3 図書館費、一般経費の節7 賃金は、臨時職員賃金。節11 需用費の修繕料は、灯油配管修理、エレベーター、書棚の修理にかかった費用です。節15 工事請負費は、地下タンク灯油配管変更工事をいたしました。節18 備品購入費では、図書3,150冊を購入いたしました。図書館ネットワークシステム事業では、2市2町1村と大学の図書館と連携し、検索、予約、貸し出しの充実を図りました。

続きまして、132 ページ、目4 文化財保護費について申し上げます。文化財保護一般経費は、文化財保護審議会の開催及び文化財センターの管理運営にかかる費用と、節19 負担金補助及び交付金では、神楽保存会等の文化財保存団体及び無形文化財保持者へ補助をいたしました。

次に、埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立ち会い、試掘調査、整理作業を行い、遺跡保護に努めました。開畝遺跡及び町横尾遺跡発掘事業は、公共事業に伴い、発掘調査を行ったものです。

135 ページ、村上氏坂木宿展示及び文化財展示事業は、それぞれ展示内容の充実を図るための調査、図録作成の費用です。坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、ふるさと歴史館の管理運営にかかる費用で、3年目を迎えた古雛まつりの負担金として20万円を支出いたしました。

続いて、目5 資料館管理費の一般経費は、歴史民俗資料館の管理にかかるものでございます。

続きまして、136 ページ、目6 文化センター管理費は、文化センターの維持管理に係わるものが主なものでございます。節13 委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託及びエレベーター、電気保安、浄化槽の施設整備の委託などです。節15 工事請負費では、ボイラー給水切り換え工事と高架水槽撤去工事を行いました。

次に、目7 青少年育成費の一般経費では、地域全体で青少年の健全育成に努め、ウォークラリー、リーダー研修会などを実施しました。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目8 人権同和教育振興費につきましては、主なものといたしましては、節8 報償費で、解放子ども会の講師謝金であります。

教育文化課長（西沢さん） 続きまして、138 ページ、目9 生涯学習振興費では、「いつでも、どこでも、誰でも」をキャッチフレーズに、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めました。教養講座として、講演会6回、専門講座を26

再開講し、大勢の皆さんに参加をいただきました。そのほか、出前講座、長野大学坂城町講座、毎年公表のライフステージエコーの実施などに係わる費用が主なものでございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費の一般経費は、体育指導員等への報酬や、節8 報償費では、協議審判への謝礼、大会参加賞などです。また、各種スポーツ教室事業として、町民がスポーツに親しみ健康増進や体力の向上を図るため、良い子のスポーツ教室、キッズスポーツ教室、スキー、スノーボード教室、ウォーキング教室、誰でもスポーツ教室を開催いたしました。

続きまして、140ページ、体育施設整備事業は、体育施設の管理補修を行い、利用しやすい施設を目指しました。

目2 武道館管理費の一般経費は、武道館の施設管理費用が主なもので、体育協会の剣道、太極拳、なぎなた、スポーツ少年団、中学校の部活など、心身の鍛練の場として活用をしています。

続いて、目3 給食センター運営費について申し上げます。児童生徒、職員1,509人、延べ30万3,465食の給食を実施いたしました。年間給食費は8,171万3千円で、1日あたりの給食費は、小学生252円、中学生297円でした。支出の主なものは、調理員の賃金、賄い材料費などでございます。

また、老朽化した給食センターを食育・学校給食センターとして移転改築するため、給食センター建設検討委員会を開催いたしました。

産業振興課長（宮崎君） 142ページから143ページにかけまして、款11 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目1 林業施設災害復旧費では、繰り越しとなっております中之条赤岩地区、水晶線の災害現場の監督補助業務委託と同水晶線の林道災害復旧工事を実施したものでございます。

建設課長（村田君） 143ページから144ページでございますが、項2 公共土木施設災害復旧費、目2 道路橋梁災害復旧費でございますが、平成19年6月6日の台風9号により、被害を被った町道について、公共土木施設災害復旧事業として実施をしたものでございます。節7 賃金につきましては、災害復旧工事に伴う測量作業補助員の賃金でございます。144ページ、節13 委託料につきましては、災害5カ所の測量調査の委託を行ったものでございます。節15 工事請負費は、13件の工事でございます。節22 公有財産購入費は、用地代が1件でございます。

財政係長（塩澤君） 続きまして、144ページ、款12 公債費についてございま

すけれども、これにつきましては、長期債の償還元金と、それからその利子の支出でございます。決算額は元金、利子を合わせまして8億2,310万2千円で、前年度対比では9.3%、7,006万1千円の増となっております。増額の主な理由ですけれども、財政融資等にかかる保証金免除の繰上償還を実施したことと、平成15年度に借り入れました臨時財政対策債等の元金償還が始まったことによるものであります。

公債費に関連しまして、18年度から地方債の発行につきましては、国の許可制から協議制に移行され、判断比率として、従来の起債制限比率に替えまして、実質公債比率が17年度決算から導入をされたところであります。19年度は、3カ年平均で19.3%になっておりまして、前年度と比較して2.5ポイントの上昇といった状況でございます。

それから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月に施行されまして、これによって、平成19年度決算から新たな財政指標としまして、将来負担比率等の算定、公表が義務付けられたところであります。一般会計等の地方債残高のほかに、下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担も含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標でありまして、平成19年度においては147.7%となっております。

財政健全化の判断比率につきましては、主要施策の成果及び実績報告書の2ページで報告をいたしておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

歳出の最後になりますけれども、款14予備費につきましては、クラブ活動補助金、それから図書館の灯油の配管修繕工事等にかかるものでありまして、総務費と教育費に合わせて246万8千円を充当いたしてございます。

以上で、歳出総額は61億1,269万6,030円で、前年度対比マイナス0.3%、1,803万9千円の減額となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で93.17%でございます。

これをもちまして、平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、日程第11「議案第44号」から日程第17「議案第50号」までの7件は、平成19年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。これらについて

ては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（三井君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成19年度坂城町一般会計、特別会計、財政援助団体の決算及び財政健全化判断比率に関する審査の概要を報告いたします。

去る平成20年7月25日から7月31日まで、及び8月18日の間、町長から審査に付された平成19年度坂城町一般会計、特別会計の歳入歳出決算は、坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、地方自治法第199条の第7項の規定による財政援助団体の財団法人さかきテクノセンター歳入歳出決算、部落解放同盟坂城町協議会歳入歳出決算、平成19年度決算から義務付けられました財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率であります。

審査の方法といたしましては、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに、計数の正確性の審査を行い、関係各課等より主要施策の成果及び説明を聴取するなど、審査を行った。また、財団法人さかきテクノセンター及び部落解放同盟坂城町協議会についても、同様の方法で審査を行いました。

平成19年度決算から、財政健全化判断比率が審査に付されました。算定の基礎となる書類をもとに、計数の正確性の審査を行い、関係課から説明を聴取し、審査を行った。審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は、諸帳簿と符合して、正確であることを認めた。また、地方自治法第199条第7項の規定により、町が補助金を交付している団体のうち、財団法人さかきテクノセンター及び部落解放同盟坂城町協議会についても、同様に審査をした結果、いずれも正確に処理されており、適正であると認めた。

財団法人さかきテクノセンターの運営については、施設の老朽化対応、機器の更新などを計画的に進めてください。また、中小企業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあり、利用者のニーズを把握しながら、研究開発支援や研修などの事業展開に努めてください。部落解放同盟坂城町協議会については、自主財源の確保に努めるとともに、差別をなくすため、根強い活動に努めてください。

財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は、算定書類と符合して、正確であることを認めました。

平成19年度決算において、一般会計の歳入総額は62億1,551万6,088円で、前年度と比較して1,879万6,266円の増となり、前年度比0.3%の増となりました。

歳出総額は61億1,269万6,030円で、前年度と比較して1,803万9,152円の減となり、前年度比0.3%の減でありました。歳入歳出差引残額は1億282万580円で、前年度と比較して3,683万5,418円増の決算状況でありました。

また、特別会計では、歳入総額52億8,045万9,785円で、前年度と比較して0.9%の増、歳出総額は52億5,293万3,713円で、前年度と比較して1.5%の増。歳入歳出差引残額は2,752万6,072円で、前年度と比較して3,101万3,832円減の決算状況でありました。

財政構造の良否を示す経常収支比率は、平成17年度から増加に転じ、平成19年度は、下水道事業に係わる繰出金が経常経費に算入されたため、89.0%となり、前年より4.8ポイント増となり、3年連続で増加しておりますので、抑制に十分留意してください。なお、数値が1に近いほど財源に余裕があるといわれる財政力指数は、年々増加傾向にあります。引き続き、財政の健全化に努めてください。

公債費比率は14.6%で、前年比0.2ポイント減少しました。実質公債費比率については19.3%で、前年比2.5ポイント増加している。単年度で見ると0.2ポイント減少しているが、平成17年度から葛尾組合の負担金が急増したことにより、また、比率の低かった平成16年度が算定から除かれたことにより、3年平均では2.5ポイント増加している。事業展開をする中で、起債事業も財政運営上重要なことと思いますが、借金であり、将来にわたり負担を負うものであります。世代間の公平負担を考慮され、運用には財政規模との均衡を図りながら、十分留意してください。

平成19年度一般会計決算の歳入総額は62億1,551万6,088円、調定に対する収入率は96.3%。支出総額は61億1,269万6,030円、予算に対する執行率は93.2%。歳入歳出差引残額は1億282万580円で、その残額のうち4千万円を地方自治法第233条の2の規定により、基金として積み立て、

残額の6, 282万58円は翌年度へ繰り越しています。

歳入については、予算額に対する収入率は94.7%、調定額に対する収入率は96.3%であり、収入額は前年度と比較して1, 879万6, 266円増の決算でありました。

町民税の収入状況については、前年度比25.2%と大きな伸びとなった。個人町民税は定率減税の廃止、税源移譲による伸び、また法人町民税においては、景気の回復により、大幅な伸びとなった。入湯税については、前年度比1.6%の減となった。収入率については、前年度比0.1ポイント増となっていますが、今後も引き続き、徴収率の向上に努めてください。

収入未済額については、前年度と比較して3, 632万2, 165円の増となり、年々増加の傾向にあります。滞納の実態をよく把握され、納税の公平の原則の上から、滞納者には厳正な措置をとるなど、未納額の解消に努めてください。

歳出については、予算現額65億6, 081万615円に対し、支出済額61億1, 269万6, 030円。平成20年度繰越額は4億756万5, 736円、不用額は4, 054万8, 849円。予算現額に対する執行率は93.2%、歳出額は前年度と比較して1, 803万9, 152円の減でありました。

各事務事業については、NHK大河ドラマ「風林火山」により、戦国武将村上義清を広く内外に知ってもらう機会となり、信濃村上氏フォーラムや「村上義清と風林火山の時代」など、ふるさとの歴史に学ぶ事業が行われ、意識の高揚が図られた。

自治区等が創意工夫し実施する地域づくり活動支援事業は、3年目を迎え、10地区2グループに助成され、住民参加のまちづくりの推進が図られた。

安心、安全なまちづくりとして、災害時の活動拠点として機能を有する備蓄庫を併設した消防団詰所が、上五明地区に設置された。村上小学校の耐震化対策として、体育館の大規模改修事業が行われ、安心して授業が受けられるよう、整備が行われた。

平成20年度から施行される後期高齢者医療制度が、円滑に導入できるように準備が進められた。原油価格高騰に対する緊急支援として、低所得者世帯などに、冬季間の暖房用灯油の購入に助成がされた。地域産業の活性化事業として、ねずみ大根の振興と坂城ブランドを確立するための坂城オリジナル焼酎が開発された。

生活基盤面では、主要地方道坂城インター線から谷川までの町横尾区間の整備など、道路改良事業が進められた。高齢者、子育て世帯等の住宅確保のため、町営住

宅の整備が図られた。また、平成19年9月の豪雨により、被害を受けた道路、河川、昭和橋等の災害復旧工事が、適切に執行された。今後も、第4次長期総合計画の後期5カ年計画に基づき、住民、企業、行政が連携して、活力ある地域づくりにさらに積極的に取り組まれ、適切かつ効率的な執行を望みます。

基金の運用については、それぞれの計数は正確であり、運用方法についても、びんぐし湯さん館整備事業、文教施設整備、ふるさとまちづくり基金と、設置目的に合った活用がされ、その処理は適切であると認めた。また、巡検した6カ所の工事については、計画どおり執行されていた。

なお、特別会計各課の指摘事項につきましては、報告書に詳細に申し上げておりますので、省略させていただきます。

最後に、平成19年度の決算から審査に付された財政健全化法に基づく健全化判断比率の概要について、報告をいたします。

財政健全化判断比率の指標として、1. 実質赤字比率、2. 連結実質赤字比率、3. 実質公債費比率、4. 将来負担比率、5. 資金不足比率の5つの指標があります。1の実質赤字比率及び2の連結実質赤字比率については、いずれも決算が黒字となったことから、数値がゼロとなりました。5の資金不足比率についても、資金が充足されていることから、数値がゼロとなりました。3の実質公債費比率については、早期健全化基準値より低い19.3%ではありますが、18%を超えたことで、起債が許可制となることから、今後の動向に注意をしてください。4の将来負担比率についても、早期健全化基準値より低いですが、特別会計、一部事務組合、土地開発公社などと連携を図りながら、新発債の発行に十分留意をしてください。

平成19年度は、いずれの指標も早期健全化基準値以下ではありますが、将来に向け、負担の軽減、健全な財政運営に努めてください。

以上をもちまして、平成19年度決算審査の報告とさせていただきます。

議長（池田君） 以上で、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日10日から9月15日までの6日間は、議案調査等のため、休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、明日10日から9月15日までの6日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は9月16日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時36分)

9月16日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 9番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 山城賢一君 | 10 " | 安島ふみ子君 |
| 3 " | 柳澤澄君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 4 " | 中嶋登君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 5 " | 塚田忠君 | 13 " | 宮島祐夫君 |
| 6 " | 大森茂彦君 | 14 " | 池田博武君 |
| 8 " | 春日武君 | | |
2. 欠席議員 7番議員 入日時子君
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 塩野入猛君 |
| 総務課長 | 中村忠比古君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| 住民環境課長 | 宮下和久君 |
| 福祉健康課長 | 塚田好一君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育文化課長 | 西沢悦子君 |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 塩澤健一君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 塚田郁夫君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 電子自治体事業についてほか | 林 春 江 議員 |
| (2) 住民力を活かす地域づくりをほか | 田 中 邦 義 議員 |
| (3) 子育て支援の拡充をほか | 安島ふみ子 議員 |
| (4) 土地開発公社について | 柳 澤 澄 議員 |
| (5) 工業用地についてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、一般質問の期間中、カメラ等の機器の使用の届出がなされておられ、これを許可してあります。

また、7番 入日時子さんから欠席する旨の届出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 質問者はお手元に配付したとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に9番 林春江さんの質問を許します。

9番（林さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 電子自治体事業について

イ. 進捗状況と行政効果は

行政の利便性とコストの削減を目標に、国と地方の自治体を専用のネットワークで結び、行政手続をオンライン化するという電子自治体事業を目指し、県及び当時

の106市町村とともに坂城町も総合行政ネットワークに接続してから、今年で5年がたったところでもあります。

総合行政ネットワークL GWANという耳慣れないこの事業について、当時の担当職員からの説明では、行政間の文書あるいは情報の共有化、ペーパーレス化、効率化を進めるものであり、将来的なものとしては、申請とか届出についてもオンライン化を図り、さらに電子入札、公共施設の予約といったところまでの発展も目指していくということでありました。将来的という言葉は、どのくらいのスパンで将来を表わそうとしているのか見当が付きませんが、情報技術の進展は、日進月歩、まさに目をみはるものがあり、1、2年で驚異の進展につながっていくというのが常識の業界であります。

電子自治体事業の構築から5年間で、坂城町はどのような進捗を遂げたのか。また、最大の目標である行政効果をどう受け止めているのか、まずお伺いいたします。

ロ. 今後の方向は

広報5月号に、「電子申請サービスのご利用を」との見出しで、5月7日から電子申請サービスの運用を開始するというお知らせが、掲載されておりました。自宅のパソコンからインターネットを利用して、原則24時間、365日、いつでも役場への申請が可能になるというもので、住民が役場へ出かける手間も省け、時間的な制約も受けず、便利に利用できるということでもあります。

電子自治体事業構築が目指す住民サービスの展開がいよいよ始まるのかと期待が膨らむわけではありますが、その内容は飼い犬の登録事項の変更、飼い犬の死亡届、家屋取り壊し、ウェルカムばらサミット事業参加申し込み、千曲川水辺の教室参加申し込みの5項目でありました。今後、利用できる届出を順次追加していくという意向も示されておりましたが、それには、まず、町民の皆さんのニーズに沿ったものであるということが、前提となるのではないかと考えるところでもあります。いかがお考えでしょうか。

今後の方向への考え方をお伺いするとともに、5月開始以降の申請サービスの利用状況も併せてお伺いいたします。

町長（中沢君） 電子自治体事業に係るご質問でございます。

情報技術といいますか、通信技術といいますか、これらの技術は目覚ましく進歩しているわけでございます。これによりまして、私たちの暮らしや産業も、大きな変化をもたらしているところでもございます。遠隔地にあっても瞬時に情報の交換

ができるということはもとより、情報に証明書を添付したり、情報に鍵をかけて特定の者だけが情報が受け取ることができるというようなセキュリティ対策の高度化も進んでいるわけでございます。

これらの技術を生かして、行政事務の効率化や住民の利便性の向上を図ろうということが、電子自治体推進事業であるというふうに認識しているところでございます。平成19年3月に総務省が発表した新電子自治体推進指針では、住民から行政に対する申請について、2010年までにオンラインによる申請率を50%という目標が掲げられております。市町村レベルにおいても、自治体としてはなかなか進んでいない状況でもございます。

長野県におきましても、県と市町村の共同によりまして、ようやく平成19年度に電子申請サービスのシステムが構築されました。坂城町においても、この5月から利用を開始したところでございますが、まだその効果について、評価できる段階ではございません。

電子申請により利用している総合行政ネットワークについては、導入した平成15年度にも大変大きな費用を負担しておりまして、当然、時期がくればまた設備更新ということも出てまいりまして、効果を上げなければ大変負担の重い事業でもあるわけでございます。費用対効果を十分考える中で、今後の行政サービスの充実に努めてまいりたいと思う次第でございます。

企画政策課長（片桐君） 電子自治体事業につきましてでございますけれども、わが国におきまして、電子自治体に関する取り組みが本格化したのは、21世紀に入りまして平成13年1月にIT戦略本部、いわゆるe-Japan戦略を作成したことに始まります。以来、電子自治体の基盤づくりは急速に進んでまいったところでございます。

特に平成13年3月に国のIT戦略本部により決定されましたe-Japan重点計画におきまして、平成15年度までにすべての地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークシステムを整備するとされ、ご指摘のとおり当町におきましても利便性の向上と行政コストの削減を図ることを目的に、平成16年3月この全国的なネットワークであります総合行政ネットワークLGWAN（ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク）ということでございますが、これに接続をしたところでございます。

このLGWANにつきましては、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑

化、情報の共有による情報の高度利用化をはじめ国の各府省間を結ぶネットワークと接続し、国との情報交換を図ることを目的とした高度なセキュリティを持った行政専用のネットワークでございます。このネットワークを活用することで、国や県をはじめとする各機関のネットワークが共通仕様のもとに構築されるということで、市町村などにおけるネットワークへの重複投資を抑制し、維持、運営、費用の削減及び運用負荷の軽減が図られておるところであります。

具体的には設計、積算システムの共同利用、財政融資資金事務オンラインシステム、地方公営企業決算状況調査電子システム、また統計業務など、このネットワークを介して利用しておりまして、事務の効率化や経費の縮減といった一定の経過は出ております。そして、これらのネットワーク整備によりまして、住民向けのサービスにつきましても、ホームページなどによる情報提供のほか、本年度からは、町におきましても、このネットワークを利用した電子申請サービスを開始したところでございます。

この電子申請サービスにつきましては、自宅や職場など、身近な場所からインターネットを通じまして、行政手続を行っていただけるもので、町では、まず、利用される方の申請者登録などの事前の手続のいらぬ届出から、手続を開始したところでございます。電子申請で受け付けている手続につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおりでありまして、家屋の取り壊し、一部取り壊し届出、飼い犬の死亡届、登録事項の変更届、そして信州さかきふるさと寄付金のお申し込みの4つの届出であります。5月にはウェルカムばらサミット事業参加申し込みと千曲川水辺の教室参加申し込みの受け付けを行ったところでございます。

今までの申請の利用の実態でございますが、ウェルカムばらサミット事業の参加申し込みで10件、飼い犬の死亡届で1件のご利用をいただいたところでございます。ご指摘のように、手続の内容はまだ不十分でありますし、PR不足の面もあろうかと思いますが、まだスタートしたばかりでございますので、導入の効果という点につきましては、まだまだという状況だというふうに思っております。

現在、長野県内では、長野県をはじめ46の自治体、内訳としては長野県44市町村1広域連合でございますが、電子申請サービスを開始しております。各種講座の申し込みやパンフレット等の郵送申し込みなどの手続を行っているところもあるわけでございます。町といたしましても、今後の情勢を踏まえた上で、さらにご利用いただける手続を増やすとともに、利用者の増加につながるよう啓発活動も行っ

てまいり、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

9番（林さん） ただいま町長及び課長のほうからご答弁をいただきまして、まだ時間はたっているもののなかなか整備のほうがままならないというようなことを私のほうとしては受け止めました。今の利用状況を見ましてもウェルカムばらサミットで10件、飼い犬の手続で1件というこの状況については、有線なんかでも当然広報されたかと思うんですけど、やはり啓発活動というものが十分でないのではないかなというようなこともちょっと懸念されます。

これだけの費用、町長のお話の中では、費用をかけた割には効率的な効果はないというようなお話もありましたけれども、私たち住民の側からすれば、手近にとれるような手続とか、また申請とかに広がっていけばいいななんてことを強く思って、特に公共施設の利用なんかについては、前回の平成15年のときですか、そのときには早い段階での使用ができるのではないかなという見込みを申されておりました。その辺は、公共施設の申請などは、とても住民側からすればありがたい使用方法だと思いますけれども、その辺について、ひとことご答弁をいただきます。

企画政策課長（片桐君） 公共施設の申し込みの点でございますが、まだLGWANにつきまして、役場だけ、企画政策課のところの端末ということで、文化センターへはまだ接続ができておりません。ですから、そういった体制整備を図る中で、公共施設の利用につきましても、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

9番（林さん） 何分にも文化センターへ広げるということについては、また当然大きな費用がかかることでしょうし、即それというわけにも、利用状況からしても、まだちょっと寂しい状況の中で、それを克服するだけのニーズがあるかどうかということも懸念されますけれども、引き続き、これからの電子自治体事業の進展には、極力お力を入れていただきたいと思っております。

2. 下水道事業について

イ. 普及率向上は早急の課題

住民の健康で快適な生活を支え、河川の浄化、自然保全など、下水道整備の重要性は、私たちの生活環境を確保するために、極めて重要性の高いものであり、早期の全町完備を期待しましたが、地域により生じた進捗度合いに、住民の不安、また不満が膨らんでいるということは、ご承知のとおりであります。

坂城町の公共下水道事業は、全事業費185億円、全町完成工期は、当初、平成

25年という見込みのもとで、整備が進められてまいりました。平成12年10月1日、待望の一部供用開始で、いよいよ文化生活ができるようになると、当時、町民は、全町への普及に期待を膨らませ、その日の到来を心待ちにしておりましたが、平成20年3月末現在の普及率は51.5%、全町の約半分にしか及んでいないという現状であります。

長野県下81市町村中、下から3番目という大変不名誉な位置づけであります。坂城町は企業をはじめ住民の皆さんの頑張りをいただき、財政力指数は0.805と県下市町村中、上位4番目の財政力という評価を得ておりながらのこの現状に、正直戸惑いさえ感じております。さらに、今後の見込みについては、全町整備までには、現状の事業費ペースでいくと、20年ほど要するという町側の説明でありましたが、町長は、今議会招集あいさつで、下水道普及率の現況に触れ、10年計画等を策定し、国、県の協力を得て、早期実現に努めていかれる旨のお話をされました。今までの見通しから10年前倒しでの実現という思いがけない展開を、うれしく、またお聞きをする中で、さらに細部にわたり、その内容について、町長の胸のうちをお聞かせいただきたいと思っております。

ロ．収入未済額解消を厳正に

私たち町民の義務とする税金をはじめとし、負担金や使用料の滞納が、年々増加傾向にあり、その実態調査や解決に向けた対応が急がれております。

平成19年度決算につきましても、その収納状況は大変厳しいものがあり、一般会計では、町税で約2億2千万円を筆頭に、町営住宅使用料や保育料など、合わせて約2億3,300万円。一方、特別会計につきましても、国民健康保険税で約9千万円、下水道の受益者負担金及び使用料で約2,100万円等、合わせて約1億4,435万円。一般会計、特別会計を合わせますと約3億7,700万円という膨大な収入未済額が生じているという実態であります。

その解決に向けては、徴収方法などにも研究、工夫を重ねたり、例えば、以前は滞納があった学校給食費が、現在では滞納額ゼロという町内事例にも学ぶなど、全町職員を挙げての対応を、強く求めるところであります。

さて、先ほども申し上げました下水道事業特別会計での受益者負担金及び使用料約2,100万円が未済となっておりますが、その要因はどんなところにあるのか、まず、ご説明をいただきたいと思っております。また、同じ立場にある坂城町民として、同じサービスを受けられる立場にありながら、下水道が接続に至っていないため、

その享受にあずかれないという腑甲斐なさ、一方では、利用をしながらも、未納の状況にあるということに理不尽さを感じるのであります。この点をどう考えておいでになるのか。これら受益者負担金や使用料は、今後、下水道事業を全町へ進めるための大切な財源となるものであり、未済額ゼロを目標に、厳正な対応を求めるものであります。未済の要因も併せ、納得のゆく答弁を求めます。

町長（中沢君） 下水道事業について、お答えいたします。

坂城町は千曲川沿線の3市2町1村を計画処理区域とする千曲川流域下水道の上流処理区に入っております。平成3年から、この事業が進められたところでございます。

流域下水道事業は、終末処理場が流域の下流端に設置され、終末処理が効果的に行われていること、維持管理について有利になります。流域の上流端に位置する坂城町は、幹線管渠について、不利になる要素が多く、整備が遅れている次第でございます。広域下水道を選択したということへの宿命的な課題でもあるわけでございます。

不利になる要素といたしましては、当初、坂城町境から一部入った地点までとなっていた幹線管渠が、町の間までに見直される以前に、町で施工した幹線管渠について、起債の償還が残っていることが1つ。2つ目として、流域下水道幹線管渠が町の間までとなり、その上流の幹線については、推進工事も含め、町が整備しなければならないという状況。3つとして、幹線管渠の事業費負担は、坂城町のみの汚水が流下する部分は100%負担となっていると、この下流についても、徐々に負担割合は減少しても、流下していく幹線にはすべて坂城町が負担するというところで、負担が多額になっているわけでございます。

こうした状況から、現在、中之条清水工事下までとなっている流域下水道幹線の終点マンホールの位置について、処理人口が約3千人見込まれる南条の国道18号線までの約1.8km、幹線を延長した位置へ見直していただくべく、県に何回か要望しております。9月4日には千曲川流域下水道所長に、9月12日には環境部長、生活排水課長等にもお願いし、10月8日には知事にも直接お願いすることにしており、その後、国土交通省等々といろいろと陳情を重ねてまいりたいと、こんなふうに思っているわけでございます。

県におきまして、国の理解を得て、流域下水道の終点マンホール位置の見直しを図っていただければ、約5億円の公共下水道事業費の圧縮が可能になると考えてお

ります。また、協議を進めております小網地区の汚水処理施設の整備手法を、公共下水道から浄化槽に見直すということにより、約5億円の事業費の圧縮を見込んでおります。こうした事業費の圧縮と10年計画で下水道事業への重点投資を図っていくことにより、19年度末時点で51.5%となっている下水道普及率を、平成30年には90%とし、浄化槽を含めると、町のほぼ全域で水洗化が可能になると試算しており、そういう方向で、最大の努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

建設課長（村田君） 私からは、収入未済額解消を厳正にについて、ご答弁させていただきます。

下水道事業において、収入未済額が生じているものは、下水道受益者負担金と下水道使用料になります。下水道受益者負担金につきましては、下水道の管路が整備され、供用開始になった翌年度から賦課をしてきておるものでございまして、金額が多額となることもあり、5年間の20回分割の支払い方法を採用しております。

滞納になっている方は、町税等にも滞納がある場合が多く、滞納整理に伺っても、他の支払いに回ってしまうこともあり、滞納額が減らないうちに分割になっている負担金が追加になっていくため、滞納額が増加してしまう状況になっております。

下水道使用料につきましては、以前からの滞納がある方が滞納になっている場合がほとんどで、件数は限られておりますが、町税等にも滞納がある場合が多く、分納していただいても、新たな使用料が発生してくることもあり、なかなか滞納額の減少に結びつかない状況でございます。

供用開始区域の拡大に伴い、新たに賦課になる方や使用料が発生する方については、新たな滞納が生じないように、早期の納入に努めていただいております。以前からの滞納がある方についても、分納の誓約書をいただいたりして滞納整理に努め、収入未済額の減少に努めております。

町の町税等推進対策会議が設置され、徴収事務実施方針や滞納整理計画について、取りまとめられておるところでございます。この実施方針では、収入による完決を進め、誠意のみられない滞納者に対しては早期に財産調査を行い、滞納処分を実施していき、財産調査によっても差し押さえ財産が発見できない場合などは、法律に照らし合わせた執行停止あるいは不納欠損を適正に行い、財政の健全化を図っていくこととされております。

下水道事業についても、この実施方針に沿って滞納整理等に努め、滞納額の減少

を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

9番（林さん） それでは、下水道事業についての2回目の質問に入ります。

ただいま町長のほうから、国や県への陳情を続け、一応の目算としては、小網地区の合併浄化槽の5億円も含めて、約10億円程度の経費が削減される、国からのご援助をいただいたという中で、そういう10億円程度の削減ができるのではないかとこの見通しをお話になりました。

そうなった場合には、30年度には、浄化槽を合わせてほとんどの町内が完備されるというお話でありましたけれども、大変、そのように順調なようにいくことを期待するわけであります。財政的なことで言うと、今回も示されております実質公債費比率が19.3%と警戒ラインを超えているということで、起債には制限が必要になると。そういうこと絡みで、新聞報道にもありました、その辺は抑えていかなければならないという総務課長のコメントも載っておりましたけれども、あくまで、その10億円について、小網のそのことについては、確かな5億円の削減が見込まれますけれども、その辺の見通しというものは、どのように立てていかれるのか。本当にその5億円という大きなものが圧縮できるような根拠というか、見込めない部分もあるのではないかと思いますけど、その辺を慎重に考えた場合に、町の借金がまた膨らむのではないかとこのことが懸念されますけれども、その辺の財政的な運営方法については、どのような配慮をされるのか、お聞かせください。

町長（中沢君） 国に対して、県に対しての要望として、広域下水道が実に坂城町にとって負担の重い、そして公平性に欠く手法だということを現在申し上げております。ということは、1つとして管渠のマンホールが、坂城で途中で止まっているわけでございます。千曲市、長野市はずっと管渠が通っているわけでございます。そういった事情がありますよということでもあるわけでございます。

それとまた、下水道そのものについて、いろいろ負担する中で、坂城町は、今まで、いろいろなものをすべて負担してきているということ等もございまして、行政の公平性からいって、どうしても坂城に支援してほしいと、このお願いをし、千曲川公共下水道の幹部の皆さんも、また環境部の皆さんも、それなりに応援していくという理解は得ているところでもございます。しかし、これからは国へのことでもあるし、県をバックアップにしながら、国への詰めをしていきたいなど、こんなふうに思っている次第でございます。

坂城町の財政力指数が0.803だと、県下では4番目ということではあるわけ

でございますが、ただ、よそのように、いろいろ交付税を主体とした町ではないわけでは、要は、町税が相当の部分を担当して、そういった町でございますので、人と言うと、財政的には常に自主財源が見込める町でもございます。将来にわたりまして、やるべきことはやっていくということが、行政の要と考えているところでもございます。

まちづくりの中で、下水道がない町と、十分でないということは、町の根幹として、実に問題のあることでございますので、行政に優先順位を求めるとするならば、そちらのほうへシフトして、そして、いくらかでも減らせるもの、制約できるものは制約するという事等を踏まえながら、行政の選択性をも含めまして、進めてまいりたいなど。将来につながるとよく言われますけれども、今の生活が一番大事でございます。そしてまた、20年先へ行ってどうだという話になれば、その間の人々の生活はどうなるのかという課題も出てきますし、そのとき残しても、またその人たちの負担にも通ずることでもございます。今のまちづくりの中で、最大の努力をしてまいりたいと、そんなふうを考えているところでございます。

9番（林さん） 町長から、今のまちづくりの中では下水道に重点的な配慮を配って、財政的なバックアップの中で、きちんとやっていくというような心強いご答弁をいただけたと、私は理解いたしました。

それにつけても、当初、幹線管渠ですか、それが一番大きな負担になっているという中で、こういう千曲川流域下水道を選択したということについても、町長には、宿命的な課題だと思っているというような言葉もありました。それをいかにクリアして、町中の整備につなげるかということは町長の手腕にかかっていることだと思っております。どうぞ、早期の実現を目指していただきたいと思っております。

ただいまのような前向きなお話を聞いた町民の皆さんは、これを、テレビを見ている方はご理解いただけると思いますが、やはり町民の皆さんにしてみれば、特に整備の至っていない南条、村上地区の人たちにしてみれば、どういう状況であるか、不満ばかりがつのっていて、これからのそういう新しい方向でやっていくというようなお話も、どの程度浸透するかということも、疑問があります。今のようなお話を、ぜひ、町民の皆さんにご説明いただけたらと思っておりますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

町長（中沢君） こういった地方自治という中におきましては、長なる者が議会を通じてお話しすることがまず基本でございます。そうした中で、議会ともどもに、

じゃあ、坂城の町の下水道が、どのように不公平感があるのかといいますと、先ほどのマンホールの話、さらにまた管渠があるんですが、それが坂城は100%自分で負担する。ところが、千曲市の場合は、坂城分は坂城分で、長野へ行くとまた千曲市と坂城分は減っているというような二重構造の不公平感もあるわけでございます。そういった問題をいろいろひっ提げながら、そしてまた、今は、まず第一に小網の地区に対して、この10月にもいろいろ打ち合わせをいたしますが、町として、こういうふうにやっていきたいんだというお話を積極的に申し上げ、そういった中で進めてまいりたいなど。なおかつ、これからの方向という中では、国との関わり、状況等もいろいろ出てきた状況の中で、またいろいろお話をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

9番（林さん） 次に、口の収入未済額解消について、お伺いいたしますけれども、受益者負担金については、先ほど課長のほうから、いろいろの方法とか、一般的なお話はお伺いいたしましたけれども、下水道という受益者負担金の中での滞納の原因とされることについて、また、納入方法なんかを見直さなければいけないのかなというようなご指摘が、監査委員さんから出ておりました。この指摘も納得のいくものでありますけれども、その指摘をどう受け止め、また、その見直しについての具体案などについては、どんな考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

建設課長（村田君） 下水道の受益者負担金の納入方法の見直しというご質問でございます。

これにつきましては、現在、受益者負担金につきましては、供用開始の翌年度から賦課をするということになっておりまして、供用開始になってから負担金が生ずるまでに接続をされた方が、その負担金が発生しても納入いただけない状況が懸念されるという状況であるので、接続する前に納入をしていただく方法を検討しろということで、監査委員さんからご指摘があり、そういう方法がないか、求められているものでございます。

供用開始からの負担金が発生するまでの間に接続されて、滞納をされている方は、平成12年供用開始になり、13年度に負担金が発生した方々で、約3件ほどございます。それ以降は、接続をされる方につきましては、負担金の滞納があるかどうか、確認をさせていただいて、その滞納を解消していただいてから、接続工事をやっていたらという状況でございます。従いまして、受益者負担金の滞納額の多くは、まだつないでない方が大変多いわけでございます。この納入方法の変更

につきましては、条例の改正も必要かと考えておりますので、まずは他市町村の状況をよく調べながら、先進的な事例がございましたら、そういう方法をとらせていただくようなことで、その見直しについては、今後また、検討させていただきたいというふうに考えております。

9番（林さん） 3. 小麦栽培の振興を

イ. 「おしぼりうどん」は坂城の地粉で

食料の産地偽装、賞味期限改ざんなど、何よりも安全第一であるべき命をつなぐ食への不正が、次から次へと発覚しておりますが、営利を最優先する業者と不正を見抜くことができない甘い監視体制に、大変な憤りを感じているところであります。

食の安全を求め、地産地消の取り組みが進むにつれ、消費者と生産者の間では、顔の見える販売が広がってきておりますが、これも安心して口に入れるものを選びたいという消費者と、納得のいく品物を誇りを持って提供するという生産者の食に対するこだわりの現れではないかと考えるところであります。

さて、坂城町独自の伝統野菜と銘打ち、生産量を拡大したねぎみ大根、その辛味を生かした搾り汁で食べるおしぼりうどんが、地域の食文化として広く紹介され、好まれるようになって久しくなりますが、さらに多方面の人に食していただくには、自信と誇りを持って提供できる食材への配慮が、大切ではないかと考えるところであります。ついては、特に減少してしまった小麦の生産を、耕作放棄地を活用するという考えの中で振興につなげ、その結果として、ねぎみ大根も、小麦粉は坂城産という、名実ともに坂城のおしぼりうどんを、地域の伝統的な食文化として引き継いでいけたらと考えるところであります。

昔は、麦秋の美しさが、坂城町のあちらこちらで見られたものと想像しますが、その美しさは、今の子どもたちにも見せてあげたい風物詩の1つではないかとも考えております。小麦の生産振興に対する町の考え、また、現在、坂城町で生産されている小麦粉はどのくらいあるのか、その辺も併せてお伺いいたします。

ロ. 栽培し易い体制づくりを

次に、小麦の生産増に向けての栽培し易い体制づくりについての質問に入ります。

安心、安全の食料をとひとことに言っても、食料を生産する農家は、現在、高齢化、そして後継者不足と難題に直面しており、大切な農地は、耕作放棄地と化し、荒廃の一途をたどるという状況に、大変胸を痛めるところであります。

農林業センサスによりますと、平成18年度、坂城町の耕作放棄地は、全耕地面

積385ha中74haということですが、周りの農地を見る限り、さらに増加していることが推察されるわけであります。このような現状を、少しでも打破することにつながるための1つの方策として、小麦栽培を振興し、安心できる食生活を自分たちでつくり出すという啓発、それに向けての体制づくりは、行政の舵取りを願いながら、住民の皆さんとつくり、実践につなげたいと考えているところであります。

また、この体制づくりに必要となる農地、また、必要とする整地、さらに町所有の農機具の貸し出し及び必要な修理、整備等、町の支援を求めるわけでありますが、町のお考えをお伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 最初に、おしぼりうどんは坂城の地粉でというご質問からお答えさせていただきます。

おしぼりうどんは、郷土の先人たちが守り、大切に継承してきた地域の伝統食で、県が行っている信州の伝統野菜にも認定されているねずみ大根とともに、後世に伝えていかなければならない町の食文化というふうに考えてございます。

町では、ねずみ大根の生産者やおしぼりうどん提供店などで組織されているねずみ大根振興協議会やJA等とともに、大根の生産拡大のほか、おしぼりうどんのPRに努めてきたところでございます。平成18年作物統計調査によりますと、町内における小麦の作付け面積は30a未満、収穫量は1トン未満でありまして、栽培農家も本当にごくわずかであろうと推察できます。

このような状況の中で、町内におきましては、小麦の会の皆さんが、ユメセイキ、融資の農業委員さんが伊賀筑後オレゴンをそれぞれ生産していただいているわけでございます。現在、これら町内産小麦につきましては、ユメセイキを学校給食のすいとんとして子どもたちに食べていただいております、味ロッジわくわくさかきでは、限定うどんとして、ユメセイキと伊賀筑後オレゴンをブレンドしたオリジナルのおしぼりうどんを提供しております。これらの取り組みは、地産地消の一翼を担っていただいております、おしぼりうどんの振興の面でも、同様の取り組みが全町的に広がることを期待するところでございます。

また、町内には、隣接の千曲市で大規模に小麦生産を行っている農家もいらっしゃいます。生産のノウハウもお持ちでございます。小麦の生産量を増やし、名実ともに坂城のおしぼりうどんをというご質問でございますけれども、次の栽培し易い体制づくりをご質問にも関係しているところでございますけれども、小麦の生産拡大につきましては、農業支援センターを中心に、農業委員会、JAちくま、農業

改良普及センターなど、関係機関と連携する中で進めていければと考えているところでございます。

次に、栽培し易い体制づくりをというご質問にお答えいたします。

国では、耕作放棄地対策の営農再開に向けて、耕作放棄地周辺の農家や企業が、土地所有者に代わって行う農地の整地ですとか、土壌改良に対して助成をする交付金制度を、来年度の予算に向けて計上したというような情報も得ております。この制度は、農地の回復に向けた障害物の除去や土壌改良、用排水路や鳥獣被害防止施設などの周辺施設の整備、資材、機材購入などの初期投資に対して助成するとされておりまして、遊休水田を利用した小麦の栽培拡大にも活用できるものと考えてございます。

現在、農業委員会で全町の荒廃農地の調査をしておりますけれども、国が取りまとめた後、政策的に、この辺が整備されて出てくるのではないかというふうに期待しているところでございます。また、農機具につきましては、町部落解放同盟に管理を委託しております。空いていれば隣保館へお申し込みいただくことにより、どなたでもご利用いただけるものでございます。それぞれの農機具の使用頻度の違いもございまして、整備等に努め、小麦栽培にもご利用いただけたらと考えております。

町といたしましては、小グループ、小規模でもやっていける小麦栽培の体制づくりに向けて、国の交付金制度の活用等も含めまして、情報収集や関係機関と連携する中で、進めてまいりたいと考えております。

9番（林さん） ただいま課長のほうから、小麦栽培についてのお考えをお伺いいたしましたところであります。

話の中では、耕地が30a未満、量は1トン未満ということで、本当に少量の小麦生産です。この少量の中で、おしぼりうどん云々ということは、ちょっと先ほどの食材の面から言えば、もう少し何とか地粉を使ったものでなければ、大きい顔をして、いずれ計画している大根サミットですか、あの辺にも、もっとちゃんとしたお粉を使っていますよというようなことでPRできると思うんですけども。

私もこのことを質問するにあたり、ちなみに、公共施設でうどんをつくっているところの小麦粉について、お聞きしてみました。びんぐし亭の手打ちうどんは、普通は市販のお粉、白根というメーカーだそうですけども、普通のお粉を使っているそうです。先ほど課長がおっしゃいました伊賀筑後オレンゴンとユメセイキをブレ

ンドしたものは、限定品としてあまり量がなく、普通は市販のお粉でやっているということでもあります。また、湯さん館についてお聞きしたところ、あそこは市販の冷凍うどん、これは価格の問題もあろうと思いますけれども、ということでした。

味ロジックわくわくさかきの加工所のおやきとかお菓子、その辺についても、やはり市販のお粉ということでもあります。女性の皆さんが一生懸命頑張って、加工所で働いていただいておりますけれども、やはりお粉等を使ったものが多く、うどん、おやき、その辺については、ぜひ小麦を振興する中で、もうちょっと坂城町のユメセイキ、私たちも手がけておりますけれども、話はグループのほうへ移りますけれども、ああいう仕事もグループならできると私は思っております。各家庭でやるということになると大変な負担で、ボランティアでやれば何とかできる。それをこういう振興につなげるという崇高な考えの中で、私たちはやっておりますけれども、ぜひ、そういうグループづくりとか、また昨日の新聞ですか、敬老の日になんだ状況を見ますと、長野県のお年寄りはとても元気で、全国一でいるというような状況。そういう状況も踏まえた中で、グループづくりを促進していただきたいと願っております。その辺をもう一度、課長のほうからご答弁をいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 小麦の生産という部分の中では、残念ながら市場という部分から考えますと60kgで2千円という価格が低迷している状況であります。そういう中で、坂城で地粉を使ったいろんなものができているというのは、小麦の会、農業委員会有志の皆さん、そういう方たちのお力があるからこそ、できているというふうに私は認識しております。ボランティアということでございますけど、なかなかボランティアは続かない部分もございますので、そこら辺はいずれにしても、今、地域の名産ということで、うどんもあるわけがございますので、ここら辺、諸グループ等でできるのが一番というふうに考えておりますので、どういうやり方がいいのか、再度研究させていただきたいと思います。

9番（林さん） 時間もいよいよあと2分ということでもあります。

今回、質問に立って、いろいろと町の状況とか、緊急的な課題についても質問を続けてまいりました。下水道をはじめ町が長期的あるいは短期的な事業については、それぞれ施策や計画の中でやっていくことは、十分承知の上であります。長期的な計画の中にも、いろんな状況、財政的なもの、国の方針などが変わる中で、浮き沈みは始終あることで、それによって、私たちみたいな小さな町は、過大な影響があることも承知の上であります。

状況が変わったことについて、今回も町長は大きな決断をされて、住民の皆さんの理解のできるような方向へと尽力いただくということが、ここでお聞きできました。そういう話を、私たちも、また議会として町民のみなさんにお示しし、十分な理解をいただく中で、またいろんな面で、皆さんとともに、小麦生産もそうですけれども、自分たちができることは自分たちで一生懸命やろうという気持ちに変わりはありません。以上で質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして2つの項目について順次質問を行います。

1. 住民力を活かす地域づくりを

最近、まちづくりの主役は住民であるという地方分権の理念に基づいたさまざまな取り組みが全国各地、町内においても行われておるところであります。この自らの町や地域を自らが作り合うというまちづくりの実践は、地域共同体としての連帯感やコミュニティが薄れ弱まりつつある今日、住民一人ひとりが住んでいる町や地域に愛着を覚え、暮らしやすい環境をつくる上で最も大事な手法であり、重要なテーマでもあります。

坂城町においてもボランティアによる千曲川バラ公園づくりや、上平を元気にする会、ふれあいの郷、南日名など、住民主導の新たな地域づくり、活性化の取り組みが進められており、すばらしい活動が行われております。また、町の地域づくり活動支援事業を活用した広場づくりや区民祭、ふれあいの行事など各区単位で取り組まれておりますが、この動きや活動を一層発展させ、住民一人ひとりに広がる、より多くの住民が参加するそんな地域づくり、まちづくりが行われることを願うものであります。

イ. 協働のまちづくりへ更なる情報の共有化を

住民が行政と連携し協力し合い、支え合うまちづくりには、わかりやすいタイムリーな情報の公開と共有が前提でありまして、住民が行政と同じレベルで理解し合い、そして町の情報開示、透明性の高い説明責任を選べるならば、住民参加のまちづくりにさらなる前進が期待できるわけでございます。この視点から、最近の町の

主要な施策事業の取り組みについて、2点にわたり情報公開、説明責任をどのように考えているのか説明を求めるものであります。

まず1つは、オリンパス跡地を大学薬学部の誘致から工業用地へ変えたことについての町民への説明であります。

18年10月以来、町長は、町に学園機能を検討していくとして、昨年には、その用地を取得してきたところであります。去る6月の議会定例会で、同僚議員の一般質問に答えて、5月28日に大学学長から、女子など学生が集まらない、また国の補助制度や新学部への認可等に変わりが出てきて、もうしばらく時間がかかるという説明を受けて、工業用地にする旨、学長の了解を得たとの答弁がありました。そして、この9月の議会において、学園機能の誘致を白紙に戻し、工業用地として活用することを議会定例会の招集あいさつで、初めて説明されたところでありますが、工業の町として、雇用や下請企業等への波及効果、そして、経済力、財政力の裏付けを考えると、結果として、私は適切、ベターな決定と考えておりますが、5月下旬に実質的な決定をされながら、なぜ9月まで町民等へ説明がされなかったのか、その理由について、町長に伺います。

2点目でございますが、今年4月に実施した小学6年生と中学3年生の国語と算数、数学の全国学力テストの結果についてであります。

8月29日、文部科学省から、結果の概要が発表されましたが、町内の小中学生の結果の概要なり、課題等について、住民への公表、情報公開はどうされるのか。その理由も踏まえて、教育長に伺います。なお、昨年は発表されなかったのですが、今年3月の定例会における社会文教常任委員会において、教育長は、今年は発表しますとの発言もされておりましたが、8月30日付の信濃毎日新聞では、町教育委員会としては非公表の方向であるが、町の結果が極端に悪ければ、教育の充実を図るのに地域の理解を得る目的で、公表も検討するとのコメントが載っております。結果として、公表をどうされるのか、説明をお願いいたします。

ロ．地域課題対策に住民力を活かす受皿づくりを

この町の取り組み、姿勢について伺うものであります。

行政と住民の連携と協力して働く地域社会が、今まで以上に求められております。町が抱える課題を行政に任せるだけでなく、住民が主体となって解決していく。そんなまちづくりが今問われているところではないかと思えます。そこで、2つの点についてですが、少子化対策、そしてまた次の時代につなぐ農業活性化対策、この

2点について、町では住民の力を集め、活かして、町独自の受け皿づくり、風土づくりについて取り組むべきではないかということで質問をするものであります。

まず1点は、少子化対策であります。住民の皆さんの協力を取り込む取り組みについてでございます。

去る8月15日、町の成人式が行われましたが、この新成人のうち、坂城中学校卒業生は181名おりました。ところが、昨年、一昨年の平成18年に町内で誕生した新生児は132名で、19年前に比べて49名減、3割近くも減っております。少子化は、地域活力の問題であり、共同コミュニティの基盤に係る重要な課題でありながら、行政に任せきりで今日まできている面があるように思います。

安心して安全に出産と育児ができる地域環境を、行政と住民が連携し、補完し合いながら、実効性のある独自の特色ある取り組みが、地域間競争につながっております。財政の制約がある行政を支援する、そういう住民、団体、企業など、地域力を結集して、柔軟な新たな取り組みが行われるまちづくりが、望まれるところであります。現実には、出産時の妊婦を最優先するタクシー会社や、働くお母さんが急な残業のときに、保育園へ子どもを迎えに行くチャイルドシート付きの子育てタクシー、あるいは病児、病後児を預かるボランティアなど、地域の隙間を埋める、行政の隙間を埋める子育て支援が、すでに行われているところがあります。住民の皆さんの知恵と工夫が活かされる、そういう取り組みへ、また、住民のそういうやる気に火をつけるまちづくりを進めるべきだと思いますが、どう考えるか。そんな受け皿づくりの取り組みについて伺います。

さらにその2つ目の、次の世代につなぐ農業活性化対策であります。

食料自給率が40%の国でありながら、農業者の高齢化、後継者が不足で、耕作放棄地や荒廃農地が年々増加する構造的な課題を抱えて、一方では、海外に頼る食料品の安全性が大きく損われる事件や事故が続発しておるところであります。町内にも、荒廃農地が17年の農業センサスによると125haの耕作放棄農地が確認されており、農業活性化対策を重点的に取り組む必要性を強く感じるところであります。

このためには、いかに住民の力をものづくり、農業生産に活用することができるかが決め手ではないかと思えます。幸い、団塊の世代が地域社会に戻りつつあります。農業の生産性や収益性を考えると、若い後継者の農業算入については、何かと制約がありますが、第一線を退いた中高年パワーを町内の食料生産など農業の担い

手として活用することについて、町は重点的に支援策を取り組むべきではないかと思いますが、具体的には町の農業を考える会などで参加者を募り、そして荒廃農地の復元、遊休農地を耕作希望者に利活用するための条件整備や弾力的な運用、あるいは農業希望者に対する講座等などで、次の新しい農業者の参入を、そして農業の町の産物づくりを活性化する、そんな地域内分業型の農業などを負担の少ない新たな担い手おこしと参加しやすい条件整備で、農地の有効活用、地域の農産物の再生を図ることが必要であると考えますが、町長はどう考えておられるか。また、今後の取り組み等も含めて伺い、第1回の質問を終わります。

町長（中沢君） 協働のまちづくりへの情報の共有化ということについての答弁をさせていただきます。

協働のまちづくりということで、住民の皆さんと協働してまちづくりを進める上で、常に行政運営を透明化し、情報の共有化を図っていくということは、けだし当然なことでございます。町におきましても、諸々の情報を幅広く収集する、そしてまた、それぞれ必要な情報は選択し提供していくということ、これはまた大事であるわけでございます。

そういう中で、まず、地域の皆さんから選出されております議員さん、いわゆる議会の皆さんに情報を開示し、いろいろなご意見をいただくということが何より基本と考えているところでもございます。そしてまた、広報さかきや町のホームページ等にも掲載し、いろいろと町民の皆さんにお知らせしていくということ、これが大事だと考えております。

特に町の行財政運営に関する資料を、冊子となると数十ページにもわたるようなそういったテーマについて、手軽にご覧いただけるようにホームページでの情報の提供もさせていただいているわけでございます。そうした中では、情報をより有効に収集する手立てを町民の皆さんにより何回となくいろいろそういった場を設けていくことが大事なかと、こんなふうにも思っているところでもございます。

今議会に提案いたしました主要施策や実績報告、決算そして財政健全化判断比率等に対する監査委員さんの意見書等も、先日、ホームページに掲載したところでもございます。

オリンパス跡地を大学誘致から工業への転換ということにつきましては、今回でなくて6月の議会において、議場でいろいろ説明申し上げた次第でもございます。創造学園の大学部ということの中では、いろいろ招集あいさつの中でも申し上げた

ところでもございます。18年の春に坂城にいろいろな思いをはせて産学官の1つの連携として、創造学園大学から薬学部をというお話があったわけでございます。当時は、坂城で土地ぐらいが心配できればぐらいの状況でもあったわけでございますが、その後、状況も変わってきております。八十二銀行の経済研究所等に、いろいろ調査をお願いしても、素晴らしいことでまちづくりの根幹であるということではあったわけでございますが、何といても財政負担を乗り越えるということ、これまた難しいお話でもあるところでもございます。さらにまた、土地そのものが、オリンパスのものであって、町のものではないと。大学も誘致するので、町が立地するものではないということで、どちらかという、それをより利用させていただく、活用させていただくという立場にもあるわけでございます。

交渉の中でもオリンパスさんにはまず大学立地を模索するけれども、坂城の町として、そうでない場合は工業立地ということで、そちらに利用させていただく手法をとるということで理解もいただき、その方向で進めてまいったところでもございます。

いろいろそういう過程の中で議会を通じ、そしてまた、こういった判断というものは、長が自らいろいろしていかなければならない責務があるわけです。いろいろ、この人に聞き、この人みんなで集約したから、そのとおりにいくかといえ、ほかの人が立地することなものですから、どちらかという依存型になるわけでございます。そういう収集の全体等を把握いたしまして、工業立地ということにしたわけでございます。

昨今、この2年間にわたって、町の工業立地に対する要望というものは実に強くなってきております。そうしたことを優先したということで、ご理解いただきたいとこんなふうに思っているところでもございます。今後、工業立地をどのように進めていくかということの中で、柳沢精機さんにお譲りすることが決まり、これからいろいろと手続も進めるわけでございますが、よりよい発展を願っていきたいとこんなふうに思っております。

教育長（長谷川君） イの②全国学力テストの結果について、お答えを申し上げます。

小学校、中学校におきましては、ひとことでいうならば、児童生徒に生きる力を育む教育を行う、これが教育の目的であります。教育委員会といたしましては、この目的が、学校において十分達成するように、円滑に教育が行われるように支援、援助を行い、必要によっては助言をするという役目であるというふうに認識をして

おります。

どのような学校教育を行うことが子どもたちにとって幸せであるか、こういう視点で、それぞれの課題について、今までも、これからも対応を教育委員会としては思考し、判断してまいりたいと思っております。

今年度も4月に、全国学力検査、学習状況調査が実施されましたけれども、この結果の取り扱いにつきましては、教育委員会として協議を重ねてまいりました。その結果が、先ほどご指摘いただきましたように、学力検査に結果については公表しない。しかし、結果を公表しなければ改善を図ることができないような場合は、公表することも検討する。学習状況調査の結果につきましては、学習状況の改善を図るために、保護者や地域の皆さんの協力を得る上で、必要とある場合は公表するというものでありまして、基本的な見解を決めたところであります。

このような見解をとるに至りました背景について、2点申し上げたいと思います。

1点は、学力検査の結果の公表は、学校教育を本来進むべき方向から歪んだ方向に進ませる可能性を多分に持っているという点であります。

2点目は、学力を育てることは学校教育の一部にすぎない、一部であるということであります。

まず第1点目ではありますが、ご存じかと思いますが、今年の学力検査の発表の前日にあたります8月28日付の信濃毎日新聞に、長野県教職員組合で行った全国学力検査に関する県内のアンケート調査の結果についての記事がございました。そこには、一部の教育委員会や管理職から、事前の準備をするようにとか、去年の問題を子どもに解かせるようになどの具体的な指示があったという趣旨の記述がありました。このような記述は、全国でも同様な動きがあったとも記されておりました。

この記事は、全国学力検査の結果の公表がもたらすひずみを、端的に表わしていると思っております。学校が児童生徒にすべきことは、学力に関してだけ申しますと、今後、社会に生きていくために必要な学力を確実につけてやることであります。テスト対策で去年の問題をやらせた結果、もしかするとテスト点は上がるかもしれませんが、本当の学力の向上につながるとは思えません。そのことは、先ほどの記事に出てくる教育委員会におきましても、管理職におきましても、十分承知をしていたことであると私は思っております。しかし、テスト対策に走ってしまう、学力がつかないかもしれないテスト対策に走ってしまう。そこには何か歪んだ力が働いているというふうに解釈できるわけでありまして。

もし、学力検査の結果が思わしくなかったといたしましても、学校自身が、先生たち自らが、その原因はどこにあるかを十分に分析して、授業を改善したり落ち着いた学習環境をつくるために工夫したり、より効果的な学習ができるよう教材や教具を整えたりすることによって、児童生徒の学力の向上を図っていくのが、本来の姿であります。

ところが、結果を公表した場合、思わしくない結果でありますと、当然、非難の声が上がります。校長をはじめ先生方が非難にさらされます。先生方は非難への対応に追われて、日々の教育活動が十分にできない、そんな状況に陥ってくるでしょうし、学校教育は混乱して、何をやっても非難の目で見られるようになってしまい、本来の教育が順調に進めることができないという事態になります。児童生徒にとって、これは誠に不幸な状態であります。

学力検査の結果が良くなれば、そのような非難を避けることができる。本来ならば、先ほど申し上げたような改善に、時間をかけて、地道に取り組んでいくことが必要であります。それが、周りからの圧力で許されなくなってくれば、そういうことを心配すれば、先ほど申し上げたような新聞報道のような選択をせざるを得ない状況に追い込まれてくる。これが、学力検査の結果を公表したときの最大の問題点であると思っております。

次に、第2点目の学力を育てるということは、学校教育の一部でしかないということについて、申し上げます。

学力の意味には、広い定義と狭い定義がありますけれども、今回の学力検査は、知識理解、知的理解がどのくらいあるかという量と、確かさと、さらにその活用力という狭い意味での学力を測定したものであります。学校教育が児童生徒に育もうとしているものは、狭い意味での学力のほかに、道徳的判断力であるとか、情報の選択力、判断力、あるいは読解力などを含めた広い意味での学力でありますし、さらに、そのほかに運動力とか粘り強さとか、行動する力とか、適応する力、そのほか、人と協調する力でありますとか、最近では、社会に出て働く力、これも学校で育てる力の中に入ってきております。

さらにそのほか、感動する心、美しいものを美しさとして感じる心などの情操を育てることも学校の大きな課題であります。

学校はこれらのことをバランスよく育てていく。これが学校の使命でありますし、子どもたちに対して、生きる力を育てていくことにつながると思っております。狭

い意味での学力は、学校教育が育てようとしている力の一部であります。その一部である学力だけを点数化して、問題視することによって、学力が学校教育のすべてかのような誤解を一部の方に与えてしまっていることになっているのではないかと、こんなふうに思うわけです。

このような誤解と申しますか、考え方の皆さんは、すでに一部にございます。自分の子どもがテストの点が取ればいい、テストの点が十分取れて、いい高校に行き、いい大学に行き、そして一流といわれる企業へ、あるいはキャリアと呼ばれる官僚を目指して頑張っていこうというお母さん方は、何人かいらっしゃるかと思えます。このような考え方からいけば、学校は、狭い意味での学力を育てればよいということになるわけですが、私たちは、そういうふうには考えておりません。

坂城町教育委員会が、今目指している学校教育は、そういう方向ではなく、学力はもちろん大事でありますけれども、それだけでなく、人として、現在の社会共同体の中で、自分で判断し、行動し、幸せに生きていくために身につけていく力、いわゆる生きる力を円満に育てることを、学校教育の目標としております。

以上の2点にわたって、学力だけに目を向けた場合、学校教育が本来目指す方向からどのように歪んでいくかを申し上げたわけでありまして、このように思考してきました結果、教育委員会といたしましては、今年も、全国学力検査の結果は、公表しないと判断したわけでありまして、今後も、この方針を堅持していきたいと思っております。ただ、しかしながら、各学校において、学力検査を踏まえて、自分の学校の学習状況を、学習の実態を把握し、学力向上に向けて、対策をとって進めていった場合に、学校として、先生方として、できる対策をすべてとってきたけれども、どうも学力の向上が思うように進まないといった状況に陥った場合には、公表のリスクはいくつかあるわけですが、たとえそれを背負ったとしても、結果を公表して、保護者の皆さんや地域の皆さんに学校を支えていただくことが、子どもたちのためにベストではないかと判断するような状況も想定できないわけではありません。従って、そういう想定に立ちまして、結果を公表しなければ改善を図ることができないような場合は、公表することも検討するという一文を付け足したわけでありまして。

この判断は、今、公表しなければならぬような状況が来ているということを示しているわけでもありませんし、近い将来、予想されているわけでもありません。あらゆる状況を想定した場合のことです。学校教育において、未来の坂城町

を背負う子どもたちを育てるという第1番の使命を考えたとき、どんなことがあっても公表しないんだという固定的な姿勢ではなく、そのときの状況を適格に判断し、最も有効な期待できる対策を実行するためには、公表することも検討するというスタンスであります。

しかしながら、このような事態は、決して起きてはならないと私は思っています。教育委員会としても、学校としても、その思いには変わりないと思います。町内4校の先生方は、坂城町の子どもたちが、未来に向かって羽ばたけるように真剣に取り組み、努力を重ねてくださっております。この姿勢が続く限り、全国学力検査の結果を公表しなければならないような事態は起きないと確信をしております。

産業振興課長（宮崎君） 私からは、地域課題対策に住民力を活かす受け皿づくりのうち、次代につなぐ農業活性化対策をというご質問にお答えしてまいりたいと思います。

現在、農林水産省や県からの指導によりまして、町内すべての耕作放棄地を対象に、耕作放棄地全体調査を実施しております。この結果によりまして、耕作放棄地対策として、国から新たな政策が出てくるものと、先ほどもちょっと申し上げましたが、期待しているところでございますけれども、町といたしましては、1月中旬までに調査した結果をまとめて報告する一方、耕作放棄地の解消に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

耕作放棄地が増加している原因といたしまして、農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物の価格低迷等が考えられます。農業委員会では、年4回、各地区において、農地相談を実施しておりますけれども、寄せられる相談は、貸し手がほとんどで、借り手の相談はあまりない状況となっております。定年退職者などを農業にご提案でございますけれども、まず、その方々が農業をやりたいという気持ちになっていただくことが、大変重要であると考えているところでございます。定年退職者を農業に呼び込むという方法につきましては、本当にこれから真剣に考えていかなければならないというような考え方でおりますけれども、団塊の世代の皆さんのお力をいただくなど、コストを安くするためのご提案につきましては、大変ありがたいお話というふうに受け止めてございます。

厚生労働省の2010年を目標にした新雇用戦略の中でも、団塊の世代の皆さんが活躍できる環境の整備というようなことも上げてございます。それについても、どういう形になるのか、大変期待しているところでございますけれども、先ほども

申し上げましたけれども、遊休農地の調査を踏まえた対策を、これから検討していくというようなことでございます。それらを絡める中で、町、農業委員会、農業支援センター、JA等の機関の皆さんと連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

子育て推進室長（中沢君） 口の地域課題対策に住民力を活かす受け皿づくりをの少子化対策について、お答えさせていただきます。

町では、少子化対策の一環として、働くお母さん方が安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりをして、子育てと仕事の両立支援をしてきたところでございます。

保育園においては、朝7時30分から夕方7時30分までの延長保育をはじめ、乳児保育の実施、一時的保育等の事業を実施してきてところでございます。保育時間外の保育サポートとのことでございますけれども、三世代同居の世帯、あるいは近隣に祖父母等がおられる子育て家庭では、子どもの保育園への送迎をはじめ、病気の際に両親が仕事で休めない場合の預かり保育などを協力して、子育て、孫育てをしておられます。また、地域でも他人のお子さんを預かったり、保育園への送迎をいただいている事例もございます。

子育てボランティアグループには、子育て支援センターの行事の際のお手伝いや講演会等の際に、お子さんの保育をいただいております。ともに支え合う地域社会をつくるために、高齢者の皆さまに子育てボランティアとして活動していただけるよう、子育てボランティアの育成支援を子育て支援センターにおいて、今後も継続して実施してまいります。

県内の先進地の事例といたしましては、ファミリーサポートセンター、あるいは子育て緊急サポートセンターという組織を立ち上げ、お子さんの発熱や急な出張などでご両親などがお仕事が休めない場合、お子さんを有償で預かりする組織を立ち上げております。利用するには、利用会員は、あらかじめ登録しておき、お預かりするサポート会員は、保育の研修を受けた会員が登録をし、コーディネーターが利用会員とサポート会員を結びつける制度でございます。坂城町においても、今後、子育て支援の課題として、検討していきたいと思っております。

1番（田中君） ただいまそれぞれ答弁をいただいたわけでございますが、若干私の考えていることと違うことのようにございますので、ちょっと再確認というか、やりますが、町長は、6月議会の前に一応学長と会って決めておられたということで

すが、確かに議員が質問をして答えて初めて、工業用地にするという答えなんです。

私はやはり、議会招集の前に、大学からこういう情報があったということ、まず聞かせていただきましたかったなど。その次の臨時議会で、じゃあ言うのかなと思っていたらおっしゃらなくて、この9月、もう3カ月もたってきているわけでごさいます、その辺のタイムリーな情報の提供、開示ということについて、町長はどうお考えになっているかということをお聞きしたかったわけでごさいます。

それから、2番の学力テストの関係でごさいますけれども、私は、今回は、学力テストそのもののことを言っているのではなくて、情報開示、情報の住民の皆さんとの共有というオープンな行政のあり方の一環として、たまたまここで学力テストの公表があったと。全国の知事なんかは、町村別の順位を示せなんて言って、予算をカットするぞなんていうようなことも言っているところもあるようですけど、私はそういうことを言ったんじゃないで、本当のねらいとしては、学校が管理しやすい、そういう情報だけを割合流して、管理しにくいとか、教育システムにまずいような、そういうものをしまっておくんじゃないかということのないようにという意味で、今回こういうものを情報として提供すべきでないかという思いで質問したわけでごさいます。

学力テストによって、2つの弊害があると。教育が歪められるし、また、それは学校教育の一部なんだということでごさいますので、そういう確たる理念を持ってやっておられるということであれば、私は住民の皆さんも理解されるんじゃないかと思ひます。

時間もないので、教育長には結果を発表することのないように、この末、もし続けたとしたら、発表するようなことがないようにひとつしっかりと、学校教育の礎を築いていっていただきたいということを申し上げます。

少子化でごさいますけども、私は、ここの表題は、住民のパワーをいかに少子化に取り組むかということについて、町、あるいは職員の皆さんはどうなのかなという、そういう決意をお聞きしたかったわけでごさいます。

少子化という大きな問題、課題が目の前に横たわっているながら、それに対して、通り一遍の祝金をやるとか、時間外延長をするとか、子育て支援センターでやるとか、そういう、私の言いたいことは、行政が何かをやっているというだけで済むんじゃないで、やった結果、よそよりも少子化の率が良かったとか、そういう成果なり、効果なりが見えてくるような取り組みをしていく。そういうためには、財政的

な制約もあるでしょうし、特に行政がやる場合は、予算という大きな制約があるわけですね。

極端なことを言えば、あの矢祭町、合併をしないという矢祭町は、第3子から出産祝金100万円出すんですよね。第5子、5人目を産むと200万円出してくれる。やっぱり多少増えているらしいです。あるいは、下條村のように、公共事業を削減して、若い人向けの住宅をつくって、そこへ出産したり子育てする世代を呼び込んで、そして出生率を2%に上げた。そういう行政としてできることは行政でやってもらう。ところが、住民としてやらなくちゃいけないこと、あるいは、今そうでなくても地域に何か出てくるパワーというか、そういうものを呼び出すことが、この地域づくりの大きな課題になっているわけでございます。そういう視点で質問を申し上げたんでございますので、そういう面で、何か決意というか意欲があれば聞かせていただきたいなということでございます。地域総がかりで子どもを育てるという、そういう風土をつくろうではありませんかということ、私は申し上げたいわけでございます。

それから農業政策でございますけども、私のこの質問も、課長、さっきの農地相談で、貸し手ばかりで借り手がない、だから何とかしなくちゃいけない、行政じゃなくて住民の皆さんのパワーを取り込んで何かしましょうよというのが、私の質問のねらいなんです。

センサスというか調査をしなくたって、目の周りにいっぱい空き地なり、荒廃地があるわけで、しかも結構、便利なところにあるわけですね。中山間地の山のほうじゃなくても。私の周りも、今年もかなりぶどうなんかを切ったり、荒らしている人がいるわけです。そういう人を、町が、行政が間に入ってマッチングしてやるとか、何かできるところから。そのためには、やっぱりそういう農業を考える会というようなものを呼びかけて、JAとかそういう特定な人たちではなくて、一般の人に町の農業を考えませんかというようなことで集まっていただいて、フリートークしながら、じゃあどうするんだという。上平元気、あるいは南日名のような、そういうものを、個々の段階で広がるような取り組みを期待しているわけでございます。誰でもできる農業ということについて、私は、町がそんなに直接、少ない農業予算を向けなくてもできるんじゃないかという思いで質問したわけでございます。以上、4点の中で、もし答弁を必要とするものがあれば、していただいて、私は次の質問に入りたいと思います。

町長（中沢君） 十分ご承知のことと思いますが、地方自治というのは、住民の要望を担った議員さんと、また、住民の要望になった首長が相對していろいろと施策を議場において展開するということが基本であるわけでございます。私も努力しますが、皆さんも住民の要望がどこにあるのか、常に踏まえながら、ご質問いただければありがたいなど。

それともう1つ大事なことは、議会の場合に、全体の皆さんに説明したから、それが説明責任だということではなくて、一人ひとりの皆さんがご質問し、私が答えること、このことは常に大事なことでございまして、私も責任において答えておりますので、そういった手法もまた大事にしていただきたいと思いますなど、こんなふうにする次第でございます。

いろいろ広報の関係では、まず広報というものがあるなど。それはPRをしていく、施策をいろいろ進めていくんだということでございますが、今、国のある党の総裁を選ぶについても、何かわいしょわいしょの関係だと。それは利用しているのであって、真に広報というものをどういうふうに考えるかということも課題でございます。また広聴という言葉がございます。これも大事なことでございまして、広聴は皆の考え方、私は団体や審議会やそういう場、あるいは区長会等を通じながら、十分いろいろ理解しているなど。そしてその上に立っての情報公開でございます。

決して、町は、いろいろの施策展開において、情報を隠すとか何とかということではなくて、十分公開していくことでもございます。そのためには、住民の皆さんが、町政に関心を持ち、また、そういったものを利用できるような学習活動がより大事だなど、こんなふうを考えております。

産業振興課長（宮崎君） 住民の皆さんのお力を借りるために、そのきっかけづくりをというふうなお話でございました。重々理解できるわけでございますけれども、農地相談にしろ、今、農業委員さんが一生懸命やっておられます。農業委員さんは、やっぱり地域のリーダーでもあられます。ですから、農業委員さん等を間に入れる中で、いろんな方策が検討できれば一番なのかなと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

1番（田中君） どうしても年に4回しか質問ができないので、いろいろ質問したくなって、いろいろいつも取り上げちゃうんで、時間がなくなってきちゃうんですけど、町長の質問、ただいま第2回目の答弁で、質問する答弁に対して答えればということですけど、やはり前向きな、積極的な情報公開という面で、私は6月の冒頭

に招集あいさつの中でしていただければ、よりわかりやすかったんじゃないかなという思いで質問したわけでございます。

本当はもっと個々に聞きたいんですけども、2つ目の質問を申し上げていただきますので、2番目の項目であります収入未済額と徴収対策について質問を行います。

2. 収入未済額と徴収対策について

19年度決算書によると、昨年度は所得税から住民税への税源移譲に加えて、緩やかな景気回復などによって、町税が、前年比11.8%、中でも町民税は25.2%と、大変大きな増収となりました。しかし一方で、滞納に充たる収入未済額も一般会計と6つの特別会計合わせて3億7,700万円余にもなり、前年に比べて14.6%も増えているわけでございます。地方税の収入未済額に対しては、全国ほとんどの市町村において大きな課題となっておりまして、徴収強化に向けて、県や他の市町村など、広域連携や差し押さえ、競売などの強制的な徴収を取り入れたり、民間委託の活用など、収税率の向上対策を進めて、強めているところであります。そこで、町の収入未済額のうち、滞納額の多い固定資産税と国民健康保険税に絞って質問を行います。時間ありませんので、簡潔な答弁をいただければ幸いです。

イ. 収入未済額の課題と徴収取り組みは

滞納者に対してどういう具体的な取り組みをしているのかということで、説明を願います。

ロ. 固定資産税の収入未済額について

前回も申し上げたんですけども、明確な件数等、実態がつかめなかったものですから、再度質問するんですが、工業の町でございますので、倒産等で、廃工場なり、廃事業所になっているものの未済額の中のうち、そういうものはいったい何件あって、どういう額なのか。そういうものの分納なりの徴収の対応についてはどうなっているかということの説明を求めます。

それから関連として、こういうところは前も申し上げましたけど、金融機関等が差し押さえているわけございまして、実際には、納税者と実際のそこを所有権相当を持っている金融機関とずれているわけでございます。従って、金融機関等と協議するなどの、そういう新たな対応ということについて、どう取り組んでいるか、考えているかも聞かせていただければと思います。

ハ. 国民健康保険税滞納者について

この実態と動向、それから救済措置等の、税金に救済というのはおかしいんですけども、いずれにせよ、この未済額が8,900万円余という大きな額でありまして、これがまた、直接的な受益者負担の性格が強いだけに、滞納者というのは、行政サービスの制限を受けていることになります。医療費の給付の未済額の上で、医療費給付額が、特に未済額の9割という高い割合を占めているわけですが、ここの中でお聞きすると、窓口での10割負担になる資格証発行が25件、6カ月と1カ月の短期保険証の交付が93件とのことでありますけども、金額の割に件数が少ないんですが、この件数と未済額との関係は、どういう状況にあるのかを説明を求めるものでございます。

二. 税務の広域連携への取り組みは

地方税が、税源移譲で地方の税収の負担になり、事務の効率化、それから収税率の向上という大きな、新たな課題が出てきているわけでありまして、県でも広域連携に向けて、取り組みを始めたようではありますが、この中で、町は、こういう広域連携について、どのように取り組んで、また、そういう効果をどこに期待しているか。それからまた、県として、県から税務職員の派遣など、人事交流あるいは県民税と町民税との併任協定ですか、そういうものは、メリットとしてどういうものがあるのか、併せて説明を受けるものでございます。

以上、急いで質問しましたが、質問項目すべてにご回答いただきたいと思いません。

総務課長（中村君） ご通告をいただいて、なおかつ今ご質問をちょうだいをいたしたんでございますが、時間が8分ということの中で、大変お答えをする時間としては厳しいなと思うわけですが、極力端折りながら、場合によっては落ちてしまうかもしれません。

収入未済額と徴収の対策という点でございます。個人の住民税につきましては、お話にございましたとおり、国からの税源移譲等によりまして、かなり調定額が増えております。また収納もその分増えてはおるんですが、収入未済額が5,700万円余ということで、だいぶ残ったなということでもあります。19年度収納率93.6%ということでございます。対前年比でマイナス0.1ポイントということでもあります。

それから、国民健康保険税につきましては、6億7千万円ほどの調定に対しまして収入未済額が8,900万円ということでございます。これが収納率を対前年で

マイナス1.8ポイントという形になっております。

また、先ほど下水道のお話もありましたが、使用料、負担金等につきましてもあるという中で、3億7千万円余の未納額が生じておるということで、これまで滞納整理につきまして、担当課ごとに行ってまいっているわけですが、昨年度、町税等収納推進対策会議というものを立ち上げました。町税もとより保育料、下水道使用料、住宅使用料等々につきましても、連携をして収納率の向上に努めてまいっているところではありますが、そういう中で、必ずしも収納率が向上しているわけでもないというところもございます。委員会として、実施方針を定めまして、自主財源の確保、負担の公平確保をできるだけ短期間で滞納事案の完決を目指して事務の推進をいたしておるわけであります。

それから、次に固定資産税につきましてでございます。収入未済額は、現年度で3,437万9千円、滞納繰越で1億1,840万円と、合計で1億5,278万円ということとなっております。徴収率、収納率は、現年分が97.5%、滞繰分で6.7%、合わせますと滞繰の元が大きいものですから、現年97.5という数字ではあるんですけども89.7ということ、これが前年比マイナス0.3ポイントでございます。

それから、法人の事業所による固定資産税の滞納状況というお話がございました。これは37事業所、法人でございます。37事業所で6,280万円ほどが未納となっております。このうち19事業所につきましては、事業を継続をされながら、分納で納入をいただいております。倒産等に係る事業所は17事業所でございます。うち7社につきましては、資産等がまったくないという状況がございまして、法に基づきます執行停止、不納欠損処理の対象となっております。これは法の定める時間の経過によってということ。5社につきましては競売がかかっておりまして、交付要求をいたしております。2社につきましては、破産によります交付要求中でございます。残りにつきましては、納入をいただいているところ1社、交付要求によりましたが、配当がございませんでした。それから、代納をする事業所を設定をされている方が1社ございます。そんな状況でございます。

それから、国民健康保険税の滞納についてであります。これは、国民健康保険といますのは、前年度所得に関係なく課税をされる部分と、逆に前年度所得に対して課税される部分とございまして、どうしても今時点の状況と必ずしも合わないというようなことがございますので、本来、ご負担いただかないといけないものであ

りますけれども、そういうご事情にあるという場面もあろうと思います。

救済措置というようにお話がございました。課税の側からいたしますと、世帯の状況等により、地方税法第15条に規定をする徴収猶予の期限の延長の制度がございますし、また、給付の側でお話のございました被保険者証の返還、資格証明書、資格証明書でも医療は受けられますということでございます。福祉健康課と総務課合同で滞納されている方と納税相談を進めているということでございます。

広域連携につきまして、これは2つの側面がございます。県から、この4月から長野県下で共同化に向けて検討を始めております。やはり規模が小さいと、滞納者との距離感から、きついことがなかなかしづらいという面がございます。それからもう1つ、長野県総務部税務課と協定を結びまして、併任で4名の県の職員の方に、坂城町の税務委員として務めていただくということ、今年度から行っております。

1番（田中君） 時間がありませんので、実は、私がちょっと調べたら、18年度の町の徴収率は62の県下町村のうち41位なんですね。意外と低いんで、これは未済について、ちょっとしっかりお聞きして、またその対策推進会議もどう機能しているのかということも聞きかけたんですけど、時間がありません。

いずれにせよ、厳しい財政という中で、少子高齢化が急速に進んでおります。地域活力と将来にわたる基盤づくり、持続する基盤づくりを行政の皆さん、そして住民の皆さんがより連携を深めて取り組む。

議長（池田君） 時間が切れました。ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時11分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、10番 安島ふみ子さんの質問を許します。

10番（安島さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

1. 子育て支援の拡充を

イ. 出産祝金の増額を

私はこれまで、議員になりまして何度も子育て支援については、質問してまいりました。ちょうど、子育て支援センターが完成する年でした。チャイルドシートの購入の補助金を、何とか町で出せないかという私の質問に対しまして、中沢町長は、「町としても子どもが生まれることは大変うれしく、大事なことと考える。子育て

支援センターの開設に合わせ、さまざまな事業を検討、推進していく中で、子育てを励まし、子どものすこやかな成長を願うという観点から、出産祝金を実施する」という明解な答弁をいただきました。そして13年4月から出生届を町に提出する際、1万円分の坂城町商品券を出産祝金として贈られるという形になりました。

今、産科の医師不足から、子どもを産む病院の確保が困難な時世になってまいりました。こんな時世になっても、3人、4人と頑張っって子どもを産み、育ててくださる親御さんを応援する意味でも、この出産祝金のような経済的な支援を、もう少し増やすべきではないか。金額が、1人目であっても、2人目であっても1万円であるというのはどうなのでしょう。ここで2子2万円、3子3万円と祝金を増額できないのか、お聞きします。

ロ. セカンドブック事業の実施を

町では、保健センターで実施されます乳児の7カ月健診、健康相談のときに、ブックスタート事業を行っております。7カ月健診に来られましたお母さんたちに、このような図書館に通っていただけるバッグと、こちらで用意しました絵本の5冊のうち、2冊をプレゼントしております。

これにつきましては、町立図書館の司書さんが、毎月の7カ月健診に出向いてくださって、お母さんたちに読み聞かせをしてくださっております。7カ月の赤ちゃんに読み聞かせというふうに思われるかもしれませんが、私も時間の許すかぎり7カ月健診に出させていただきますが、司書さんが絵本を開いて、読み始めますと、本当に赤ちゃんたちは今までざわざわして、ぐずっていた赤ちゃんも、しっかり絵本を見て、じっと耳を凝らして聞いています。本当に素晴らしい事業を始められてよかったなと思っております。

昨年は134名の方に贈呈されました。この事業は、7カ月健康相談の参加を促す効果もありますし、このバッグを持って町立図書館に通ってくださるとい、そういった効果もあります。そして、何より、お母さんが赤ちゃんを抱っこして、お母さんの声で絵本を読んであげることが、子どもに豊かな心と言葉を身につけさせることができます。この事業もすっかり定着してまいりました。このあたりで2冊目の本を贈るセカンドブック事業をスタートできないか。これにつきましては、入学時の際にプレゼントするというを考えておりますが、この子育て拡充について、ご答弁ください。

町長（中沢君） 私からは、子育て支援の出産祝金の増額についてでございます。

少子化対策は、高齢者対策と同様に、国でも市町村においても、重要な課題になっているわけでございます。国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26、18年は1.32、19年は1.34となり、出生率が若干、上昇傾向にはあります。国においては、少子化対策のエンゼルプラン、少子化対策基本方針の策定等により推進され、その効果が現れてきているというようなふうにも考えられます。

また、長野県におきましても、18年度の合計特殊出生率は1.44であり、国の平均を0.12ポイント上回っているという状況であります。当町でございますが、出生順位を調べてみますと、平成17年度は119人、18年度は129人、19年度は140人と増加しており、それぞれの皆さんに、いろいろと頑張っているということと併せ、子育て支援次世代育成行動計画というようなものをみんなで作くりながら、その影響もあるのかなと、こんな思いもしているところでもございます。

さて、ご質問の出産祝金でございますが、1万円の商品券をお贈りしているということでもございます。出産祝金の支給制度は、近隣で見て、長野広域管内でも3市5町3村の中で、私どもを含め4町村ということでもあるわけでございます。ご質問にありました今後の状況でございますが、1子でも3子でも同額の1万円を支給しているという現状等につきまして、お話もあったわけでございますが、町といたしましては、こういったもの、すこやかな子どもを育てていただきたいという願いを込めるということ、お祝いするというところで、経済的な負担を軽くするということまではまいりませんけれども、3子、4子の子どもさんの出産にあたりましては、近隣の市町村等の状況を見ながら、今後の検討課題にさせていただきたいと考えております。

教育文化課長（西沢さん） 私からは、ロのセカンドブック事業の実施について、お答えいたします。

ご質問にもございましたとおり、ブックスタート事業は、平成16年11月開始より5年が経過いたしました。その間、議員さんにおかれましては、7カ月健診時の読み聞かせなど、お力添えをいただき、感謝申し上げます。現在、図書館事業として毎月実施しておりますお話会、また図書館まつりやクリスマス会などは、子どもたちが楽しみにしている事業で、今後も工夫をして続けていきたいと思っております。また、図書館利用の面でも、ここ数年、前年度比較で減少傾向が続いていた貸し出し数が、平成19年度はプラスに転じるなど、徐々にではございますが、ブッ

クスタート事業の効果も含めて、利用促進の効果が現れてきております。

セカンドブック事業につきましては、現在、県内において、諏訪市をはじめ5市町村で実施しているとの状況でございます。本をプレゼントすることにより、図書館利用のきっかけになったり、本が好きになる子どもが増えたり、その効果も大変期待できるところと思います。この事業の実施につきましては、図書館の蔵書の内容や施設の整備、子どもたち対象の事業、図書館講座など図書館運営全体の中で検討をしてみたいと考えております。

小学校に入学した子どもたちが学校図書館ネットワークを利用して、幅広く読書に親しみ、さらに図書館の利用を進めるために事業の充実、魅力ある図書館運営を目指してまいります。

10番（安島さん） ただいま町長より、出産祝金については3子、4子目は増額していくことを検討しますという答弁をいただきました。前向きに検討していただきたいと思います。

昨日は敬老の日でありました。今月の6日は町長自らご長寿を祝福するため、1軒1軒訪問され、敬老祝金を手渡しされたとのことで、本当にご苦労さまでございました。現在、敬老祝金が77歳の方に1万円、180人、88歳の方に1万5千円、72人、99歳の方に2万円、5人、100歳以上の方に3万円を6人と、年齢に応じ、金額をアップさせておまして、今年は83名の方に祝金を給付されたと聞いております。高齢者の年金、また、医療費を下支えするのは現役世代の私たちであり、これから、私たちの老後を支えてくれるのが、私たちの子どもや孫の世代になります。

先ほどもお話がありましたが、今、町で1年間に生まれる赤ちゃんの数が130人から140人ということで、本当に微量ではありますが、増えております。しっかり、これから、町の単独事業として、この出産祝金の増額を早く実施していただきたいことをお願いしたいと思います。

次に、セカンドブックについてでございます。

文部科学省が、8月末に公表した2008年の全国学力テストでは、小中学生の生活習慣や学習態度などについても調査が行われました。これによりますと、テレビやビデオを長時間見たり、携帯電話をほぼ毎日使う児童生徒の割合が、どんどん増えております。それに引きかえ、30分以上読書するという子どもたちは、減っております。テレビ、パソコン、携帯電話と、電子メディアの中に長時間過ごす環

境で育つ子どもたち、集中して物事を考えられない、人とコミュニケーションがうまくとれない、自分の要求や感情をコントロールできない、そういう人になっていくように懸念されます。

そんな中で、小学校入学時にプレゼントされる本、文字を読めるようになった喜びとともに、楽しい本ですとか、おもしろい本を見つける、そのころの子どもたちは繰り返し同じ本を読んでおります。そういったセカンドブック事業、先日の新聞記事にも、日本は教育予算が非常に少ないというふうに記載しておりました。こういうところにしっかり予算をかけていただきたいと思います。それにつきまして、再度、ご答弁いただきたいと思います。

教育文化課長（西沢さん） セカンドブック事業につきましても、図書館の利用の促進という面につきましても、しっかり予算をとってお話でございます。もちろん、私どもも、子どもたちが本当に本に親しんで、本を好きになってくれることを本当に願っております。そういう中で、図書館の事業全体を見渡す中で、また、学校図書館の利用を進めるという観点の中からも、併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

10番（安島さん） 町長は、先ほど、前向きに検討してくださるということですが、時期などについては、まだこれからの検討でございましょうか。町長にお尋ねいたします。

町長（中沢君） 21年度の予算編成の中で、検討してまいりたいと思います。

10番（安島さん） それでは、2つ目の質問に入ります。

2. 新しい学校教育について

イ. 小学校での外国語活動について

新学習指導要領が告示されまして、小学校では2011年、平成23年度から、小学校の外国語活動が実施されるということになってきました。ゆとり教育を目指してきた方針を転換し、国際水準から遅れてしまった理数系の学力、自然体験や勤労体験などの多様な体験、あらゆる学習の基礎となる言葉の力の涵養、小学5年生、6年生を対象とした外国語活動などが、この新しい学習指導要領のポイントになると聞いております。

その中で、外国語活動について、町としてどのような研究、また検討が行われているのか、お聞きいたします。

ロ. 中学校の学期制の見直しを

今、中学校では子どもたちは大峰祭の準備で、先生とともに本当に忙しい日々を送っているようです。千曲市の4つの中学校のうち2つ、半分が前期、後期制に切り換えているということでございますけれども、坂城中学校では、この学期制についての検討は行われたのか。また、その実施に至らなかった理由などについて、お聞かせ願いたいと思います。教育長におかれましては、簡潔にお答えしていただければと思います。よろしく申し上げます。

教育長（長谷川君） まず最初に、小学校での外国語活動について、どのように進める予定かということについて、お答えを申し上げます。

ご案内のとおり、小学校の学習指導要領が改定になりまして、小学校では平成23年度から、中学校では24年度から完全実施であります。それに先立ちまして、21年度、来年から、可能なものについては、先行実施をしていくという移行措置が始まります。

ご指摘いただきました外国語活動は、この可能なものについては先行実施していくという範疇に入ってくるわけでありまして。外国語活動の位置づけは、小学校5年生、6年生においてそれぞれ年間35時間扱うように定められました。また、外国語は、英語を取り扱うことを原則とするという一文もございます。目標は、コミュニケーション能力の素地を養うというふうに記されておりますけれども、解釈としましては、英語を使つてのコミュニケーション能力を高めるという活動を学習として行うということになるかと思ひます。なお、この外国語活動は、教科ではありませんので、評価の対象にはなっておりません。

この外国語活動は、まったく新しい内容でありまして、どんな内容を誰がどんな方法で指導するかということが、今、問題になっております。中でも、誰が授業を行うかということが、一番大きな課題であろうと思ひます。内容等につきましては、文部科学省が英語ノートという教材をつくって、全国の5年生、6年生に来年4月までに配布するという予定でありまして、現在、試作品が一部、坂城町の教育委員会にも届けられておりまして、検討の材料に使っております。そのほか、英語ノートに合わせての教師用の指導書、指導用のDVDも、文部科学省がつくったものが配布されることになっております。

次に、誰が授業をするかということでありますけれども、長野県教育委員会では、今年4月に学級担任が外国語活動の授業を行えるようにするという方向を出しました。それが実施できるよう、今準備が進められております。8月の夏休みには、各

学校から1人ずつの先生が、外国語活動における指導の各学校の中核になれるようにということで、講習会に行きまして、2日間にわたって講習を受けてきております。この先生方が学校に帰って、校内の5年生、6年生の担任の先生とともに、外国語活動の指導の仕方を伝えたり、研究していくことで、23年度までには、学級担任が外国語活動の授業が行えるようにしたいということを実現する計画であります。

このような経過の中で、坂城町としましては、現在、外国語活動研究委員会を立ち上げました。取りまとめ役としまして、代表の校長先生をお願いをしまして、3小学校からは夏休みに研修に行かれた先生、そこに中学の英語の先生もお1人入っていただいて、今後の方向につきまして、研究を進めていくことになっております。

内容としましては、外国語活動をどのように進めていけばよいか、進められるようにするためには、各学校で先生方に対してどんな研修をすればよいか、さらに、移行が始まる21年度から外国語活動を取り入れることができるだろうかという点についての研究をお願いしております。

教育委員会といたしましては、研究委員会の意向を大切にしながら、外国語活動に対する取り組みの方向を決定したいというふうに考えております。

次に、中学校の学期制の見直しについて、お答えを申し上げます。

坂城中学校では、この学期制の見直しの問題が、平成15年度に研究を進められた時期があったようでございますが、保護者の理解が得られなかったということで、実施されなかったようであります。その後、3学期制から2学期制への移行について、特にそれについて、研究、検討をされたということは、あまりなかったというふうに聞いております。

坂城中学校では、現在のところ、2期制への移行は考えておらないということがあります。教育委員会としても、その方向を支持して、尊重していきたいなというふうに思います。

この3学期制にするか、2学期制にするかという問題の焦点は、これは私の考えであります。評価をどういうタイミングでしていくかということに、非常に大きく左右されると思います。現在は2期制でありましても、3期制でありましても、学期の終わりにそれぞれの教科の学習状況を評価して、本人及び保護者に通知表というような形で通知をし、さらに懇談会を開いて、より具体的に説明をしたり、懇談をしているのが実状であります。これが3回必要であるか、2回でいいかという

ことになるかと思えます。

学校の教科という立場で考えますと、1週間の授業の時数が多い5教科と呼ばれる教科では、3回評価することも可能であります。1週間の授業時数が少ない教科では、なかなか難しいという現状であります。生徒や保護者の立場から申し上げますと、いわゆる5教科というものについては、評価の機会が減る2学期への移行は、あまり賛成できないという立場の方が多いかと思えます。つまり、それぞれの自分の学習に対する評価を受ける機会は、できれば多いほうが良いという考えかと思えます。特に2学期制に移った場合には、評価が9月と3月になりまして、中学3年生の受験期の子どもにとっては、これではとても自分の力を評価して高校を選択するための材料が揃わないという事態も起きてくるかと思えます。

現在、坂城中学では、3学期制をとっておるんですけども、5教科は、各学期ごとに評価を行って、懇談会をしております。4教科につきましては、先ほど申し上げましたように、3回の評価がなかなか難しいということで、9月に評価をしまして、つまり年2回の評価にして、評価カードを各自に渡しながらか指導するということで、2期制と3期制のそれぞれ利点をとったという方向で進めております。また、学期の区切りをつけるという意味でも、3学期制のほうが、夏休みとか、年末年始休業といったまとまった休みがとれて、気持ちの転換という点でもいいのではないかというふうに思われます。

現在のところ、坂城中学校の方針を、教育委員会としても支持をしまいたいというふうに判断しております。

10番（安島さん） まず、小学校の英語活動についてでございます。

ベネッセが行った調査ですが、小学校の教員でも英語が「好き」または「どちらか」というと「好き」という方は60%に達するということですが、英語を指導するということについては、自信が「あまりない」「まったくない」という方が約80%近いというふうに載っておりました。これから、小学校の先生に英語を指導していただくということは、非常に大変なことだと思っておりますけれども、今、下諏訪町とか、英語特区を行っている学校、議会でも視察をさせていただいたりしておりますけれども、そういったところですか、非常にこの英語活動については、自治体によって取り組みの差があるというのが、今現実でございます。

今、中学校のALTの先生、ルーベン先生が各小学校を回っていただいております。非常に人気のある先生で、子どもたちも非常に喜んで授業を受けているという

お話を聞いておりますけれども、本来ならば、ALTの先生が学級担任と一緒に授業をするというのが理想なんでしょうが、ALTの先生の確保というのは非常に難しいということもあります。そうやってまいりますと、外国語に堪能な地域の方の協力を得ていく。民間の英語の指導者の方の力を活用していくということになると思うんですけれども、その辺についてはどういうふうにご考えておられるのか、もう一度、答弁いただきたいと思います。

それともう1つ、学期制につきましてはわかりました。保護者の理解が得られないということで、そういった懇談会の回数が少なくなるということで見送ったということでございました。私も、上田市のほうで聞いてみましたら、約10校ある中学校で、この前期、後期、2学期制にしているのは1中だけということで、やはりそれも進まないという状況だそうです。やはりこれも理解が得られないということで進んでいかないというふうに聞きましたので、これについては、再度お答えは結構です。

教育長（長谷川君） 今ご指摘をいただいた点につきましても、先ほど申し上げました委員会の中での検討の材料といたしますか、検討してもらうものの一部として入っております。ご指摘いただきましたように、理想的に考えますと、そういう方向が望ましいと。特にいわゆる発音とか、そういう面について、今の各学級担任の先生が英語を十分指導できる力があるかという点では、私も不安を感じております。

これは、県の教育委員会との懇談会でも申し上げたわけでありましたが、大きな市、町は、独自でALTにあたる方を小学校のために用意することも検討できるわけがありますけれども、小さな町、村では、それは非常に難しい。これについては、ぜひ県で方策を考えてほしいという要望もしてあります。予算も伴うことでありますので、今後、検討させていただきたいなと思いますし、そういう方向もできれば、子どもたちにとってはプラスではないかなという思いは、もちろん持っております。

10番（安島さん） それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

3. 町の住環境整備について

イ. 雇用促進住宅について

このほど、雇用促進住宅について、規制改革3カ年計画や独立行政法人整理合理化計画などに基つきまして、全国の雇用促進住宅の約半数を、前倒しをして廃止するということが決定されました。今年の4月1日で決定された650の住宅について、退去を求める入居者説明会などが、あちこちで開催されておりますが、非常に

現場は混乱しているというふうには報道されております。

町では中之条に雇用促進住宅がございます。約70世帯の方がお住まいになっていると聞いております。新聞でも、須坂市では廃止方針撤回の署名活動がされているとのお知らせがありましたが、町の今の状況といたしまして、どの辺まで進んでいるのか。また、転居先がないという長期入居者に対しまして、町として、どういう対応をされていて、これからどのような支援が可能なのか。そのことについて、まず、お聞きいたします。

ロ. 中之条団地の入居基準は

いよいよ中之条住宅団地A、B棟の入居希望者の募集が、この12月より始まるということで、町長より所信表明がありました。今議会に地域優良賃貸住宅について、これは中之条住宅団地のことと思うんですが、入居基準等を定める条例が上程されております。これを読みますと、あまり意味がわからないので、これについて、かみ砕いてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

町長（中沢君） 雇用促進住宅関連について、ご答弁申し上げます。

中之条にあります雇用促進住宅の坂城宿舎は、昭和45年に建てられた2棟80戸の住宅でありまして、現在約70戸の皆さんが入居されております。昭和45年といいますと、町の工業振興を支えながら、その1つとして誘致したということが想像されるわけでございます。

現在、独立行政法人雇用・能力開発機構が、これを管理しているということで、これは厚生労働省の外郭団体でございます。平成13年12月に閣議決定が行われ、特殊法人等整理合理化計画によって、早期に廃止するという方向が打ち出され、そしてまた、平成19年6月の閣議決定によりまして、規制改革推進のための3カ年計画では、遅くとも平成33年までには売却等の処理を完了するというものであったわけでございますが、その年、また12月閣議においての決定で、独立行政法人整理合理化計画においては、全住宅の半数を平成23年までにということで、10年も前倒しした経過があるわけでございます。

中之条の坂城宿舎も、この対象になっているということで、何か勝手すぎるんじゃないかという怒りさえ覚えるわけでございます。入居されている皆さんへの説明も行われておりませんし、また、町に対しても、譲渡の希望の意向調査的なものは、かつてございましたが、具体的な説明で、これこれこうだといった要望もないわけでございます。この5月に、入居者の皆さんに、いきなり退去命令ともとれるよう

な通知が届いたということで、町にいろいろ住民の皆さんから問い合わせが出てきたわけでございます。これは、そこに住んでいる皆さんの生活にかかる大変な問題と理解しているところでもございます。

国の方針とはいえ、実際に大勢の方が住んでいるわけでございます。その皆さんに不安を与えるようなやり方は、とんでもないと。もっと慎重に対応してほしいという思いから、7月15日に雇用・能力開発機構の長野センターの所長のところへ行き、いろいろ説明を求めた次第でもございます。センター側の対応は、国の方針だからという一点張りで、なかなか話がかみ合いません。入居者の説明や行政側の譲渡についての説明も、順次実施していくということで、それ以上、何ものもないわけでございます。

こうしたことから、7月29日に行われた「ボイス81」長野地域会議におきましても、もっと慎重に対応できるよう知事から国に話していただきたいということ、強く要望した次第でございます。しかし、その後、機構からの説明は、住民に対しても、また町に対してもない状態でもございます。

具体的な説明がない中ではございますが、町として、具体的な対応を検討できないところとはいえ、皆さんが生活しているわけでもございます。国の施策でありまして、私の情報収集の中では、棟によっては直接国と交渉していて、若干、いくらかでも引き延ばすような気配があるやにも伺っております。当面といたしましては、不安を抱える住民の皆さんにということで、相談機能、相談の窓口を設けて対応してまいりたいと、こんなふうを考える次第でございます。

もう1つ、県下にも多くの市町が該当しておりますので、連携をとりながら、国、雇用・能力開発機構に善処を要望してまいりたいと、こんなふうにする次第でございます。

建設課長（村田君） ロの中之条団地の入居基準はというご質問にお答えさせていただきます。

まちづくり交付金事業により、昨年度から建設を進めております中之条団地4棟40戸の整備につきましては、議員の皆さん方をはじめ地域の皆さん方、または関係する皆さん方のご理解、ご協力をいただく中で、A、B棟24戸につきましては、本年7月4日に竣工し、現在、C、D棟16戸の建設を進めているところでございます。

今後のC、D棟の進捗状況によりませんが、竣工しておりますA、B棟につきまし

ては、町といたしましても、なるべく早い時期に入居をしていただきたく、本定例会に中之条団地の設置及び管理、入居資格などを定めるべく、議案の上程をさせていただいているところでもございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

さて、ご質問の入居者を決定する基準でございますが、中之条団地につきましては、公的賃貸住宅の制度で申し上げますと、ご案内のとおり、地域優良賃貸住宅でございまして、昨年7月6日に交付された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に伴いまして、新たに創設されたものでございます。

入居基準であります。地域優良賃貸住宅制度要綱において、子育て世帯、障害者等世帯、高齢者世帯、災害等特別な事情があり、入居をさせることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定める者であって、その所得が48万7千円以下の者、ただし、所得が15万8千円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限るという規定がございますので、その規定や条例に基づきまして、入居者を決定していきたいと考えております。なお、申し込みを受理した戸数が募集戸数を超える場合におきましては、当該要綱に基づきまして、抽選など公正な方法により、入居者を選定してまいります。

また、先ほど申し上げました入居世帯基準の、地方公共団体が地域住宅計画等に定める者につきましては、例えば、Iターン、Uターン世帯、独居も含めた若年世帯、母子家庭などが該当となるわけでございます。

戊久保団地入居者に対する配慮はというご質問でございますが、中之条団地につきましては、老朽化が進んでおります戊久保団地の建て替えということも考慮する中で建設した経緯もあるわけでございますが、中之条団地の完成に伴いまして、戊久保団地を即刻用途廃止して、全世帯を移転するという法的な建て替えではございません。入居条件に該当する世帯で、中之条団地に入居希望がある世帯につきましては、優先して入居していただく方向で考えております。

戊久保団地の今後の整備計画ということでございますが、戊久保団地は6棟30戸でございます。現在入居されております世帯においては、入居条件に見合わない世帯、また入居条件が整っていても、家賃、立地条件などにより移れない世帯も当然あるわけでございまして、当面は維持保全をしていく中で、状況によって、例えば1棟で1世帯の入居者だけになった場合については、団地内のほかの棟に移っていただき、旧居となった1棟を除去していくという方策も考えられるわけでござい

ます。

いずれにいたしましても、住宅施策につきましては、新たな法の施行に伴いまして、自立の支援に関する施策、福祉に関する施策、生活の安定及び向上に関する施策などとの連携がより重要となってきましたので、町全体の住宅確保要配慮者の状況を的確にとらえる中で、効率的かつ効果的な施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

10番（安島さん） ただいま町長のほうから、雇用促進住宅の対策につきましては、特段の配慮をされて、いろんところで動いてくださっているということがわかりました。引き続き、また積極的に混乱のないよう対処していただきたいと思っております。

町長のご答弁では、まずは相談窓口を設置するというところでございましたけれども、相談というのはだいたい行き場所がないので、きっと相談に来られると思うんですけども、行き場所がない方に対して、町としてはどういう方法をお話しされるのでしょうか。例えば、町営住宅ですとか、空いていましたらそういうところを斡旋、優先的に入っていただくということができるとは思いますが、それが無いという状況ですので、どういう相談ということになるのかなというふうに感じましたので、もう一度、お答え願いたいと思います。

それと中之条住宅団地についてでございますが、今、所得についての答弁がございました。月額48.7万円の収入以下で、15.8万円以上の方ということで、その中間の所得の方が入居できるよということでございますけれども、まず、ずばり、家賃はいくらになるのか、建設課長にお聞きしたいと思います。

今の所得の範囲を聞いていますと成久保から移転される可能性のある方というのは、非常に少ないのではないかとというふうに予測できるのでございますけれども、その辺はどういった、この有料住宅というのは、さまざまな優遇措置があるというふうに書いてありますけれども、どういった支援ができるのか、支援措置ができるのかについて、お聞きいたします。

町長（中沢君） 現在、中之条にある雇用促進住宅は雇用・能力開発機構が運営し、責任を持っているところでございます。従いまして、その皆さんの退去ということになりますとそれは大変なことでございます。2つの皆さんの立場があるかなと。ずっと長い間そこにお住みの方と、その後2年とか1年とかという1つの条件付きの中で入っている方もあることも事実でございます。

町にとってはいずれの皆さんも町民でございますので、生活を安定させるという立場においては応援していかねなければならないなど。それにしても、全体的な雇用促進住宅そのもののあり方を、雇用・能力開発機構が、町といろいろどういふふうな対応が一番いいのかということ、じっくり練らなければいけないなど、こんなふうにも考えているところでもございますし、また、23年というのは、あまりにも短兵急すぎるということで、これを伸ばすということに、まずいろいろと置きながら、それにしても、町の町営住宅の利用ということも頭の中に入れながら、それぞれの皆さんの立場をよくお聞きして、その悩みを解消する方向で進めてまいりたいなど、こんなふうにも思うところでもございます。

くどいようですが、23年というのはあまりに短すぎる対応だと。そこには人が住んでいるんだということに怒りを感じながら対応してまいりたいと、こんなふうにも思っております。

建設課長（村田君） まず、家賃についてのご質問があったわけでございますが、この家賃の算定にあたりましては、公的住宅の法令に基づく算定、県内市町村の状況あるいは民間の同種賃貸住宅の状況、また、建設費等を勘案する中で、公的住宅の管理においても、専門的なノウハウをお持ちいただいております長野県住宅供給公社に、さまざまな角度から、中之条団地の家賃設定について、検討をいただいたところでございます。入居者、非入居者との公平性や近隣市町村の状況、先ほども申し上げましたが、同種賃貸住宅との兼ね合い等、さまざまな状況を総合的に勘案して、設定をいたしました。

その結果、中之条団地の家賃につきましては、当町の現状の公営住宅ストック、今後の住宅施策など総合的な面から判断する中で、今回ご提示をいたします家賃設定が適当ではないかという結論に達したところでございます。部屋タイプ別の家賃でございますが、1DKが3万円、2LDKが4万5千円、3DKが5万円、3LDKが6万円という設定をさせていただきました。

次に、優遇措置についてというご質問がございましたが、中之条団地につきましては、地域優良賃貸住宅でありますので、助成対象世帯が入居する場合は、国の助成制度であります家賃低廉化助成の対象となるわけでございます。町といたしましても、この制度を活用していきたいなどということを考えておりまして、助成対象となる世帯であります。高齢者世帯から障害者等世帯、小学校卒業前の子どもがいる世帯で、所得が21万4千円以下の世帯がこの対象となるわけでございます。

町におきましては、他の公営住宅との均衡を考慮する中で、所得が15万8千円以下の該当する世帯について、一律30%の家賃の減額を行いたいと考えております。なお、減額分の45%については、国からの交付金として補助されるものでございます。

10番（安島さん） 雇用促進住宅につきましては、特段の配慮をしていただいて県または国にしっかりご意見を上げて行っていただいて、23年ということではなく延長していただけるように、ご配慮いただきたいと思いますと思っております。

それと中之条団地につきましては、さまざま今家賃についてもお聞きしました。軽減措置についてもお聞きいたしました。非常にたくさんの方の応募が予想されますので、厳正な公募をしていただきたいと思います要望しておきます。

さて、ブックスタート事業につきましては、私も一般質問で三度質問いたしました。やっと三度目で実現いたしましたので、これからも引き続きセカンドブックなどについては、粘り強く、子育て支援については質問してまいりたいと思います。

国は、来年より出産育児一時金を35万円から38万円に引き上げるという決定をしております。30万円から35万円に引き上がったのが昨年10月ですから、すぐ3万円引き上げということで、この医師不足また子育ての大変なことを考えての施策だと思います。また、長野市などでは、この10月から18歳未満の子どもさんがいるところに、子育て応援カードというのを配布いたしまして、市内の店で5%から10%、買い物ですとか、そういうもので支援が受けられる。その支援をするお店、協賛店というのは、子育て応援していますよというステッカーを貼っていただく、そういう施策をすることになりました。このように、さまざまな形で子育て支援、また少子化対策に取り組んでおります。坂城町も年間140人ではなく、もっともっと子どもさんが生まれまして、それがまた、町の活性化に結びつくことをご祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時29分～再開 午後2時40分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、3番 柳澤澄君の質問を許します。

3番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

経済動向が先行き下降ぎみでありまして、生活上の心配や困難が大変大きくなっています。国、県、市町村も挙げて、財政健全化が大きな課題となっています。そ

の点から土地開発公社について、いくつかお尋ねをいたします。

1. 土地開発公社について

イ. 町公社は健全か

平成16年に、公社について質問をしたとき、周りの何人かから、公社は議会では触れないほうがいい。聖域だと言われました。その後、公社の財務を中心にお聞きしましたときは、一部の数字についてお答えがなく、後でということになり、結局、そのままになりました。公社について何回もお聞きするのは、町で保有している土地の状況を町民の皆さんに少しでもわかりやすいものにしたいからであります。

オリンパスの跡地、チクマ精工跡地等の動きがありましたから、公社のことが改めて始終話題になります。先日もある会合の後、格好の話題となり、議論が大変沸騰しました。県内市町村の公社も、いくつかは問題を抱えている、あるいは将来に心配あります。何とか撤退したいという方向を出したところもあります。

当町の公社は大きな問題はないようですし、そう思っていますが、町民にとっては、それは他の市町村の公社と比較してのことだ、実態はどうなんだという話になります。将来的に、町民に負担のかかる心配はないと言われてはいますが、それはこういう内容だからということ、まずお聞かせ願いたいのであります。

併せて、公社が健全であるために、組織が形式的なものでなく、活性化するよう定款がありますから、その範囲内でも改革を検討する考えはないか、お聞かせください。

ロ. 財務の分かり易い公開を

公社は、年度末決算の状況を2カ月以内に町長に報告することになっています。議会へも経営状況報告書が届きます。この中の財務諸表の内容が、少々わかりにくいのであります。例えば、19年度決算報告書の中で、受取利息は、当初予算額1万8千円で、決算額は10万8,378円です。これに対し、支払利息は、当初予算額35万円で、決算額はゼロであります。添付資料の中の物件ごとの明細書には、支払利息は明記されています。合計すると1,660万566円です。これはたぶん、決算では一般管理費に含められたのかなと推測をいたしました。それでよろしいのでしょうか。

このような整理の仕方は、発足当初、財務諸表をどのようにするか、検討、打ち合わせされた結果とのことですから、今までのことについて、とやかく言うつもりはありませんが、今後もこのままで、少々わかりにくいというままで、手直しは考

えないか、検討しないかお尋ねをいたします。

町民が背負っている町の財政の全体状況は、下水道事業や土地開発公社等々を総合した連結決算的なものを見て説明されないと、不確実だと申し上げたことがあります。そのときは、国もそういう方向だから、方法が示されたら行うとのお答えでした。その後、実質公債費比率とか19年度決算から、財政健全化判断比率として5指標公表が義務づけられ、下水道事業関係、また開発公社や一部事務組合の負担分関係も加えることとなります。そうした時代ですから、公社の財務諸表につきましても、図表なども使い、もう少しわかりやすいものにし、公開していく考えはおありかどうか、お答えいただきたいのであります。

なお、所有年数の長いものがあります。定期的に価格を時価で見直してみる考えはないか。また、買入れ価格、販売価格と町の買い戻し価格等の決め方についてもお聞かせください。

ハ．問題点の処理方針は

内外の事情により、処理の進まないという物件があるわけです。政策的な事情、場所のこと、形の関係、価格の点等々で遅れているようです。これらの処理についてどうしていくか、方針、計画等を言葉で語るべきと思います。事業概況報告書に続き、あるいはその中で方策等を具体的にきちんと示す考えはないか、お聞かせください。

努力するというだけでなく、何か方法を考えていたり、取り組んでいたら、お聞かせいただきたいわけであります。

また、公社は収益事業ではありませんが、事情によって、損益が大きく出る場合があると思われる。定款等で決めている余剰分は、積み立て、繰り越しで損金部分は積み立てを取り崩してとしているのは、あまり大きな金額が発生することを想定していないように思います。厳正に事業を進めた結果でも、最終的に大きな差益を生じてしまったということも起こり得る。その場合、どう処理するのか、お伺いいたします。

国、県、町の政策的事情で、処理の遅れているところも、ただ放っておくしか能はないのかということがあります。それはそれとして、造成土地については、長く処理できないのは問題です。所有年数5年以上とか10年以上とか、一定の基準年数を定め、処理の遅れている事情、今後の処理方針、処理計画等をまとめて、まず議会ぐらいには報告すべきだと思います。年数を定めて、長くなったものについて

は処分条件を変更する、そういう考えはないか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 土地開発公社の中で、町公社は健全かと。健全とはどういうことか。収支を合わせるということ。それ以上に大事なことは、公社がそれなりの役割を果たしているかということ。公社が設置しているということは、町の施策をより補完するということでごさいます、そういった面については、本当に公社は役に立っているなど、こんな思いをしているところでごさいます。

ご案内のとおり、土地開発公社は、地域の秩序ある整備促進を進めるために、必要な土地等の取得及び造成、その他管理等を図るために公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設置されているわけでごさいます。必要だから法律があるわけでごさいます。

坂城町においては、昭和48年に設立され、単年度会計で決算を行う町の事業執行に対し、中長期の計画に基づく柔軟な土地需要への対応を図るために、都市計画施設、道路、河川、公園などの公有地となるべき土地の先行取得や、工業団地、住宅用地の造成事業に取り組んでいるわけでごさいます。先月は2008年北京オリンピックにわいたところでもごさいますが、思い起こすと、ちょうど10年前に長野冬季オリンピックが開催され、その招致に始まりました県内高速交通網の整備に際しては、国県との連携のもとに、公社の機能を活かしながら、北陸新幹線の起業や上信越自動車道、インターアクセス道路の整備などに努め、その役割を果たしてきたところでもごさいます。このほか、今議会に上程しておりますように、旧坂城オリンパス用地を工業用地に転換し、工業支援、雇用確保、産業の活性化等に、株式会社柳沢精機製作所へ譲渡する案件や、当初、住宅団地用地として開発造成した中之条開畝地区につきましても、まちづくりの交付金事業として、特定財源の確保を図りながら、また、食育・給食センター用地への活用を図るなど、その時々的情勢に応じ、町の施策に応じて、適宜、事業化に結びついてきたところでごさいます。

現在、県において進められております田町線の拡幅改良事業につきましても、事業化に先立ち整備いたしました、前田住宅団地造成事業とまちづくり交付金事業が相まって、駅周辺の道路、環境整備が整いつつあるところでもごさいます。雇用の確保や定住人口の増、そしてまた、老朽化となった町営住宅の建て替え需要に対しましても、旭ヶ丘団地の整備に始まり、昨年からは中之条団地の事業化に取り組んでおります。これらも土地開発公社の先行取得が大きなウエートを占めているとこ

ろでもございます。

都市基盤の整備や町の活性化に向けて、国、県、町行政と土地開発公社が、それぞれの役割を分担しながら、その時々求められるさまざまな施策展開と連携しながら対応してきているということ、自負しているところでもございます。

次に、土地開発公社の経営という視点でございますが、高速交通網整備の需要が一区切りになりました平成11年度末の公社借入残高は24億9千万円余となっておりますが、ここ10年の中で、特定財源の確保を図りながら、計画的な事業化に努めながら、そして、昨年19年度末では16億9千万円余というふうに減額したところでもございます。そしてまた20年度においては、旧オリンパス用地をはじめ坂城駅周辺整備や中之条団地、食育・給食センター用地といったまちづくり交付金事業による一連の用地売却が、計画されております。今期新たに、前田工業団地造成事業や旧貞明保育園跡地の宅地造成などを見込みましても、今年度末の借入残高は10億円前後と想定されるところでございまして、公社関係者の努力に、心から感謝申し上げているところでございます。

一方、土地開発公社の運営につきましては、法による設立の趣旨に則り、その機能を最大限に活用しながら、町と協定を締結し、事業計画の立案や資金計画、予算については、土地開発公社の理事会において十分審議し、適切な事業を進めているところでございます。そしてまた現在、公社会計の監査につきましても、昨年度の役員改選に際しまして、より客観的な判断と専門的な見地から監査がいただけるような役員も選任し、指導もいただいているところでもございます。

ご案内と存じますが、地方自治法の定めによる公社事業の決算及び当該年度の事業計画につきましては、法的に例年6月に経営状況報告書を議会に提出し、財政状況の公表を行い、公社会計の説明責任と透明性の確保に努めているところでもございます。このように、町と連携することによって、計画行政の推進とともに公社経営の健全化に努めており、経理監査等についても、適正化に向けて、自助努力しているところでもございます。

事業執行におきましても、公社の機能を最大限に生かしながら、フットワークをよりよく対応できるよう、各課が知恵を絞り、連携しながら、組織の内面的な充実も図っているところでもございます。お話のございましたように、公社にも高速道のインター線をより村上地区につなげるということで、先人が買い求めた土地もあります。あるいはバブル経済の影響下等もあって、また住宅ニーズも若干変わって

きておりますので、それぞれいろいろな状況を踏まえながら、課題を整理して対応してまいりたいと思っております。

坂城町の土地開発公社は、健全にして、町の行政をより補完しているということを申し上げて、説明に代えさせていただきます。

企画政策課長（片桐君） 土地開発公社につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

土地開発公社の財政状況等につきましては、地方自治法施行令の規定に基づきまして、議会へ報告をしてきておるところでございます。また、公表資料の作成につきましては、土地開発公社の経営基準要綱により、これは公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定によりまして、政省令で定められているこの経理基準要綱ということでございまして、これにより作成調整しているものでございます。これはすべての県、市町村の土地開発公社に適用されているところでもございます。

しかしながら、町の会計資料と公社会計とは自ずと組み立てが異なりまして、公社で取得保有している土地区分を、公有地と土地造成といった区分け、また、単年度の経常的な経費と当該年度における土地売却経費を表わす収益的収入及び支出と、売却までの間の保有に関わります資本的収入及び支出と考え方などが、町の会計と違っております。馴染みにくい面もあろうかと存じます。

ご質問の経営状況報告書につきましては、先ほど申し上げましたように、国で定められている様式に則っておりますので、これらを変更するというわけにはまいりません。また、全地方自治体に、今回から新たに財政健全化法に基づきます健全化判断比率といたしまして、それぞれの指標が示されたところでございます。今議会にも報告されているところでございますが、この中の将来負担比率には、土地開発公社の借入残高も含まれておるわけでございます。広い意味で、公会計全体のわかりやすい仕組みづくりが求められている、こういった状況の中でありまして、土地開発公社につきましても、同様に取り組んでいかなければということは考えております。

今後、ご質問にもございましたが、土地開発公社におきまして、図表などを用いた補足説明資料の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、取得した土地の簿価と実勢価格等の見直し、買い入れ価格、町の買い戻し価格の決定についてでございますが、土地開発公社によります公共用地の先行取得は、すべて町の要請に基づいて行うものであります。土地の取得経費に土地

保有に要した経費と事務費を加えたものを買い戻し価格とする協定を町と締結し、事業執行を図ってきているところでございます。

公有地の先行取得につきましては、町の要請により行うものでありまして、当初の取り決めにおいて、土地取得から売却に至る前の経費負担は、町が行う旨の約定に基づき、時価との見直しといった考えがないという仕組みでありますので、この点につきましては、ご理解をいただきたいと存じます。

また、公有地の取得時から実際の用地の活用について、当初計画したものからその時々の方針判断により計画変更を行い、事業化に結びつけた用地もございます。先ほど町長から答弁したとおりであります。

また、物件の事情により、処分方法を変える事案といたしまして、町の依頼に基づいて行う公有地については、買い戻しが担保されているものであることは、先に申し上げました。損失については、発生しないということでございまして、利益につきましては、協定に基づく事務費とする必要経費という考え方ではありますが、一方、土地造成事業については、検討の余地があるかと思えます。

公社の担うもう1つの事業ですが、土地造成事業につきましては、平成7年度の岡の原住宅団地から昨年19年度に分譲を行いました前田住宅団地に至るまで11カ所139区画の造成を行ってまいりまして、そのうち106区画が分譲がなされております。所期の目的に大きく寄与しているというふうと考えております。しかしながら、平成10年から11年を境に地価水準が下落し、それと重なるように住宅新築件数も減少傾向にありまして、潜在的な土地需要はあるものの、土地取得から住宅建設という総体の中で景気動向とも密接に関わり、厳しい局面も伺えるところでございます。

そういった情勢を勘案しながら、未分譲地の販売促進に向けて、今年度から住宅団地の販売価格と固定資産評価額、国、県の基準値から批准させた実勢価格との比較検討を始めてきておりまして、これにつきましては土地開発公社の理事会においても資料提供を行い、逐次審議をいただいております。

また、先月には土地開発公社におきまして、宅地造成用地をご購入いただいた皆さんの声をお聞きするために、アンケート調査を行ったところでございます。この結果につきましては、約50%の回収率の中ではございますが、お求めいただいていた感想では「満足」「やや満足」が66%、「普通」とお答えいただいた方が19%ということで、これらを合わせますと、8割強の方から一定のご好評をいただいております。

いるのではないかというふうに考えております。

また、ご質問にございました利益が出た場合の処理でございますが、18年3月議会でもお答えをしておるところですが、販売額の差、いわゆる利益分でございますけれども、これにつきましては、他の造成用地の借入金の返済を行い、さらに支払い利子の減に努めていくというような会計処理を行ってきておるところでございます。そういった中で、さらなる公社の会計の処理につきましては、今まで同様に、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

3番（柳澤君） それぞれお答えをいただきました。工場の中で土地は製造できないからということで、土地神話といわれたような時代が、戦後長く続いたわけであり、90年代初めのバブル崩壊とともに、想像しなかったような時代になっております。

そういう中で、町長が言われるように、公社の存在した価値と、それから果たした効果については、十分承知をしているわけであり、先ほど、健全化にも2つあると言われましたが、確かにそのとおりであります。1つはその役目をきちんと果たしているか、人間で言えば身ぎれいにしているかみたいなことと同時に、もう1つは、数値的なことであろうかと思えます。ごく普通に言われる健全かどうかというのは、物件の所有の、ひどく長くなっていて将来に何か負担が残るんでないかというようなことを含めての数値的なものが大きいわけであり、法律のことも承知しています。いくつも読み、勉強しました。したつもりであります。土地開発公社だけでなく、いろいろなものがすべて法律で決まっていることは承知していますが、法律も人間のつくったものでありまして、運用については、その担当するところがある程度柔軟に行えることは行っていかなければ、法の精神と合わないんじゃないかというふうにも思うわけであり、

政策として、計画的に用意しておきたいというものは、これはそれでよいのですが、造成して処分していくというようなものは、世の中のごく一般的には、時には損をし、他方でそれを取り戻すというような性格を持っているものであります。先ほどの健全化であります、所有が長くなっているというようなことについては、先ほど具体的に言われましたインターの先線というようなものについては、とやかく言うわけでありませんが、例えば、造成地なんかで長引いているものについては、これは健全ではないと。数字でなくてもこれは健全ではないと、そんなふうに言いたいといえますか、感じるわけであり、

それで残高のお話もありましたけれども、動くものなら残高は、いくら大きくてもいいわけでありまして。昨年末30億円だったが、今年20億円売れて、また30億円買ったから40億円になったというような、そういう動きは、動いてさえいれば、金額の大小は問題ではないわけでありまして、基本的に10億円を超えるものがずっと残っているというようなことは、いかがなものかなというふうに思うわけでありまして。そういう点で、今の役員の皆さんに大変失礼なことを申し上げるみたいですが、今の役員の皆さんがいい悪いということではなくて、こういう公社等のこういうところへも、民間企業のような厳しい感性、感度を入れるために、活性化させるために、組織についても考えることがどうだろうかというふうに申し上げたんですが。

そこまで言うところちょっと問題かどうか、例えばとしてお聞きをいただきたいのですが、今の理事さんが悪いというわけではありませんが、例えば理事さんにしても、ほとんどがあて職の方であろうかというよりも、ほとんどがあて職の皆さんであるわけですね。そういう発想でなくて、もう少し、思い切ったことを考えたり発言したりするような、そういう空気にしていくことがどうなんだろうと。そのことについてと、それから繰り返すようですが、ときには損をしても、またどこかで得取れというような融通のきく民間企業へ、造成して処分するというような土地のことは、今後は、そういう民間へ任せるべきではないか。これは前にも申し上げたんですが、そのときには、今のところ考えないみたいなお話があったんですが、再度、お答えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（中沢君） 公社運営は私が理事をお願いし、その人たちにいろんな立場から広く論議を得ながら運営しているところでもございます。議会のほうから1名、それと私と副町長、そのほかはすべて民間人でございます。企業経営をやっている方もございます。また団体をやっている方もございます。そういった皆さんの総意を受けながら運営しているんだということ、民が主導しているんだということにご理解をいただきたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

重ねて申し上げますが、公社の役割というものがございます。健全に運営するというお金の面もございますが、公社を通じて、より行政が的確に行われるということへの理解も求めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

この10年間に、職員また理事の皆さんが24億9千万円の1つの借入れを10億円まで下げてきているということは、他に例はないんじゃないかなと、こん

なふうに思っております。

この後は、インター線の先線そのものについては、これは何と云われてもそういう事情にあるということは、ご理解いただけないと困ってしまうわけでございます。また、住宅政策というものにつきましても、その土地が全部売れている、あるいは全部残っているということになると、それぞれの対応もそんなに無理しなくてもいいんですけれども、ある土地の中で、半分が売れているというようなもの等については、相当苦慮しなければならない面もあるなど。いろいろ理事会の皆さんの知恵をお借りしながら、運営してまいりたいと思います。

3番（柳澤君） 理事の問題については、誤解があってはいけませんので、ひとこと申し上げておきますが、今、町長さんから理事さんのことを答えられましたが、例えばというふうに先ほど申し上げたんで、その点、何か理事さんがよくないんだという意味で申し上げていないということをお願いをしたいと思います。ただ、そういう感度で、理事、幹事は町長が任命するというふうに決まっていますから、それはそれでいいんですが、何かもう少し組織が活性化して、こういうことしたらどうだ、ああいうことしたらどうだというふうな空気に何とかなるようなことをお考えいただきたいと。そのことが、造成地の長引いているものの処理についても、何か新しい発想が出てきはしないかと、そんなふうに考えるわけであります。

何にしても、町長さんは今、私の質問にお答えいただいたようなことが、町民にそんなには伝わっていないわけであります。そういう点では、こういう機会にわかりやすくお話をいただければいいんじゃないかと、そんなふうに思っているわけであります。

長引いているものについてでありますけれども、先ほどもちょっとわずかにお答えがあったんですが、課長から、5年とか10年とかたったものについては、条件を変えるようなことを今後考えるというような言い方のお話があったんですが、それは価格の面も含んでのお話かどうか。それをちょっとお聞きしておきたいと思いません。

企画政策課長（片桐君） 先ほど最初のご答弁でも申し上げましたが、町と協定を結んだものについては、それぞれ協定で価格、そういうものは決まっております。ご質問の趣旨は、たぶん土地造成事業の関係かと思いますが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、価格等も含めまして、公社の理事会に、現在お諮りしてきているということを申し上げましたので、そういった面も含めまして、公社の理

事会でご審議いただきながら、健全化に向けていきたいというふうに考えています。

3番（柳澤君） 財務がわかりにくいということではありますが、行政の決算と違うんだということは、十分承知しています。基本的には、企業会計は、財務の3表、決算資料が3表で整理をされるようになっているんですが、その中で先ほど申し上げた、お答えがなかったんですが、当初予算では、受取利息が35億円盛っているながら、決算ではゼロ円になっているというのは、一般管理費に含めて決算では整理をされたんだろうなというふうに思ったんですが、それでよろしいんでしょうかとお聞きしたんで、それをまたちょっといいとか、悪いとか、そんな見方しかできないのかとか、そういうふうにお聞かせをいただきたいと思います。

それで、その財務の点でわかりにくいというのは、公用地、それから造成地があり、それから物件ごとのことがあり、全体としてのことがありで、全体としてのところへ盛る整理のものと、物件ごとに整理をされているものが、必ずしもきちんと整合というのか、見た場合にわかりやすくなっていないということなんです。

ここで1つ例を申し上げたいんですが、今回のオリンパスの跡地についての問題は特殊な例ですが、造成地で所有するものについて、明細を見ると、いくつかみんなでこぼこしているんですが、ある1つは、期末残高が160万円ほどであります。ところが、その団地は、あと4区画の処分がまだ残っております。仮に1千万円で、だいたい申しわけないんですが、こういうときはだいたいのほうが話はいいと思うんですが、普通、町には80坪前後から100坪ぐらいで1千万円ちょっとぐらいです。1区画1千万円としても4区画だと4千万円残ってくるわけです。帳簿上の残高は160万円なんです。

それから、それ1カ所じゃいけませんのでもう1カ所例に申し上げますと、もう1カ所の場合は、101万円ほどが残高で残ってしまして、売れ残っている区画は3区画です。これも同じようなことが言えるわけでありまして、そんな見方しかできないのか、これはそういうことじゃないんだと言われると、それでいいんですけども、ただこういうことであると、普通に見ると、「えっ？」この内容はどうなっているんだというふうに、ちょっと不審とは言いませんが、疑問を持つわけでありまして。

それが事実だとすると、その団地1つで3千何百万円とか2千何百万円とか、最終的に残ってくるわけでありまして。益が出てくるわけでありまして。それはどのように処理されるのかをお聞きをしたいのが1点。

もう1つは、これもわかりにくいということの1つなんですが、年間の残高の増

減の動きの表で、その明細表です。物件ごとの明細表ですが、多くの物件に支払利息が1銭もないわけです。仮に1千万円残高はあっても、支払利息は1銭もないわけです。これは誠に不可解というか、たぶん何か事情があって、間違いない処理をされるんだろうと思うんですが、これはどういうふうになっているのか。そんなことをお聞かせいただきたいと思うんです。こういう状態で、19年度末で譲与金が39万1,723円というようなものが計上されていても、そうすると、物件ごとの受取利息はどうなっているんだ、これはどこかへ、全体の表では一般管理費に入っているんだろうから間違いはないんだろうなど、こういうふういろんな疑問がわいてしまうわけなんで、監査じゃありませんし、また何を言ってんだと言われてもあれですから、細かいことはいいです。ただ、こういうことをもう少しわかるように表を変えていくべきではないかということをもっと最初から申し上げているわけなんです、わかる範囲でいいですが、お答えをいただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） まず大前提といたしまして、先ほどもお答えいたしました、公社の経営状況あるいは決算、そういった帳票につきましては、政省令で定められている様式に則ってやる以外は、基本的にはないわけでありまして。ですから、最初の答弁のときにも申し上げましたが、様式は様式としてつくらなければいけませんので、公社のほうにおきましても、図表等を用いて、その補完的な資料の作成について検討してまいりたいということで、ご答弁申し上げましたので、この経営状況につきましては、これはこれで、くどいようですが、省令で定められた様式でありますので、それはご理解をいただきたいと思います。

2つばかり例を挙げられまして、期末の残高と実際に売れた場合のというようなご質問でございますが、土地造成につきましては、取得価格、そこへ造成費、それと経費あるいは利息の計算等、利息を計算した中で販売価格を決めております。そういった中で、実際には価格が残ってしまっていて、簿価ゼロというの、ちょっとその辺の経理の仕方になってくるかと思うんですが、実際に未分譲地があるということで、簿価には載せておくという手法を監査でしてきた中で、そういった手法をとらせていただいておりますので、実際に、じゃあ売れた場合の利益はどうするかということの質問ですが、先ほどもお答えしましたように、公社全体の借り入れの状況を見た中で、利益が出た場合には、長いものの返済に充てるとか、公社全体の経営の中で利益分をそういった負担の生ずるものに充ててきているということでございます。

支払利息の関係ですが、公社は町と同じで、当初、その年度の予算を立てます。従って、その中で変更があれば、その都度理事会を開きまして、補正予算を組ませていただいているということでもありますので、当初と決算が違ってくるといのは、これはあり得ることですので、その辺はご理解いただきたいと思いますが、受取利息があつて、支払利息が損益計算書に載っていないという点かと思いますが、損益計算というものは、その1年間の土地の動きを載せたものでございまして、支払利息につきましては、借り換えの中に含めて計上するという手法が、この省令で定められている手法で、会計処理でございますので、経営状況の中には、きちんと数字的には、先ほどご指摘のように1,660万円某という数字が出てきております。そういった点で、わかりづらいという点につきましては、先ほど言いましたように、補足資料等をつくるなどして、また、公社のほうで取り組んでいただくということで考えております。

3番（柳澤君） 1点は、整理の帳票が間違っているとは言っていないし、これは決まったものでしょうから、それはそれでいいんだと最初に申し上げましたが、今後、何か方法を考えないかというふうに申し上げたというのは、図表というような言葉を使いましたが、公式のものでなくても、じゃあどういふものと言っても、すぐ簡単には言えないんですが、何かわかりやすいものにして見えるようにしないと、一般の人には経営状況報告書ですよ、これが全部ですよと出して出されても、内情がわかりにくいということでもありますので、ぜひ何か工夫をしていただきたいと、そんなふうに思うわけでありませう。

お答えできたらいいんですが、いずれにしても、1つの区画で10区画から15区画ぐらいの小さいところで3千何百万円、2千何百万円というものが出てくる、3千万円、4千万円近いものが最後に全部処分できれば出てくるというのは、いつも公社は収益事業でないといいいながら、ちょっと問題じゃないかというふうに思いますので、それは取得価格があつて、造成費とか、利息とか、いろんなものが加わり、売れたものが引かれ、それが残高になるわけですから、その残高が100万円のところ、あと売れば4千万円になるというのは、誠に収益事業として、うまい仕事になってしまひはしないかと。こういうふうに見えてしまうわけなんです。その辺のことをお答えできたら、もう1回お願いしたい。

繰り返すようですが、公式のものは公式のものとして、公用地、造成地、全体のもの、物件ごとのものという複雑に絡んでいますから、それがもう少し、公社は今

こういう状態ですよとわかるようなものを工夫していただきたい。その2点について、お願いしたいと思います。

企画政策課長（片桐君） 土地造成事業につきましては、町の施策の一環として、定住人口の増という中で、町とともに進めてきた施策でありますので、その点については、当然、必要なものは単価にかけていくということでございますし、基本的には、こういったものにつきましては、儲けちゃいけないということはないんですね。基本的には、今、簿価に残っている分と実際の売れたときに利益が出るということなんです。今までの中で、借入れプラス利息について、ある程度償還できている、あるいは違う分譲で高いものの利息なり、借入金を返済してきている。全体の中で、ほかの事業で売れた分について、そちらへ充てるとかという、そういう全体の将来負担の大きいものを先に返済していくというような手法もとっているわけですので、実際に160万円で4区画残っているのが、あとは儲け、そこだけ見ればそういうふうにとられますが、公社全体の借入れ、利払いの負担、そういったものの中で、公社は健全な運営をしてきていますので、全体の中で、そういった売れて、端的に言えば利益が出たものをそちらへ充てるといって、全体の運営の中でやってきていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

私も、経営状況の様式を変えられませんかという、そのことはそのとおりでありますが、併せて、先ほど来申し上げますように、それはそれとして、補足資料的なものを今後公社のほうで進めていくということで、経営状況に代わるものかどうかは別といたしましても、それに準じた内容のわかりやすい補足資料をつくっていくというふうに申し上げましたので、それでご理解をいただきたいというふうに思います。

3番（柳澤君） 時間もありませんし、監査じゃありませんから、これ以上細かいことを申し上げるつもりはありません。ただ、いずれにしても10区画ぐらいのところでは3千万円、4千万円と出てくるのは、儲けといってもたいしたことないというふうにお考えいただかないほうがいいんじゃないかと。これは明らかにいい収益だというふうに、普通は考えられます。それが全体としての借入金の利息なりにとこう言いますが、少し計算してみたんですが、例えばインター先線とかいろいろあります。これはやむを得なく残っているものです。そういうものの利息を計算しても、利息はそんなに多くありません。物件一つひとつでは、毎年何千万円もというふうにはならないわけです。そうすると、収益の出ることですから心配はない

んですが、逆のことだって、またどんな事情で、起こり得ないとは限らないのです。いずれにしましても、その辺、動きの早い、厳しい時代になりますので、できるだけ、きちんとわかりやすい説明になるようなものを、先ほど言われましたようなそういうものをおつくりいただくようお願いをして、そういう時代ですから、いくら政策的なものであっても、ただ、それだからいいというふうに思わないで、厳しく考えて進めていただくように申し上げて、私の一般質問を以上で終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時36分～再開 午後3時47分）

議長（池田君） 再開いたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、4番 中嶋登君の質問を許します。

4番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

議会も改革の一環として、6月議会より始めた一問一答は、町民の皆さまにお話を聞けば、内容がわかりやすくなったとか、また深くまで議論されるようになったとか、またお互いに緊張感が高まったことはよいことであるなど、お褒めの言葉をいただいております。今議会で2回目であります。今後ますます切磋琢磨して町民益を優先するよう、一般質問に入らせていただきます。

1. 工業用地について

イ. 大手企業数社による工業用地取得は

学園都市という夢も、時代の流れとともに消えてしまったが、これも現実であります。やはり、坂城町は町長がよく言っております「ものづくりの町」「工業の町」ということで、軌道修正を町長はいたしました。

それに伴い、オリンパスの跡地は工業用地として活用していくことになり、今議会でも、柳沢精機に決定されたことは、大変良かったと私も思っておりますが、町長はオリンパス跡地を希望している、また打診されている会社は、3社あるといつも答弁をなされておりました。今回購入できなかった町大手である2社への対応をしっかりとってもらいたいが、町長のお考えをお尋ねいたします。

ロ. テクノ工業団地の拡張は

前段の質問と関連があるわけですが、私の聞き及ぶところでは、町内企

業数社が用地取得を希望しているようでございます。進捗状況と今後の計画をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 工業団地にかかる話でございます。大手数社による工業団地の取得という状況の中で、テクノの工業団地の拡張ということの中嶋登議員からの質問に答えてまいりたいと考えております。

坂城オリンパスの跡地につきましては、柳沢精機製作所さんに分譲していくということで、工業地域開発事業特別会計予算を議決いただいたところでございます。ご質問のとおり、当町におきまして、まとまった工場用地が欲しいという要望は、いくつかの企業さんから寄せられておりますが、今回のオリンパス跡については、柳沢精機製作所さん以外にも2社ほどあったわけでございます。

今回の坂城オリンパス跡地の分譲につきましては、これら企業の皆さんに対しまして、工業用地の希望やご意見を直に改めてお聞きし、緊急性などを考慮して、決めさせていただきましたが、町の考えをお話をする中で、納得というか、ご理解をいただいたということでもございます。

オリンパス跡地に代わる工業用地のご要望につきましては、今後の対応ということで、関係の企業と話しながら、逐次進めてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

坂城オリンパス跡地を希望していた企業のほかに、面積の大小にはいろいろ違いはありますが、工業用地を希望されている企業は数社ございます。坂城の町の工業の力強さを感じるころでもございます。町といたしましては、一定規模の工業用地は、常に保有しておく、一定の規模だけは保有しておくということが大事でございまして、そうでないと、外からいろいろお話のあったときに対応しきれない。また内部からのお話にも対応しきれない。企業経営は生き物でございますので、そういった面での対応も必要だなど、こんなふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、テクノさかき工業団地を拡張していくという方針を立てております。役場内にプロジェクトチームを組織して、検討しているころでもございます。テクノさかき工業団地は、すでにアクセスが整っておりますので、そういった面での造成にはいいかなと、こんなふうに思っております。

9月4日に発表されました日銀の松本支店による県内の金融経済動向では、県の経済は、弱めの動きが続いているとされておりますし、輸出が減少し、企業経営が

減少する中で、設備投資は総じて横ばい、そして、生産は横目の動きが広がっているわけでございます。昨日のアメリカの経済状況等を見ましても、坂城に大きな影響があるなどということも懸念しているところでもございます。

町内の企業の皆さんのお話を聞く中で、企業がおかれている状況は変わっているということも指摘はされますが、工業用地に対する考え方や緊急性もこれに伴いまして若干は変わってきているなど、そういう動向を見定めなければいけないと、こんなふうに思う次第でございます。

テクノ工業団地の拡張につきましては、それぞれの企業の皆さんのニーズ、そして、近い将来にどういう状況があるか等を十分精査して、対応してまいりたいと思いますし、また、現在、京阪精工の跡地についても、鋭意整備が行われております。県とのいろいろな協議の中で、完全にいろいろな期限的な面は払拭されますので、よりよい工業団地ということで販売に努めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

4番（中嶋君） ただいま町長にお答えをいただきました。

とりあえず、今、私が一番心配しておった2社、町長のご答弁では、ご理解を得たということで、とりあえず、一安心でございます。

よく私は言うんですけれども、やはり坂城町では、H電機さんが出ていってしまった。そこに私は一番、ちょっと言葉が悪いんですけど、失敗してしまったのかということ私を私は思っておりますので、そういうことを含めて3社全部ご用意できればよかったんですが、2社のところをちょっと心配しておったんですが、町長の答弁では、とりあえず理解をしていただいたということで、よかったかなと思っております。

ただいまも町長もおっしゃってまして、京阪精工の跡地ですとか、坂城インターのところ、テクノ工業団地のほうは、もうすでに全部終わってしまっているの、これはとてもよかったと思っております。今、町長のおっしゃるように、もう2カ所ある部分がございます。これもやはり早目にきちっとした整備をしながら、各企業に販売していかなければいけないと私は思っております。

町長も今もおっしゃっておりましたけれども、これはちょっと私、こういう言い方どうか分かりませんが、例えば、もう第2テクノ工業団地なんていうような言葉も使ってもいいような気もするんですが、そういうことを考えますと、この間のお話では、プロジェクトチームまでつくりまして、各企業へ出向いて、いろんな情報

を得ているということで、この部分は、とっても私は感謝もしておりますし、敬意を表しているところでございますが、ぼちぼち、やはり今言ったように、第2テクノ工業団地ではありませんけれども、町長は前からいつもおっしゃっております。必ず2haぐらいは、町は用意をしておきたいんだということをおっしゃっておりますので、私はその部分のところも、とってもいいことだと思っておりますし、大事なことだと思っております。私は、なかなか町長はいい考えをお持ちになっていただいていると思って、そこは感謝しております。

そういうことを鑑みて、私は申し上げるわけですが、ぼちぼち用地取得を含め、いつから拡張工事を始めていくのか。また、できればいつごろまでにその事業を完成させるのかぐらいなところを、町長、少しまたご答弁できれば、お教えしていただきたく思うんです。私の言うのは、もう少し早目にやっていただきたいというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

町長（中沢君） 今回の柳沢精機さんへの譲渡というのは、いろいろ社の計画が、すでに具体的にでき上がっていて、そしてまた、関連企業との間で緊急性を要したということございまして、それを第一に進めさせていただいたということでもございます。他の2社については、いろいろな条件また事情もございます。もう一度、その2社に対しましても、将来計画、できればあらかじめそこで立地していただくんだというような1つの約束等もいろいろとる中で、進めさせていただくかなと、こんなふうに思っております。

企業の状況というものが常に変わりますので、ある時間、先を見越しての対応をすることが大事で、当面、21年度等に向けては、柳沢精機の立地とその周辺整備に、より力を注いでいきたいと、こんなふうに思っています。

4番（中嶋君） 今町長からご答弁いただきました。2社のことは、だいぶ気をつかってやっただいていてのことには、感謝を申し上げるわけでございます。そうは言いましてもさっきの2haの分ですが、それを私はちょっと言いたかったわけです。これは再質問はよろしゅうございます。いうなれば、第2テクノ工業団地ではございませんが、できるだけ早く事業化をして、町長がよく言っている2ha、そんなようなところでひとつ取り組んでいただきたいというふうに私は思っておりますので、その辺のところはひとつよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは次の質問に入ります。

2. 全国学力テストについて

イ. 教育委員会の対応は

町の結果が極端に悪ければ、教育の充実を図るのに、地域の理解を図る目的で、公表も検討すると信毎にコメントをされていましたが、実状を報告していただきたい。これは午前中に、田中議員も同じような質問をしておりましたので、補足や落ちがありましたら、多少重複するところがあっても構いませんが、重要な質問ですので、そんな部分で簡明に、教育長よりお話を伺えればと思っております。

ロ. ノーテレビデーを

この問題を議会で取り上げるのは、今回で3回目でございます。全国学力テストとともに学習状況調査も行われ、アンケートの結果が出ておりました。ちょっとショッキングなデータでございました。

平均1日あたりのテレビ、ビデオ、ゲームを見ている時間を聞く質問の中で、3時間から4時間、それからまた4時間以上と答えた県内小学校6年生は46%もあり、何と昨年より12.8%と大幅に増えております。中学3年生では37.9%とやはり昨年に比べますと5.9ポイントと増加しておるようでございます。

信大教育学部と医学部大学院の寺沢宏次教授は、テレビなどの見ている時間が大幅に増えたことに注目、1日1時間30分以上テレビやゲームをする子どもは、成績が低くなるとのアメリカの研究などを踏まえて、4時間以上の子どもも増えているが、この生活を小学生が1年から6年生まで、小学校1年の入学から6年で卒業するまでの間6年間、これを続けると、何と1年間はテレビとゲームなどを見ている計算になるそうです。6年間勉強して5年間しか勉強してないというようなことになるんだそうです。脳機能にも悪影響を与えかねない現状であるということでもあります。時間を決めて見るなどの対応が必要であると、これは皆さんも見た方がいると思います。信濃毎日新聞でコメントなされておりました。

ですから、私も3月議会でも取り上げました。保育園児から中学生まで、テレビを見ない日を、少なくとも月一度をノーテレビデーと定めて、もちろんPTAをはじめ保護者会など各種団体などの協力を得て、もちろん町ぐるみで取り組んでほしいと質問をいたしました。あのお話をちょっとおさらいをしてみますと、テレビやゲーム、パソコンなどを長時間使用していると、特に子どもの脳に悪い影響を及ぼし、前頭葉が働かなくなってしまうことが、最近の科学的データでわかってきたということでもあります。

また、視覚の部分しか働かなくなるので、今の子どもたちの脳に異変が起きてき

ており、昔では考えられなかった引きこもりであるとか、不登校であるとか、ちょっとしたことでキレるとか、簡単に友だちや家族をバーチャルゲーム感覚で殺してしまうとか、大変な時代となっており、いつ、どこでも、こんな事件が起きてもおかしくないとも言われております。まさにこのようなことも含め、教育長には早急に、ノーテレビデーを取り組んでほしいと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

教育長（長谷川君） 全国学力テストにつきまして、中嶋登議員さんからの2つの質問について、お答えをさせていただきます。

第1番目の全国学力テストについての教育委員会の対応についてはということで、ご質問をいただいているわけですが、特に付け加えることがあればというお話でありますので、その部分についてのみ、答弁をさせていただきたいと思います。

子どもの学力を上げるということに関わるものは、どういう人たちであるかということを考えてみたときに、教育というのは、学校と家庭と地域社会が一体となって子どもを育てていくわけですから、学力に関していえば、学校と該当する児童の家庭の問題であります。

2番目に取り上げられましたテレビの問題ということになりますと、これはむしろ家庭が一番中心でありまして、そこに地域社会や学校がどう付随していくかという問題になるわけです。学力の問題に関しましては、今言いました学校と、それから該当する児童の家庭には、今までも結果を十分公表してきたつもりであります。ただ、ご指摘いただいたように、社会で、地域全体へということについての見解を、今議員さんが引用してくださいました新聞の記事のように申し上げたわけでありまして、それについては、ご理解をいただけたものというふうに解釈させていただきたいと思います。

では、2番目のノーテレビデーについてであります。

これにつきましては、清川さんの講演もお聞きした例も前回お話をさせていただいたようにも思いますし、教育委員会の見解も申し上げてきたような気がしております。すなわち、官が主導ではなくて、民の力でノーテレビデーの運動を進めていただけるように、機会をとらえて、その必要性をお話しして、取り組んでいただけるよう働きかけていきたいという立場で臨んでまいりました。ただ、この度の全国学習状況調査の結果によりますと、1日3時間以上テレビやビデオ、DVDなどを見ている小学生が46%という、私にとっても驚くべき数字を示したということで

ありまして、その多少増えていくだろうなということは予想はしておりましたが、こんなに増えてしまったかという思いであります。

同時に、これは何とかしなければいけないという思いを強く持っている一人であります。この件につきましては、まだ教育委員会としての検討が、十分できておりませんので、以下、私の私見を述べさせていただきます。

1日3時間という時間は、非常に長いというふうに思います。例えば、夕方7時から3時間といえば夜の10時までです。4時間という子どもは11時までになります。この長い時間、テレビを見ている。つまり、家族とのふれあいの時間はどうなっているんだろう。食事は落ち着いてゆっくり食べているだろうか、いろいろ家庭の問題を想定してしまうわけであります。これだけのテレビの時間、また、もう一方、これだけのテレビの時間を、子どもたちは何を求めてテレビに食いついているのか、これもどうも疑問であります。

どうしても見たい番組が、そんなにたくさんあるとは思えません。多くは惰性でテレビを見ているように思います。何で3時間も4時間も惰性でテレビが見られるかといえば、簡単にいえば、ほかにやることがない。例えば、家族とのふれあいが、あるいは家庭の中でお互いに話をしたりという、そういう時間がないということが、子どもたちをテレビに走らせているという状況を生んでいるのではないかなど、こんなふうに想像するわけであります。ですから、この問題は、単にテレビを見ない時間を多くしようとか、もちろんそれは悪いという意味ではありませんが、ノーテレビデーをとる問題をはるかに超えた家庭生活を、一体子どもたちはどのように送っているか。望ましい家庭生活にするためには、どんな改善が必要なのかということになっていくかと思えます。

そういう面におきまして、これは家庭という大きな柱が子どもたちに教育する問題でありますので、官の力で、あるいは何々宣言というような形でいくことは、あまり好ましいとは思っておりません。しかしながら、ご指摘いただいたように、大変大きな問題であると思えます。ですので、今後の方向につきまして、まず学校であるとか、PTAの代表の皆さんであるとか、あるいは坂城町青少年を育む町民会議の皆さん方とも十分協議をしながら、どういう家庭生活を子どもたちが送ることが一番望ましいかという大きな1つの流れの中で、このテレビの問題、映像に対して子どもたちの浸りきっている状態の問題を検討し、方向を出していくことがいいのではないかなというふうに考えております。

4番（中嶋君） 今、教育長からご答弁をいただきました。

今後も学力テストは行われるとは思いますが、真意を持って、ぶれることなく対応してほしいと、私は教育長にお願いしておきます。

ノーテレビデーの答弁をいただいたわけですが、教育長も大変ご心配をしているということでございます。私に言わせれば、よいことですから、これは今年から実験的に取り入れて、例えば月1回、実行してみたらどうでしょうかね。結果がよかったら、来年度より本格的に取り組んでいったらと思うものです。

例えば、小学校3校ございます、それから中学1校あるわけでございますが、モデル的に、どこの学校でもいいのですが、例えば南条小学校を実験校にして、実際にやってみるとか。やはり今言っているように、民という部分も、これは当然ですよ。家庭ということも当然でしょう。できないんですよ、これが。だから私は緊急を要して、もう三度もこの一般質問をしているわけです。この間では、町長に条例をつくったらどうだろうかというようなお話を申し上げたら、町長も、いやそれはいかなものかと。それは教育委員会の関係であるというようなお話も、あのときに私は聞いております。

どうしても今の教育長がそういう部分で難しいということは、これは私は一般質問を100回やっても、町長にそういう条例をつくれということを述べなきゃいけないと私は思っております。ですから、その部分のところへ行く前に、私の言いたいのは、もう少し何かいい知恵を出したり、考えをして、早く始めていただかなければと。それで、先ほど言いましたように、全国テストのときの流れの中で、そういう問題が、あれは長野県下の平均値でございますから、坂城町はそんなことは私はないと思っておりますがね。だけれども、やはり長野県下全部を見れば、いうなれば去年よりも今年のほうが、子どもたちのテレビを見る時間が増えているということ。ということは、来年、再来年少なくなっていく、減っていくということは、私は考えられないと思っております。あるところまで行けば、いうなら100%まで行けば、それ以上増えっこねえんだから。だから、そういうところへ近づいていくようなふうには私思っておりますので、早くここでストップをかけなければ、大変なことになってしまうということで、そんなご報告を申し上げている次第でございます。

ご答弁はよろしゅうございますので、よくよく考えていただいて、せめて今の実験校ぐらいなことはお考えになっていただいて、早急に取り組んでいただきたいと

いうふうに思います。また一般質問を私はやります。

さて、最後の質問に入ります。

3. 地下歩道について

イ. 今後の対応は

坂城インター線消防署の十字路の下に地下歩道があることは、皆さま周知のとおりでございますが、歩行者用の信号が設置されたことにより、以前にも増して使われなくなって、廃墟と化しております。中学生の生徒に、あそこで聞いてみました。3年間で1回も使用したことがないとか、ほとんどの生徒たちは、怖くて使わないということございました。また、PTAの役員から、こんなお話もありました。犯罪に巻き込まれそうな危険箇所なので、埋めてほしいとの要望であります。

私もちょっと、埋めてほしいなんてことを言われたもので、ちょっとびっくりして、中を全部見てきましたけれども、立派なものです。H型になっておりまして、あれはもうそれこそ東京のど真ん中につくっておくべきようなものができていたというのが事実です、私が見てきて。それから蛍光灯が明々となっていました。どのくらい電気代、CO₂削減という時代なのにえらいことだわなということを感じつつ、見てまいりました。

その足で南条小学校へ行って、確認してまいりました。通学路にでもなっていれば困るなと思ったんです。先生にお話を伺ったら、通学路には外れております。ということは、小学校1年生から6年生まで、あそこは通学路として使っていないということです。もっと言ってしまえば、学校から使用禁止になっていると思います。もっとぶっちゃけた言い方をすると、あそこへ入れれば先生に怒られると、このような状況であります。そういう場所でございますから、今後の町の対応をご答弁願いたいと思います。

建設課長（村田君） 地下歩道について、ご答弁申し上げます。

この主要地方道坂城インター線は、長野県をはじめ当時の更埴建設事務所の皆さん及び関係者の皆さんの大変なご尽力によりまして、地元との設計協議、また用地交渉、建設工事等々を経過する中で、平成8年9月に開通式が行われた次第でございます。この道路は、坂城インターとのアクセス道路として、また、高速交通網の坂城町の玄関口として、非常に大切な受け皿となったわけでございます。当時、大変なご理解、ご協力を賜りました関係者の皆さま方、地権者の皆さま方、また中之条区高速道対策委員会の皆さま方に、改めて御礼を申し上げます。

ご質問の地下歩道でございますが、高速道の路線発表を受けまして、中之条区高速道対策委員会の皆さま方との設計協議の中で、要望が出されたわけでございます。平成5年、6年と何回も協議を重ねた経過があるわけでございます。設計協議では、県といたしましては、坂都1号線とインター線との交差点であり、そこには信号機ができ、歩道信号と併せ、横断歩道設置で平面通行のほうが利用効果があるのではということで、説明を申し上げた経過があるわけでございますが、地元としては、先行きを心配して、どうしてもということから地下歩道が設置されたということでございます。

地下歩道が設置されましたので、当然、横断歩道は設置されませんでした。やはり利用状況を見る中で、後に、安全に考慮し、県公安委員会の指導のもと、県において、歩道信号機と横断歩道を設置いただいたものでございます。町の対応はとこのことでございますが、担当課といたしましては、必要なものを建設していただいたと考えておまして、また、県の施設でございますので、埋めてほしいという要望につきましては、現時点では非常に難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4番（中嶋君） ただいま建設課長より、大変苦勞しておつくりになったと。たしか当時、建設課長も私も議員になる前でしたから、あまり詳しくわかりませんでした。あそこらによくいましたので、きつうんと苦勞したのかなというような、だから苦勞話もちょっと聞いたようなお話で、ご苦勞さまでした。ただ、でも、大変、当時としては高い値段でつくられたようではありますが、一部の人の話を聞きますれば、何と驚くなかれ2億円だなんてお話も聞いておるわけです。これははっきりしたあれじゃないんですが、でも、とんでもないようなお金がかかってしまった部分だなど。本当にすばらしいです。そうは言いましても、時代が変わると、今私に言わせれば、無用の長物になってしまったということも事実だと思います。

そこで、私から提案があります。先ほどPTAのお父さん、お母さん方は本当に、あそこで子どもたちが、もし何か事件にでも巻き込まれてしまったりすれば困るから、埋めてくださいと。これも私は1つの方法だと思います。お金がかかったからもったいない。もったいない、もったいないで、そこで何か事件が起きたなんてことになれば、それはとんでもない話です。埋めたほうが儲かるんです、これは。あのままにしておいたほうが損をしてしまうということです。この辺のところは、やっぱり認識をしておかなければ、私はいけないと思っております。

ただ、でも、そうは言いましても、私からの提案であります、ずばり言えば、これは埋めるのはもったいないということも当然であります。ですから、これは県にお願いをして、これは町長にお願いすることなんですが、町に払い下げをしてもらいたいと思います。

どういうことかといいますと、町長もご存じのとおり、また皆さんはご存じのとおり、前回、私が報告をいたしました新しくできました中之条区の防災会で管理をしていただきまして、あの地下道を非常災害時のときのシェルターといいますか、また災害用資材、例えば土嚢でありますとか、毛布などありますとか、いろんなものがあるわけですが、そういうものを入れたり、もちろん食料品、水はたくさん入れなければいけないと思いますが、水を入れたり、要はそういう非常時の際の貯蔵庫として、立派に私は活用できると思います。私は、これがまさに最近言われていますリサイクルだと思っています。リサイクルはやるべきだと思います。

なお、消防団長、片山団長が去年までお世話になっておったわけですが、現在、中之条消防会の会長に就任をしていただきまして、会長にもお話を私がしてみましたら、もしそういうような状況の暁には、了解したと。私たちが管理させていただきたいと。だから、町からもらっていただければ、中之条の防災会できちっと管理するから、あそこへシャッター4カ所くらいきちっと付けて、それで人が入らないようにして、一朝有事の際は、あそこを使うようにさせていただければ幸いであると。こんなこともお話を申し上げましたら、了承していただきました。

そういう部分もありますので、これは課長には再質問、私はしません。ぜひ町長に再質問をいたします。坂城町で欲しいよと、県に提言していただきたいと思えます。その辺のところをご答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 消防署の前の地下道、いろいろな歴史というか、歩みがございます。今、課長から話のあったように、地元が将来を見込んで、ぜひ安全な道筋をとということでお願いした経過もあるわけでございます。しかし、実際歩いて、あの地下道を通ると、なかなか労のいる、そしてまた大変だなという場所でもあることは承知しております。

要するに、あそこに1つの渡るとい信号ができて、そこを渡ることができるんだという前の年には、南条小学校でみんな勉強して、そしてあの地下道へいろいろな絵を書いて、そして楽しもうじゃないかと。これを本当にやる気で考えたときもあったわけでございます。そうこう考えているうちに、いろいろ歩道ができるよう

になるなという話になると、人は地下道よりも歩道ということ。今の渡る人たち、自動車の状況等を見ると、それも可能で、歩道で安全に行けるなど。私自身も、ちょっと待っていればそこが渡れるということで、専ら使わせていただいているわけでございます。

しかし、町が県に強く要望した施設でもあるわけでございます。今、中嶋議員のほうから、1つ、防災のところにおける貯蔵庫等のご提案もいただきましたけれども、歩くとなかなか広い場所でございます。大変だなど。ただ、ああいう状態では、これでよしというわけにはまいりませんので、管理者の千曲建設事務所等ともいろいろお話をする中で、少し時間をかけて、本当により有効に使える手法はないのか。町も県もいろいろ知恵を出し合いながら、いろいろ対応してまいりたいなど、こんなふうに考えているところでございます。

4番（中嶋君） 今、町長からご答弁をいただきました。町長もやっぱり、よく歩いている人ですから、見ていただいているようでございます。

私も、町長にもお話を聞くと、消防署の前のところというようにもちょっと町長は言うておりましたから、まさにそのとおりなんですよ。だから先ほど言いましたように、中之条の防災会、なおかつ消防署の前なんです。こんないいところないと、こういうふうに思います。町長もそう思ったんで、消防署の前なんて言っちゃったんだ、きっとね。気持ちは町長、伝わってきましたよ。本気になりそうですね。

ぜひ、町長、期待しております。とにかく町でいただければ、中之条では、そういう気持ちを持っておりますので、ぜひひとつご協力をいただきたく思います。これもできれば早目にひとつよろしく願いをいたします。

以上、今回3項目の質問をいたしました。今申し上げましたように、全部大切な質問であり、急を要する案件でございます。またこれは、特にノーテレビデーについては、少子化も含めて、坂城町の、また日本の未来にも大きく関わる大問題でもあります。子どもを守り育てるのは、大人の仕事だと思います。早急に、町ぐるみで取り組んで、日本一の子どもを、坂城町から育てていこうではありませんか。

最後に一句添えます。テレビ消し 親子で会話 家まるい、テレビ消し 親子で会話 家まるい。

これで、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日17日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時34分)

9月17日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 春日武君 |
| 2 " | 山城賢一君 | 9 " | 林春江君 |
| 3 " | 柳澤澄君 | 10 " | 安島ふみ子君 |
| 4 " | 中嶋登君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 塚田忠君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 大森茂彦君 | 13 " | 宮島祐夫君 |
| 7 " | 入日時子君 | 14 " | 池田博武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 塩野入猛君 |
| 総務課長 | 中村忠比古君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| 住民環境課長 | 宮下和久君 |
| 福祉健康課長 | 塚田好一君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育文化課長 | 西沢悦子君 |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 塩澤健一君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 塚田郁夫君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 地球温暖化防止についてほか | 入日 時子 議員 |
| (2) 下水道事業について | 春 日 武 議員 |
| (3) 転換期の行財政運営についてほか | 山 城 賢 一 議員 |
| (4) 原油高騰による町民への影響はほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (5) ごみ処理についてほか | 塚 田 忠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に、7番 入日時子さんの質問を許します。

7番（入日さん） 最初に、昨日、議会を欠席したことをお詫び申し上げます。9月12日より原因不明の痛みで襲われ、検査をしているのですが、よくわからず、昨日朝起きたら目がよく開かず、鏡を見たら、顔がむくみ、右側のまぶたが腫れ、目にかぶさっていて、びっくりしてしまいました。急いで議長に議会を欠席し、病院に行く許可をいただきました。皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

質問に入らせていただきます。

1. 地球温暖化防止について

イ. 推進計画は

今年の夏も、猛暑日や真夏日が続きました。年々、暑い日が増えてきているように感じます。また、集中豪雨や突風、竜巻などが各地で起きようになり、土砂崩れや家屋の崩壊、浸水などの被害も多く発生しています。

このような異常気象は、テレビなどでも大きく取り上げられ、温暖化によるものと多くの方は感じています。気象変動に対する政府間パネル（IPCC）は、

2007年2月に、地球温暖化の原因は人為的によるものだと断言しました。産業革命以来の急激な商工業の発達や人口増加など、地球の環境負荷が増え、地球の存続さえ危ぶまれています。氷河が溶けたり、ツバルなど海拔の低い島々は、水没の危険にさらされ、移住を余儀なくされています。干ばつによる水不足や農業被害、砂漠化など、世界中に影響が広がっています。

このまま何の対策もしないと、シベリアの凍土が2100年までに90%溶け、メタンガスの発生で地球の温度が6.4℃まで上がり、人間が地球に住めなくなるばかりか、すべての生命が絶滅するとさえいわれています。まさに温暖化防止への取り組みは、待ったなしです。洞爺湖サミットでも、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を50%以上削減する目標が出されましたが、達成するには並大抵ではありません。

長野県でも温暖化の影響が現れています。この100年で、長野市は1.18℃、飯田市は1.26℃気温が上がり、全国平均の1.1℃を上回っています。諏訪湖の御神渡りもこの20年間で5回しかありません。りんごの着色不良や稲の乳白米の増加、ぶどうの実割れなど、農業被害も深刻です。その他、鹿やイノシシの増加による食害など、野生動物や害虫による被害も広がっています。

長野県でも2003年4月に、地球温暖化防止県民計画を策定しましたが、2004年度の温室効果ガスの総排出量は1990年度比で、全国平均のプラス7.6%に対し、プラス14%と大幅に増えています。県は今年2月に県民計画を改定し、温室効果ガスの総排出量を2012年までに1990年度比で6%削減する目標を立てました。2004年度の長野県のCO₂排出量は、運輸部門が一番多く463万8千トンCO₂で、全体の28.7%を占め、1990年度比プラス19.8%です。2番目は産業部門で440万4千トン、27.3%でプラス4.8%、3番目は業務部門で400万5千トン、24.8%でプラス55.4%、4番目は家庭部門で291万9千トン、18.1%でプラス26%となっています。産業、サービス、事業所、行政機関などの業務部門の増加が突出しています。

県は、2012年までに2004年度比で、運輸部門マイナス14.8%、業務部門マイナス10.1%、家庭部門マイナス10.9%、産業部門マイナス8%の削減目標を立てました。

2004年度の1世帯あたりのCO₂排出量は、5,500kcalで、そのうち、電力が38.8%、ガソリンが26.7%、灯油が11.9%となっています。家

庭部門のマイナス10.9%を達成するには、1世帯あたり11.9%削減しなくてはなりません。

県民計画をもとに、各自治体でも、温暖化防止実行計画や新エネルギービジョン、環境基本計画がつくられています。町でも、広報さかきで、「ストップ！！地球温暖化」などのシリーズを掲載し、住民への啓発に努めていると思いますが、温暖化防止推進計画や実行計画について、どのように考えているのか。いつまでに策定する予定なのか、町長に答弁を求めます。

ロ. 具体的な取り組みは

すでに県内でも多くの自治体が環境基本計画や新エネルギービジョンを策定し、太陽光発電や雨水、バイオエネルギーの活用などに補助金制度をつくり、資源の有効活用とCO₂削減に大きな成果を上げています。

5月7日に総務産業常任委員会で、県内の先進地である飯田市への視察に行きました。飯田市は、太陽光発電補助金制度により、07年度までに847件ソーラーパネルが取り付けられ、普及率は2.25%と増えてきています。ペレットストーブやペレットボイラー設置にも補助金が支給され、エネルギーの地産地消を目指しています。公共施設のペレットボイラーによる床暖房やペレットストーブの設置、太陽光発電や雨水の活用、生ごみの堆肥化など、天然資源を活用し、CO₂削減や省エネに取り組むすばらしい自治体だと感じました。

私も数年前にソーラーパネルを設置しましたが、300万円ほどかかりました。国の補助金が廃止され、財団法人のわずかな補助金も抽選であたるかどうかかわからず、とても迷いましたが、灯油高と環境を考え、設置に踏み切りました。設置のとき、業者が15年ローンが終われば元が取れると言いましたが、昨今の灯油高騰で、もっと早く元が取れそうです。

政府もCO₂削減に向け、太陽光発電の普及拡大へ取り組みを強め、補助金の復活やソーラーパネルのコストダウンを検討しています。坂城町は、国がやらないとなかなか動かないのですが、中沢町長は、日ごろ、町の自主財源は6割以上もあり、県内でもトップクラスだと自負しておられます。長野市や松本市はもちろん、町村でもCO₂削減、温暖化防止のために、太陽光発電やペレットストーブ、雨水タンクなど、自然エネルギーへの活用補助金を出し、普及に努めています。坂城町でもCO₂削減、温暖化防止のために、自然エネルギー活用への補助金制度があれば、普及が進むと思います。CO₂削減へ大きな一歩を踏み出すために、町長の前向き

な答弁を求めます。

ハ．環境教育と指導者の養成は

坂小の5年生は、2年がかりで環境教育に取り組んでいますが、その波及効果はあったのでしょうか。また、5年生以外の生徒や村上、南条小学校や中学校では、環境教育にどのような取り組みをしているのか、伺います。

また、町として、環境カウンセラーや温暖化防止推進委員の養成をどのように考えているのか、併せてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 地球温暖化防止についてでございます。

地球温暖化は、世界規模、地球規模の課題として、政府間交渉となる大変大きな課題であるとともに、私たち一人ひとりの生活にも原因がある問題でもございます。温暖化がさらに進みますと、種の絶滅や生態系への影響、水不足、食料不足、洪水や干ばつなどの異常現象や、ひいては感染症による病気の増加など、諸々と懸念されるところでございます。

地球温暖化の原因には、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスであり、石油や石炭などの化石燃料による二酸化炭素が最大の原因であるといわれておりますが、科学的には、いろいろな議論がなされているところでもございます。

地球温暖化防止推進計画や実行計画の策定でございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律によりまして、現段階では、政令指定都市、特例市、中核市には、地球温暖化対策地球推進計画の策定が義務付けられておりますが、町村に対しては、義務的なものにはなっておりません。県全体としましては、長野県地球温暖化防止県民計画が策定されております。長野県内の温室効果ガス排出量を6%削減するということを目標にしているところでございます。

長期的には、2050年度までに50%を超える削減を目標としているわけですが、何よりも私たち一人ひとりが日ごろの暮らしの中で行動を起こし、積み重ねていくことが大切であると理解しているところでございます。また、町がこういった計画をとということでございますが、県の計画相当に当面、6%削減を目標にしているところでもございます。地球温暖化の問題については、地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画の策定ということが、いろいろ課せられているわけですが、すべての市町村が、こういった問題については対象になるわけですが、平成20年4月現在の県内の策定状況は81市町村のうち27市町村

が策定済みということでもございます。

当町におきましても、企業の町でもございますので、そういった面への力尽くしは大切でございますが、当面、役場庁舎をはじめとする町の公共施設について、実行計画を策定するよう指示しているところでもございます。

続きまして、太陽光発電などの自然エネルギーへの活用への取り組みということですが、太陽光発電、バイオマス燃料、風力発電等、14種類につきましては、新エネルギーとして規定されております。技術的に実行化段階に達しつつはございますが、経済面での制約から、普及が十分でないというものもございます。石油代替エネルギーの導入を図るなど、特に必要なものと定義されているところでもございます。

経済産業省では、地方公共団体の地域ビジョン策定等の支援を行うとしております。町におきましても、風力発電の可能性については、すでにいろいろ研究した経過がございますが、なかなか難しいという結論にもなっております。町内では、ソーラー発電やエネルギー巡回システムを導入し、高い評価を受けている企業もございますし、ISO14001環境マネジメントシステム、国際規格でございますが、こういったもの、あるいはエコアクション21を取得して、地球温暖化防止に努めている企業もございまして、順次進めていかねばならぬというふうに理解しているところでもございます。

新エネルギーへの取り組みにあたりましては、コスト、経済性等の課題もございますが、地球温暖化防止という面におきましては、今後、研究に研究を重ねてまいりたいと思う次第でございます。

教育文化課長（西沢さん） ハの中で、学校における環境教育について、お答えいたします。

小中学校では、各学年の段階に応じ、教科学習や総合的学習での体験学習を通して、体系的に環境教育を進めています。

その中の一例で、昨年、坂城小学校4年生が取り組んだエコ学習について、申し上げますと、写真絵本『ツバル』の読み聞かせから、地球温暖化の学習を始めました。温暖化の原因は何だろう。被害の状況は、どんな被害があるだろう。温暖化を止めるために、何ができるだろうなど、学習を進めました。次に、できることから始めようでは、学習が進んで、夏休みから、個々に自分でできること、例えば水を大切にす、電気をまめに消すなどの実践を続け、11月の経済産業省主催の体験

型学習へ参加をいたしました。その後、地球温暖化を知ってもらうための紙芝居を制作し、学校内、保護者に発表をいたしました。そして、引き続き今年度、エコセッションへの参加や緑のカーテン作戦を実施中です。

次に、町内3小学校での環境教育の取り組みですが、ほぼ同様の流れで進められています。1、2年生で地域の自然に触れ、自然を守る大切さを学びます。3、4年生では、環境を守るための施設の見学や、身の回りでできることの実践、5、6年生では、ごみ処理、リサイクル、河川の水質汚染などについて学びます。また、児童会活動で、花の栽培、アルミ缶やエコキャップ集めを行っています。

中学校では、千曲川クリーンキャンペーンや環境整備活動への継続的な取り組みとともに、教科学習では、自然環境調査、資源の有効活用、エネルギー変換などの学習をします。そのほか、美術では、環境問題にかかるポスターを作成し、大峰祭や町の文化祭に展示を予定しています。

それぞれ学校では、環境学習を通して学んだことや体験したことを、ポスター、PTA新聞、参観日などで発表をしています。機会があれば、ぜひご覧いただきたいと存じます。

住民環境課長（宮下君） 地球温暖化防止推進計画や実行計画の策定予定でございますが、ただいま町長からも申しあげましたように、地球温暖化対策地域推進計画の策定につきましては、現段階では、町村への義務付けはございませんが、県内では、飯田市が策定済み、長野市と松本市などが策定中となっております。

すべての市町村が策定しなければならない地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等につきましては、平成18年度の公共施設で使用しました電気、重油、灯油、ガス、ガソリン、軽油等、使用量から二酸化炭素排出量を算出し、これを基準として、平成24年までに京都議定書に基づく6%削減を目指すというものでございます。

当町におきましても、役場庁舎をはじめとする町の公共施設につきまして、資料を収集しているところでございます。地球温暖化防止についての町の取り組みでございますが、昨年度、広報によりまして、今議員さんからもおっしゃられましたけれども、地球温暖化防止の特集を組み、一人ひとりが身近から取り組めるごみの減量化、車のアイドリングストップ、エコバッグの利用、クールビズ、ウォームビズ等につきまして、啓発をし、一人ひとりの努力が大きな効果につながるとお伝えしてまいりました。今年度につきましても、昨年度に引き続き、広報にごみの減量化、

分別、改めてリサイクルに関わる特集を掲載し、地球温暖化防止について、啓発をしているところがございます。また、消費生活展などの機会をとらえながら、エコバッグ、マイバッグの使用、節電、節水、リサイクル、エコライフの推進を積極的に進めてまいりたいと考えております。

環境カウンセラー防止委員ということですが、例えば、環境カウンセラーは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省が行う審査を経て、登録された方々をいうということですが、町が育成するというようなものではないと考えます。しかし、町といたしますと、ただいま教育文化課長の答弁でもありましたが、小学生から環境問題に取り組んでおります。町は、啓発を続けることにより、町民一人ひとりが温暖化防止委員だといえるような推進をしてまいりたいと考えております。

7番（入日さん） 先ほど町長の答弁で、推進計画については、町村に対しては義務付けられていないということでしたが、すべての自治体が取組みないと、県の目標は達成できないわけですし、そういう点でも、やはり町がどのくらい削減するかという目標を立てることは、必要だと思います。

私も過去3年間、県の温暖化防止推進委員をやったので、地球温暖化防止の取り組みに積極的に参加しています。太陽光発電やお風呂の残り湯の利用、電気ポットの使用をやめ、必要なときだけお湯を沸かす。炊飯器は炊けたらコンセントを抜き、保温しない。生ごみ処理器を使用する。マイバッグ、マイボトルを使用し、レジ袋をもらわない。飲み物は持参するなど、心がけています。役場でも、ハイブリッドカーの購入やエアコンの温度設定などに取り組んでいますが、庁舎内や出先機関の自動販売機の多さが目につきます。

飲料の自動販売機は、全国で220万台あり、1年間の電気料金は、少なく見積もっても1,200億円以上になり、1年間の電気使用料は55億2千万kwになり、東京電力の1年間の発電電力量の約20%にあたるそうです。それだけ多くの電気を使っている自動販売機の廃止や削減が、必要だと思います。マイ箸、マイコップに取り組んだり、エコチャリやノーマイカーデー、エコドライブに取り組む自治体もあります。町内でも15企業が省エネに取り組んでいます。

エコドライブで1日10回急発進、急加速をやめると、年間約440のガソリンが節約でき、リッター170円で計算すると年間約7,500円の節約になります。

また、1日10分間のアイドリングストップをやめると、年間約480のガソリンが節約でき、8,200円の節約になります。昼休みに電気を消して、赤字を解消した自治体もあります。十分明るいのに蛍光灯をつけているなど、むだなところもあると思います。町がごみ処理を委託しているN社は、OA機器のリサイクルや天ぷら油をバイオディーゼル燃料として使用するなど、環境に配慮した会社です。

坂城町でも、ごみステーションに廃油を入れる容器を置き、そこに家庭から出る天ぷら油を入れてもらい、業者に回収してもらえば、河川の汚れや油を吸い取らせ、ごみとして出すこともなくなり、ごみの減量にもなると思います。N社では、生ごみの堆肥化も行っています。新給食センターの生ごみ処理について、どのように考えているのか。天ぷら油の回収について、どのように考えているのか、お聞きします。

坂城町でも、先ほど町長が答弁されましたが、和平の風力発電を実験しましたが、風力が弱く、実施には至りませんでした。今度、早稲田大学と日本工業大学の共同研究開発で、ハイブリッド型の風車がつくられました。どのような風でもとらえ、効率よく発電する風車です。ヨーロッパ型の大型風車ではなく、小型、中型の風車のほうが、コストや維持経費も安く済みます。小型水力発電で防犯灯を点灯させているところもあります。

長野市や松本市、上田市、千曲市、東御市は、太陽光発電と雨水設備にも補助金を出しています。町では、小布施が雨水タンク設置補助金を支給しています。雨水は、集中豪雨の際の洪水被害対策にもなります。小学校でも校庭のコンクリートのところに、水はけ用の穴があるのですが、大雨が降ると、そこから大量の水が道に流れ込み、周辺の家庭では、ちょっと被害に遭っているという話もお聞きしました。そういう意味でも、学校への雨水施設、雨水タンクの設置は、必要ではないかと思っています。

ペレットストーブへの補助金は、飯田市、塩尻市、安曇野市、木曾町、白馬村などが取り組んでいます。坂城町より規模の小さい御代田町で、新エネルギー導入奨励金として、太陽光発電や太陽熱、クリーンエネルギー自動車、小型水力発電、小型風力発電などに支給しています。今まさに、次の世代にこの美しい地球を残せるのかという瀬戸際に来ています。アメリカでも、エネルギー産業を養護するブッシュ政権は、京都議定書にサインしませんが、州レベルや市レベル、産業レベルでは、温暖化防止の取り組みが広がっており、京都議定書以上、厳しいCO₂削減の内容

になっています。

県内の太陽光発電への補助金は、長野、松本、上田、千曲市など15市、町では富士見、松川、波田、御代田、阿南の5町、20万円から30万円の補助金を出しています。村では喬木、豊丘、山形、高山など4村、10万円から30万円の補助金を支給しています。坂城町より小さな自治体でも、具体的な取り組みが進んでいます。町長も、お孫さんに、あのときじいちゃんが頑張って、よい環境をつくったと誇れるように、具体的な推進計画をつくってもらいたいと思います。

特に御代田町のように、太陽光だけでなく、雨水やペレット、ハイブリッドカーも補助金が支給されれば、町民にとって、こんなうれしいことはありません。政治は、弱者への思いやりの心だと思いますので、ぜひ、お孫さんを思うじいじの心で答弁をお願いします。

次に、環境教育と指導者育成についてですが、非常に幅広い取り組みをしているということが、答弁でうかがえました。次世代を担う子どもたちへの環境教育は、とても重要なことです。自分の行動が、温暖化防止にどう役立っているか、具体的な数値でわかると取り組む意欲が増すと思います。

例えば、ペットボトルを集めて、これはどのくらいのCO₂削減になるんだとか、新聞だとか、雑誌だとか、これを再生するとどのくらいの木の資源節約になるんだとか、そういう具体的な数値がわかると、もっと勉強意欲がわくし、自分のやっていることの意義が深まると思うんですが、そういう点についても、もっと配慮が必要ではないかと思っています。先ほども、環境教育する中で、家庭でもそういう広がり、たぶんこれから広がってくると思いますが、とにかく、自分で何ができるか考えて、行動するような人材育成が、非常に大事だと思います。

8月23日、24日に長野市のビックハットで開かれた環境フェアにも多くの親子連れが訪れていました。一人ひとりが自分の生活を見直し、CO₂削減へ取り組む一歩になればと思っています。全国地球温暖化防止活動推進センター、ストップおんだん館では、「解決！地球温暖化！」のCD-ROMを無料で配布しています。英国大使館との共同制作なので、英語と日本語でつくられていて、本物の英語に触れるいい機会だということで、非常に学校でも好評で、使われているところも増えてきています。坂城町としても、ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

また、このように「青い地球の物語」というパンフレットも出ていて、先生用には、実践活用ハンドブックというのがありまして、どういうふうに教えて、どうい

うふうに興味を持たせるかというようなパンフレットも、無料で配布されていますので、ぜひ利用していただきたいと思います。そのほか、県の温暖化防止活動推進センターでも、ビデオや本など、あるいは環境グッズなどの貸し出しをしていますので、ぜひ学習に取り入れて、活用して、より環境への問題意識を深めていただきたいと思います。

先ほど、環境カウンセラーや何かは、国の資格なのでという話がありました。そのとおりなのですが、学校や地域で温暖化防止活動を進めていくためには、環境カウンセラーや推進委員の養成が欠かせないと思います。特にカウンセラーは、3年から5年の活動年数が必要とされるので、本腰を入れてかかると、なかなか育ちません。町でも、自然観察指導員や環境保全に関わっている人もおられるので、そんなに難しいことではないと思います。推進委員は、地域で温暖化の原因と現状を話し、防止活動への取り組みを広めたり、自治体の対策づくり、環境基本計画、省エネビジョン、新エネルギービジョンなどに参加し、提言します。住民の意識を、省エネルギーイコール家計も助かる楽しい取り組みという認識に変えていく大きな力になります。育成についての取り組みを再度お尋ねします。

以上で、2回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 入日議員の広範にわたる調査、ご提言については、また心してまいりたいと、こんなふうに思うところでもございます。

この問題は極めて長い期間を要する問題でございます。基本的には、地球を大事にする、温暖化防止に心するという、そういった啓発活動から進めなければならないなど、こんな思いがいたすわけでございます。人材のご提言も然りでございます。

しかし坂城町といたしましても、葛尾組合でごみ処理ということを千曲坂城のすべてを担ってやってきたという実績と自負もあるわけでございます。そういったことが、さらに、町の分別収集をスムーズに進めるということにもつながったわけでございます。それぞれの皆さんに頑張ってもらっているということに、心から感謝申し上げたいと思います。重要な問題でございますので、いろいろとじっくり腰を落ち着けながら、実効の上がるようにしてまいりたい。そしてまた、先ほども申し上げましたように、テクノの町で、企業の皆さんの取り組みも、本当に参考になるわけでございます。併せて、そういった面から、産学官の町でもございますので、先端的な状況等も踏まえながら対応してまいりたい、このように思う次第でございます。

教育文化課長（西沢さん） 給食センターの生ごみの処理についてというご質問でございます。

今、給食センターでは、生ごみをディスポーサー方式で1カ所に、水分を脱水した状態で集めるという方法を考えています。そして、そのごみをどうするかということで、今、堆肥化をして、利用できる方法とか、利用を進める方とどのように提携してできるかということ、今、模索を始めているところです。できれば、給食センターが完成するまでに、堆肥化に向けて、それがまた学校で利用できるような方法がとれば一番いいなということで、今いろいろ考えをいただいているところです。

住民環境課長（宮下君） 廃天ぷら油の関係でご質問がございましたので、私どものほうで言いますと、消費者の会の皆さまのご協力をいただきまして、廃天ぷら油のせっけんをつくっております。そのせっけんに使っていますこの天ぷら油につきましては、現在、学校給食センターや保育園で使いました天ぷら油を使用しております。毎年5月の消費者月間のときには、PR活動として、そういう油を使ってこういうせっけんができていくんだということで、町内の保育園や幼稚園に出向き、保護者の方々に配布をし、啓発もしているところでございます。

また、秋に開催されます町の文化祭と併せて開催されます消費生活展では、約600個を販売する予定でございます。消費者の会に、いろいろ手づくりのせっけんの啓発は、活動の要でありますけれど、香料を使わず肌にやさしいせっけんや、汚れがよく落ちると、そしてまた、廃物利用といえますか、そういった油の再利用になる、地球にやさしいということでもありますので、リサイクルの一環として、啓発と普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご指摘にもありましたけれども、家庭の家計も助かる温暖化防止の視点という中で、広報の啓発活動も、そういった形の中で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

カウンセラー等の人材等につきまして、先ほど町長からも答弁ありましたが、人材発掘という大きな課題の部分もございますので、この点について、どのようにできるかということで、検討してまいりたいと考えております。

7番（入日さん） ちょっと、もっと聞きたいんですが、時間の関係で、1点だけ言っておきたいのですが、私も天ぷら油をせっけんにして使っていますが、非常に油に対しての汚れがよく落ちるので、重宝はしているのですが、まだまだせっけんづ

くりをしているという家庭は非常に少ないと思うんです。そういう意味で、ごみの収集所のところに、そういう入れ物を置いて、ここへ置いてくださいと。それがまたバイオ燃料になるということは、非常に目に見えて皆さんもわかるので、そういう取り組みも、今後検討していただきたいと思います。

また先ほど、教育文化課長のほうから、ちょっと答弁がなかったのですが、今後の教育への取り組みも、いろんなそういう資料を活用して、深まるような取り組みを進めていっていただきたいと思います。ちなみに、長野県で、今、新エネルギーをどのくらい使っているかとか、普及しているかという、こういうマップがあります。これを見ると、一体どこが太陽光に力を入れているとか、あるいはどこがバイオエネルギーに力を入れているかというのがわかるんですが、そういう意味でも、坂城町も遅れることのないように取り組みを進めていっていただきたいと思います。

2. 防災について

イ. 防災救援マップについて

8月31日に村上地区において、防災訓練が行われました。今回は、上平区自主防災会の協力で、月影寮入所者の避難訓練も行われました。坂城町も高齢化が進み、独り暮らしや高齢者世帯が増えてきています。病気などで1人で避難できない人もおります。幸い、今まで坂城町は、大きな災害もなく、避難救助の必要もありませんでしたが、頻繁に起こる異常気象や地震など、大規模災害に備え、地域の救援マップが必要ではないでしょうか。

災害が起きると慌ててしまい、何をしたらよいかわからなくなり、パニックになりがちです。そんなときに、援助が必要な人に誰が手助けをするか決めてあれば、避難がスムーズにいくと思います。町内には、入居の福祉施設も5カ所あります。特にはにしな寮は、長野広域連合の管轄であり、いざというときの対応も求められると思います。サポートが必要な人を地図上でわかるようにしておく、きめ細かな対応が必要だと思いますが、町の対策をお伺いします。

ロ. 防火水槽、消火栓設置は

核家族化に伴い、農地から宅地になり、住宅地域が広がってきています。それらの地域には、消火栓がないところもあり、火災が起きたらどうなるのかと心配です。また、住宅が密集している地域に、防火水槽がなかったり、あっても1つだけなど、いざというとき対応できるのか、非常に不安です。

防火水槽は費用や設置場所の面で、すぐ増やすということは困難でしょう。町でも下水道整備が進み、合併浄化槽が不用になっている家庭もあります。それらに雨水を貯めたりして、防火水槽として利用できないか。消火栓や防火水槽設置について、どのように考えているのか、答弁を求めます。

ハ. 火災警報器設置について

3月議会で林議員も質問されましたが、いよいよ来年5月31日に、火災警報器設置の期間が迫ってきています。火災による逃げおくれによる死者をなくすために義務付けられましたが、まだ皆さん、知らない方が非常に多いと思います。そこでお聞きしますが、各家庭で設置したかどうかの確認はどのようにするのでしょうか。設置しない場合のペナルティはあるのでしょうか。

火災警報器は町内の業者にお聞きしたところ、1台5千円から6千円ぐらいと伺いました。寝室と階段は必ず付けるように義務付けられていますので、2階建ての家は、最低でも2個以上必要です。また、業者に取り付けてもらうと1台7千円から8千円ぐらいかかり、費用もばかになりません。生活保護世帯や低所得者世帯などは、負担が重いと思います。福祉灯油のように、生活保護世帯や低所得者世帯への補助金が支給できないか、お尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） 防災について、イの防災救護マップについて、お答えをいたします。

災害時等の防災救護マップにつきましては、災害時に高齢者、障害者等の要援護者を避難、支援する際には、大変必要なマップであるというふうに認識をしているところであります。そして、要救護者の避難については、災害発生時の早期の災害情報の提供と、それに基づく救護の必要な住民情報の把握とともに、何といたしましても、地域の皆さん方の相互の支え合いによる協力が、不可欠なところであります。また併せて、安全なところへの避難も重要なことであります。

この安全な避難の際には、この救援マップが大きな効果を発するというふうにいわれております。しかし、このマップづくりには、要援護者の方の情報を共有するという点で、救護者個人のプライバシーを地域の支援者等に開示しなければならないという問題点がございます。プライバシーの開示にあたっては、要救護者ご本人の同意を得るという必要があるわけです。また、作成したマップ等の情報更新等についても、課題があるわけです。

マップには、災害時に援護が必要な人、支援する人、地域の社会資源等の情報が記載されるようになりますが、常に最新の情報を提供できなければ、有事の際に役立つまいという事になります。このように、マップ作成には、いろんな課題がありまして、解決していかなければならない状況があります。災害時におきましては、自治区と町と福祉の担当課だけではなくて、やはり防災担当、消防団、町の社会福祉協議会、町民生児童委員協議会等の関係部局等の連携が大いに必要な状況であります。

現在、災害の住民支え合いマップということで、上平地区で自主的に独自の活動として、マップの作成を進めています。この中では、地区内にあります障害者の施設である宝池月影寮の避難支援についても、地域の方々が支援する協力が検討されています。

ご質問にもありましたが、この8月31日の町の防災訓練では、上平区自主防災会の協力を得て、宝池月影寮寮生の避難誘導等の訓練をされたところでもあります。現在、上平区におきまして、社会福祉協議会、防災担当課と連絡をとる中で、やはり人命が第一という観点から、大きな課題はありますが、一つひとつクリアをしまして、独自のマップづくりを進めております。完成した折には、それを1つのモデルとして、全町的な取り組みとして進めていければというふうに考えております。

住民環境課長（宮下君） 口の防火水槽、消火栓の設置について、お答えをいたします。

消防法の第20条で、消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し、管理するものと定められております。坂城町には、現在、防火水槽が146基、消火栓が366基設置されております。管理につきましては、消防署、消防団、町、地元区が連携をして行っております。消防署では水利調査、消防団では定期的な水利点検活動をし、機能の確保がされているというところでございます。

ご質問の設置につきましては、毎年各区から、消防関係施設の設置要望書を提出していただき、要望の把握をしているところでございます。毎年5、6カ所の新設や更新の要望がございます。しかし、防火水槽の新設につきましては、40トン級で1基あたり500万円から600万円、消火栓は約100万円という高額な経費を要します。また、下水道工事等に伴う消火栓の布設替えによる県営水道への負担金も発生することも考慮しなければなりません。このほか、消火栓布設の条件としましては、基本的に、直径が150mm以上、最低でも75mm以上の水道管にとりつ

けなければならないとなっております。このほかにも消防ポンプ車が容易に配置できる等、設置条件にも制約があり、要望に対し、即対応ができないという状況もございます。

お話がありましたように、近年、宅地開発が進む中で、消防水利の必要性は、より増大するものと思われまます。厳しい財政状況の中で、町の開発事業と併せての整備や、例えば昨年度、防火水槽の整備といたしまして、有利な起債だとか補助金はありませんでした。公共下水道の接続により、使用されていなかった中之条公民館の合併浄化槽を、約70万円をかけまして40トン級の防火水槽にする修繕工事をいたしました。このようなことは、経費の節減にもつながり、地域の安全に寄与できるものと考えております。今後も、設置条件や重要度を勘案する中で、順次設置を進めてまいりたいと思っておりますが、まずは現に無蓋であります防火水槽がまだございますので、そういった有蓋化を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、水槽の設置につきましては、町、消防団、消防署、地元区と連携をし、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、火災警報器の設置につきましては、平成16年の消防法の改正によりまして、住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。町と千曲市を管轄する千曲坂城消防組合で、火災予防条例を改正し、新築住宅につきましては、すでに18年6月1日からもう始まっております。既存住宅につきましては、来年5月31日までに設置することが義務づけられております。

ご質問の各家庭が設置したかどうかの確認はどうするのかということですが、先般、消防庁がアンケート調査を行い、全国の約4分の3世帯を占める地域から収集をされました。それが発表されましたが、あくまでも参考値として、全国の推進普及率として35.6%という数字が算出されました。長野県は10.4%というふうになっております。

全戸調査により完全に把握することは大変困難であろうかということでもあります。何らかの方法で推計せざるを得ないという状況であろうかと思っております。今年10月には、住宅土地統計調査が全国で実施され、火災警報器の有無につきましても、調査される予定です。こちらサンプル調査でありますけれども、消防庁では、推計結果と相互に補完させながら、制度の向上に活用するものと考えております。

ご質問にありましたけれども、警報器を設置しなかった場合の罰則等につきましては、特にございません。火災警報器を設置することは、ご自分やご家族を火災から

守る、大変有効な手段でありますので、罰則のあるなしではなく、各自で取り組んでいただきたいと思います。町そして消防組合では、今後も、広報や住宅火災警報器の展示、イベントや各種会議等で、啓発活動を行っていく予定でございます。

最後に、低所得世帯や生活保護世帯の設置補助金の支給という問題もございしますが、義務設置でありますので、一般的な補助金というものは考えてございません。住宅火災による死者の半数が65歳以上の高齢者ということでございます。こういった設置の啓発につきましては、毎年実施しております秋の火災予防運動のときに、町の婦人消防隊の皆さんが、消防署と協力をし、独り暮らし老人家庭の防火指導にあたっております。その際に、火災警報器の設置指導等を行っていただきたいと思いますと考えております。

お話にもありましたが、火災警報器は5千円から、安いものと3千円ぐらいからホームセンターや電気店で販売をしております。町内の電気店さんにもお願いしているところですが、地域の安心できる環境の中で、火災警報器の設置を進めることができるのではないかとというふうに考えております。生活保護世帯等の補助制度につきましては、関係課と協議をする中で、今後検討していければと考えております。

7番（入日さん） 先ほどの防災救援マップですが、プライバシーの問題もあるということで、非常にそれはよくわかるんですが、地域の民生委員さんが、独り暮らしの方や体の不自由な方の状況をよくつかんでいると思いますので、民生委員さんに入っていただいて、いざというときにどんな助けが必要なのか、当事者にあたっていただいてそれによって、あなたを助けるためにどんな人が必要ですかとか、どなただったらいいですかとか、そういうきめ細かな対応をする必要があるのではないかと私は思っています。ぜひそういう地図をつくったり、対応をしていただきたいと思います。

それから、防火水槽や消火栓については、非常に毎年要望に基づいてやっているということでしたので、安心いたしましたけれど、合併浄化槽がいらなくなったときに、これからは、そういう雨水処理も含めての対応をしていただければ、非常にうれしいと思います。

火災警報器については、義務設置なので、補助は考えていないということでしたが、町も今回、臨時の収入があったので、ぜひ低所得者で付きたいという人がありましたら、特段のご配慮を町長にお願いしたいと思います。マップについてだけ、

もう一度答えていただけますでしょうか。

福祉健康課長（塚田君） マップについて、民生委員さん等が詳しい情報をお持ちになっております。先ほどの答弁の中にも、消防団をはじめ社会福祉協議会、それから民生委員さん、関係区の皆さん方と力を合わせてというようなことでやっていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、このマップづくり、県におきましても懸案事項の1つ。また町におきましても、最近の状況を見ますと、早急に対応していかなければいけないというふうに考えております。プライバシーの問題がありますが、先ほど申しましたように、やはり人命が最重点ということを考えれば、個人情報の開示ということもありますけれども、やはり地域での対応、それが重要になってくると思います。民生委員さん、それから自主防災会、区等を含めまして、対応していかなければというふうに考えております。

7番（入日さん） 地球温暖化の問題は、家庭での排出量は18.1%と、全体からみれば低いのですが、26%も増えていることを考えると、一人ひとりが省エネをし、CO₂削減をしていく必要があると思います。世界的には、温暖化の最たる原因である戦争をなくすこと、また日本では、長距離トラック運送をやめ、電車で替え、最寄りの駅からの運送にすること、企業のモラルを高めることなど、政治に関わるのが大きいのです。でも、一人ひとりが考え、気づき、行動することで、政治も変えられます。このかけがえのない美しい地球を守り、未来に残すために、あらゆる知恵と力を出し、広め、連帯していく必要があると思います。

防災についても、弱者の立場に立ち、できるだけの手助けができる、そんな地域コミュニティづくりが必要になっています。人間は温かい、人間はすばらしい、生きていてよかったと感じられる生地であり、地域でありたいと思います。そのために何ができるか、何をすべきか、常に考え、行動し、協力し合って、よりよい坂城町にしようではありませんか。行政の力強い協力をお願いして、質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時08分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、8番 春日武君の質問を許します。

8番（春日君） 1. 下水道事業について

下水道事業について、其の7であります。

初めに、私は6月議会で、役場南方15m地点の橋の欄干の破損箇所が危険との指摘をしたところ、極めて堅固に、しかも早期に復旧されました。今から10年ほど前と思いますが、全国の自治体のいくつかに、すぐやる課ができました。やるかやらないかの「か」ではなくて、課長の「課」であります。その課は、煩雑多忙をきわめ、その多くは消滅してしまいましたが、この度の迅速な対応と何か重なるものがございまして、私はこれが行政だといいたいところですが、あまり期待感がふくらみすぎてもいけないので、これも行政だとしておきたいのであります。

イ. 早期水洗化を

昨日、同僚議員が、下水道の質問をされたので、同じ質問もあるかと思っておりますので申し添えます。

私は過去に2、3回の短い質問を含めて、約10回の下水道に関わる質問をしてきました。何回か続けると、町民からは、また次も下水道を頼みますと言われます。いい言葉でいえばアンコールとか、リクエストとか、別の言葉で言えば、悲痛な催促になるのでしょうか。

全国の自治体のほとんどが、下水道整備に関わる借金の返済に悩んでいます。そもそも国がバブル崩壊後、内需拡大のために地方に公共事業を奨励したものでしたが、その後の面倒もみず、無責任極まりないと言わざるを得ないのであります。その結果、坂城町でも200億円にも及ぶ大事業を余儀なくされたのであります。この機会にも振り返ってみないと、実態がわかりにくい面もあります。下水道を理解するのに一番確かで、しかも手っ取り早い方法は、議事録からの町長語録をたどることだと思っております。そうすると、町長の、併せ町民の苦悩の歴史をたどることにもなると思うわけでありまして。

平成11年9月議会で、町長は、積極的に対応しなければいけない問題だと思っ
てはいるものの、町の財政にとって、誠に厳しい莫大な投資をとということにもなる
と言っておられますが、本着工から7年目を迎えての弁であります。気力はみなぎ
っておられたが、長期にわたり金もかかるしということで、これから始まる困難に
どう立ち向かうか、おそらくやるしかないということだったのかと思っております。

そこで、昨日と同じ質問をいたしますが、質問1であります。18年度末の長野県における坂城町の下水道等普及率は61.6%で、大鹿村、泰阜村に次いで下から3番目ですが、遅れた理由は何かであります。お答えをいただきたいのであります。

平成16年6月議会で、町長は、財政が豊かなころ、下水道というものに、あるいは一部地域でとか、あるいは農集とか、合併浄化槽とか、いろいろあったわけですが、そういう選択、先がこのように経済が変動するということまで図りかねての選択であるので、これはこれとして、了としなくてはならないなど、そういう条件の中で、どういうふうに進めていくかということが、これからの問題になるわけですがとおっしゃいました。

そこで質問2であります。現在はよく4億円の一般会計からの繰り出しで8億円の事業、うち4億円は借金の返済が精一杯だが、過去に繰出金は2億円そこそこで10億円、15億円の事業をした年も5、6年は続いた。理由は何か、お答えをいただきたいのであります。

平成17年3月議会で、私は、5億円の繰り出しをの質問に対して、町長は、お話しにもございましたように、いろいろ国の施策も変わり、経済状況も変わる中で、対応に苦慮しているところでもあるということでございます。精一杯対応してみたいと思う次第です。せっかく長野から坂城まで進めている幹線ができ上がったのだから、その視点に立って、できるだけ早く進めるべきとして対応していることを、理解していただきたいと思っておりますという、こういうお答えでしたが、そこで問3であります。公共下水道、合併浄化槽という選択肢もある中で、せっかく幹線で長野から坂城まででき上がったのだからと、公共下水道に今もこだわっておられるのか。

昨日の答弁では、この問題に進展があったようで、この幹線管渠にこだわらなくてはいけないような事態になってきたようなふうではありますが、ここの部分は、ほかの総合的な答弁の中で申していただいても結構でございますが、よろしく願いいたします。

平成19年議会で町長は、町といたしましても、公共下水道、合併浄化槽の整備手法のうち、現在計画されている手法よりも将来の維持管理経費を含めた面で、いろいろ検討も見直したほうが有利である。早期水洗化やコスト縮減が図られる区域については、住民の皆さんと再び十分意見を交わしながら、見直しの方向も進めてまいりたいと考えているところでございます。小網地区につきましても、公共下水道の想定する事業費が多額になることから、浄化槽による整備がより有利になってきた、また早期にできるなあということでございます。浄化槽による手法への見直しができないか、区の課題として、いろいろ相談申し上げているところでもござい

ますと。残事業も多く見込まれます。見直しの中で、コスト削減にも通ずるような手法も研究し、対応してまいりたいとのお答えでした。

そこで質問4であります。小網の問題をきっかけに、合併浄化槽が表に出てきたのであります。その小網はなかなか進まないようだが、何か特別な事情がおりますか。行政が音頭をとって、早く進める方法もあるのではと思いますが、坂城町のモデル地区になるよう、対応が待たれるところであります。お答えをいただきたいのであります。

平成20年3月議会で、町長は、一部地域におきましては、浄化槽という面も取り入れて、検討していく段階に来ているなど、こんなふう理解しているところでもございますとおっしゃいました。そこで昨年、私どもといたしましては、バイパスというような事業も、先が見えてきているという中で、公共下水道をどう取り入れていくということが課題であり、それについては、浄化槽という手も考えてほしい。現在、相当数が入っておりますが、集中的に、そしてまた、そういった面でのいろいろな経費負担も町であるからということで、ご提案をしたわけでもございますとおっしゃいました。

そこで質問5であります。いろいろな経費負担も町であるからということで、提案もしたということですが、この提案は、坂城町全体に通用する提案であるべきと思いますが、お答えをいただきたいのであります。

同じく3月議会で、私は、新聞に小諸市の20年度予算が出ていたが、浄化槽設置整備に8,105万円とある。合併浄化槽設置に単独の上乗せ補助を行い、6,100万円増の8,100万円を盛ったとあったわけです。この計画の追跡をしてみると、この事業がかなりの部分で、私の思いと一致するところの浄化槽設置整備事業であることが、はっきりしてきたのであります。ちなみに8,100万円で200基ということでもあります。

急な話で町長もびっくりされるところがあるかとは思いますが、同じ悩みを抱える自治体の策として、あくまでも1つの策として、申し上げたく思います。20年4月から、こもろ・いきいき個人下水道整備促進事業を、5年間の期限つきですべて行うというものであります。平成18年度の公共下水道事業での利子を含めた借金の返済総額は、小諸市は186億円であります。坂城町は54億円であります。

小諸市いわく、公共下水道におけるこれ以上の借金の増大は、市民への後年度負担を増大させ、市の財政を圧迫するおそれがあります。仮に事業費を抑制して、公

共下水道での水洗化を進めた場合、事業効率が悪いばかりでなく、未整備地区の事業着手には、最低でも10年以上かかり、事業の長期化により、地区によっては、整備時期に大きな格差が生じてしまうという、このようなことから、早期水洗化を図るために、下水道整備計画を見直しするというものであります。

今後、未整備地区の整備は、初期投資財源が少なく、早期に水洗化ができる浄化槽設置整備事業への転換を図り、水洗化を進めるということであります。市からの浄化槽設置に対する補助金は、6、7人槽の場合、通常は個人負担が約60万円ですが、30万円の上乗せ補助をして、個人負担を約30万円にするというものであります。維持管理費用に対する補助として、検査代、清掃費用、保守点検料を最高年3万円まで、費用の一部を市が負担するというものであります。極めて長期にわたり、この負担が続くということであります。

すでに設置した浄化槽、合併処理浄化槽も、補助対象とするということであります。8千万円ベースで5年間、1千戸を目標にするものであります。ざっと計算するに、公共下水道の10分の1程度の事業費で私は済むと思います。

これが私の手元に入った1つの例でありますが、そこで質問6であります。町長におかれましては、この事業が、後世になるべく負担を残さないよう坂城方式で大英断を下すときかとも思いますが、いかがなされますか、お答えをいただきたいのであります。

続いて、質問7であります。町長の招集あいさつの中では、10年計画を策定し、国と県の協力を得て、早期実現に努めるとありました。それは、いかなる方式によるものか。具体化前夜ととらえてよいのか、お答えをいただきたいのであります。

以上で、1回目の質問を終わりますが、昨日の答弁の中で、町長は、ある手法で、ずっと前進させる方式をお考えのようであります。それに合わせての原稿を書き替えるいとまがありませんでしたので、昨日の通告済みでもありましたので、お含みおきをいただきたいのであります。以上で、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 公共下水道、合併処理浄化槽の選択という観点に立ってのご質問でございます。

汚水処理施設の整備手法については、施設の耐久年数も考慮し、維持管理費を含めて比較して、効率的な手法を選択するということが大切でございます。この比較方法としては浄化槽による手法が有利となった小網地区については、整備手法の見

直しについて、地元と協議を進めておりますが、その他の公共下水道計画区域については、公共下水道が有利ということ、また、そういった都市計画全体計画の中で進められておりますので、いろいろと、その点にも留意していかなければいけないなど。

千曲川流域下水道の全体計画処理面積は、坂城町分を含めて計画されているわけでございます。終末処理の規模、幹線管渠の口径や深さは、上流管に位置する坂城町を基に定められております。流域下水道の負担金の8割は、すでに支出もしております。終末処理が効率的に行われ、維持管理についても有利となる面を、これからも利用していくという段階であろうなと思っております。

小網地区の対応につきましては、3月に区民総会で、基本的には浄化槽による手法を見直していくという方針を確認していただき、また見直しについての諸々の提案もいただいております。10月の初旬に、小網区との懇談会をすることになっておりまして、町の方針をまた提示してまいりたいと、こんなふうにも思っているところでもございます。具体的な内容は、今後、いろいろと調整を進め、経費負担等についてもお話し合い、ちょうどバイパスがやってくるという時期でもございますので、関連で環境整備をしてまいりたいなど、こんなふうにも思っております。

小網地区の場合は、これまで公共下水道事業の整備仕様ということでございますが、浄化槽ということもいろいろと一部に進められております。こういったものを同一にしていくという、ひとつ同じような方向に進めていくということでございまして、今後、公共下水道からの切り換え、そうするならば、どういう条件が大事かというような問題が、課題になってくるわけでございます。公共下水道に整備された際に、公共下水道への切り替えをお願いしていくということになることから、小網全体の提案もいろいろございますが、ただ、特別な地域でございます。

というのは、網掛から小網までの間に管渠を通すということになりますと、相当の経費がかかると。そしてまた、その時期になっても、その巨大な経費が、町として責任を持って支出できるかどうかということ、できるとしても時間がかかるということでございます。人の生活において、現在、何が大事かということになりますと、要するに、浄化槽なり、公共下水道なりによって、そういった施設が整備され、快適な生活ができるということだろうと、こんなふうにも考えているところでもございます。

小諸市の例もございましたが、小網地区の現在取り組んでいる諸々の部分とやや

似ているなど、こんなふうにも思っているところでもございます。汚水処理施設の整備手法、そしてまた、維持管理を含めまして、いろいろこれから公共下水道等とも比較していかなければならないんですけれども、小網地区の場合には、それなりに有利な面もございます。その他の面については、都市計画法や下水道法の事業認可、今までの経過の中で、これは全部やめちゃうよというわけにもいかない1つのルール設定があるわけでもございます。

流域下水道事業費の負担の8割は、すでに支出しているわけでもございます。終末処理が効率的に行われ、維持管理費について、有利となる面、これから利用していく段階でありますので、コストの削減を図りながら、公共下水道を計画に沿って、よりそれを早目に進めていくということが、基本的な考え方でもあるわけでもございます。そうした観点に立って、いろいろ事業を実施する場合に、早期の下水道実現ということになりますと、千曲川流域下水道の幹線管渠が、中之条の清水小路の下までとなっているわけです。これをより上流側に延長するというので、芝原の踏切下まで延長して、中之条地区の面積を進めてきているところでもございます。約3千人の処理人口が見込まれます谷川南側の区域の面整備を進めていくためには、幹線管渠を1級河川谷川の下を通過する部分までとし、しなの鉄道塚田踏切の下まで通過するという、推進工事を含めまして、国道18号まで1.8kmの延長を、何とか県で、国で持ってもらいたいということの要請でもあるわけでもございます。

流域下水道管渠の終点、マンホールの位置は、流入面積または流入水量が町全体の3分の1となる地点ということが、国の基準の1つに設定されておりますが、水質保全にかかる要件として、すべて満たす場合には、当該管区の終点における処理人口が概ね1千人以上と、こういうことにもなっているわけでもございます。県に、流域下水道で、幹線管区について不利であるということ、整備が遅れているという面については、諸々と説明しております。現在の終点マンホールの位置を、国道18号線までの1.8kmを何とか延長してほしいという要望でもあるわけでもございます。流域下水道の終点マンホールの位置を見直し、そして、小網地区の整備手法の見直しができれば、約10億円ぐらいは削減できるというか、経費削減につながるなど、こんなふうにも思っている次第でもございます。

ちなみに、今、公共下水道の今までの負担というものを、下を通っている管渠分と処理場分の負担を見ますと、坂城町の場合には、管渠分で17万1千円、処理場分で4万円ということでございまして、これを長野市、千曲市と比べますと、長野

市は2万2千円、千曲市は7万5千円、坂城町は17万1千円。そして、処理分については、もうすでに決まっておりますので、長野市は3万5千円、千曲市が3万9千円、坂城町が4万円。その分については同じでございますけれども、幹線を引き上げてくる場合の負担は、長野市の場合は長野市だけ、千曲市は千曲市だけ、そして坂城町は坂城町。また、それが3分の1で切られているということの不合理等について、強く申し上げたわけでございますが、県といたしましても、町ともどもと国のほうへ、いろいろとそういった面での助成というか、もっと幹線を1.8km坂城町の上に乗ってきてということについては、すべて理解したというわけではありませんが、言い分はそうだなという理解もいただいているところでもございます。

いろいろと、今までの中で、町が公共下水道ということを選択しておりますので、それを、より縮めていくということが大事なことでございまして、そのためには、今、何をやらなければならないかという、小網の分については、相当分のいろいろと負担がかかるから、それを解消するべくやると。そのためには、町もそれなりの負担はしますよということ。そしてまた、他の分については、今までみんな待っていることでございますので、公共下水道でやりますよと。そしてまた、周辺については、小網の例をとりながら、より検討していくという、その手法をとってまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。いずれにいたしましても、生活環境というものは、すべての基本でございますので、精一杯知恵を出して、国、県等の助成を受けながら、そしてまた、県の施策の変更を求めながら、進めていくということで、大変なことでございますが、そういうことができれば10年ぐらいで、何とか坂城町にもできるんじゃないかということで取り組んでいる次第でございます。

建設課長（村田君） 私からは、質問の1、それから2について、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、下水道の普及率について、遅れた理由は何かというご質問でございますが、下水道等普及率は公共下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントといった汚水処理施設の合計の普及率を表わしたものでございます。家屋の分布状況により、汚水処理施設の整備手法で効率的な手法が選択されることとなりますが、長野県の場合は山村等も多く、浄化槽による手法のみを採用している村も5村あり、事業費の投資額は少なくとも、普及率は高くなっているところもございます。

坂城町は、家屋の分布状況や都市計画で用途地域を定め、計画的な土地利用を図っている地域もあることから、公共下水道による手法が採用され、千曲川沿線の地形等から、終末処理場が流域の下流端に設置されていて、終末処理が効率的に行われ、維持管理費について、有利となる千曲川流域下水道の上流処理区に入り、平成3年度から事業が進められているところでございます。

流域下水道の下流処理区につきましては、昭和60年度に事業認可となり、上流処理区よりも6年早く整備が着手をされ、平成19年度末の普及率は86%となっております。坂城町は、上流処理区のさらに上流端に位置するため、流域下水道事業の整備着手時期も遅く、さらに、下流から整備が進められる流域下水道幹線管渠が坂城町に到達する時期も遅れることと、幹線管渠について、負担が多くなることから、面整備に投資できる事業費が限られていたため、整備が遅れているものでございます。

続きまして、繰出金と事業費についてのご質問でございますが、公共下水道事業費及び流域下水道事業費の財源としては、国庫補助金、下水道事業債、受益者負担金が充てられております。このうち、下水道事業債については、元金の返済が始まるまでに5年間の据え置き期間が設けられており、その期間は、利子の支払いのみで6年目から元金と利子の償還が始まるようになっており、事業費の増加から、公債費の償還額の増加までに5年間の猶予が生じた形になったことによるものと考えられます。その後は、多額の事業費に対する元利償還が増加してきているため、一般会計からの繰出金増加による影響を考慮する中で、一定の事業費による事業実施を進めてきているものでございます。

8番（春日君） 初めから追っていきますが、坂城町が該当する最終処分場を持つ長野広域連合は、長野市から始まって、上水内郡までの市町村であって、広域連合の議会の議席配分は、その構成市町村の人口規模に基づいて、行われているのであります。長野広域連合は、議員定数が36名であります。坂城町は、うち2名であります。人口割合にすると、全体の4%であります。これだけ申し上げれば、多数決の原理で、坂城町は押し出されるということは、当然であるということでもありますけれども、これが理由かどうか、当時のことはわかりませんが、上流地区であったり、宿命的なものを背負っているのかと思うところであります。

幹線管渠のマンホールも、始めから終点が途中までで止まってしまい、結果、工事の期間も金がかかるということは、広域の中での契約に瑕疵があったとしか思わ

ざるを得ないのであります。町長に、このあたりのお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） この広域下水道は、長野広域がやっているんでなくて、県と関係市町村が事業体を組みまして、やっているわけでございます。その公平性というようなことは、県も留意しておりまして、その事業実施が、千曲川の広域下水道の事務所を担当しているということでもあるわけでございます。

計画の段階から見れば、相当長い時間がかかっておりますが、坂城町がいろいろ進められてきているのは、平成3年から負担をしているところでもございます。その広域下水道についての手法そのものについては、間違いはないなど。ただ、一本化してしまったというところに問題があるかなど。ということは、今の小網の地区が、本当にその時点から広域でなくて、農集なり、そういったものを取り入れていたならば、すでにできていたかなど。あるいはまた、他の部分にも差し支えがあるから、申し上げませんが、そういった面もありはしないかなど。その複合体を組んでいかなかったことが、ちょっと今になると、残念な政策決定であったかなど、こんなふうに思っております。

下條村が、よく皆さんの話題にも出ますが、100%下水道は完備しているよということですが、これもすべて浄化槽でございます。都市化という中で、一番基本的には、上流にあったということ、その間に、いろいろな施策が、国の施策も変わってきておるし、それ以上に経済変動が激しかったかなど、こんな思いもいたしません。選択した当時は、こんなに時間がかかるということでは、そこを選択しなかっただろうなとも思いますけれども、それをいちいち申し上げていても、先へ進みません。今時点で何をすべきかという中で、まず、経費を節減して、そして、そのためには、県にもっとやるべきことを担ってもらうんだよという話。これは関わっている町村がすべて負担するというでなくて、国と県が負担して、管渠の部分を延長しろということでございますので、強力に推し進められることだなど、こんなふうにも思っております。

先ほど、若干数字を並べましたけれども、そういったことを解析して、そして、説明能力を高めながら、よりこうあるべきだということを踏まえながら、国、県にお願いしてまいりたいなど、こんなふうに思っております。

そうした中で、進めていくのであって、例えば、浄化槽そのものも、まず小網の面を整備して、そうしますと、ここの2、3年の中で整備できるなど。そういうこ

とをひとつ学びながら、他の周辺をどうするかということ順次やっていくことが大事かと、そんな理解を進めているところでもございます。よろしく願いいたします。

8番（春日君） ただいまのお答えでは、小網は特別な地域であると、いわば強めにおっしゃったわけではありますが、小網の工事も合わせて2、3年のうちということでございますが、何かお話し合いが、都合3回ぐらいに及ぶのではないかと。3年とは言わず1、2年のうちに何とかならないものかなと私は思って、お願いをしたいと、こういうところでございます。

それから、質問の5の中で、なるべく坂城町全体に公平性を求めて、小網のご配慮もお願いと、こういうことでございますが、例えば、今までの経過の中でも、合併浄化槽でしか対応できないところが、北日名だけでも15件もあると、こういうことでございまして、川の向こう方にあつて、管が引けないところとか、低いところから本管まで上げなければいけないという、ポンプアップしなきゃいけないという、ポンプアップにも限度があるという、こんな箇所があるわけでございます。なるべく、もちろん、町長は一律にというお考えのこととは思いますが、いかががお考えか。何か本意ばかりが強めに出てきたような気配がありますので、ひとつ申し上げて、お答えをいただきたいのであります。

ちなみに、小諸市の合併処理浄化槽対策地域は、市全域に及んでいるわけで、例えば、その地図を見るに、南、北日名のようなところも、また大宮区のようなところもあるし、田町の一部のようなところも、幅広いその中にはあるわけございまして、公共下水道からは漏れたところをすべてフォローするというものであります。このあたりの対応の仕方をいかなされるか。お答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） いろいろな観点からのご指摘でございますが、小網の場合は、広域下水道からエリアが抜けてしまうよということが、まず、条件が違いますよと。そういうことですので、今度、バイパスも通る、そういう中で、生活環境を何とか整えたい、そしてまた、どちらかという坂城の中でも大変な、災害の面からいっても災害、いろいろな面もございまして。いろいろ環境整備という中でも取り組む必要があるなど、こんなふうを考えてはいるところでございます。

そうした中で、これからより詰めまして、例えば、今まで入った人たちはどうなるんだとか、あるいは、これからのものはどうなるんだとか、いろいろ現在も出て

きております。しかし、それは町とすれば、網掛、小網の間の管渠に対する経費が省かれるならば、それなりの支援はしていかなければいけないなど、こんなふうに思っているところでもございます。

それと、すでに公共下水道が入っている中で、その周辺になる人たちが、あるいは浄化槽でやっている、これからどうするかという指摘そのものも、町の課題であることは十分承知しております。ようやく坂城町ができて、中之条、そして村上、南条と、こういうふうに入って行くわけでございます。これを総体的に短縮するというのを、まず前提として考えさせていただき、そして、その中のいろいろな問題点は、一つひとつ具体的に対応する処方策をみんなで研究していくということが大事かなど。そしてまた、より心してもらわなければ困るのは、広域で、公共下水道が入っているにも関わらず、つないでいないと、利用しないという皆さんもでございます。そういった皆さんにも理解を深めていただいて、せっかくこういった施設整備をしたのでございますので、生活という面に重きをおいて、そういった面での接続をより進めてまいりたいと、こんなふうにする次第でございます。

これから、この1、2年というか、来年、再来年の中で、小網というものをひとつの下水道の現実的なテーマとして、いろいろと他にどうすればいいか等々を加えながら、進めてまいりたいと思います。それにいたしましても、国、県への幹線の延長を、何より重点的にしていかなければいけないなど、こんな思いでございます。

8番（春日君） 先ほどのお話では、今のところ仮定の話ではありますが、10億円ほどは浮くであろうよと。浮くということは、ちょっとおかしな話ですが、10億円は確保できるであろうよという、こういうお話ではありますが、これから65億円かかりますが、55億円になると。5億円で1年対応すると11年で完了するという、こういう誠に結構なお話でございます。

これもあくまで仮定の話ではありますが、国、県との関わりが出てきたという状況の中で、一生懸命にやっておられるのに可能性はどうかとお聞きするのは、いささか気が引けるところでありますが、可能性が大いにあるという理解をしてよろしいですか、町長にお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 下水道の整備あるいは浄化槽等、生活環境をよりよくするというところは、町政の最大の課題でございます。それについては、あらゆる知恵を出し、勉強し、そして、先ほど申し上げましたように、負担の不公平性等々も理をもって、いろいろ理解してもらおうということが何よりかなど、こんなふう思っております。

まず10年計画を立てて、そしてその中で、それを進めていくにはどうすれば一番いいんだというようなこと、あの手この手を研究しながら、できるだけ早く進めてまいりたいなど、こんなふうに思う次第でございます。

8番（春日君） ひたすらやってみるといふ、こういうことでございまして、うまくいくという可能性を信じるしか、我々はないわけでございますが、頑張っていたきたいと、こういうことでございます。

さて、昨日の同僚議員の答弁では、平成30年には90%を目指すとおっしゃいましたが、あとの10%はどうなってしまうのか。100%と言ってもらいたいのでありますが、そこらのあたりのお答えもいただきたいのであります。

町長（中沢君） 公共下水道については90%近くを求めていく、そしてまた、浄化槽等を含めると、一応、ほぼ坂城町の中で水洗化が行われると、完成するなど、こんな思いでございます。

8番（春日君） どうやって理解をしていいのか、ちょっと理解に苦しむ部分もありましたが、90%というのはイコール100%だと思わなきゃいけないと、こういうことでありますので、これは言い返すわけにもいきませんので、承っておくと、こういうことでございます。

いろいろと、例えば、私が申し上げた合併浄化槽も、時に応じて視野に入れなければならない部分が、私はあると思うのであります。ただ、町長が、新しい方式を目下考え出している最中という、こういうことでございますので、それ待ちということでもあるわけでございます。それが限りなく成就すれば、ずっとこの下水道の問題は加速する、弾みがつくということではありますが、当面、町民は期待を込めて、それを見守るよりほかにないのかなと、こういうわけでありまして。私もそう思うよりほかに手はないのであります。以上で、質問を終わります。

議長（池田君） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時02分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

なお、7番 入日時子さんから、早退する旨の届出があり、これを許可してあります。

引き続き、一般質問を行います。

2番 山城賢一君の質問を許します。

2番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いま

して、一般質問をさせていただきます。

1. 転換期の行財政運営について

イ. 人口構成の変化のなかで

今後の行財政運営に深刻な影響を及ぼしていくと思われるのは、人口構成の変化であると思います。人口推計で大切なこととして、年少人口、生産年齢人口、老年人口という年齢3区分の推計であると思います。

年少人口と生産年齢人口は、増加していくという地域もございますけども、ほとんどのところでは減少し、老年人口が増え、高齢化が進展している状況にあると思います。また、これから団塊の世代が退職し、生産年齢人口から老年人口に切り替わっていくことも、見込まなければならないわけであります。生産年齢人口の減少は、歳入、歳出の両面にどのように影響していくのか。生産年齢人口の減少は、仮に一人ひとりの所得が変わらなるとすれば、担税力の低下に、従いまして自主財源比率の低下にもつながるといふことだと思っております。

地価の下落や老年人口増による家屋の建て替え需要の減少に伴う固定資産税の減少も、考えられることでもあります。また、生産年齢人口の縮小は、消費の減退、さらには、法人税の担税力の縮小につながるものであります。

生産年齢人口の減少は、町の借金とその返済のあり方にも影響すると思っております。借金は、担税世代が返済することになりますので、生産年齢人口世代が、職業社会から引退し、担税力のある人口が減少しますと、今後の起債、借金でございますが、次世代への重い負担になるのであります。

行政の持続可能性とは、何よりもこの次世代の負担を減らすことでありまして、今後の起債発行にも熟慮しながら、現在ある公債につきましても、今後5年ぐらいの間で前向きな検討をしていかないと、財源が公債費償還にとられて、どうしても必要な事業ができなくなる可能性が高くなって困ることでもあります。

税源移譲や定率減税の廃止などの税制改正によりまして、地方税、住民税は一時的には増えておりますけども、生産年齢人口の減少効果は、それを相殺することになりまして、自主財源比率を低下させるということです。また、それに加え、それを補う地方交付税が減額されてくる可能性もある中で、歳入は、縮小していく可能性も含まなければならないと思っております。

歳出面で考えますと、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の扱いが重要となりましょう。人件費は、ここ数年、定員の適正化及び団塊世代の方々の退職が進

むことによりまして、減少してまいります、まず扶助費は減らないと思います。小学校など公共施設の耐震修復あるいは更新となりますと、公債費は上昇に転じます。平成18年度の坂城町の統計書の人口ピラミッド、グラフを見ますと、55歳から59歳の1,436人の統計ですけれども、これをピークに減少し、増加の期待が持てる状況にございません。少子化や歳出の縮小に身を縮めて、後ろ向きの対処でなく、坂城の底力を引き出していくという以外にはないわけであります。

生産年齢人口の維持を支える若い方々への定住促進、あるいはまちづくりのさまざまな事業、活動を起こしていく上で期待されるのは、団塊世代の皆さんの坂城への帰還でもありましょう。この世代を含め、この地域の人々とともに、体を動かし、汗を流す事業に取り組むことが、不可欠であると思います。

昨日も同僚議員の質問によりまして、子育て支援の拡充について、出産祝金の増額を進める明るい答弁をいただきました。人口構成が変化していく中での行財政運営について、常に変化に対応することが大切と考えますが、町長にお考えをお伺いしたいと思います。

ロ. 今後の監査体制のあり方は

県内の市町村で全体の2割にあたる18市町村が、職員の方々のOBを監査委員として登用していることが、報道されておりました。

総務省は、監査の客観性を保つために、職員の方々のOBの監査委員選任について、特にこの必要がある場合以外は行わないとする指針を出しております。地方自治法第196条第1項で、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員から選任することとされております。識見を有する者から選任するに際しましては、財務管理、事業の経営管理に加え、そのほかの一般事務につきましても、専門かつ高度な知識や経験を有する者を選任することとしております。

また、識見を有する者から選任される監査委員の数が2人以上の場合は、少なくとも、その数から1を減じた人数以上は、当該の普通地方公共団体の常勤の職員（常勤の監査委員さんとかを除き、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、これは平成11年の法律の第87号でございますが、その第1条の規定による改正前の地方自治法附則第8条の規定により官吏とされる職員及び警察法第56条第1号に規定する地方警察官を含む）及び短時間勤務職員でなかった者

でなければならないとされておるわけであります。

監査委員の独自性を確保するために、このような規定が置かれているわけですが、職員の方々のOBは、行政に精通しておりまして、識見を有する者から選任される監査委員の定数が複数である場合にあつては、1人に限り、職員OBから選任をしても差し支えないとされておるわけであります。

公会計の特殊性、行政の公正と能率を確保することから、やはり会計に詳しい人材の確保の難しさ、責任の重さといった事情、あるいは今回から適用になりました財政健全化法に基づく新指標の公表が義務付けられたことにより、より専門的で高度な学識あるいは経験が必要なわけであります。監査の信頼性を保っていくために、やはりこれも住民の理解が得られることが大切なことと思います。今後の監査体制の考えについて、町長にご所見をお伺いいたす次第であります。

以上、1回目を終わります。

町長（中沢君） 最初は転換期の行財政運営という中での、人口構成の変化ということからお答えしてまいります。

ご質問のありましたとおり、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合を、直近の国勢調査によって比較してみますと、平成12年が、全国が67.9%、当町は64.2%、また17年度については、全国が65.8%、当町が62.1%となっているわけでございます。いずれも2.1ポイントの減少で、生産年齢人口の減少は、全国的な傾向かとも思う次第でございます。

生産年齢人口増は、働き盛りの世代で、その人口減は、町における産業の活性化や財政面への影響などのほか、地域の担い手の減少ということも懸念されるところでもございます。この対策といたしましては、町では、雇用の場の拡大と住宅宅地整備の2面から事業展開を進めております。

雇用の拡大につきましては、希望する企業への工業用地の提供や工業団地の造成計画を進め、当町の特性である第2次産業の活性化を通じて、就業できる人口増に努めてまいりたいと考えているところでもございます。定年に伴う引退などで、就業状況は低下することが心配される状況でもございます。60歳以上の労働力率は、平成17年国勢調査では、全国が30.6%に対し、当町は37.3%ということで、本当にみんないろいろと精一杯働いて、そしてまた、家庭、地域、町のために尽くしていただいている構成がわかるわけでございます。

ただ、全国的にも、労働不足が懸念されてもおります。高齢者が培った能力を生

かして、現役を続行するという、そういった場、働きやすい場、そういう環境づくりも大事でもあるわけでございます。長野県でも、坂城町はそういった面については、すばらしい潜在力を持っております。

定住人口の増加、勤労者住宅の確保という面でございますが、土地開発公社と連携いたしまして、住宅団地の造成や分譲にも取り組んでいるところでもございます。昨年度より、高齢者世帯や子育て世帯という多様なニーズに対応すべく、町営住宅の建設も進めております。今年度内に4棟40戸建てが整備予定でございます。町内外から、数多くの皆さんが入居していただければと期待しているところでもございます。

より多くの人に当町に住んでいただき、また働いていくためには、また、それなりの環境整備も必要であるわけでございます。そういった工業の技術をより高めて、雇用を安定されると併せて、にぎわいのまちづくりとか、あるいは拠点間、あるいは産学官等を通じての文化的な、あるいはまた、より住みやすいまちづくりに努めてまいらなければならないと考えているところでもございます。

次に、今後の監査体制のあり方でございますが、ご質問のありましたように18年度に総務省の出した指針が示している住民の理解と信が得られる監査制度の運用というものには、何よりも求められているということでもございます。それに向けた公正な、いろいろな確保や透明性を図っていくと、行政にその面が必要だということは、重要な課題でもあるかなと思っております。

その一方で、より行政に対する専門的な知識を有した人材を監査委員として確保し、十分な監査機能を図っていかなければならないということのほうが、より大事でございます。この人材確保と監査の信頼性とのバランスが大変難しいところでもございます。地方自治法においても、このバランスを考えた上で、職員経験者の登用を一律に禁止しているわけでもございませぬし、また、現状を踏まえて、どう考えるかということに対しては、私は大きな疑問を持っております。

ご存じのように、行政における監査というのは、財務に関してだけでなく、町の行うすべての事業等の運営に関する幅広いものであって、会計に精通していればそれでいいだろうとか、そういうばかりでなく、いろいろな面からの要素が求められます。都市と地域の違い、小規模の自治体においてはどうなんだろう。いずれもこういった面に精通している人が何人かあるか。誠に難しい面がございます。

県でありながらも、代表監査委員は、県職のOBが、現在も、また過去も通じて

やっているところでもございます。それなりの理由があるわけでございます。どこの自治体でも、その人材確保には苦勞いたしますけれども、国のほうでこうだからというよりも、地方自治体として責任を持った人材を監査委員に充てていくということが、より大事だなと、こんなふうに考えております。

当町の現監査委員に関しましては、昨年からお願いし、5月に皆さまに同意をいただいたわけでございます。元町の職員でございますけれども、長年の勤務時代に、町のいろいろな事業を通じて培ったこと、あるいは財務に優れていると、そしていろいろご苦勞なさっている。地域に対するものの考え方、見当があるということをお案しますと、現時点においては、より適切な人選であったと、こういうふうに自負しているところでもございます。

かつて、県、町職員経験者以外の方にもお願いした経過はございますが、そのときそのとき、より適した方を人選していくことが大事だなと、こんなふうに思う次第でもございます。

今後に関しましても、法の趣旨に沿って、また、その地域の実状を見極めるべく、その時点の知識の豊富な適任者を選任いたしまして、監査機能の充実を図ってまいりたいということでもございますし、この案件は、議会が1つのチェック機能でもございます。そういった観点からも、いろいろご協力をいただければと考えるところでもございます。

監査制度を含め、行財政運営全般にいえることではありますが、国が進める地方分権の推進に向けた指針が示す意向を、それは踏まえますけれども、いろいろやってくることは、必ずしもすべてそのとおりでという思いはございません。自らの地域において、自らの行政をより責任を持ってやっていくと、そういう中において、いろいろ人選も考えてまいりたいと思う次第でございます。

2番（山城君） 答弁いただきました。

人口構成の変化でございますが、これは、先ほど町長がおっしゃられましたように、全国的な傾向、それぞれの地域に、また特色あった中で、それぞれの形において実をつけていかなきゃいけないと。国と町のそれぞれについての数値を照会していただきましたけれども、坂城ではまだ60歳以上の方々もそれなりに全国平均を上回る37.3%の方々が、まだ現役で努力されているということでございます。それに加え、定住人口の増加あるいは現在、先ほどもお話にございましたが、町営住宅の建設、また入居が始まるわけでございます。町においても、産学官の連携に

において、模索はしていると思いますけども、町の財政状況も現在は誠に自主財源比率、構成比率は、大変順風満帆といたしますか、本当によい状況であります。17年度は59.2%、18年度は65%、19年度は66.2%と上昇傾向で、これは誠に企業の皆さん、あるいは町民の皆さんの努力のたまものだろうということは重々、私も理解をしているところでございます。

そこで、坂城オリンパスに新たに柳沢精機さんが、今度工場移転をされます。その場において、柳沢精機さんでは、雇用拡大のために250人ぐらいの規模を募集したいという全員協議会の中でのお話を承りました。これは、誠に町にとりましてはうれしいことではございますが、これについての雇用拡大は、誠にいいんですが、これについての定住促進に向けた町の受け皿というんですかね、これは企業さんと歩み寄りながら、お考えは持っておられるのか。これについて、お聞きをしたいと思っております。

それから、どこの市町村もそうですが、Iターン、Uターン、あるいは先ほどもちょっと話が遅れましたが、都会で定年になられて、やはり郷土がいいと、郷土の中へ帰還される。帰還されるには、行政としてもそれなりの受け皿もちょっとほしいんじゃないかと、そんな定住、田舎に住んでみたいという、そういう定住GOGO作戦みたいな展開は、町としてもお考えいただけるかどうか。これについて、お伺いをしたいと思います。

それから、今後の監査体制についてであります。法律はそういうふうになっております。平成3年の自治法では、識見を有する者から選任される監査委員が、これはさっきの私の1回目と同じですが、2人以上いる場合、これは少なくとも1人以上は、選任5年間は常勤の職員でなかった者とされるということは、その当時はその体制であったわけですが、これはやはり経験を生かすということにより、それによって監査を充実させることができるという、やはり町長がおっしゃられた肯定的な意見と、それからまた、それに反対の否定的なというか、そういう意見が交差する中で、またその後、平成9年に、職員の方々のOB制限というのが、一応強化というか、それは国のあれですから、常勤であった者は、お2人以上のところは1人だよということなんです。わが町は条例で決まっていますから、識見のある方は1名ということではございますが、それもずっときまして、平成18年の改正ですか、この改正においても、この考え方は維持される中で、それらは監査委員の定数が条例で決められるということに伴いまして、先ほど私が申しました、識見の監査

委員の数が2人以上の場合は、少なくとも、それから1名を減じたものは、人数以上は常勤の職員でなかった者でなければならないということがうたわれているわけです。

これは、町長も先ほど、やはりこれは十分、わが町にとっても監査機能のバランスとおっしゃいましたけども、それから監査委員さんの責任持った監査委員、あるいは適切な方を選んでおっしゃっておるわけですけども、これは町民の皆さんがご納得いただけるような、なかなか法律的には難しいと思うんですが、そういう形で、わかりやすい説明をいただければ幸いです。2回目を終わります。

町長（中沢君） 1点のいろいろな町の中において、生産人口をより高め、そしてまた、まちづくり、町の活性化を図っていく、そういう上において、生産人口構成は大きな問題でもあるわけでございます。幸い、坂城町は、60を過ぎた高齢者が、意欲的に職を持って頑張っているという比率は、県下のトップクラスでございます。それは大事なことで、そういった皆さんに、より専門的な、その人でなければならぬ特別な技術は、より生かしていただくような、そういった仕組みづくりが大事だなと思っております。

いろいろと住宅政策とか、工業団地政策というのは、1つの手法ではございますが、より多くの皆さんが坂城町に住んでもらう。そして、楽しい生活を送ってもらおうということにおいては、工業技術の集積によって、雇用を安定させるとともに、それなりのまちづくりがなければいけないなど、こんなふうにも思っております。そういう中で、文化あるいはにぎわいのまちづくりをどうすればいいかと、こういった面はみんなで考えていきたいなど。

先日、八十二銀行の元頭取の方とお行き会いしましたら、ちょうど千曲川シネマフェスタに見えたわけですが、「坂城は変わってきたね、昔は岡谷と坂城は働く場所というふうに理解していたけれども、それなりに変わった波長が出てきたね」というようなお話もいただいたわけでございます。いろいろな文化面でもそれぞれの人たちが頑張っているということ、そういう面から、坂城というところは住むにいいところだよというようなこと等も大事なことかなと、こんなふうを考えているところでもございます。そういったまちづくりも併せてしたいと思っております。

それと監査委員の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、県も代表監査委員はずっと県職員でございます。それは、それなりの経験があるとい

うことでございます。こういった問題が出てきたときに、国の指針によって、坂城のことを本当によくわかるような周辺の人はどこにいるかな。国から人を持っていくということかなとまで考えるわけでございますけれども、決して1人はそういう方も、法でいけないということにはなっていないわけで、そういった方が、たまたま、より坂城町を広い立場で監査いただければ、それをさえぎるものは何もない。ケースバイケースで、そしてまた、議会のほうからも1人いただいておりますので、それを増やすというよりも人選でということ、そういう中によって、くどいようですが、町を十分熟知して、そして、町にこう頑張っていくにはこういう手立てがあるんじゃないかという意欲を持った方、町とともに本当にそういう面で責任を負っていただけるような方をお願いしていきたいということで、今の監査委員もその結果でございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

2番（山城君） 3回目に移ります。

監査委員さんの件でございますけれども、現役の職員から即、これは私ども議員の改選時とちょうどサイクルが重なっちゃうわけですが、任期は4年ということですが、例えばの話、私は職員のOBの方が監査委員ということは、全然否定はしておりませんが、定年になられて、退職されて、平成3年のところで、一定期間、5年間は云々とありましたが、そういう職員のOBの方々が監査委員になることは、否定はしませんが、その空白期間というのは、また今後、選任されることのお考えがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

町長（中沢君） 私は、たまたま思うんですけれども、国が、国会議員の皆さんがいろいろ頑張っている。そういう中で、官僚はだめだ、だめだと攻撃すると。じゃあ、官僚がなければ日本はどうなるか。議員さんも官僚に学んでいるじゃねえかというのが、実態でございます。そうした中で、たまたま5年間は、関係の部署へ行っちゃいかんということで、何となくそういうことの中で進めていますけれども、やめて5年そのままにしておいたら、宝物がどっかへ行っちゃってということもあろうかと思えます。当町のような場合に、5年ということになれば、その人々それぞれ生きざまがございます。鉄は熱いうちに鍛えろということで、それなりに若い力を持っていて、頑張っただけならば、そういうことにこだわりなく、適材適所、選任していくことが筋道かなと、こんなふうに思っております。

直接、いろいろと関わる案件そのものをも関連しながら、そういうことは考慮すべきことではございますけれども、何年ということは、そんなルール化はむだだと

いうふうに理解しています。

2番（山城君） 時間がなくなりました。町長の腹の腑は私なりに理解はいたしました。次に移ります。

2. 農業振興について

イ. 耕作放棄地全体調査を実施して

農業振興については、私自身としますと、ちょっとうちは問題かなと。私自身もちょっと謙虚な気持ちにはなったわけなんです。実は今回、国の指導に基づいて、全国的に今度、耕作放棄地全体調査をしろということでもって、町あるいは農業委員会、これを実施してまいりました。これは、昨年11月16日に取りまとめた農地政策の展開方向について、農地に関する改革案と工程表をつくるということで、農地政策改革に関して、法制度上の措置を伴わない耕作放棄地対策等について着手すると。今年度、平成20年度中に各市町村、農業委員会が国や都道府県の協力のもとに市町村すべての耕作放棄地を対象に、全体調査を実施するというので、坂城町は8月末から9月にかけて、それぞれ一筆ごとに現地調査を行ったわけでございます。

この耕作放棄地の内容ですが、直ちに耕作可能な土地、これは緑色、それから直ちに耕作できないけれども、基盤整備を実施して農業利用ができるなという土地は黄色と、それから私もパトロールして見てまいりましたが、森林あるいは原野化して、農地のほか、ほかの復元が不可能だという土地の赤に、3種類に分類して、調査をしたわけでございます。

この耕作放棄地のそれぞれの状況におきましても、直ちに営農再開を図るもの、あるいは基盤整備に営農再開を図るもの、あるいは当面は保全を管理するものに分けて、この支援策を検討するために、耕作放棄地解消計画の策定を推進して、平成23年度まで耕作放棄地の解消の確認と耕作放棄地解消計画の見直し、最終的には翌年の解消の確認までをしていくという計画であります。

農地は、食料を供給するための基礎的な生産要素であることをご承知のとおりですが、農業者にとっても、極めて重要な経営基盤であります。近年は、農業者が減少あるいは高齢化の進行によりまして、耕作放棄地が増加しており、坂城町で昨年農業委員会で調べた実態調査をした耕作放棄地の面積は32haということでしたが、これが、国の施策とともに、町として、遊休農地の解消あるいは防止に関するマスタープランを進めていくお考えはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

ロ. 全国辛味大根サミットについて

定例会の初日の招集のごあいさつに、国が進める農工商連携促進の一環として、新しい全国展開支援事業として、辛味大根サミット開催のお話がありました。地域資源を活用して、地域独自の産物を研究し、また、その伝統を守っていくという活性化の取り組みは、全国各地で行われていることとございます。

ちなみに、長野県内の地域資源は、農林水産、あるいは鉱工業、観光面で県に聞きましたら607件もあるそうです。それでこれは全国3位にあるということとございますが、農林水産物は152品目あるそうです。その中で、わが町の伝統野菜ねぎみ大根を含め、伝統野菜として52種類が認定をされておりまして、その中の辛味大根は、新聞でも報道されましたが、下條村の親田辛味大根、あるいは長野市の戸隠地大根、それから灰原辛味大根、そして坂城のねぎみ大根ということとあります。

さて、この初の「全国辛味大根サミット」を、本町で来年度開催するということが目指しているわけとございますが、これについて、どういう形でサミットを再開するのか。この構想について、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 2番の農業振興に関係いたしまして、それぞれの項目について、順次ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、耕作放棄地の全体調査を実施してということとございますけれども、耕作放棄地の解消を図るためには、まず、その現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を講じていくんだというようなことが大事でございます。町では、先ほど議員さんも言われましたけれども、農業委員会と連携して、町内すべての耕作放棄地を対象に、9月末をめどに調査を進めているところでございます。

農地は、食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとっては、極めて重要な経営基盤となっております。一方で、農業者の減少、高齢化の進行等によりまして、耕作放棄地は、残念ながら年々増加傾向にありまして、その解消を図ることが喫緊の課題となっております。

耕作放棄地全体調査は、町内すべての耕作放棄地を対象に、耕作放棄地の状況に応じまして、先ほど議員さんも言われましたが、3色の色分けということとございますけれども、一筆ごとに、それが農地なのか、非農地なのかというのを区分していくものでございます。

来年度以降におきましても、農地パトロール等に合わせて現地調査を行って、耕作放棄地の解消の有無を確認する、それとともに解消された耕作放棄地について、調査付表に整理して報告するということが義務付けられてきていると。国においては、耕作放棄していても、調査で農地に区分された土地については、営農再開、または保全管理の分類を行うとともに、農業利用に最大限努めることとされているというような状況でございます。

ご質問の遊休農地解消防止に関するマスタープランの作成というようなことで、ご質問いただいたわけですが、この農地と分類した耕作放棄地につきましては、耕作放棄地解消に向けた計画をつくっていききたい、進めていききたいと考えておりますので、またご支援等をいただければありがたいと思います。

農業委員会といたしましても、遊休農地の現状の把握が課題でございまして、地域の農業の実態を把握し、農業者の意向を踏まえた上で相談指導を行うことが、耕作放棄地解消の起点だということでございまして、今後も、関係機関が連携して、担い手等の農地集積と合わせて、地域での活動の支援、耕作放棄地解消に向けた取り組みを進めていききたいと考えているところでございます。

次に、全国辛味大根サミットについてでございますが、ねずみ大根は、郷土の先人たちが守り、大切に継承してきた辛味大根で、町の食文化であるおしぼりうどんとともに後世に伝えていかなければならない町の特産物、特産品でございます。県が行っている信州の伝統野菜にも、認定されております。

町では、ねずみ大根の生産者やおしぼりうどん提供店などで組織されておりますねずみ大根振興協議会やJA等とともに、生産拡大のほかに食べ方のPRなどの消費拡大にも努めてきてところであります。さらに、味ロジックわくわくさかきの皆さんが、ねずみ大根を使った大根おろしドレッシングやおやきなどを製造販売しております。ねずみ大根の知名度アップが図られるとともに、その用途も広がりつつあります。今年4月から、町振興公社が販売を開始したねずみ大根のオリジナル焼酎も、好評でございまして、当初つくった2,500本が、短期間で完売となりまして、1,000本を追加して、これも順調に売れているというふうにお聞きしています。

このような中、この度、商工会が代表して申請しておりました経済産業省所管の地域資源（無限大）全国展開プロジェクトが、先月採択となりました。この事業は、農商工等それぞれの事業者が連携して行う、地域の資源を生かした新商品の開発等

を支援するもので、今回の事業では、ねぎみ大根を中心にした全国への情報発信や新たな商品の開発を目指しております。その中の大きな柱となる事業が、次年度を目標に開催したいと考えております「辛味大根サミット」。この名前も仮称ということでございますけれども、このサミットに向けた体制づくりを、この補助金の中で今年度進めていきたいというものでございます。

山城議員さんも先ほどご紹介いただきましたけれども、辛味大根については、町以外にも県の伝統野菜として認定を受けている下條の親田大根や戸隠の辛味大根があるわけでございますけれども、県外でも京都や秋田など、その土地ならではの辛味大根、その食べ方があるわけでございます。辛味大根サミットは、これら県内外の産地が一堂に会し、産地間での情報交換をはじめ辛味大根の特徴やその地ならではの食文化を、全国に向けて共同で発信することにより、互いの魅力を高め、まちおこしにつなげることを目指して開催していきたいと考えているところでございまして、サミットの内容といたしましては、それぞれの産地の取り組み事例、辛味大根の食べ方、辛味大根を使った商品などの紹介や試食などを行ってはいかがかと考えておりまして、今年度はいずれにしても、その開催に向けた町内の体制づくりですとか、ほかの産地との調整、準備等を行っていききたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、辛味大根サミットの開催に向けましては、ねぎみ大根振興協議会、JAなど、町の関係団体はもちろんでございますが、ほかの辛味大根産地の理解と協力が不可欠でございますので、まず、ほかの産地の情報等を収集して、連携する中で、これらの内容を十分に検討しながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（山城君） 2回目に入ります。耕作放棄地の調査については、住民の皆さん、これを見られております。実態をよく周知していただくために、質問をさせていただきました。できるだけの協力をいただくようにということでございます。

それから、全国辛味大根サミット、これは実質的には町あるいはJAとか、それから協議会、それから商工会、それぞれの方々、これからということでございます。時間がありませんから、次へ進みたいのですが、1点だけ、町長はこういう人寄せが好きですから、その交流を通じて、農業振興、それから中島聞多先生がおっしゃったいわく、やはりねぎみ大根はここしかございませんから、何せここへ来てもらうと。また坂城でしか味わえないものだよという、そういう受け皿を研究していた

だきたい。そんなふうに思います。

それから、今、課長からお話でしたが、全国的な紹介を兼ねてとありましたが、これについての食文化の紹介あるいはレシピ集とか、そんなものを、ちょっと時間があるかどうか、できるかどうか。この辺、時間ないから要望でいいです。そういうことを考えていただいて、次へ進みたいと思います。

3. 学校支援地域本部事業について

イ. 事業の内容は

文部科学省は、地域全体で学校教育を支援していくという体制づくりを推進しておりますが、坂城町でも、招集あいさつにもございましたが、学校支援地域本部事業がスタートしております。先生が子どもと向き合える時間の拡充を図るとともに、学校教育の向上に取り組む、すなわち地域総がかりの支援が学力向上のみならず、人間力向上に大きな効果が上がること、また、先生がよりよい教え方を身につけていただくために、また、それを地域みんなで後押しをするために、地域全体で子どもの教育にかかわることこそが、国では教育再生のために不可欠だと判断して、この事業を進めたようでございます。

前回の6月補正において、予算計上230万円されましたけれども、坂城町としての学校支援地域本部事業の取り組みの内容について、お伺いをいたします。

ロ. 推進体制は

地域住民や保護者の力を束ねて学校を支える組織、すなわち保護者あるいは教育への意欲がある方、また、能力のある方々、そういう地域住民が、積極的に学校支援に参加することを促すということの内容というか、進め方のようでございます。各学校に活動できる場を設置しまして、活動しやすい環境づくり、各学校や地域の特色を生かした活動が展開できるよう援助に心がけ、さらに充実を願う次第でございます。まだ始まったばかりでございますが、運営方法がありましたら、お伺いをして、1回目の質問といたします。

教育文化課長（西沢さん） 3の学校支援地域本部事業についてのイとロについて、お答えいたします。

この事業は、3年間にわたる国の委託事業で、地域ぐるみで、学校を支援する仕組みをつくるというものです。平成18年12月に施行された改正教育基本法では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が明記され、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てることの重要性が位置づけられました。

近年、青少年を巡るさまざまな問題が発生しており、いわゆる地域の教育力の低下が指摘されています。また、教育活動以外の業務で多忙な先生方の時間を、子どもたちのために取り戻さなければなりません。このため、文科省においても、地域全体で学校教育を支援するため、全国の中学校単位に、学校と地域との連携を図る学校支援地域本部事業を今年度から3年間、国の委託事業として実施することとなりました。この事業の導入に向けまして、坂城町の町内小中学校の状況や要望、地域の皆さんとの連携の方向などを検討し、6月議会で補正予算をお認めいただき、事業がスタートいたしました。

この事業における教育委員会の役割といたしましては、学校支援の推進にかかる検討、学校支援事業の企画立案、事業評価など、学校支援の中核を担う地域コーディネーター及び学校支援ボランティアの養成であります。そして、学校支援地域本部設置をいたしましたと同時に、町内の小中学校長、保護者代表者などを中心とした実行委員会を開催いたしました。その中で、学校支援事業の検討、学校支援ボランティアの活動の説明や地域コーディネーターの設置をいたしました。そして、ようやく、地域コーディネーターを中心に、それぞれの学校でボランティア活動の取り組みが組織的に始まりました。

その内容ですが、南条小学校、坂城小学校は、学生ボランティアによる学習、学級活動支援、村上小学校では、校内バラ園の栽培支援、中学校では、職業体験活動の支援及びバラ園の栽培支援です。なお、今後、PTA活動や中学校の部活動、保護者会などへの支援も行っていきたいと考えております。なお、村上小学校バラ園の栽培支援活動には、山城議員さんをはじめ村上地区の議員さん方がボランティアとして活動にご参加をいただいております。大変ありがたく、感謝申し上げます。

地域全体で学校教育を支援する仕組みをつくることにより、学校から要請のあった活動だけではなく、地域の皆さんの提案もいただきながら、学校に対する理解や関心を高め、かつ地域の皆さんの知識、経験を活用した学習活動が計画できるなど、地域の教育力の向上も期待できます。

この学校支援地域本部事業を推進するためには、その内容について理解をしていただくことが、一番だと考えます。事業を展開しながら、町広報に内容を掲載するなど、地域への発信という面でも工夫をしまいたいと存じます。ようやく活動が始まった事業です。地域の皆さんとともに大切に育ててまいりたいと考えております。

2番（山城君） これについても、先ほど課長がおっしゃいましたように、支援事業を広報に掲載などして、広く住民の皆さんにご理解いただきながら、力強い地域支援事業の発展をさせていただきたいと思います。

ご承知のように、経済の減速あるいは少子高齢化の進展、財政、それぞれの自治体で財政難が続いております。持続可能な、安易に将来世代に負担を転嫁しないような財政運営という観点から、事務事業の実施を、いかに効率的に、総経費を抑えて目標を達成していくかということ、またその財源をいかに調達していくかが大きな課題であります。日本の人口は、ご承知のとおり、日本の平均寿命は延びております。男性が79.19歳、女性が85.99歳、本当に平均年齢が延びていることは、大変喜ばしいことでございます。

安心できる長寿社会とするためには、安定した社会保障制度が不可欠であります。これからは、必要に応じたサービスから、住民が負担できる範囲のサービスへと、行政経費の総額を抑制していくことが求められるのではないかなと思います。事務事業が多様化している現在ですが、公共的問題をどのように優先させ、また、その政策の実施ですけれども、どのように評価し、政策の維持、継受をつなげていくことですけれども、その最後の評価につなげていくか、これが問われるものと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時40分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、6番 大森茂彦君の質問を許します。

6番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 原油高騰による町民への影響は

イ. 現状と対策は

02年2月以降、戦後最長の景気拡大と言われていた経済活動は、内閣府が発表いたしました6月の月例経済報告では、足踏み状態であり、一部に弱い動きがあると、事実上、景気後退が始まったことを認めております。私たち庶民や零細業者には、まったく恩恵を受けることなく景気後退へとなってしまいました。そして、そこに原油高騰が、私たちの生活を直撃しています。

そこでお尋ねいたしますが、今日の原油と穀物高騰は、アメリカのサブプライム

ローンの破綻に続き、株価とドルの下落で行き場を失った投機マネーが、これらの市場に流れ込み、その価格をつり上げているといわれておりますけども、町長のご見解をお伺いいたします。

ある食堂では、最近、めん類を残さなくなった。以前は、めん類を残すお客さんがよくいた。仕入れ値は、そのままの内容であるわけですが、容量が減っていたというふうに話してくれました。また、スーパーでは、閉店間際の割引商品を目当てに、お客さんが多くなります。ガソリンスタンドでは、1円でも安いところへと集中いたします。このように、町民は生活防衛に必死であります。

総務省統計局が最近発表した家計消費指数は、平成17年を100として、今年1月から3月は99.1%、4月から5月は96.9%と連続で下回っております。そこで、町民にはどのような影響が出てきているのか、お尋ねいたします。

まず、農業関係、中小零細企業などの実態であります。

農業関係の方は農薬が2倍以上値上げになり、肥料も上がっていく。一度上がったものはなかなか元へ戻らない。これから、包装のダンボールも上がるといわれていると、ある農家の言葉であります。

また、軽貨物運送の方は、ガソリン代が運行を圧迫している。非常に大変だ。また、製造業の金型工場を経営している人は、いろいろなものが値上がりしていくことは、これも大変だけれども、まったく仕事がないのが、もっとつらい。どこを歩いても仕事がなく困っている。今の仕事を仕上げれば、次の仕事はいつになるかわからない。運転資金の融資も借りたいが、仕事のあてがなければ、融資の申請もできない。

またプラスチック成形では、材料がどんどん値上がりしている。その上、運賃まで上乗せされるようになった。

このように、他の業界もいろいろな問題が出てきているのではないかと心配するところですが、農業関係や中小零細企業などの実態について、どのように把握されているのか、お答えいただきたいと思います。

次に、学校給食や保育園給食ですけども、育ち盛りの子どもたちに調達する食材や提供する給食の献立など、大変だと思うわけですが、どんな影響が出ているのか、お尋ねいたします。

さて、次に、このような状況の中でどう対応するのか、いろいろと要望をしまいたいというふうに思います。

まず1つは、19年度に引き続き、福祉灯油、ハウス栽培農家の燃料助成の実施を要望いたします。19年度の福祉灯油には560人の方を対象に、住民税の非課税の方や生活保護の方、特に低所得者の皆さんを対象として実施されました。また、ハウス農家への暖房用燃料費補助についてですが、これもリッター3円で、上限5万円の補助を行いました。ばらの関係で3件、きのこの関係で2件の方が、この助成を受けたそうであります。

2つ目に、この福祉灯油との関わりとして、この対象枠を軽貨物運送業などにもぜひ広げてほしい、こう思うのであります。この業種の皆さんは、ガソリンをたいて経済活動をしているわけです。原油高騰の直撃を受けているといってもいいのではないのでしょうか。町として、何らかの手を差し伸べてはいかがでしょうか。

3つ目に、税や保険料などの公的負担への軽減策は考えられないか。

19年度決算では、滞納額が、町税で2億2,100万円、国民保険税では8,996万円の2税だけ合わせて3億1千万円になりました。国民健康保険税など、軽減措置や減免制度などがありますけども、滞納額が年々1千万円ずつ増えている。滞納者のほとんどの人が、払いたくても払えない現実があります。一般会計からの繰り入れなど、保険税の軽減も検討してはいかがでしょうか。また、介護保険の利用料の助成なども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これで、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 原油等の高騰につきましては、政府や多くの経済評論家などにより、いろいろ分析がなされているところでございます。アメリカの低所得者層が利用するサブプライム住宅が破綻するといったことなどから、そこに投資していた投資家の投資先が原油に向けられたと、そのことが原因の一端だというふうにもいわれております。

また、穀物価格の高騰につきましては、原油の高騰や石油など、将来枯渇し得る資源の代替エネルギーとして、サトウキビ、トウモロコシなどを原材料としたバイオ燃料の生産が急激に増加したことが、大きな原因だともされているわけでございます。一方、ご承知のように、世界的な経済の動向につきましては、1つの原因により状況が変わるものでなく、さまざまな要因が複雑に影響し合うということでございまして、原油、穀物あるいは株価などが、いろいろな価格の変動を来しているわけでございます。

このような状況の中で、原油、穀物等の高騰につきましては、非常に憂慮される

状態と認識しております。一市町村による対応には限界があり、政府として、しっかりとそれを受け止め、対応されることを心から期待するものでございます。

ガソリンをはじめ小麦粉や乳製品などの値上がりによる町民への影響につきましては、世界的な原油、原材料の高騰により、国内におきましても、その影響を受け、消費者物価が上昇し、消費者へ及ぼす影響、経済的負担が増加しております。当町におきましても同様、町民の皆さんの消費活動における負担が増加していることは、事実でございます。

農業、中小企業、零細企業の実態についてでございますが、直接、油を使用している事業とされている運輸業や冷暖房などに油を使用している事業者、農家などにおいて、大変な状況になっていると推察するところでもございます。さらには、油を原材料としているプラスチック製造業におかれましても、事業所等の燃料代はもとより、元請け業者などのコストダウンにより、製品に価格が転嫁しにくい状況が続いておきまして、いわゆる川下の産業ほど厳しい状態であるというふうに考えております。

鉄を原材料として扱う事業所におきましても、中国などによる鉄の需要が大幅に増加し、原材料の需要と供給のバランスが崩れ、価格が高騰してしまっているということもお聞きしております。農業面におきましても、農産物を生産するにあたり、使用する資材、飼料、肥料等が値上がりして、生産品に価格が反映できない状態で、利益が得られない状態が続いていると、こんなふうにも推察するところでもございます。

いずれにいたしましても、いずれの業種が厳しい経済状況の中で、現在の状況を直接解決する特効薬的な方策は、なかなか見出せない状況にあるわけでございます。このような時こそ、企業間の連携や情報交換を大切にすることが大事だというふうに考えておきまして、テクノセンターやテクノハート坂城協同組合、さらには商工会等々、企業間での情報をより高めて対応していくことが大事だなと。たまたま坂城町は、産学官連携によって、工業技術的なものへの対応の質的向上を求めているわけでございますが、今年からかつての工業技術院である産業技術総合研究所等との連携もでき上がり、熱エネルギーについて、熱の有効利用あるいは熱の削減等について、研究会を何度か今年持つことにもしているわけでございます。広く知恵を集めながら対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

また、農業におきましても、農業支援センターやJAやその各部会、そして農業

改良普及センター等も相談いたしまして、実状を把握し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

産業振興課長（宮崎君） 農家への燃料費助成の実施と、軽貨物運送業などへの拡大についてのご質問にお答えいたします。

町では、今年の1月から3月までの間、原油価格高騰を受け、緊急支援対策として、町内の施設園芸農家の皆さんが加温設備を有するハウス等で、燃油を使用して農産物の栽培、出荷を行っている場合に、これらの一部を補助いたしました。補助金額は、使用料10あたり3円で、1農家につき5万円を上限として補助させていただいたわけでございます。状況は、先ほど議員さんも言われましたけれども、ばら栽培農家3件、なめこ栽培農家2件の計5件で、補助金額で14万4千円というような状況でございました。

町といたしましては、件数、補助金額とも、もう少し多くの申請があるものと思っておりましたが、光熱水費などのコストと農産物価格等を考える中で、燃料費の節減を図った農家も、その時点であったのかなというふうに考えております。

県とJAグループでは、この冬に向け、施設園芸、菌茸栽培における内容を、さらに充実した原油価格高騰に対応した、省エネ取り組み事例集の改訂版を作成いたしまして、農家等に対しアドバイスを行っております。町といたしましても、保温性の高い資材による保温対策、菌茸栽培の省エネ対策事例など、情報提供を含め、対応してまいりたいと考えております。

ご質問の、今年度も引き続き、施設園芸農家への補助が実施できないのかということでございますが、燃料価格のこれからの動きや国、県の施策の動向を踏まえながら、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、県は、県内中小企業等への対策といたしまして、先月、原油や原材料の価格高騰、景気の減速感が強まっている最近の経済情勢に対応するために、支援策を取りまとめました。相談体制や情報提供強化のほか、県制度資金を充実し、平成20年度に新設した原油原材料高対策資金を、当初の25億円から75億円増やして100億円としております。貸付条件は、運転資金3千万円、償還7年以内で利率は現在年2%となっておりまして、町などにご相談いただければと考えているところでございます。

ご質問の軽貨物運送業などへの拡大はどうかということでございますけれども、町単独の補助金は、財政上なかなか厳しい状況でございます。国、県の動向も、こ

れらについては、なかなか見えにくい部分かなとも考えております。まずは、これら県の制度資金等のご利用等をお願いしていければと考えているところでございます。

福祉健康課長（塚田君） 原油高騰による町民の影響の中の、現状と対策はの中で、保育園給食あるいはまた学校給食についてから、お答えをいたします。

まず、学校給食では、原油の高騰やバイオ燃料による影響によりまして、昨年度の後半からとうふ、こんにゃく類が値上がりし、今年度に入り、牛乳、主食のパンでは約6%、穀物類では約37.3%、調味料では14.4%、さらには、肉、魚類など6.8%という、ほぼ、すべての食材が値上がりをしている状況にあります。

保育園給食につきましても、食材の値上げは、牛乳、乳製品をはじめ肉、魚、小麦粉をはじめ野菜類など、ほぼすべてにわたって値上がりをしている状況であります。特に、毎日摂取をしている牛乳の値上げにつきましても、1割ほどアップしております。1日の給食費の約3割を占めている状況でありまして、その影響は大きいものがあります。

このことから、原油高騰等による食材の値上がりは、栄養価の確保や材料の質を維持した給食の提供、それから、子どもたちが食事の楽しさを感じ、よりよい食習慣の形成のためのバラエティに富んだメニューの提供、さらに安心、安全な食料を提供するために、現在の給食費では、大変厳しい状況になってきているのが現状であります。このため、保育園では、市販品のおやつ利用は極力少なくしまして、手づくりおやつにするなど、経費の節減を図っているところです。

また、果物は比較的高目な状況にありますので、献立回数を減らさないなど、工夫をしております。

大幅にアップしたバターの代わりに植物油を代用したり、牛乳については、日ごとの出席者の人数に合わせ、その都度発注をしたり、手づくりおやつはふかしいもやマカロニのきなこあえなど、安価につくれるおやつを提供しているところであります。そして、学校給食においても、魚、野菜、果物などは、旬のものを使用し、より安価に購入するなど、あらゆる工夫をして、努力をしている状況であります。

要望の中で、福祉灯油関係でございますが、原油高騰に伴う福祉関係の助成でありますけれども、平成19年度の昨年の原油価格の高騰については、国及び県の緊急支援対策を踏まえて、当町でも低所得者等への生活支援を図るために、特に寒い時期としての冬期間を迎えるにあたりまして、暖房用灯油購入に充てるために、原油

価格高騰等緊急対策、低所得者生活支援という事業の実施要綱に基づきまして、1世帯5千円の緊急支援を実施し、家庭への負担の軽減を図ったところであります。

今回の原油の高騰によって、いろいろな面にあらゆる影響が波及して、国民の生活を圧迫しております。また、低所得者世帯においても、依然として厳しい状況に置かれているかと思われる状況です。今後、原油価格等による支援策については、全国的な状況を把握する中、また国や県の動向を踏まえ、対応してまいりたいというふうに考えます。

それから、公的負担の軽減策というご質問でございますが、現行の制度の中では、原油高、原油高騰に伴う軽減措置というのは、税、料という性質の中では、制度上難しいかと思われまます。課税等に際しましては、税、保険料など現行制度の中で、条例等により保険料の徴収猶予や減免措置、また、税によっても法律によって、同様の措置が規定しておりますし、また、所得に応じて、特に低所得者等に対しましては、軽減措置等を講じた負担をお願いしているところでございます。

さらに、保険の利用につきましては、国民健康保険では、主に、入院している方に対し、所得に応じた医療費の月額での負担限度額の設定、介護保険におきましては、所得の低い世帯を対象に、高額介護サービス費の設定や、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設利用者に対しての居住費、食費の負担限度額の設定をするなど、利用しやすいサービスの体制を整えている状況であります。

6番（大森君） ただいま、それぞれお答えをいただきました。

町長からの投機マネーについての見解でございますけれども、やはり世界経済の中では、いろんな要因が絡みあっている中で、こういう状況が生まれてくるということであるわけですが、やはり政府が、国際的にきちっと対応するような、こういう方向をきちっととっていただきたいということが必要ではないかと思えます。

こういう状況の中で、町だけでどうにもなるものでもないということでもあります。しかし、町として、町民生活を防衛するということでは、大事な役割があるわけですし、このことをもっと真剣に考えていっていただきたいというふうに思うわけがあります。

次の福祉灯油、町長に対しては、要望でございますけれども、福祉灯油についての件ですけれども、19年度に実施されて、そして今年度はどうするかという点で、実施をするようにということをお願いしているわけですが、今、答弁では、全国的なことや県、国の動向を踏まえるということであるわけですが、8月4日に総務省のホ

ホームページで事務次官の記者会見がありました。

そこで記者からの質問で、総合経済対策として、どんなものがあるのかと質問されて、総務事務次官が、記者会見の中で、例えば油の問題でありますと、地方団体が、いろいろ福祉灯油の制度をやるのであれば、交付税の中でそれを後押しするというのを今までもやってきたので、それは可能であるというふうに、記者会見で答えております。そしてまた、その2日後のある新聞なんですけど、見出しが「総務省 福祉灯油支給の対象に制限なし」ということで、今年も福祉灯油に取り組むということについて、対象には制限をしないということも表明したということで、記事として出ております。この点を見ても、福祉灯油は、国は、やる方向でいるということでもあります。政府も交付税の中で後押しするということでもありますので、やはり町民の皆さんの中に、早目に福祉灯油を行う、実施するというのも表明していただいて、この冬も安心して生活できるというふうに、心の込もった施策を実施していただきたいというふうに思うわけです。これについて、町長のお考えをお聞かせください。

町長（中沢君） 福祉灯油については、昨年も実施する中では、国が1つの支援をしていくという一体の中で、それに連動して進めた経過もあるわけでございます。今、ホームページ等々のお話も出ましたけれども、若干、施策の実現までには、まだ具体性がないなど。国の動向を見ながら、そういった面は対応していかざるを得ないと。しかし、国のそういう方向が見えますれば、若干でも支援するという形が見えますれば、継続して進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

6番（大森君） 今の町長の答弁で、国の動向次第ということでもありますので、ぜひ12月での補正を組んでいただく準備を、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、学校給食と保育園給食の点でありますけれども、大変値上がり幅が非常に大きいということで、メニューやあるいは購入するもの、あるいは食材など、料理の担当されている方は、非常に苦勞されているというふうに思います。やはり育ち盛りの子どもさんたちということもありますので、やはり栄養価をきちっと確保して、対応していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

学校給食では、給食費の範囲内で今提供していると思うわけですが、この点について、何らかの動き、そんなようなことはあるんでしょうか。教育文化課長にお尋ねいたします。

教育文化課長（西沢さん） 学校給食の給食費について、ご質問をいただきました。

今本当に、先ほどの答弁の中にもありましたように、原油の高騰やバイオ燃料による影響などにより、本当に毎日毎日が、給食費の購入から献立の工夫まで、本当に全員一丸となって、それに対処しているような状況でございます。

ここで、本当に献立の工夫や食材の購入のやりくりを続けても、ここまでくれば給食費を値上げをせざるを得ない状況であるということは、多くの皆さんにもお認めいただいているような内容だと思います。

また、来年から学習指導要領の改正もありまして、授業時間の確保という面からも給食日数が増えるということも考えられます。では、いつからどのくらい給食費をというところにつきましては、本当に難しい判断になりますが、関係する皆さんと十分検討して、また、ご理解をいただく中で進めてまいりたいというふうに考えております。

6番（大森君） 本当にご苦労されているということは重々わかるわけですが、登校日数が増えるということもあって、給食が増えるということでしょうけども、給食費の値上げについては、やはり極力避けた方策をお願いしたいというふうに思います。特に、今、給食費の1食の単価が、中学生で297円、小学生で252円だそうですけども、やはりこれについては、日数増えた分については、その分はやむを得ないと思いますが、食材の関係等については、やはり町からの支援も入れて、据え置きにできるような、そういう努力を、ぜひお願いしたいというふうに思うわけですが、この点について、町長、いかがでしょうか。

町長（中沢君） 給食については、負担する1つのルールがございます。給食センターをつくるか、あるいは運営的な、人的なものを負担するとかということについては、町が担うことになっているわけでございます。給食費そのものについて、その素材等のことにつきましては、これは父兄の皆さんが担っていただくんだという1つのルールもございます。国のいろいろな政策、そしてまた、物価高騰ということになったわけございまして、その責任はといってもなかなか問いがたい問題だな。しかし、現実には起きているわけでございますので、まず、子どもたちの体力を、あるいは十分な給食ができないということは問題ではございますが、先ほど教育文化課長が申しあげましたように、若干の父兄の負担はやむを得ないなど、こんなふうに思っております。

6番（大森君） 学校給食あるいは保育園給食ということで、安全、安心の食を提供するという点と、もう1つでは、環境問題など長距離の運搬による食材の確保とい

うことで解決するのではなくて、やはり地産地消をもっと旺盛に行って、地元での食材を確保していく。こういうことを要望いたしまして、次の問題に移りたいと思います。

ハウス農家への燃油の支援でございますけれど、特にばら栽培は10月から暖房始めるということだそうです。そういう意味からいけば、早い対応が必要であります。やってくれるのか、やってくれないのか、このことによって、ハウスの暖房をいつにするか、このことが大きく関わってきますので、やはりその点についても、その方向ならばその方向について、要望したいというふうに思うわけですが、この点についての先ほどの産業振興課長の答弁でもありましたけども、JA等と省エネ対策などもやっていくということと、国や県の動向を踏まえるということであるわけですが、やはり逆に、町から国や県へ大きく働きかけていただくということでの働きかけについては、町長はどのように行動をとられるのでしょうか。お尋ねします。

町長（中沢君） 昨年の中で原油高騰に対する対応として、福祉の関係は、国の助成を受けてという経過がございました。ばらのハウス等のことについては、町の独自の対応であったと、そういうふうにしたという事で進めた経過がございます。そうなりますと、いろいろな他の産業に及ぼすということもございまして、十分検討して、まずばら栽培をということで助成した経過もございまして、そういったものは継続的に大事にしていきたいと思っております。

私も県の町村会の役員をやっているわけでございます。そうしたものでは、県あるいは国のほうへ、代表でいろいろお願いする機会等もございまして、また、国会議員の県内の皆さんとは、直々にそういう問題も話す機会もございまして、そういう場を通じてお話してまいりたいと、こんなふうに考えております。

6番（大森君） 19年度、町の独自策ということで実施しているわけですが、やはり今年度も、今の町長のご答弁では、継続してやっていきたいという方向だということですので、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

次の問題ですが、軽貨物運送の業者に対する支援については、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

産業振興課長（宮崎君） 軽貨物運送などへの燃油の拡大ということでございます。先ほどもご答弁させていただいたわけでございますけれども、町単独というような

現状の中では、もし助成等をするとなると、そういう話になるわけでございますけれども、運送業等につきましては、補助という部分は、なかなか、逆にいうと馴染まない部分もあるのではないかと。製造業もそうですけれども、やはりこういう部分の中では、過去においても、例えば、融資制度とか、そういう部分での対応というのはあるわけですが、補助金というようなことでの交付は、ないわけでございます。やっぱり事業をされているという部分からすれば、私はやっぱり融資等の対応が基本だろうと思います。国、県で、新たなこういう助成措置等が出てくれば、別でございますけれども、現状の中では、そんな、まず、そういう制度資金等からというのが原則ではないかというふうに考えるところでございます。

6番（大森君） 原油高騰による融資枠というのが、今年度からできたわけですが、これはセーフティネット関係と同じ枠の中で行われているということであるわけですか。それでは、原油高騰のために融資を受けた方というか、申請されている方を含めて、何人、何件あるんでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 融資関係につきましては、件数的にはそんなに伸びておりません。19年度の後半からという部分でございますけれども、原油、原材料の高騰と思われる融資、これは、今の経営安定特別資金等の枠ができる前ですけれども、県の中では3件、町としては4件。20年に入りまして1月から3月期でございますが、県が9件で町が1件。8月現在の中では、これは、原油、原材料高騰の融資という部分でございますけれども、県が5件で町が2件というような状況でございます。

6番（大森君） 特に運送業は、ほかの製造業の仕事が活発でなければ、軽貨物の運送というのは、非常に仕事量としては少ないわけですね。その売り上げ、運賃を稼ぐだけの保障がなければ、融資を受けるという勇気も出てこないわけですね。そういう意味では、いくら融資枠を広げる、対象者はいっぱいどうぞというふうに、県は100億円用意されたということですが、そういうものを利用するという点について、なかなか難しい。そして利率が2%ということで、これもセーフティネットと同じ枠の中ということで、特別ダブルパンチを受けているというところが大事なところだと思うので、町の制度とすれば、やはり別枠で、利率ももう少し考えて使いやすくする、こういうことは考えられないでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

町長（中沢君） 軽貨物の輸送ということを特定するという事は、補助金なりの制

度からは極めて難しいなど。そうすればタクシーはどうだと、公共性はどうなんだというようなこと等も勘案しなければなりません。こういった石油なり、そういったものに、より早く安定値に整えてもらうということの国の政策を、まず期待するところをごさいます、独自にそういったものへの助成の道というのは、なかなか難しいなど、馴染みがたいものがあるなど、こんな思いでございます。

6番（大森君） 時間もだいぶなくなってきましたので、この後、公的負担の軽減策等を質問していきかけたわけですが、今、融資の件でつながっていますので、少し別の角度から、ちょっとお話をして、質問したいというふうに思います。

零細業者の状況でありますけれども、特にプラスチック成形という方のことですが、樹脂によって違いますが、材料が10%から20%値上げされていると。特にポリカーボネイトの樹脂では、1kg1,120円が1,245円、11.12%の値上げになりました。この最初の質問で言いましたが、ここへプラスされて、これまで輸送費も込みで1,120円だったものが、これは別枠になりまして、1件の発注が最低出荷量100kg未満、これについては、運送費としてキロ3kgを上乗せするという事です。材料費と運送費を合わせれば1,275円になり、13.83%の値上げになってしまいます。

そして、特に小さな工場では、100kg使う仕事はそれほどありません。よく使っても50kgあるいは75kgぐらいであります。こういう負担分は、零細業者に重くのしかかってまいります。

この値上げ分を、単価見直しということで親会社をお願いしたと。そうしたら担当者は、「お宅の自社内で吸収できないか」と言われたが、「これまでもギリギリでやらされているのに、これ以上無理だ」というふうに言ったら、その担当者は「ほかにやるところがある、仕事がないかと来ているところもある」というふうに言われたと。何も言わず引き返してきたという方がいるわけです。これについて、親会社に対し、取り締まる法律があるわけですね。あるから告発すればいいわけですが、なかなか下請業者は告発できません。これは下請業者の弱いところあります。親会社、資本金1千万円以上、この親会社が下請代金支払遅延等防止法と、いわゆる下請法違反で公正取引委員会から違反行為をやめるように勧告されます。勧告される内容は、違反行為のとりやめのほか、下請業者の被った不利益を原状回復させること、再発防止をとることなどです。これができれば下請業者は救われます。また、勧告されたその会社は、企業名や違反事実の概要などが公表されます。

ここで問題なのは、下請業者がいくら告発しても、後の報復がまた困ってしまいます。半年は仕事をきちっと出すが、その後はまったく仕事が出なくなる。以前、そういう業者がいらっしやいました。このような商取引について、町長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

町長（中沢君） 親会社と下請企業との関係、取引上、いろいろなケースがあるわけでございます。そうした中で、よく行政が、形の上で親会社に陳情に行ったと。私もそういう経験がございます。結果はむなしなものでもございます。大事なことは、坂城の企業の皆さんは、互いに協力し合うということが何よりの原点でございますので、そういった関係、坂城の企業が、必ずしも坂城でつながっているわけではございませんが、それを1つの例といたしましても、なかなか行政として、こういうふうにするという対応は、難しい課題だなと理解しております。

6番（大森君） 町内の事業をされている皆さんと協力し合う、これは非常に喜ばしいことでありますし、願ってもないことであります。私は町内の企業の皆さんということではありません。さっきのお話は、上田市の親会社の話でありました。

一番最初の質問の中で、月の経済動向について、お話しましたが、足踏み状態が下降状態になってくるという報告をいたしました。特に、この零細業者に対する長引く不況と原油高騰の二重の圧迫であるわけです。町として、こういう業者に何ができるのか、お尋ねいたします。ものづくりの町、工業の町を標榜している坂城町として、何ができるのか。小規模の事業所のために、町は何ができるのか、真剣に考えていただきたいと思います。

そのことについて、資材や原料などの変動に対し、製品単価に上乘せができる経済システムをどう構築していくのか。秩序ある経済活動、親企業対下請企業が両方が栄える、こういう関係でルールあるシステムになるような、こういうシステムを町長は先頭になって、町内の零細業者に救うために、経済産業省や中小企業庁、公正取引委員会などに働きかけてほしいと思います。このことが、町内業者を育成するために行動を起こしていただくということで、大変大事な町長の役割ではないかと思えます。このことを要望いたしますが、町長はどのように行動をとられるか、お尋ねいたします。

議長（池田君） 6番に申し上げます。

この件につきましては、通告がされておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

6 番（大森君） それでは要望として、ぜひ経済産業省や中小企業庁、公正取引委員会などに出向いて、そして、こういう法律があっても、どういう役割ができていますか。ただ絵に描いた餅ではないか、もっと親会社と下請業者が繁栄できる法律は何か。そういうものをどうしてつくってくれないのか。これが坂城町の製造業の零細業者の皆さんの大きな願いだと、私はそのように思います。これを要望として、町長にお願いしておきます。

ちょっと時間がなくなってしまいましたので、これで最後にしたいというふうに思います。

特にこれからの製造業は、行政から見放され、そして、大企業からも切り捨てられてくる。こういう中にあるわけです。坂城町の零細企業がなくなれば、果たして坂城の工業の町、そして町内のある規模の大きな事業所が、これからの仕事をすすめる上で、大変な苦慮になってくるのではないかと。全協の席で町長から報告がありましたが、工業団地などをつくって零細業者、下請業者を育成したい、こういう方向性はある。それが町内の大企業が要望しているわけです。これに対して、きちっとした行動をとっていくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時38分～再開 午後3時49分）

議長（池田君） 再開いたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、5番 塚田忠君の質問を許します。

5 番（塚田君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問を行います。

1. ごみ処理について

イ. ごみの減量に各自が心掛を

生ごみの減量についてお伺いいたします。

私事ではありますが、今年の1月から地区の衛生委員を仰せつかって、他の役員の皆さんとともに、交代で、ごみの分別確認、監視に立ち会っております。現在はほとんどの家庭で分別方法は理解され、監視の必要がないほどになってきてはおります。しかし、8月末の可燃ごみの収集日に、このようなことがありました。

私の地区は、可燃ごみの収集日は、朝6時に収集小屋の鍵を開け、夕方閉める段

取りになっています。その日、不燃ごみの袋に可燃の生ごみが入った袋が収集されずに残されておりました。袋に名前が記入されていないため、収集されなかったものです。真夏の生ごみは、ご承知のとおり、異臭の発生が激しく、役員泣かせであります。今後のためにも、袋の間違いと氏名記入を指導するため、不心得者に連絡をとらなければならず、臭い中身を調べさせてもらいました。人から見たら、いつもやっているようで、あまり格好のいい姿ではありませんでした。中身は野菜くずと魚の食べ残し、汚れた紙屑とともに手紙が1通入っていたので、本人に連絡をとって、嚴重注意と指導をいたしました。

私の趣味の1つに野菜づくりがありまして、いい野菜をつくるためには、よい堆肥が必要であり、家が出る生ごみはすべて堆肥として、畑と花壇に入れて、利用しております。わが家では、町のごみの収集が始まって以来、一度も生ごみは出したことがありません。もっと言えば、よそのお宅の生ごみまでもいただきたいぐらいであります。

広報さかき9月号で、住民環境課から、ごみの分別と生ごみ堆肥化について、イラスト入りで、住民にわかりやすいよう2ページにわたって掲載されておりました。生ごみ処理器、処理容器等いろいろな形で町から補助金を出しておりますが、すべて一般家庭で用意するためには、設置場所、できた堆肥の利用場所、各々の家庭の状況にも鑑み、難しい問題も考えられます。

最近のことですが、町の男女共同参画のリーダーから電話があつて、生ごみを簡単に堆肥化する方法がある、坂城町も、生ごみの減量にもっと真剣に取り組まないかとハツパをかけられました。そこで、その簡単な方法を見せていただきに伺いましたところ、ダンボール箱の中に新聞紙を厚く敷き、その上にこぬかと腐葉土を混ぜて入れ、その中に毎日出た生ごみを入れてかき混ぜて、雨のあたらないところに置いておくだけという簡単な方法でした。においもないし虫もわからない完全な堆肥ができるのです。このような方法で、町内に広めたいとお話でした。

坂城町内で貴重な生ごみが一体どれほど焼却されているか、葛尾組合で聞いてまいりました。家庭から出る可燃ごみは、平成18年、19年と次第に減ってきてはおりますが、まだ年間3,360トンも収集され、焼却されておるとのことです。焼却にかかる経費は1kgあたり約30円と聞かされておりますから、ざっと計算して1億80万円もかかっているわけです。可燃ごみのうち約25%が生ごみと聞かされておりますから、2,520万円も生ごみの焼却経費にかかっている計

算になります。

さらに収集委託料、焼却灰処理代等附帯経費を考えれば、年間3千万円がむだに使われている計算になります。この数字は、直接持ち込みの分は含まれておりません。

このようなむだな経費をなくすためにも、生ごみの堆肥化を、町として積極的に考えるべきだと思います。ダンボール箱による生ごみ処理は、場所もとらず、堆肥づくりに要する時間は1日2、3分で済みます。例えば、ベランダの片隅にでもよし、団地生活をしている方でも簡単にできるので、取り組んでもらえるものでないかと思いました。畑や花壇がなく、できた堆肥を要らない人のためにも、堆肥の引き取り先も考えてきました。薔薇人で管理している千曲川バラ公園等の町の公園で引き受け、協力御礼に何らかの形でお礼をするようなことを考えればいいと思います。

また、生ごみの量を抑えるためにも、可燃ごみ袋に焼却代金を上乗せした生ごみ専用の収集袋をつくり、分別して出してもらうべく指導していくことも、必要かと思います。生ごみを出さずに利用している人から見れば、ごみも貴重な資源です。私の住んでいる地区の男女共同参画の役員さんが企画して、8月の末に30人ぐらいの区民を集め、ダンボール堆肥づくりの講習会を開き、すでに始めております。臭いもなく、手軽にできると評判も上々です。このようなことを町で取り上げてもらえば、男女共同参画のメンバーの皆さんが、各地区へ指導に出向くというお返事をいただいておりますので、その辺を含めて、お答えをいただきたいと思います。

ロ. 枝処理機の導入を

以前、平成18年6月議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、庭木の剪定枝処理機の件についてであります。

当時、費用対効果が得られないのではないかと、少し研究させてくれということでしたが、その件について、再度、質問させていただきます。庭木の手入れをするために大量の枝が出ます。今では、野焼きすることもできず、そのまま積んでおくと場所も取り、なかなか腐れず苦慮しているお宅もたくさんあります。個人で機械を導入するにも、経費の割合に稼働時間が少なすぎる。そこで数十人の仲間機械を購入してチップ化するにも、仲間がなかなか集まらず、悩むところでありませぬ。

葛尾に通ずる道で、枝を積んだ軽トラックを時々見かけますが、おそらく持ち込みの可燃物かと思われます。年間を通せば相当の量が持ち込まれていると思われ

ます。それらの焼却代を考えれば、1年間で処理機が2、3台買える経費に相当するのではないかと感じます。

木材チップは、畑に入れて混ぜて耕せば、保水力があり、花壇では土の上に敷き詰めれば、雑草も生えず、乾燥も防げ、地球環境を考えても、枝処理機の導入のお考えをお聞きいたします。平成26年の焼却炉廃止後も機械は使えますし、またチップ化処理をしたチップが不用という人もあろうかと思うので、簡単なストックする場所も必要になるかと思えます。

以上、ごみ処理について、お伺いいたします。

住民環境課長（宮下君） ごみ処理について、お答えをいたします。

町では現在、循環型社会に向けまして、町民の皆さま、各自治区の皆さまのご理解とご協力をいただきまして、可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装リサイクル法関係10品目、新聞紙等古紙類、乾電池、蛍光灯、粗大ごみなど18区分による分別収集を行い、減量化に取り組んでいるところでございます。

お話にもございましたが、この排出される家庭ごみの約7割が可燃ごみであります。その可燃ごみの約25%を占めるのが、生ごみといわれております。生ごみは、最後の資源化品目ともいわれております。これを堆肥化し、リサイクルすることは、ごみの大きな減量ともなり、地球温暖化防止にもつながるものと考えます。

このため、町では、生ごみの資源化、リサイクルを推進するため、補助制度を設け、個人が生ごみ処理機等を購入された場合、購入金額の2分の1、最高2万円の補助をしております。また、今年度も昨年度に引き続きまして、広報に3R、リデュース、リユース、リサイクル推進シリーズとしまして、ごみの減量、分別、くどいようですが、リサイクル、地球温暖化防止などにつきまして、掲載をしております。

お話にもございましたが、9月号では、耐久性のある容器で、生ごみを家庭で堆肥化できる方法として、コンポスト容器と密閉型容器による堆肥化の方法を掲載したところでもございます。これは、今年の常任委員会におきましても、その利用の方法をもう一度見直したらどうかというようなご意見もいただいたものですから、これを掲載させていただきました。生ごみの堆肥化には、生ごみ処理機、コンポスト容器を使う方法などもありますが、ダンボールによる生ごみの堆肥化につきましては、数年前から普及しつつある低コストでできる方法の1つでもございます。ダンボールによる堆肥化がグループで取り組まれているというお話でございます。大

大変ありがたいことでございます。その取り組みにつきまして、広報等でPRしてまいりたいと存じます。

また、男女共同参画の会の皆さんで、各地でというお話がありました。これもまた大変ありがたい話でありますので、啓発等ができればと存じます。

次に、枝処理機の導入についてでございますが、機械の購入につきましては、使用頻度ですとか、処理量、チップの利用方法、運営する人々、受け皿など、いわゆる費用対効果及び需要と供給の課題が発生してまいります。また、ストック場所につきましても、場所の選定、規模など、導入と設置にあたっての研究が必要になるかと思っております。ただ、枝のチップ化につきましては、ごみの減量、リサイクルという面では、1つの方法であると思っておりますので、今後、検討してまいりたいと考えます。

なお、農協におきましても、ぶどう枝をチップにするチップパーが2台ございます。基本的にぶどう部会ということですが、2年前のご質問の時より、また状況が変わりまして、組合員登録の条件等があるとのことですが、春先などの時期を外せば、有料での利用も可能とのことでございます。これも1つの方策かと存じます。

また、ご質問の中に、焼却代金を上乗せした生ごみ専用の収集袋をつくったらどうかというご提案でございましたが、生ごみも可燃ごみと同一のものと考えます。町では、分別の数を増やすのではなく、町民の皆さんにできるだけ負担がかからず、いかにごみを出しやすくするかということを第一に考えておりますし、これからも考えていきたいと思っております。新たに生ごみ専用袋をつくるということは、考えてございません。

5番（塚田君） 生ごみについて、袋については却下されたようです。これは、出す人、出さない人ということになると、ちょっと町民に対して不公平な感じもするもので、もし、検討ということでやっていただければ引き下がりやすいわけですが、よろしく願いいたします。

検討していただくということでよろしく申し上げます。PRということで、男女共同参画では、指導に回るということで、もう生ごみも出ないような形をとれるのが、私の希望でありますので、よろしくご指導のほどをお願いいたします。

2. 千曲川流域の諸問題について

イ. 鼠橋右岸上流仮設道路について

18号バイパス半過トンネル掘削工事により、主要地方道長野上田線の上田市小泉地区で7月23日から21年3月末まで通行止めとなりました。中沢町長のご努力の結果、迂回路として、千曲川右岸堤防仮設道路ができ、今のところ、狭いながらも何とか交通混雑の緩和に役立っております。あの場所に堤防道路ができることは、地域住民の長年の念願でありました。しかしながら、トンネル掘削工事が終わった時点で、右岸堤防仮設道路は、国交省の方針では通行できなくするというのを耳にしております。

新聞等の報道によると、国道事務所が工事費に3億円近い金をかけて、河川事務所から借りているということですが、半年ほどの使用で、あまりにももったいない話であります。半過トンネル貫通後は、県道の通行止めが解除になっても、大きな事故や災害等、どのような事態が起こるとも限りません。また、県道77号の通行止めが解除になれば、仮設道路の通行量は、少なくなるはずですが、地域住民としては、何とか堤防道路として、継続して使わせていただきたいものです。どのような状況になっているのか、お聞きいたします。

ロ. 四ツ屋御堂川下流に架橋を

続いて、千曲川坂城大橋右岸上流300～400mの四ツ屋地区御堂川、千曲川に流入する地点であります。最近まで骨材プラントが操業しておりましたが、最近では休業したのか、廃業したのか、きれいに整備されており、もし、廃業されたならば、現在、御堂川を渡る鉄骨製の狭い橋は、撤去される可能性があります。あの仮橋は、骨材会社が骨材の搬入、搬出のために、河川占用をしている構造物と記憶しております。

廃業の際は、原型に復するというのが許可条件のはずです。もし撤去されたなら、現在利用させてもらっている地域住民は、大変なことになります。町として、名義を変え、新たに幅が広く、長い橋を占用すべきと考えます。併せて、その付近の道幅も広げて、路面舗装してもらいたいものです。バラ公園のアクセス利用もあり、町のお考えをお聞きいたします。

ハ. 水辺公園の進捗状況は

「千曲川花と緑のまちづくり」についてであります。町長は20年度にバラ公園に接した千曲川河川敷に、水辺公園をつくり、千曲川の草花を集めた野草園を整備し、多くの皆さんに、千曲川に親しみ、学び合う場所をつくりたいということでした。しかしながら、すでに川で遊ぶ時期は過ぎようとしております。時々、その

場を通ることはありますが、人影はほとんど見たことはありません。広報さかきに、この計画が掲載されたときには、すばらしい計画だと感じました。私自身、年とともに、子どものころに遊んだ千曲川、あのころの風景が、なつかしく感じるようになりまして、河原のところどころに、黄色い月見草やピンクの河原ナデシコが咲き、川の中でズボンをまくり上げ、魚をとって遊んだあのころがなつかしく、今の坂城で育った子どもたちにも、千曲川の自然と触れ合うふるさとの思い出づくりのために、私も、一般公募でメンバーに加わっているはずです。

公園づくりには、微力ではありますが、協力するつもりでございました。大望橋を挟んで、上下流100mくらいの範囲で、河川事務所が、堤防上のバラ公園の反対側に丸太を長く敷き並べ、その法面に通称ワカミという良質の土を、法下まで約50センチぐらい盛り立ててあります。その場所が野草を植えるところと理解しておりましたので、今年の春、ばら祭りに間に合うようにと、鼻唄まじりでナデシコの種をまいていたところ、おせっかいな人が、戸倉の河川事務所に通報してくれたらしく、役場職員が戸倉出張所に呼び出されたような話を聞いておりました。やむを得ず中止しました。本当に河川事務所の了解を得ているのか、了解を得て水辺公園を計画しているのか、お聞きいたします。

進捗状況と今後の予定をお聞きいたします。

二. アレチウリについて

次に、千曲川に繁茂するアレチウリについて、お伺いいたします。

以前も一般質問で取り上げさせていただきましたが、再度、お伺いいたします。春に坂城大橋の上下流のアカシアが伐採され、対岸まで見通せる千曲川になりましたが、今になっては、外来種のアレチウリが芽をふき、目にあまる状況であります。千曲川流域どこを見ても、アレチウリが目につきます。千曲市では、アレチウリ対策に、予算をつけて対処しております。坂城町でも、近隣自治体と歩調を合わせたアレチウリ撲滅の方向で、検討していただきたいと思います。

今の時期になると、大変ですが、刈り取って焼却するか、除草剤でも枯れますが、薬代が大変です。発芽当時の抜き取りが、一番効果があるといわれております。バラ公園に通ずる堤防も大変な状況ですので、来年のばらサミットまで、今のような風景でないようにしたいものです。

毎年、千曲川キャンペーンで成果が上がって、不法投棄の量も減ってきているので、それを振り替えて、アレチウリ根絶日にすることはできないか、お伺いいたし

ます。

ホ. ばらサミットに向けて

春の「第3回ばら祭り」は、ご承知のように来園者も多く、盛大に開催されました。私も薔薇人のメンバーの一人として、3日間ほど会場でお手伝いさせていただきました。主な仕事としては、堤防上で車の誘導を手伝わせてもらいました。

ばら祭りの総括反省会といった場がありませんでしたので、あえて、この議会の場で述べさせていただき、期間中、感じたことでもあります。来年のばらサミットの際に改善、生かされればと思い、提案させていただきます。

何よりもまず、広い駐車場の確保であります。千曲川右岸の御堂川合流あたりから堤防の下に通路をつくり、公園近くまでという案はあるようですが、実現可能なかどうか、お聞きいたします。

次に、坂城大橋方面からのルートについてであります。マイクロバスが通行できず、大変残念に思いました。今年、実際にあった例ですが、15～16人のマイクロで小旅行の途中かと思われる団体が、ばら祭りの看板に誘われ、坂城大橋のほうから進入してきました。骨材プラントのところに駐車して、堤防上を公園方向へ向かって歩き出してはみたものの、あまりに遠すぎたのでしょう。途中から数人が、マイクロバスへ戻ってきてしまいました。そんなとき、田町から会場まで、シャトル便があれば、全員が見ていただけたと思います。

サミット時には狭隘な場所は拡幅するとか、シャトル便を設定する等、一考えされればいかがかと思われます。またお考えをお聞きいたします。

次に、来園される方々の時間帯であります。一番多いのは、午前11時ごろでした。お互いの経験からいっても、坂城のばらを見に行き、帰りにラーメンでも食べてこようかという家族等、多いのではないかと思います。次回には、食事のできるような簡単な店舗、休憩所の設置は考えられないだろうか。公園関係、スタッフも大いに助かります。

よそのばら祭り会場では、多種出店があります。坂城町も店舗数も少なすぎます。

次に、来園者の中には、体の不自由な方がだいぶおられました。車椅子に乗り換えたものの、バラ園内の歩道は、バラスが敷いてあって、石に乗り上げたときには進みづらく、車椅子の通行は、大変支障を来しておりました。できることなら、木材チップを敷き詰める等の対策がしてあれば、クッションもよく、車椅子の通行も快適なものであったと思います。

実行委員会では、きめ細かに準備されていることと思いますが、一薔薇人のメンバーの意見として、参考にして、採用していただきたいと思います。

町長（中沢君） 千曲川流域の諸問題ということで、広範にわたっておりますので、私と建設課長で、主として答えさせていただきます。

まず最初に、鼠橋右岸上流仮設道路でございますが、千曲川右岸堤防仮設道路は、現在、長野国道事務所より進めていただいております国道18号上田坂城バイパスの工事に起因する迂回道路であるわけでございます。県道の長野上田線が、昨年8月30日に崩壊しました。岩が乗用車に直撃し、母子2人が負傷する事故もありました。その後、二度にわたり、岩壁の崩落があったという危険な場所でもあったわけでございます。

国道18号バイパス工事の発破使用ということになり、国道の一般交通車両への安全性を重視しまして、県道の長野上田線を、全面通行止めとするということに相成ったわけでございます。そこで、私といたしましては、当時、関係機関に対しまして、全面通行止めとなると、上田市との交通手段は、国道18号線とこの県道しかない。毎日の通学、通勤、買い物、また集荷物、生産物、工業製品等々の輸送に支障を来すということでもございまして、国道18号線だけとなると、経済活動も盛んなところですので、大混雑を起こし、普通ならば上田に20～30分で行けるところも、2時間というふうなことも考えられるということで、各方面へ陳情したところでもございます。

上田坂城間の交通がほぼストップし、経済麻痺が起こってしまう。こういった地域の実状を理解していただきながら、千曲川右岸に堤防仮設をということで、お願いしたところでもございます。千曲川右岸の仮設道路の整備ということによると、新聞報道によると3億円ぐらいかかるということでもございました。仮設といっても技術を、より持って整備しなければならないということと、既存の昔の空石積みとは、大変すばらしいものにもなったわけでございます。坂城町の長年の夢である築堤の整備が、仮設とはいえ、現在、そういうものができあがったというわけでございまして、通行もされております。

水害の危険性が減り、水防上、大変、安全性も向上いたしましたわけでございます。しなの鉄道、国道18号線、鼠宿の集落が、いろいろとつながってきているということでもございます。ただ、一番の問題点は、千曲川右岸堤防仮設道路は、国道18号線上田坂城バイパス工事に起因する、そういった仮設であるので、あくまで

も迂回道路という位置づけでございました。7月に、新潟市にある北陸地方整備局に、千曲川改修期成同盟という中で、いろいろ陳情したわけですが、私としては1万6千余の町民の思いということで、その存続をお願いした次第でございます。国道18号の渋滞の緩和、利便性等ではなく、千曲川の水防上、防災上、この堤防道路が必要だという、そういったことを強調して、お願いした次第でもございます。

上田市、坂城町は、水防法第4条によりまして、千曲川の指定水防管理団体となっています。近年の台風等の影響に伴う集中豪雨による千曲川の水位上昇は、急激なものがあるわけですが、重要水防区域、水門等の敏速な点検、パトロール、または、有事の際の水防活動、また上田市、坂城町の連携の水防活動といった水害から、住民の生活、財産を守る、それを最小限に食い止めるという見地から、いろいろお願いしたわけでもございます。それには、18号線だけではどうしようもないと、この堤防道路が不可欠なんですよという点もお願いしたわけでもございます。

住民の安全をモットーに、住民のニーズをできるだけ生かしていくということ、関係の皆さんのそういった意識の現れが、今回の千曲川右岸堤防仮設道路の設置につながったなど。諸々の皆さんの要望、思いが、関係各位につながったということで、感謝申しているところでございます。

ご指摘のように、さらなる願いということでございますが、大変難しい無理なお願いということは承知しておりますが、先ほど申し上げましたように、単に迂回路というばかりでなくて、水防上も大事だということ、そういった長年の夢を伝えてまいりたいということで、頑張っまいりたいなど、こんなふうに思っております。

今後とも、いろいろと千曲川河川事務所あるいは長野国道事務所等のご協力、まず理解を得ながら、進めていくということでございまして、何とか存続にこぎつけさせていただきたいと考えております。

次に、ばらサミットに向けての関係でございますが、21年度、ばら制定都市会議ばらサミットの開催を控え、今年の第3回のばら祭りが行われたわけでございます。昨年2倍という皆さんに集まっていただきましたけれども、議員指摘のような諸々の問題もあったところでもございます。

ばら祭りを運営いたしました実行委員会の反省会を、去る7月11日に開きました。お話のように、休憩施設の設置、道路問題、駐車場の問題、いろいろ足らない

ところが提言されたところでもございます。その後、この実行委員会の中心組織である薔薇人の役員の皆さんにお集まりいただきまして、整備方針等をご相談した結果、公園の東側に隣接する河川区域外の民有地、東側のしなの鉄道が通っている側でございますが、その約2,500㎡の拡張ということで、今回、議会の補正予算に、用地費等のお願いもしているところでもございます。

今後、4名の地権者の皆さんにご協力をいただくということになるわけですが、それに合わせて、駐車場、休憩施設、ばらの植え込み等をやってまいりたいなど、こんなふうに思っております。

それと一方、7月10日に、千曲川河川事務所長に、現地で千曲川バラ公園を見て、ともに考えさせていただきました。現在の周辺整備課題でございますが、国土交通省のお力添えによりまして、堤防の未舗装の区間は舗装しますよと、現在の駐車場の拡張ということについては、現在、下りの南側にあるんですが、もう1つ坂路の新設をしたいというお話で、これを具体的に河川事務所で進めていくということ、それを庁内的に検討し、秋以後にというお話を承っております。

従いまして、一般の駐車場は、千曲川の河川の中で、2つのコースの上り下りの道をつなぐと。そして、新しく購入した部分については、事務的な、あるいはそこには駐車場、さらにまたそこにいろいろな休憩施設等々を考えていくということで、現在検討中ということで、ご理解いただきたいなど、こんなふうに思っております。

それと、ばらサミットに向けて、ばらの押し花の大会ということ等も提案されておりますし、また、先日の勤労者福祉センターのお祭りでは、アメリカンパッチワークキルトということで、ばらのいろいろな作品も展示したいという要望も出ております。各地域で、それに向けて、積極的なお話が出ていることに感謝申し上げます。

千曲川の水辺の公園はどうしちゃったんだというお話がございました。

実は、昨年の予算で、それなりのことを考えたんですけども、県から、その支援ということは受けられなかったんですが、その後、復活折衝をいたしまして、その水辺は大事だということで、秋に向け、また現在も、水辺を語る会の皆さんに、いろいろと協力をいただきながら進めつつあると。当南条出身の信大の中村浩志先生を中心に、これも進めてまいりたいということで、時期はズレますが、来年のサミットに向けて、一体的なものに進めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

建設課長（村田君） 私からは、千曲川流域の諸問題についてということの中で、順次、ご答弁をさせていただきます。

まず最初に、ロの四ツ屋御堂川下流に架橋をとということでございますが、ご質問の箇所につきましては、塚田議員さんより、平成18年第2回定例会においても、ご質問をいただいたわけでございます。堤防利用についてのご質問で、そのときは、御堂川下流に構造物をとという内容でございました。この部分につきましては、千曲川の堤防が切れております、いわゆる霞堤であります。事業所がありました、ご存じのとおりであります、この3月で撤退をいたしたということでございます。

橋につきましては、事業所が、事業のために千曲川河川事務所に占用申請をして、使用をしていたものでございます。3月の事業所の撤退のときに、橋の撤去についても検討がされたわけでございますが、河川事務所では、安全と思われるが、譲渡を受けるのは難しいとのことで、実際、多くの町民の方々が利用しているということであり、撤去ではなく、坂城町が無償で譲渡を受けることになったわけでございます。今後は所有を坂城町に残しながら、管理については、河川事務所が行うということでございます。

橋を架け直すには、まず第1として、ご案内のとおり、国土交通省の管理しております千曲川の堤防を完成堤防として整備すること。2として、長野県の管理しております御堂川の堤防の整備をすること、3番目といたしまして、中之条用水の排水樋管を整備することが、最低でも必要になってくると考えられます。橋の架け替えを坂城町が申請すると、すべて地元負担で整備をする必要があり、何億円もの事業費が考えられるわけでございます。

河川事務所では、未改修堤防区間は当然、改修計画に入っており、今後の展開を待つということになりますが、この7月に、河川事務所長さんに、先ほども町長さんから答弁がございましたが、ばらサミットに伴う要望の中で、未舗装区間の舗装について、検討をいただいております。

橋の架け替えについては、ご要望は理想であります、現在のところ、町では橋を架け替える予定はしておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ニのアレチウリについてというご質問でございます。

アレチウリにつきましては、平成15年9月定例会で、また平成16年6月定例会でご答弁を申し上げたとおりでございますが、再度、ご質問をいただき、答弁をさせていただきます。

ご存じのとおり、外来植物は多種でございますが、中でもアレチウリは、その繁茂力がものすごく強く、放棄畑、河川敷、道路の法、河原等の肥沃な場所で急速に成長して、繁茂しております状況でございます。

ご存じのこととは存じますが、県及び町の管理する河川につきましては、区主体による河川愛護団体により、年数回、草刈り等をしていただいております。町では、ダンプ、トラック、草刈り機等の重機、機器の貸し出しを行い、また、刈った草の置き場等を確保し、燃やす場所は葛尾組合へ搬入をしていただくよう、体制を整えております。

河川愛護活動につきましては、県及び町から助成金を出して、活動を援助しております。また、万が一の事故等が起きた場合に備え、保険にも入っているわけでございます。千曲川については、管理は千曲川河川事務所ですが、千曲川河川事務所では、河川の生物や生態系を保全するために、アレチウリに関する調査、研究、学習会、駆除活動を進めてきております。一般住民や関係機関と協力をして、アレチウリ撲滅キャンペーンも実施しております。侵略的外来種とは、外来種のうち、これらが増えたとき、既存の生物を駆除するなど、生物多様性や生態系を脅かしたり、人間生活に大きな影響を及ぼすような種を指します。

河川本来の自然を守るためには、侵略的外来種の中でも、特に生態系、生物多様性や人間活動への影響が大きいものから優先的に、対策を実施していく必要があります。特に影響の大きい侵略的外来種の中にアレチウリも含まれており、その他ニセアカシア、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、西洋タンポポ等、およそ17種以上もの外来植物が千曲川等には生息しております。アレチウリだけを駆除しても、今度は他の外来植物が繁茂してしまうという状況が、発生してしまうわけであります。

実際最近、ハリエンジュ、アカシアでございますが、伐採を計画的に河川事務所で行っていただいておりますが、伐採いただいた後のアレチウリ等の生育の広がり、目を見張るものがあるわけでございます。千曲川河川事務所では、年々、アレチウリの生息範囲が拡大してきているため、今後も、よりよい駆除方法を検討したいということでございます。町といたしましても、千曲川河川事務所、県等の情報を得て、広く情報を提供し、駆除等呼びかけてまいりたいと考えております。

千曲川河川事務所にといたしましても、県にといたしましても、まだ未整備の護岸等がだいぶあり、その整備が急務であり、アレチウリ及び帰化植物の撲滅、そこまで

は予算的な措置が難しいというのが実状であります。いずれにいたしましても、ボランティアでお願いできればと考えますが、先ほどの質問にございましたクリーンキャンペーンを振り替えてというようなお話もございましたが、町としては、できることはやっていかなければいけないと考えております。今後も、まちづくり推進室、住民環境課、産業振興課等ともよく連携をとりまして、よい方策を模索していきたいと考えております。

続きまして、ホのぼらサミットに向けてというご質問でございます。

まず、広い駐車場の確保及び新たな進入路等の整備についてでございますが、町といたしましては、現在の駐車スペースの本流側への拡張を計画し、旧上越商会さま付近からの通路を計画をいたしましたが、この案を長野河川事務所と協議を重ねましたところ、本流側への造成は、河川上好ましくないとともに、旧上越商会さま付近の堤防天場未舗装区間の解消に伴い、堤防天場通路が、現在より高くなるということにより、河川内の進入が現在より不都合になるなどの状況が、予測されることとなりました。結果として、駐車スペースの確保につきましては、先ほども町長から答弁がありましたが、河川事務所において、現在の下流側に拡幅するとともに、堤防上からの新たな坂路を1カ所設けていただけるように検討をいただいております。

また、町といたしましても、これに合わせ、町長答弁にもございましたように、現在の公園南東側に新たな駐車スペースを設ける予定でございます。

続きまして、シャトルバスの運行の話がございましたが、現在、坂城大橋田町交差点からバラ公園までの堤防道路は、町道となっております。従いまして、現在の舗装構造等も、大型車両の頻繁な通行に耐えられる構造ではないため、要所に既成構造物を設置させていただいております。それゆえ、ご質問にありましたマイクロバスの通行ができなかった事例が、生じたものと思われまます。

ぼらサミットまでの間におきまして、旧上越商会さま付近の堤防、改善未舗装区間の解消がなされる予定でございますので、堤防の管理者であります河川事務所と協議する中で、ぼら祭り等のイベント期間におきましては、通行ができるように協議を続けてまいりたいと存じます。

シャトルバスの運行につきましても、先ほどご説明いたしました駐車スペースの拡張もなされますので、その状況を見る中で、検討してまいりたいと思っております。

また、店舗、休憩所の設置でございますが、第3回のぼら祭りの反省会におきま

しても、休憩施設の必要性が挙げられました。町長の答弁もありましたように、町で実施する拡充区域内におきまして、東屋などの公園施設も整備いたしますので、併せて、ばら祭りなどのイベント期間中は、飲食ができる施設を臨時的に設置できるよう、運営体系も実行委員会の中で考えてまいりたいと存じます。

続きまして、バラ公園内の観賞用通路の路面改善の話もございました。現在の排水効果を考えた豆砂利敷きは、車椅子等の通行に不便と思われる面があります。そのことは十分認識しておるわけでございまして、現在の自然の美しさを生かしたバラ園全体の雰囲気を保つ中で、自然素材を活用した木材チップによる軟らかな路材に替えてまいりたいと考えております。

5番（塚田君） それぞれ私の希望どおりにお答えいただいたので、よろしいわけなんですが、新潟での要望についてであります。道路として残せる感触はあったのかどうか。河川法のことばかり言って、何ていうんだらうね、あそこは狭隘な土地だから、あれができなかったわけなんですが、反対側へ広げれば、いくらでも河川法はクリアできるはずなんですよ。だから、必要なところだから、もしそのときの感触がわかったら、お聞かせいただきたいわけなんです。

それからもう1点、堤外地というか、水辺公園の話なんです。あそこへバラスを敷き詰めてあるが、あそこへ花を咲かせるつもりがあるのかどうか。あれじゃとても草花を植える土地じゃないもので、先ほどいったワカミといういい土を、国交にお願いしてばかりでなくて、町でダンプだってあるんだから、そういうものを土づくりをして植えるようなことを考えなきゃ、草花も育たないと思います。

アレチウリは、ほうぼうでやっておられると言ったけど、目に見えなかったもので質問させていただいたんですが、これは住環の問題じゃないですかね。千曲川だけを指しているわけじゃないんですが、町長も花と緑と言っているんだから、花はわかりますが、アレチウリの緑じゃ、ちょっといただけないもので、クリーンキャンペーンの件もやりますと。振り替える方法ができないかお聞きして、どうしてもクリーンキャンペーンをやらなきゃならないものか、それをアレチウリに替えることはできないか。住環のほうで答えをいただきたいと思います。

町長（中沢君） 北陸地検の局長とのお話の中では、坂城の長と熱の込められたお話をさせていただいたことは理解しておりますという程度の感触は受けてまいりました。その後は、先ほど申しました長野国道事務所、それと千曲川河川事務所のそれぞれの所長さんにお力をいただきながら、頑張ったいと。少なくとも、当面は、

力石バイパスまでつなぐまでは、そうあっては困るよということも1つの手法として、お願いしてきた次第でございます。

その他アレチウリの問題、いろいろご提言されましたので、それはみんなで1つの検討材料として、これから対応してまいりますので、よろしく申し上げます。

企画政策課長（片桐君） 9月6日の水辺公園のときに、皆さんで種まきをしていただきまして、中村先生の話ですと、肥料がないほうがムシトリナデシコがよく育つという指摘だったものですから、現状のままで考えております。

5番（塚田君） 以上、よろしく願いいたします。検討だけでなく、実現のできるだけお願いしたいわけです。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日18日午前10時から会議を開き、一般質問及び平成19年度一般会計決算案総括質疑、委員会付託、各特別委員会決算案総括質疑、委員会付託等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時49分）

9月18日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 春日武君 |
| 2 " | 山城賢一君 | 9 " | 林春江君 |
| 3 " | 柳澤澄君 | 10 " | 安島ふみ子君 |
| 4 " | 中嶋登君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 塚田忠君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 大森茂彦君 | 13 " | 宮島祐夫君 |
| 7 " | 入日時子君 | 14 " | 池田博武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 塩野入猛君 |
| 総務課長 | 中村忠比古君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| 住民環境課長 | 宮下和久君 |
| 福祉健康課長 | 塚田好一君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育文化課長 | 西沢悦子君 |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 塩澤健一君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 塚田郁夫君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 19年度決算から見た財政見通しについて 宮島 祐夫 議員
- (2) 災害のない町づくりのためにほか 円尾美津子 議員

第 2 議案第44号 平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第45号 平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第46号 平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第47号 平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第48号 平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第49号 平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第50号 平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、7番 入日時子さんから、遅刻する旨の届出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に、13番 宮島祐夫君の質問を許します。

13番（宮島君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従

い、一般質問を行います。

昨日のニュースで、アメリカのリーマン・ブラザーズが破産したということで、日本円にして何と64兆円という大金であるわけであります。いずれにいたしましても、ここ日本経済の中にはかなりの影響が出てくるのではないかと懸念するわけであります。また、日銀の8月の金融政策の景気判断発表によると、7月に続いて「減速」から「さらに経済は減速するだろう」というふうに改めているわけであります。このような経済状況の中で、福田首相の辞任は、国民の生活不安と政治の無責任さに怒りを感じるところであります。

こんな暗いニュースもあるわけでありますが、明るいニュースとしては、ご案内のように第29回夏季オリンピック北京大会、204カ国という国が参加をして、何とわが日本代表の水泳の北島選手は、金メダルを2つとるというような成績があったわけであります。日本勢は金が9個、銀が6個、銅が10個、計25個という成績であったわけであります。またさらに、印象のあったのは国内の選手ではございませんが、マラソンで優勝したケニアのサムエル・ワンジル選手は、仙台育英高校で留学し、監督の渡辺高夫さんの指導を受け、我慢、我慢という教えを受けたとあって、非常に私は印象に残っている言葉というふうに思っているわけであります。

またさらに、これから町内の小学校の運動会に入るわけですが、そういった精神を忘れることなく、未来を担う子どもたちに、オリンピックを望めるような活動をしていくことを大いに期待をいたすところであります。

またさらに、坂城町食育・学校給食センター建設委員会が発足をいたしまして、いよいよ具体的な段階となり、地域の伝統、食文化、地産地消での特徴を生かした食育・学校給食の実現を目指すことを大いに期待をいたすところでございます。

1. 19年度決算から見た財政見通しについて

イ. 19年度決算の特徴と今後の行財政運営は

自治体を取り巻く社会経済環境は、年々厳しさを増しているわけでございます。加えて昨今の政治不信は、極めて遺憾であるわけであります。一方では、行財政需要は社会経済の変容並びに行財政需要の多様化、高質化に伴って複雑多岐にわたるとともに増大する傾向にあるわけであります。また、経済の低迷から、地方税の減収や地方交付税の伸び率が低下するなど、歳入は、減少する傾向にあるわけであります。このような経済状況の中で、平成19年度決算から見た財政見通しについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

税収源となる深刻な歳入減少の状況が続く中で、義務的経費である公債費の増など、歳出増加が必至であるわけでありましたが、逼迫する財政状況のもとで、困難な行財政運営の舵取りを余儀なくされているわけであります。

歳入と歳出の均衡を図り、最小の支出で最大の効果を目指した平成19年度決算の特徴と今後の財政運営についても、お伺いをさせていただきます。

地方分権の推進に伴って、自治体の機能、役割は、ますます重要視されているわけです。その一方で、国の財政危機、破綻を背景に、三位一体の改革により、国庫補助金の削減、税財源の移譲、地方交付税の見直し等々が、いろいろの観点から議論されているわけであります。自治体は、健全財政を堅持すると同時に、地域経済の活性化や地域産業の振興を図るなど、地域政策を推進し、住民の生活安定を図ることが最重要課題であるわけであります。

決算による自主財源が、前年度と比較して増加したその理由は何か。併せて、依存財源の内容についてもお伺いをさせていただきます。

また、地域住民の行政ニーズに応えるには、社会資本の整備及び行政サービスの充実を図ることは、重要課題であるわけであります。従って、歳出の重点配分については、いわゆる目的別なり、性質別歳出なりについて等々の重点配分の成果についてもお伺いをさせていただきます。

自治体健全化法に基づき導入された4つの財政指標、実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それぞれの財政健全化法の財政指標の数値をどうとらえたかについても、お伺いをさせていただきます。

また、坂城町第4次長期総合計画は、平成13年3月から平成22年度までの10年間を計画期間として策定し、後期計画をあと2年で終了する段階に来ておるわけでございます。この間、日本経済の変動、そしてまた、少子高齢化、年金、福祉、介護等々の社会問題、バブル経済の崩壊に加え、グローバル経済下で競争環境の激変と経済の非常事態に直面したわけでございます。幸い、私ども坂城町においては合併の節目として50周年記念事業を迎えることができたわけでございます。坂城町第4次総合計画の達成状況と、残り2年間での財政運営と今後の展望について、お伺いをさせていただきます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 私のほうからは、坂城町第4次長期総合計画の達成状況等について、お話をいたします。

長期総合計画は、時代の情勢を踏まえながら、将来を展望した総合的なまちづくりを進めるために、その基本的な方向づけを策定いたしているものでございます。具体的な事業や数値目標を設定されているわけではございませんが、一応、その時々ローリング等をいたしまして、計画の推進状況ということについて、問いただしているということでもございます。

ものづくりとやすらぎの町を将来像に、自然と人と産業が共生する町ということが主題でもあるわけでございます。そうした中で、重点的な柱として「ものづくり」、「健康づくり」、「安心・安全」、「地域力」、「花と緑」といった5つの柱を打ち立てまして、より具体的に進めているところでもございます。基本計画の中には6つの柱がございますので、順次、状況等をお話しさせていただきます。

その第1は、生活の基盤を整えるということでございます。これは、主に道路整備や地域情報化にかかわるものでございます。一応、ハードの面ということで大変費用もかかるわけでございます。主要幹線道路につきましては、国や県の事業ではございますが、18号線バイパス等を中心に、あるいはまた、県道上室賀坂城停車場線等の問題について、いろいろと進めてきているところでもございます。町道という関連につきましては、A01号線を中心に、国や県への働きかけ等を通じながら、整備しているということでもございます。

地域の情報化ということになりますと、インターネットによる情報提供や電子申請などの取り組みがあるわけでございますが、なかなか進みがたい面もございますが、精一杯努力しております。

第2としては、ボランティアの息づくやすらぎのあるまちづくりということでございます。この面については、福祉や地域医療にかかわるものでございまして、国の制度改正が激しく、その対応に追われているという面が多々ございます。そういう中であって、より充実を果たすべく努力しております。

保育園の関係でございますが、3園の整備が完了したということは、大きな事業だったなど、こんな思いもいたします。福祉、保健、医療ネットワークの構築など、これからの問題を含めまして、連携体制の確立ということの面から、いろいろ進めてまいりたいと、こんなふうに思っておりますが、そういう中で民間活動にいろいろと互いに手を携えてやっていくということも大事なことでございまして、連携強化をより進めていきたいと、こんなふうに思っております。

地域医療につきましては、長野赤十字上山田病院や国立病院機構、長野病院の間

題がございまして、医師不足ということから生じたさまざまな問題が出てきております。なかなか対応に苦慮しているところでもございます。地域医療サービスの維持という、あるいは充実ということは、今後とも重要な課題でございます。保健予防という面から申し上げましても、多々ございます。食育推進による健康づくりということ、これも1つの切り口でもございます。住民一人ひとりの健康ということに常に思いをはせながら、その向上に努めてまいっているところでもございます。

第3といたしまして、ものづくりに誇りの持てる町だということで、産業振興そのものでございます。

坂城町は、何といってもものづくりの町であり、工業の町でもございます。住民生活の基盤になるもの、また、町の財政の基盤でもある産業でございます。ものづくりは、後期基本計画の重要な課題として、掲げたところでもございます。

工業におきましても、農業におきましても、世界的な経済、社会情勢によって、大きな影響を受けているわけでもございます。それぞれの経営に努力されている企業の皆さんをはじめ関係者に敬意を表するとともに、力強さに感謝申し上げているところでもございます。

町におきましても、テクノセンターや農業支援センターによる支援の強化ということ、これは坂城独自のものだなと、こんな思いもございます。工業団地の整備や特産品の振興といった面に進めてまいっているところでもございます。工業分野を中核に、農業、商業、さらには観光を含めた産業連携ということが、新たに町の活性化のためにも求められているわけでございます。

坂城ブランドといった問題も、今日的な課題でございまして、産業間を超えた連携、そして商業や観光を巻き込んだ活性化ということが大きな課題であり、そういった面から支援してまいることが大事だと考えているところでもございます。

第4の柱といたしまして、快適で安全なまちづくりということ。住環境や防災など暮らしに関係する幅広い内容でございますが、生活の上で大事な課題でもあるわけでございます。

バラ公園や千曲川を中心にした花と緑のまちづくりは、地域の皆さんや企業の皆さんの参加をいただき、町の中に広がりつつあります。また、公営住宅の整備や交通安全施設、消防施設等の整備につきましても、順次計画に沿って進めているところでもございます。

最大の課題でございます下水道の問題につきましても、国、県等の支援等をお願い

いする中で、10年を1つのめどとして、普及率の向上に努めてまいりたいと思っております。

エネルギー対策でございますが、地球温暖化問題が叫ばれる中で、省エネルギーの推進に向けての啓発活動や、公共施設の太陽光発電の導入というようなことも、いろいろ取り組んでいるところでございますが、より一層の啓発、また、強化が必要と認識しているところでもございます。

第5の柱としての、豊かな人間性を育むまちづくりでございますが、教育や文化、スポーツの振興にかかるものでございまして、テクノの町であればあるほど、豊かな人間性を育むということは、大事なことだというふうに理解しております。

学校教育を含め、それぞれの段階における教育や学習、文化活動等において、地域の皆さんの参加をいただきながら、特色ある活動が定着、充実されるよう努力し、また、そういう状況になってきているなという感じも持っております。

今後、さらに団塊の世代の知識や技能の活用など、人材バンクの充実、活用、地域の大学との連携を含め、地域等といろいろ連携を図る中で、いつでもどこでも、生涯にわたって学べる坂城町を目指すということで、着実な足音も聞こえてきているなという感じを持っております。

小学校においては、校舎の耐震化という大きな課題にぶつかっております。南条小学校の体育館の改修工事、続いて坂城小学校校舎の耐震診断等がございますが、南条を含め3校ともども、こういった面には早急に対応してまいりたいと考えているところでもございます。

6つ目の柱として、住民と行政の協働で築くまちづくり、住民参加や健全な行政運営による自立のまちづくりの基本の面でございます。これは今後、坂城町が自律の町を進めていく上で大変な課題だなと理解しております。住民自らが考え、自分の責任において行動をするという住民参加のまちづくりにおいて、コミュニティの果たす役割は、ますます重要になってきています。町では、地域づくり活性支援事業を平成17年度に創設し、コミュニティ活動の支援をしてまいりました。その効果も現れてございますが、こういった面をより進めてまいることが大事だなと、こんなふうに思う次第でもございます。

また、行財政運営でございますけれども、15年度に策定しました「坂城町行財政改革推進計画～自律のまちづくりへの道しるべ～」ということを基本にいたしまして、計画的に推進をしているところでもございます。行政機構の見直し、あるい

は健全な財政運営の財源の確保等にも努めております。

住民参加型行政の推進も、これまた大事でございまして、情報公開に引き続き、積極的にそういう面を充実していくとともに、平成23年度からの第5次長期計画の策定にあたっては、より住民参加を求めながら、いろいろな面で充実したものにということで、検討しているところでもございます。第4次長期総合計画も残り2年半ということにもなっておりまして。財源の見通しが立てづらいという面はございますが、的確に状況を見詰めながら、新たなる課題を見極めながら、第5次長期計画につなげてまいりたいと、こんなふうに思っております。

財政運営と今後の展望の面でございますが、歳入面では、個人町民税について、地方への財源移譲など、ここ数年の税制改正によりまして、一定の増収につながってきた面はございます。法人町民税については、業種によって、好・不調のばらつきがあり、また、最近の企業の業況感というものは、米国経済等の関わりの中で極めて深刻なものでもございます。企業マインドの強固な町内企業の業績アップということで、期待申し上げてまいりたいと思っておりますし、また、努力してほしいなど願っているところでもございます。商工業の振興に力を入れていくということは、けだし当然でございます。

地方交付税でございますが、20年度の普通交付税の算定においては、長野新幹線関連の固定資産税の償却資産分が大きく伸びたわけでもございまして、基準財政収入額が8.4%、2億1,500万円の増となった次第でございます。これに対しまして、基準財政需要額は、地方と都市との格差是正に配慮した地域再生対策債が新設はされたところではございますが、2.4%と7,600万円の伸びになっている、増になっているということで、ここに格差も生じております。

交付税決定は4億170万円で、前年度対比マイナス25.7%、1億3,900万円の大幅なダウンとなって、問題を残しているわけでもございます。

税収が伸びる一方で、交付税が減額されるという、こういった関係は、今後も厳しくなるなというふうに思っております。せっかくの自主的な財源が、交付税で帳消しにされてしまうというような面もあろうかと危惧しているところでもございます。いろいろございますが、結果として、財政力指数が上昇していくということにもつながっていくわけでもございます。

行財政改革推進計画集中改革プランに沿いまして、これからも人件費の抑制、計上経費の削減、特定財源の確保、事業の重点的な面でいろいろ努力し、財政の健全

化、透明化を図ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

ハード面についてでございますが、まちづくり交付金事業については、住宅団地のC・D棟の着手や食育・学校給食センターの建設準備が進んでおります。坂城駅前の多目的広場や前田川バイパス、要するにいろいろな水害をなくしたいという、こういった整備につきましても、この5カ年計画の中で最終段階に入りましたので、整備をしてまいりたいと、こんなふうに思っている次第でございます。

いろいろと災害等も、あちこちに起きているわけでもございます。国におきましても、地震に対応するということで、公立の小中学校の校舎の耐震化を進めるということで、国庫補助金の引き上げや関連予算の増額などが見込まれるところでもございます。各小学校の耐震化対策も、早急に進めていくということ、問題を残さないように進めてまいりたいと考えているところでもございます。

農業、工業、商業の枠を超えた異業種交流や産学官連携による産業振興ということは、大事なことでございます。また、坂城ブランドの開発研究は、地域の活性化にもつながるわけでもございます。さらに、土地開発公社の補完的機能を十分生かしながら、住宅用地並びに工業用地の造成にも努めてまいり。公共財産の友好的な活用と財源の確保、また、有効な手法をいろいろ考えてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

固定資産税など、町税の増税につながる施策も展開していくということ、これもまた大事なことでございます。諸々、知恵を絞りながら、精一杯頑張ってまいりたいと、こんな思いでございます。

総務課長（中村君） 私からは、19年度決算の特徴と今後の行財政運営について、お答えを申し上げます。

まず、自主財源の関係でございます。平成19年度の一般会計歳入総額62億1,550万円のうち、町税を主体といたしました自主財源の構成比率は66.2%でございました。前年度と比較して1.2ポイントの上昇、金額で8,700万円の増というところでございます。

主な要因、これは町税の伸びによるものでございまして、個人町民税が所得税からの税源移譲、それから定率減税の廃止など、税制改正によりまして25.7%、1億7,370万円の増。法人町民税につきましても、景気の回復というようなところを反映してと考えますが、24.6%、1億5,150万円の増となっております。町税全体で31億1,190万円、前年度対比で11.8%、3億2,870

万円の大幅な増額となった次第であります。なお、繰入金につきましては、財源不足の補填をいたすため、財政調整基金から1億500万円、公債費に充当するため減債基金から4千万円の繰り入れを行っております。

また、特別会計及びそれぞれの事業目的に応じた特定目的基金からも、所要額の繰り入れをいたしておりますが、決算額は2億1,500万円で、対前年度マイナス50%と、大幅に抑制することができました。

次に、依存財源の主な内容であります。地方譲与税につきましては、三位一体改革に伴います税源移譲の暫定措置として創設をされておりました所得譲与税が、19年度廃止されたことで、対前年マイナス59.6%、1億2,200万円の大幅減となったところであります。

地方特例交付金につきましても、これも19年度におけます定率減税の廃止に伴いまして、減税補てん特例交付金が廃止をされました。3カ年の経過措置として特別交付金2,080万円が交付されましたが、児童手当特例交付金と合わせて全体では前年度対比マイナス72.8%、7,660万円の減額となっております。

地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、所得譲与税や減税補てん特例交付金の廃止等によりまして、算定の基礎となります基準財政収入額が2.2%の減となっております。一方、基準財政需要額につきましては、算定の一部に新型交付税が導入されるとともに、歳出削減実績ですとか製造品出荷額ですとか、若年就業率など、成果指標による割り増し算定が入っておりまして、また、臨時財政対策債にかかる公債費の増もございまして、3.8%の増となりまして、普通交付税は19年度、5億4,080万円、対前年度44.6%、1億6,600万円の大幅な増となったところでございます。

特別交付税につきましては、頑張る地方応援プログラムによる支援措置など22.4%、2,500万円の増額となりました。国庫支出金につきましては、平成16年度からの三位一体改革によりまして、補助金等の廃止、削減が進んできているところであります。19年度は、まちづくり交付金によります坂城駅周辺道路整備事業、中之条の住宅団地整備、村上小学校体育館の耐震化を含む大規模改修事業などを実施いたしておりますが、災害復旧事業補助金及び地方道路整備臨時交付金の減額によりまして、決算額2億9千万円、前年対比マイナス25.3%、9,800万円の大幅な減となったところであります。

県支出金について、障害者自立支援法の施行に伴います自立支援対策特別対策事

業補助金、バラ公園整備にかかる元気づくり支援金、県民税徴収委託金などの増によりまして2億5,300万円、前年対比24.3%、4,900万円の増となった次第でございます。

町債につきましては、5億2,400万円、前年と比較いたしまして1,200万円の減であります。主な内容といたしましては、A01号線、A09号線道路改良、前年度からの繰越事業分に加えまして坂都1号線にかかる臨時地方道整備事業債、公営住宅建設事業債、まちづくり交付金事業にかかる一般事業債、消防施設債臨時財政対策債等でございます。

一般会計の起債残高でございますが、19年度末74億4,700万円、前年度対比1億5,700万円の減となった次第でございます。

次に、重点配分の成果についてでございます。

主な投資事業のうち、坂城駅周辺道路整備事業、住宅団地整備事業、都市計画街路坂都1号線、村上小学校体育館の耐震化事業、昭和橋の橋脚等にかかる道路橋梁災害復旧事業などにつきましては、事業繰越をいたしておりますが、住宅団地につきましては7月に、村上小学校体育館は8月に、それぞれ完成をいたしております。

継続事業のA09号線道路改良及び坂城駅南進入路については、20年度の完成を目指し、鋭意施工中でございます。A01号線については、鼠、新地工区が完成をいたし、引き続き、南条小学校東側の金井工区に着手をいたしております。中之条、開畝地区の住宅団地整備は、A・B棟に続いてC・D棟16世帯分の建設並びに周辺道路整備を実施いたしております。

平成17年度に着手をいたしましたまちづくり交付金事業は、3カ年が経過をいたしました。19年度におきまして、食育・学校給食センター建設事業を盛り込みます計画変更をいたしたため、全体としての進捗率は30%となっております。今後の事業展開というところで、まちづくり交付金事業の新規事業として、坂城駅前多目的広場の整備や、食育・学校給食センターの建設、公共下水道では、中之条、月見区における面的整備の推進、農政の関係では、農山漁村活性化支援事業の導入によりまして、用水路等の改修を進めております。学校の関係では、村上小学校体育館に続きまして、坂城小学校南校舎の耐震診断にも取り組んでおります。

次に、財政健全化法の財政指標について、お答えをいたします。

地方公共団体の財政運営の状況を、単に各会計の決算情報だけでなく、関係団体等も含めた将来的な負債見込額について、よりわかりやすく情報公開し、財政の

健全化を進める地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、昨年6月に公布をされ、平成19年度決算から、財政判断比率として5つの指標の議会への報告、住民の皆さま方への公表が義務付けられたところでございます。さらに20年度決算からは、財政指標が一定水準以上に悪化した場合は、早期健全化計画や財政再生計画の策定義務が適用されることとなります。

この財政健全化法の特徴は、イエローカードとして早期健全化基準を設けております。普通会計の赤字のみに着目するのではなくて、下水道特別会計など、公営企業会計を連結させた収支額や一部事務組合も含めた公債費負担額、さらに土地開発公社などの関係団体に対する将来的な債務負担を考慮し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を設けて、多角的な視点から地方公共団体全体の財政状況をとらえるものでございます。公営企業の資金不足に対する指標も設けられ、経営健全化への取り組みが他の会計と一体的に行われるよう、定義づけられたところであります。

早期健全化基準、いわゆるイエローカードにつきましては、4つの指標ごとに設定をされ、どれか1つでも基準を超えれば早期健全化団体となり、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めることとなります。財政再生基準、いわゆるレッドカードでございますが、これは将来負担比率を除いた3つの指標ごとに設定をされ、どれか1つでも基準を超えますと、財政再生団体、議会の議決を経て、再生計画を策定し、国の指導下において財政再建を図るということとなるわけでありまして。

各指標の基準値につきましては、実質赤字比率の早期健全化基準15%、再生基準が20%、連結実質赤字比率の早期健全化基準が20%、再生基準が40%となっております。当町は、双方とも黒字であります。公営企業にかかる資金不足比率は、経営健全化基準は20%であります。当町の場合、これは資金が充足をされております。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%、再生基準が35%となっております。この指標は、3カ年平均で算出をいたします。18年度が16.8%、19年度が19.3%となっております。これまでの事業にかかる元利償還金や特別会計への繰出金、葛尾組合等一部事務組合への負担金の増によりまして上昇傾向にございますが、これは当面、20%以内で推移していくものと予想いたしております。

今後の対応といたしましては、投資的事業の重点化とともに、新規発行債の抑制、繰上償還による償還額の平準化を図りながら、できるだけ早期に18%以下に戻し

てまいりたいと考えております。

次に、将来負担比率の早期健全化基準は350%の設定でございますが、当町は147.7%になりました。平成19年度末の一般会計地方債残高が74億7,500万円、下水道特別会計の公債費に対する繰込見込額が45億3,300万円、これに土地開発公社の債務保証として14億7,100万円などを加えた負債合計から、充当可能財源としての基金積立金や交付税措置がされます基準財政需要額の算入見込額を控除したものが実施的な将来負担額となるわけでありまして。将来負担比率は、言い換えますと標準的な年間収入の何年分の債務があるかというイメージになっております。

19年度は、いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回っておりますが、今後とも起債残高に留意をいたしますとともに、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

13番（宮島君） それぞれこと細かく報告をいただいたわけでございます。数字等については、時間の関係もありますので、それを見計らいながら質問をさせていただきたいと思っております。

町長に、第4次長期総合計画の実施状況について、先ほどお話があったわけでございますが、その中で1点最初に申し上げますが、いわゆる私ども議会として、かつてテクノセンター的な全国的な中で、大阪の東大阪のああいうテクノセンター的な視察、あるいは東京の大田区等の視察もさせていただいて、わが町独自でやっている規模とすれば、非常に私は評価をし、立派なものだというふうに考えているわけございまして、そういった面について、ちょっと町長の考え方について、お聞かせをいただきたいのですが、いわゆる工業振興ということで、財団法人さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合、創業支援センターB・Iプラザについてであります。

今日、三井監査委員もおりますけれども、監査質疑の中で、いわゆるテクノセンターの償却について指摘をされていますが、ご案内のように平成5年からオープンをいたしまして、あと5年で償還が終わるわけでございます。その償却のことでなくて、やはりこれだけの経済変動の中で果たしてスタート時点の運営方法なり内容でいいかどうか。これらはやはり再検討して、これから技術の町坂城を支えるものづくりということで、テクノセンターは進んでいるわけでございますが、そういった面で、やはりここで工業集積坂城のハイテクの発信地として、そういう機能を、

内容を、これは予算的な問題もあろうかと思いますが、やはり時代の変革についていくには、それらの内容も変えていく必要があるのではないか。決して今やっていることがいけないということでないわけでありまして、やはり時代の趨勢に合わせて、そこらあたりはこの際、組織替えというか、やる必要があるのではないか。

例えばB・Iプラザを離れてみまして、大変そこらあたりの現況はどうなっているかわかりませんが、そのことは別にいたしましても、やはり町長が言っておられるものづくりの町という長期計画の中で、5つの柱のお話があったわけですが、そういった面の内容を、さらに充実する考えはあるかどうか。それについて、ちょっとお答えをいただきたいと思えます。

町長（中沢君） テクノセンターの創立ということ、これは平成4年に長野県下で初めてという事業であったわけでございます。設立にあたりまして9億円ぐらいのお金がかかるということで2億円の設備費の助成を国からいただき、残るものの80%については、高度化資金ということで、無利子のお金をお借りしたわけでございます。当時の財政事情等もございましたし、当時、金利が8%という中ですと、無利子ということは将来にわたってもいいなということで20年間の返還ということで進めさせていただいた経過がございます。それが順次解消いたしまして、近く負担金等についても削減されるものかなと、こんなふうに思っております。

坂城の工業のバックアップにつきましては、テクノセンターが技術開発、人材養成、そしてテクノハートが受注の関係、共同受注の関係、特に中小企業への嵩上げ等の問題、そしてまた新規の対応として、新産業創出ということでB・Iプラザということの柱立てをしているわけでございます。

B・Iプラザについては、文化財センターとの共有ということも、管理という面からテクノセンターにテクノハート協同組合も一緒にしたり、またB・Iプラザの管理もテクノセンターで進めているということで、集約化を図ったわけでございます。今日的にはどうかといいますと、相当、国の面では認められてきております。特に今年にはテクノセンターの施設整備費に1,200万円、そしてまた人材の養成に300万円ということで、県ではなかなかそういう対応はできかねることの中で、国と直接話す中で、こういった面はより充実していくよということになったかなと。加えて、産学官の連携を進めているわけでございます。信州大学、長野大学、遠くは復旦大学、さらにまた今度はいろいろな皆さんが埼玉工業大学、また筑波の研究所もということで、いろいろ手立てを、相手のほうからも進めてきている状況でも

ございます。

市だから、大きいからということではなくて、そこに企業なり、工業集積があるよということに、国もその地域に目を向けていくという状況にもなりましたものですので、国との連携をいろいろと図りながら、また県の応援を得ながら、着実な運営、そして新しい発想でものを進めてまいりたいと、こんなふうにする次第でございます。

13番（宮島君） ただいま内容については、産学一体となって進めていくということ、趣旨は、私は非常にいいと思うわけですが、ぜひそのような形の中で、時代にふさわしいような取り組みをそういう中で、ぜひひとつ進めていただきたいことを要望しておきます。

もう1点、町長にお伺いします。これは実は先日、開会当日でございますが、坂城町振興公社の第7期の報告書が出たわけでございます。その中の数字を若干見てまいりますと、平成14年4月オープン以来、来館者が173万人というようなことで、非常に営業日数からいきますと1日858人、大変大勢の方がご利用いただいていることについては、敬意を表するわけでございます。そういった中で、第三セクターという位置づけが、果たして現状の坂城のような、びんぐし湯さん館のような行政の関わりとっていいか、そういうものを今までどおり進めていくかどうか。あるいはそれらをひとつ変えて、いよいよ第三セクターの独自の方向で行ったかどうかというような提案を私はさせていただきたいわけですが、そういった考え方があるかどうか。今のままの方法でいいとすれば、それまででございますし、私ども議会の代表として、議長が参与でご参加いただいているわけでございます。いろいろご意見等を出していただいていることについては、わかるわけでございますが、そういった面での、いわゆる行政との位置づけの考え方をどう考えているか、お尋ねをさせていただきます。

町長（中沢君） 坂城町の振興公社でございますけれども、諸々の事業をやっているわけでございます。その主なるものがびんぐし湯さん館の経営であったり、また、公園の管理、さらにまたブランド化というか、地場産の振興というようなことで、ねずみ大根焼酎という面もあるわけでございます。加えて、新しい課題として、食育・学校給食センター、そういったものへの事業の一環も、そこである程度担えないかという提案もなされているところでもございます。

今お話のように、年間30万人ということのベースを何とか保っている。28万

人から30万人、そうした中で現在の運営がいかどうかということ、今まではそれでやってきましたが、将来に向けてどうかという1つの課題がございます。この秋に向けて、振興公社の役員数名とまた関係の企業の関係者あるいは利用者等の代表によりまして、10人ぐらいでいろいろと将来に向かっての方向を、皆で研究しようじゃないかと、そういった組織をつくって対応してみたいと、こんなふうに思っております。常に、今がいいからそうというのではなくて、今を見詰めながら、将来に向けての対応を求めていくのが、私どもの努めだなど、こんな思いをいたします。

13番（宮島君） ただいま町長のお話のとおり、決して私は大幅に変えるということではなく、今の状況を見ながら将来を決めるという方向で、ぜひひとつそんな方向でお願いをしたい。

これは要望でございますが、例えば1つの例からして、閉まる時間が閉店とっていいのですか、1年中9時ということなんですが、このあたりは地域の福祉ということになると、そのまま30分伸ばすとか、そういうきめの細かい対応も、私は必要ではないかと。これは要望でございますので、そのあたり1年中なんでもそうだということではなく、昔でいう銭湯式なことも地域の福祉を考えてもいいではないかと、こんなふうに思うわけでありまして。それは要望でございますので、以上でございます。

そこで、数字については、後ほど最後に申し上げますけれども、決算書の内容については、第2質問はいたしませんけれども、これらはいろいろ内容を見させていただいたということと、最後の締めくくりに、私のほうでその締めくくりにさせていただきたいと思うわけです。

時間もあと3分ということでございますので、最後に、ただいまのことを含めながらひとこと申し上げたいと思うわけでございます。

坂城町の一般会計、特別会計決算及び地方公共団体の財政健全化法に基づく判断基準については、決算内容については、私はいずれも良とする判断をしております。大変、良ということですからよかったということでございます。そういった中で、私はこの決算を踏まえ、いかにこれから坂城町が、この財政基盤、どう堅持していくかということが重要課題であるわけでございます。これらはお互い、1万7千人弱の住民の皆さん方の負託に応えることが、一番大切であるわけでありまして、何といたっても、いつも私が申し上げているわけでございますが、行政と議会を含めて

町の職員が一体となって、このことを進めていかなければ、決してよい町はできないわけでございますし、この財政基盤を築くということは、大変難しいということであるわけでございます。どうかそういったことで、坂城町が未来の夢のあるまちづくりを期待して、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時11分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

1. 災害のない町づくりのために

災害は忘れたころにやってくる、こんな言葉は死語になってしまい、日々、どこかで自然災害が起こっています。地球温暖化が起因していることは、誰もが認めるところであります。特にお盆明けからは、大変不安定な天候が続きました。マスコミ用語とも言われますが、ゲリラ豪雨があちこちで発生し、尊い人命を失うなど、大きな被害が出ています。

坂城町でも集中豪雨が続き、産業道路に水があふれて大騒ぎになったり、マンホールがあふれるなど、担当課では大変ご苦勞をされておりました。大災害になった岡崎市での雨量は1時間に146.5ミリという想像もつかないものでした。坂城町は、比較的災害の少ないところだといわれていますが、このゲリラ豪雨は、いつどこで発生するか予測がつかないだけに、防災には最大限の配慮が必要になってきます。今も台風13号の動きが、大変気になるところです。そこで、災害に遭わない町づくりを目指して、次の点について質問いたします。

イ. 危機管理体制について

事が起こったとき、どうしてもパニックになってしまいます。ぶれない司令塔の役割を果たしていくために、危機管理体制が非常に重要になってきます。昨年4月の機構改革により、消防業務が住民環境課に変わりました。それらも含めて、町の危機管理体制がどうなっているのか、確認しておきたいと思っております。お答えをいただきたいと思っております。

ロ. 地域防災計画について

大変立派な防災計画書があるわけですが、14年7月に発行されてから、

見直しがされていません。昨年の9月議会でも、同僚議員から近隣市町村の合併や機構改革によって、表現や文字の見直しをするようにと指摘がありました。その答弁として、事務事業レベルで見直しを進めているとのことでした。ちょうど1年が経過して、随分時間が経過しているんですけども、どうなったんだろう。見直し作業はどこまで進んだのでしょうか、まず伺います。

この計画には、情勢の変化に合わせて、毎年検討するのだと明記されています。加除式になっているのも、そのためだと考えられます。早い対応を求めるものです。

ゲリラ豪雨などのことがあって、さて、計画書の中では、防水対策に対して、どんなことをされているんだろうと思って、改めて計画書に目を通してみました。合併や機構改革での文字の訂正を省いても、見直しの必要な箇所が、これだけありました。あらを探すために訂正箇所を拾い出したわけではありませんが、あまりの多さに驚いています。

特に、資料の中にはもう存在しない貞明保育園や町横尾の住所の旧南条保育園をはじめ、医療機関や建設業者名などなど、多数ありました。それらは町民の皆さんと直接関わりを持つものが多いわけで、大変気がかりです。例えば、貞明保育園や旧南条保育園は、避難所であり、炊き出しの場所としてなど、指定されています。字句の訂正だけで済むものではなくて、改めてその地域で、ほかの場所を設定する必要がありますと思います。実態に即した見直しを早い時点でやる必要があります。どのような対応をされるのか、伺います。

ハ. ハザードマップの公表はいつか

防災の日や防災訓練に合わせて、ハザードマップが公表されるのかなと思っていたのですが、実現しませんでした。公表はいつになりますか。また、どんな方法で公表されるか、お伺いします。以上で、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 私のほうからは、危機管理体制についてでございますが、お話のございましたように、昨年7月16日のマグニチュード6.8の新潟中越地震、そして本年6月14日の東北地方で発生したマグニチュード7.2の岩手・宮城内陸地震というように、地震災害は、本当に日本全体を襲っていると、お話のようにゲリラのように襲ってきているなという感もいたすところでもございます。そしてまた、地震だけでなく、愛知県の岡崎市の8月豪雨ということもございまして、1時間に150ミリという想像を絶する豪雨がございまして、自然の猛威をさまざまと見せつけられているところでもございます。

災害は、それらの例のように、予期せぬときに時間を選ばずやってくるわけでございます。想定もされません。日ごろからの準備が何よりも必要だと感じているところでもございます。町では、消防防災の施策として、常備消防の充実、消防団の強化、防災体制の充実、災害に強いまちづくりということで、長期総合計画、その他いろいろな計画の中でも位置づけまして、鋭意、進めているところでもございます。

予期せぬ災害への準備ということで、平成14年と平成19年度には消防施設の建設に合わせて、今度は備蓄庫等の整備もいたしているところでもございます。万一、大災害が発生するおそれのある場合や災害が発生した場合に、町においての災害対策本部のあり方、町消防団、消防署や県などの関係との対応などを常に留意し、関係機関と相まって、いざというときの対応にいろいろ努めているところでもございます。

特に予知が困難な地震につきましては、自分の命は自分で守っていくということから始めるということは、大事でございまして、その啓発活動、そしてまた地域、職場、家庭において、互いに協力し合うということの確認、そして災害時を念頭においた防災対策等が必要であることは、申すまでもないわけでございます。このような町民の防災意識の向上と自主防災組織の強化を図るためにも、例年、4地区を地区回りにいたしまして、防災訓練を実施している。本年度は8月31日に村上地区において、防災訓練を行ったところでもございます。今後につきましても、災害から住民の生活と財産を守るために、消防、防災等の充実と防災意識の高揚という面をいろいろと心してまいりたいと思っておりますし、またその中核となる町の防災体制というものは、常に見直しをしていくということは、当然のことでございますので、そういった面にこれからも力を入れてまいりたいと、こんなふうに思っております。

最近、地域において、例えば上平、また中之条地区等においても、いろいろと防災活動が自主的に行われる雰囲気が出てきておるわけでございます。こういったものをとらえながら、坂城町のふるさとのまちづくりという中へも生かしながら、各地域で、そういった面によりきめ細かく、総合的に取り組んでいただければと、こんなふうに思う次第でございます。

以下、関連事項につきましては、担当課長のほうから説明させます。

総務課長（中村君） 危機管理体制についてというところで申し上げます。

昨年4月の機構改革に伴いまして、消防団等に関する業務は、住民環境課に移行をいたしたところでありますが、災害対策本部に係る業務につきましては、総務課が所管をいたしておるところであります。地震や豪雨などの災害、これは人命や財産に直結することになりますので、起きないことが望ましいんでありますが、万一ということもございます。その際の活動体制に備えておく必要ということで、私どもでそのような災害対策本部については、所管をいたしておるところであります。

風水害等につきましては、大雨洪水に関する気象予測に応じて、役場の中で各担当課長と連携を図る中で、町長、副町長とも相談の上、職員に警戒体制をとらせ、災害発生に備えて、道路河川の巡視や土嚢づくりなど、準備作業を行っております。状況に応じて、時々刻々、職員等の配備体制の検討を行い、災害の発生が予測される場合は、警戒体制をとってまいっております。

住民環境課長（宮下君） ロの地域防災計画について、お答えをいたします。

現在の坂城町地域防災計画は、平成14年、2002年7月に発行し、現在に至っております。ご質問のとおり、発行から6年が経過し、中核避難所や炊き出し活動施設として位置づけられている保育園の統合、医療機関、学用品調達先や建築資材調達先などの企業や小売店の変更、災害弱者であります関連施設「宝池月影寮」やデイサービスの「ぼだいの桜の杜」、認知症等グループホームの建設等、町を取り巻く情勢には大きな変化があり、現状との齟齬も大変大きくなっていると、現在見直しをしているところでございます。

事務レベルの見直しということでもあります。現在、合併による市町村や関係機関の名称変更は当然であります。ご指摘にありましたように、まずは機構改革に伴う災害対策本部の組織の見直しの中で、各部、各班における分掌事務の検討、その中から修正すべきなどを洗い出しているところでございます。加えまして、町防災計画策定後、言い換えますと1995年の阪神・淡路大震災以後、2004年には死者68名を出しました新潟中越地震、2005年には福岡県西方沖地震、昨年のも能登半島地震、長野県も被害を受けました新潟県中越沖地震、今年に入りまして岩手・宮城内陸地震、岩手沿岸北部地震と、マグニチュード6以上の地震が国内で14回も発生をしております。世界的にも昨年のスマトラ沖地震、今年の大規模地震と大規模地震が続き、また台風だけではなく、近年は集中豪雨やゲリラ豪雨といわれる災害も頻繁に起き、住民の災害に対する考え方も大きく変わっていると思

ます。

こうした中、中之条区や上平区では、自主防災会として新たな取り組みもなされております。一方、災害情報につきましても緊急地震情報ですとか、土砂災害情報など、現計画の策定時にはなかったものが提供されていることなど、変化もございます。このため、改めまして各課に防災計画を検討していただき、平素の仕事の内容が、この防災計画の中にその都度反映させ、まず職員一人ひとりが災害時にどのように動いたらいいのか理解し、行動できるようにしていかなければならないと考えております。これらのことを踏まえた上で、今年度、予算計上させていただきました防災計画におきまして、防災計画の見直しについて検討いただくよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

ご指摘のように、防災計画は加除式となっております。毎年見直しをするよう規定されているものですが、財政上の問題もありますので、見直しと加除が直結するということは、今後も難しい部分はあろうかと思えます。何年分かを合わせて改正するという形になろうかと存じますが、それらの対応、その間の対応についても、ここで改めて検討してまいりたいと考えております。

建設課長（村田君） 2のハザードマップの公表はいつかという点について、ご答弁させていただきます。

坂城町は、最初のハザードマップは、昭和52年に作成をいたしました。公民館、消防団詰所等に掲示をし、周知を図ってまいりました。坂城町の重要水防地域、土石流の危険溪流、地滑り、急傾斜地危険箇所等が掲載をされておりました。

このハザードマップをもとに、危険性、緊急度が高い箇所から、順次整備をしてきたわけでございます。現在、インターネット等で、各々のハザードマップが、公表をされております。土砂災害の地図情報につきましては、県で公表をしております。これは平成15年3月現在によるものでございます。千曲川の重要水防箇所、浸水想定区域図につきましては、千曲川河川事務所で公表をしております。重要水防箇所は毎年見直しがされ、浸水想定区域図につきましては、平成15年3月に公表をされたものであります。土石流危険溪流の危険箇所については、再度、千曲建設事務所で、平成21年から2～3年かけて詳細な調査を実施する予定となっております。また、時期は未定ですが、今後、県では、県管理の河川の浸水想定区域の図面も作成をしていきたいとのことでもございます。

ハザードマップにつきましては、このように危険箇所の見直し作業を行い、順次

更新をしていくことが必要であり、重要なわけであります。坂城町のハザードマップにつきましても、国、県等の調査した資料をもとに、また、各課からいただいた資料をもとに、現在、精査及び微調整を行っているところであります。

公表はいつになるかというご質問でございますが、今年度中に公表をしていきたいと考えておるところでございます。公表に際しましては、議会あるいは行政協力員会等にお示しを、ご覧をいただき、最終的には全戸に配付ができるようにと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

11番（円尾さん） それぞれ答弁をいただきました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

防災計画の見直しが始まっているということでしたけれども、その中でやはりどうしてもこういうことだけは考えていかなくちゃならないんじゃないかということについて、質問をいたします。その点について、お答えいただきたいと思います。

集中豪雨なんかがあると、土嚢がどうしても必要になってきます。ある程度は備蓄されていると思いますが、大量に必要なときには、その都度つくっているかと思います。今まで砂を調達していた町内業者が閉鎖されました。砂を確保するのが大変難しくなるだろうと思います。休日や夜への対応には、砂の備蓄がどうしても必要になると考えますが、どうお考えでしょうか。

2つ目の問題といたしましては、災害時になりますと、町内建設業者の協力がどうしても必要になってくるわけですが、現状はどんな仕事を分担されているでしょうか。

防災計画の中にあります業者さんが、だいぶ減ってきています。重機など、所有状況も、見直しと同時に災害協定を結ぶことが必要だと思います。どうお考えでしょうか。また、除雪時のような、地域に責任を持って協力してもらおう計画が必要と考えますが、そんな計画をしていく予定はありますでしょうか、お尋ねします。

もう1点は、過日、千曲市が災害時の協定を結んだことが報道されました。その中で、清掃組合との協定が目を引きました。というのは、かつて私は、災害を経験したことがあります。名古屋での経験ですが、台風で床下浸水になり、丸2日間、ライフラインがすべてストップしました。そのとき、一番困ったのはトイレを含めた汚水の処理でした。食事や電気は何とか代用ができましたが、トイレなどの汚水は、自分で処理することができませんので、大変苦勞をしました。そんな経験から、し尿処理業者との協定をどうしても必要ではないかと考えますが、どうお考えでし

ようか。

また、断水になったときに、水洗便所が使えなくなりました。下水道が供用され、早い時点での全町に完備を求めることがいつも論議になりますが、緊急対策もとっておく必要があると思いますが、どうお考えですか。それらも防災計画に入れていく必要があると考えます。その点について、お答えいただければと思います。

以上で、2回目の質問とします。

建設課長（村田君） まず、水防における砂、土嚢等の備蓄についてというご質問ですが、担当課では、道路、河川からの災害をできるだけ最小限に抑えるための土嚢を備蓄しております。

町の消防コミュニティセンターに備蓄しておるわけでございますが、3千袋を目標に、備蓄をしております。また土嚢袋につきましては、1万袋を目安に備蓄するようにしておるところでございます。

ご質問にありました砂等の確保についてでございますが、ご案内のとおり、今までご苦勞をいただいております上越商会さまが閉業されましたが、今後、町内外の資材の会社、あるいは町内の土木業者をお願いをしていくことにしております。

次に、災害時に対応した建設業者との協定のお話でしたが、坂城町は、建設業者との災害協定は行ってございません。と申しますのは、町の建設会社の方々全員が建設業協会に加盟しておらないと。多くの加盟していない業者がおるといふ状況でございまして、災害協定は、一般的には建設業者と協定を結んでいくのが一般的でございまして、このほとんどの業者が建設業協会に加盟ができましたならば、災害協定の必要はあるかなというふうに考えるものでございます。

実際、台風等で災害の起こり得る危険性の予測される場合は、電話等でその対応が可能な業者の皆さま方には、そのような体制をとるようお願いをしております。今後も安心して安全なまちづくりを進めるためには、除雪時と同様に、ご質問にもございました地域割のような計画を立てまして、地元建設会社のご協力をいただく中で、連携をとりあって、災害の状況に応じて、お願いをしていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

住民環境課長（宮下君） 災害時に備え、し尿収集運搬業者との協定をとることのご質問でございます。

大きな災害を受けた状況を見ますと、膨大な廃棄物や、し尿処理に関わる業者を市町村で確保することは、大変困難が予想されると思います。このため、長野県は、

今年3月、社団法人長野県産業廃棄物協会と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定、そして、し尿等の収集運搬に関する協定を締結いたしました。万一の場合、町が県に要請をしたときに、必要な人員、車両等の支援、協力をしていただけるというものでございます。なお、この費用負担につきましては、当然町がいたすというものであります。

また現在、町の許可業者は、町内に大きな貯蔵タンクを持っておりますので、収集車が被災宅と処理場をピストン輸送するような状況下にはないというふうに思いますので、ある程度、効率的な対応も可能かと思えます。しかし、1社しかございませんので、実際に広い被害が出た場合につきましては、なかなか難しい面が出てくるだろうという状態につきましては、県に要請をし、支援をお願いしてまいる体制はできているというふうに考えます。

また、今ご質問のありました建設課所管の部分等につきましても、防災計画の記載等につきましては、今後、庁内でも検討し、また必要なものにつきましては、防災会議でも検討をしていただきたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 今、それぞれ答弁いただきましたけれども、やはり下水道が発達する中で、断水時なんていうことに対しては水洗便所が使えなくなるので、その点についての応急措置や計画ということも、ちゃんと入れていってほしいということをしたんですが、後でまた答えていただければいいです。

それぞれ答えていただいたわけですが、砂にしても違う業者の方をお願いするんだというんですけれども、ある程度大きな災害があったときには、ちょっと足りないんじゃないかということが、非常に心配になってきます。そういう点では、町独自の備蓄ということも、どうしても考えていかなくちゃならないだろうと思いますが、その辺については、これは考えていただきたいということで、今すぐ答えが出るわけではありませんので、承知していただければ結構です。

それから、し尿処理業者との処理については、県との約束があるからというお話でしたけれども、県下そこらじゅうで被害があったとき、それからやっぱり一番最初に動いてくれるところが、いくら小さな業者であっても、町に存在する業者だと思うんですよね。そういう点で、そういう人たちと電話やいろんなことでお願いはしてあるからという話ですけども、そうじゃなくてやっぱりきちんとした協定を結んでいくということ、それが大事だろうと思います。その辺については、もう一度答弁をいただきたいと思います。

それから先ほど申し上げましたけど、この防災計画の見直しということが時間をかけて、今年度の中でというお話がありました。それぞれの課で検討をしてやっていくというお話ですけれども、この計画がそのものがオープンになっているものですから、いつまでたっても古いのがその辺にあるということについては、私はどうしても納得できないものがあります。ですから、いつまでに、どこまでやるんだという目標を、ぜひ設定していただきたいと思います。その辺については、どうお考えでしょうか、お聞きします。

住民環境課長（宮下君） し尿業者との協定ということでございます。し尿の収集運搬につきましては、許可事業となっております、町のほうとしては今町内1社に許可を出しております。その中では当然、こういった形の中での協力体制というのはできていますので、協定まで必要なかどうかということは、少し検討をさせていただきたいと思います。

50年代にも集中豪雨がありましたときに、雨水ですとか、道路排水が各家庭の便槽の中に入ったというような状況が、町内各地で発生したわけですが、そのときも1社の中での対応はとれていたというふうに考えております。

それと、いつまでというご質問でございます。今年度、防災会議の予算のほうをお認めいただいておりますので、この中で検討し、印刷等につきましては、できるだけ早くという形の中で考えておりますので、ここでいつまでにできるかというのは、そういった状況もありますので、できるだけ早くというところでご理解を賜りたいと存じます。

建設課長（村田君） 水洗トイレのお話がございました。水洗トイレは、内便器につきましては個々に水を流すためのタンクがついておりますので、断水時は1回は使用できるわけですが、水が供給されなくなるというようなことから2回目は流せなくなるということになります。断水時間が短時間の場合は、お風呂の残り水等があれば、その水をタンクに補給することが可能かと考えられます。災害に備えて、食料や飲料水の備蓄が呼びかけられておりますが、断水も想定する中で、お風呂の残り水はなるべく残しておいていただくように、広報等で周知をしていきたいというふうに考えております。

災害時におきましては、避難所でマンホールに設置する形の簡易トイレも考案されておりますので、坂城町でも利用可能かどうか、検討を進め、必要に応じて備蓄等を進めてまいりたいというふうに考えております。断水時間が長時間に及ぶ場

合は、災害時については、避難所等に仮設トイレが設置されることとなりますので、その仮設トイレをご利用いただきたいというふうに考えております。

町長（中沢君） 防災計画の見直しとハザードマップの問題等と、これはその時々処理しておかなければならない大事な問題であるということは、十分承知しております。

役場の場合に、災害が起きたとき、よくみんな頑張ってくれるなど、こういう思いはございますが、一方、そうした基本的な面が遅れていることも事実でございます。そういった問題は素早く対応してまいりたい。

そして、例えば加除等ということが5年に1回といたしましても、その間、年々ここはこうだということを周知していくことが大事だなと、こんなふうに思っております。

それと、いろいろな協力を得るとのことの中の問題があったわけでございます。建設業者ばかりでなくて、いろいろ生活面を担っていることの業者等も大変おります。そしてまた、地域で頑張っておられる方もいるわけでございますが、それぞれの協定が必要なもの、そしてまた、ある面においては、町ということにこだわるわけではなくて、隣の市とも関連しながら、広域的に対応していくことも、これまた必要かなと、こんなふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、中之条区をはじめ地域にこういった防災に対するいろいろな面が出てきておりますので、いざという時の水はどうするんだ、あるいはし尿の問題はどうするんだということも、より地域ぐるみで具体的に考えてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただき、最後にもう一度質問しようとしたら、先に町長さんに答えていただきましたので、それ以上のことはないんですけど、もう1点だけ、どうしても確認しておきたいことがあります。

やはり防災計画がこういう形になっていることに対して、私もこれは危機管理意識が少し薄いんじゃないかということが、非常に気になっていたわけですが、今おっしゃったことでよかろうと思います。ただ、災害時というのは、やっぱり正しい情報の提供ということが大変求められてきます。情報の提供と同時に、役場の持つ個人情報などのセキュリティも要求されるわけですね。それらに対する危機管理については、どのようにお考えになっているか、その1点をもう一度お聞きしたいと思います。

企画政策課長（片桐君） 災害時のセキュリティ対策につきましては、坂城町におきまして、坂城町情報セキュリティポリシー対策基準というものを定めまして、その中に災害時の規定もございます。そういった中で、災害時の規定も設けてございまして、このセキュリティポリシーの中で十分対応してまいりたいと、この規定の基準に沿って守っていきたいということでございます。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただきました。

災害はないにこしたことはないんですけども、いつ何時ということがありますので、万全を尽くしていかなければいけないというのが今の状況だろうと思います。その点で、やっぱり危機感を持ちながら、早い時点での対応をとということを、ぜひお願いしたいと思います。

時間の関係で、次の質問に移ります。

2. 介護保険計画の見直しを前に

イ. 4期事業計画への準備状況は

介護保険の事業計画は3年ごとに見直され、来年4月から3年間は第4期事業計画の期間になります。事業計画では、特別養護老人ホームなどの整備計画を定め、どのような種類の給付を、どれだけの量を介護保険で提供するか、定めるものです。

4期の計画は、2015年の5期計画末までに実現すべき目標に向けた中間的なものと位置づけられています。その目標とは、①施設の抑制として、施設・居住系サービスの利用者数を要介護2以上の認定者の37%以下とする。2つ目として、施設利用者の重度化ということで、介護保険施設等の利用者のうち、要介護4、5の人が占める割合を70%以上とする。③としまして、介護施設の個室化ということで、介護保険施設等の個室・ユニットケアの割合を定員数で50%以上、特別養護老人ホームのユニットケアの場合は70%以上とするというものが、この5期末の計画です。その中間的な位置づけをされていますので、今回の4期の計画というものの中には、それらを目指して方向を見ていくということが求められるのが、今の状況です。

4期の計画では、2006年の医療改悪の具体化として、介護型の療養病床の廃止、転換が盛り込まれます。また、社会問題にまでなっている介護の現場で働く人の劣悪な労働条件の改善、人材不足から経営難まで引き起している現状を改善するために、診療報酬の見直しが予定されています。

全体的には大きな制度の改定がありません。4期の計画策定の準備が始まってい

ると思いますが、その状況はどうでしょうか。また、たたき台となる現在の運営状況はどうでしょうか。施設などの待機の状況はどうでしょうか、伺います。

また前回、3期計画ですが、介護予防が位置づけられ、給付費を削減するために給付の対象から外され、必要な介護でも、自費でサービスを頼まざるを得ない人が増えました。それらに対する改善を求める声が大きく、国会論戦をもとに、厚生労働省は平成19年12月20日付で、家族との同居を理由に、一律に生活援助サービスを禁止しないように通達を出しました。この通達が、サービスの提供に生かされているのでしょうか、お聞きします。

ロ. 保険料はどうなるか

1号保険者、つまり65歳以上の人の保険料も3年ごとに見直されます。決算状況を見ると、値上げは必要ないなと考えます。今年度を含めて3年間は、基金から繰り入れをせずに会計が成り立っていますし、基金は18年度歳出決算額に対して0.6%、5,719万8千円であり、19年度は1.1%、6,773万2千円と増加傾向にあり、20年度はさらに増加が見込まれると思います。

国保などと違い、突発的な給付が増加することは、制度上あり得ないのが介護保険会計です。基金を取り崩すことにより、保険料は最大限、町民負担を少なくしていくべきと考えます。会計の動向を見ますと、むしろ下げてもいいのではないかと考えます。新しい保険料をどのように想定されているのか、伺います。

福祉健康課長（塚田君） 4期介護保険計画の見直しを前にの4期事業計画への準備状況について、お答えをいたします。

平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画につきましては、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間点としての位置づけがされており、基本的な考え方につきましては、第3期計画と同様な考え方で進めているところであります。

今回、改正の主なものとしたしましては、療養病床からの老健施設等への転換分等の取り扱いが新たに規定されております。特に介護療養病床につきましては、平成23年度に廃止が予定されていることから、21年度から平成23年度までの3年間で利用者は減少することが想定される一方、介護療養型医療施設が、そのほかの介護保険施設に転換することによって、介護給付等対象サービスの増加が予想されてきます。

現在、国から示されたワークシートによりまして、現状の分析と今後の高齢化率

の推移、それに伴う認定者数及び介護給付費の見込みの推計を行っているところであります。今後、県のヒアリングが実施される中で、介護老人福祉施設計画など等の見込みや介護報酬の見直しについての考え方が示されてくるものと思われ、給付費の推計に反映させていくこととなります。

現在の介護保険の運営状況でございますけれども、平成19年度末で69歳人口が4,314人で、高齢化率が26.37%となっており、そのうち14.77%にあたります637の方が要介護、要支援の認定を受けております。

介護保険料につきましては、所得に応じて6段階に分かれており、基準となる4段階の保険料につきましては、現在、月額3,400円となっており、平成19年度の保険料収入におきましては1億7,844万9千円で、前年比6.06%の増となっております。

介護給付等にかかった経費につきましては、介護給付費が8億8,732万3千円、地域支援事業が1,370万円、合計で9億102万3千円となっておりまして、前年比4.6%の伸びという状況であります。

また、介護保険事業の健全な運営を図るというために設置しております介護保険支援準備基金につきましては、先ほどもご質問ありましたが、平成19年度末で6,773万2千円という状況であります。

施設等への待機状況のご質問もございましたが、毎年、県におきまして、特別養護老人ホーム入所者、希望者の調査を行っております。19年度末現在、町内において在宅で入所を希望している方は41名となっております。また、ご質問の平成19年12月20日付の厚労省老健局の振興課から出されている同居親族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問サービスの生活援助等の取り扱いについてでございますが、訪問介護サービス等の生活援助等の提供につきましては、利用者が独り暮らしであるか、または同居家族の障害、病床の有無に限定されるものではないということではなくて、適切なケアプランに基づいて、個々の利用者の状況に応じて、具体的に判断されるものであるというふうに考え、必要に応じまして、ケアマネージャー、事業所等との調整を行って対応をしている状況であります。

それから、ロの保険料はどうなるのかということでございますが、第4期事業計画に伴う保険料につきましては、現在、見込みを立てておりまして、平成21年度から23年度までの給付見込量により保険料が決められてくるものということです。最終的な見込量につきましては、国の介護報酬の改定状況がありますので、これを

踏まえたものになると思われます。また、介護保険運営委員会等を今後開催していく予定ですが、保険料等の検討をいただき、保険料算定にあたりましては、先ほどの介護保険支払い準備基金、19年度末6,773万2千円ございますが、この基金につきましても、有効な運用方法について検討をいただき、平成21年度以降の保険料が、少しでも抑えられる状況がとれればというようなことで考えてまいりたいと思います。

11番（円尾さん） ただいま答弁をいただきました。保険料についてなどは、まだどうなるかということがなかなか見えてこないところであるかと思えます。しかし坂城町の介護保険会計を見たときに、余裕があるんだという点について、やはり基金を繰り入れていく中で、保険料を最大限抑える。全国で今こういう状況の中で、下げてきているところもあります。そういうこともありますので、下げてもいいんじゃないかなという気がしています。

というのは、坂城町の特性だと思うんですけども、国は、保険料を決めるときに段階を決めまして、その基準になる額よりも収入によって0.5、0.75という形へ納める人と、1.25、1.5という形で納める人があるわけですけども、国が想定したのはだいたいこの菱形だと、上と下が同じだという計算でされています。しかし、坂城町の場合はそういうことではなくて、どっちかという収入の高い人のほうが上で、下の菱形のほうが少ないんですよね。そういうことを考えたときも、やはり介護保険会計が、余裕があるんだというふうに見ていいと思うんです。やはりそれは、介護保険の保険者へ返していくものであるというふうに考えますので、その基金を十分活用していただいて、保険料をきちんと低く抑えていく。それが今やらなきゃいけないことじゃないかと思えますので、その辺について、ぜひまた、お答えは結構ですけども、その辺も考慮していただきたいと思います。

もう1点、再質問として保険料の滞納が増加しています。17年度と18年度の比較では35.1%、18年度と19年度の比較では29.2%の滞納が増えています。これは年度の途中で65歳になって、普通徴収での滞納が大きいということが考えられます。それらに対しては、制度をきちんと説明していくことで、ある程度は解決する問題だと思っています。そういう意味では、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

ただ、この滞納の中には、年金が年18万円以下の人、無年金の人が含まれてい

と思います。その人たちに対しては、町独自の減免制度が、どうしても必要になってくると思います。創設を強く求めるものです。

国は、保険料の全額免除はだめですよ、審査なしの一律免除はだめですよ、一般会計からの繰り入れはだめと、自治体に対して三原則を守るよう指導していますが、介護保険は地方自治の自治事務であり、三原則に法的拘束がないことは、国会答弁の中でも確認されています。それを背景にして、厚生労働省の調査によると、07年4月1日時点で33%の保険者が独自の減免制度を持っているという結果が公表されています。滞納が続くとサービスが制限される制度です。低所得者の限られた人への減免制度を創設していただきたいと思いますが、見解を求めます。

福祉健康課長（塚田君） 難しいご質問をいただきましたが、今言われたように、多くは国のほうからの三原則がございます。その中で、年金の無年金者等、滞納がある方への軽減はどうかというご質問であります。現行上におきましては、保険料の減免については、条例上、減免条項に照らし合わせて、それぞれに基づき、ご相談を申し上げたりして対応をしているという状況であります。また、給付の部分もあるんですが、利用する面につきましても、低所得者の方につきましても、負担軽減措置を設けて、そんな対応もしているところです。

確かに保険料、所得の少ない方にとって重い負担にならないようにということで、我々も設定してまいっており、議員さんが申されたように6段階の状況になっております。先ほど33%が独自の軽減措置を持っているということですが、県の軽減状況を見ますと、やはり6段階から7段階の状況の中で、やはり1段階、2段階低いところから順々に6段階のほうが高くなるんですが、2段階にいる者が1段階へ対応すると、1段階が一番安い低額であるんですが、2段階の者を1段階へという軽減がほとんどであるといっても過言ではありません。そんな状況をとっているのが、現在の軽減状況です。

ご質問もありましたが、保険料の減免、軽減というのは、やはり保険制度の根本に関わるというふうに考えます。慎重な対応をとっていかなければというふうに思いますので、今後、保険料を決めていくことで、国や県の指導も入ってきますし、また近隣の状況もございますので、そこらの状況を注視しながら、検討してまいりたいというふうに思います。

11番（円尾さん） 減免措置については、制度上大変難しいところもあるけれどもというようなお話でした。33%というのは全国の平均です。その中でこれだけの

制度を設けている。その中の制度のやり方としては、それぞれ段階を下げるということも必要でしょうけれども、本当に無年金だったりする方や収入がなくても一番下のを納めなくちゃならないという現実があるわけです。そういう意味で、私はそういう無年金や18万円以下の人に限って、減免制度というのをきちんと持つていくことが必要だろうというふうに主張しているわけですが、そういうことについて、なかなか坂城町は、そういうことに対しては前へ出ないというのが、今までのあれですけど、少しずつこの制度がこういう形になっている、あるいは町民の人たちやそれを利用できるということを考えると、前へ進めていくことが必要ではないかと思うんですけども、町長の英断を一度お聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 介護保険について、いろいろな角度からご指摘いただき、そしてまた、助成制度等、あるいはまた、介護保険料についてのご提案もあったわけでございます。協議会を開く中で、いろいろな面から注意し、よりよき方向、近隣に負けない保険制度を打ち立ててまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

11番（円尾さん） 町長から今答弁をいただきました。近隣に負けない制度をつくっていくんだというお話がありました。それに対して、期待をしてもいいんだろうかというような、今密かな思いを持っているわけですが、やはり住民自治というのは、何よりもそこに住む人の生命、財産を守っていくというのが第1のものです。それは災害であるのももちろんそうですし、災害があつていいとは思っていませんし、災害がなくなることを求めるわけですが、災害のときにはどうするかということが、一番求められる。それと同時に、やっぱり福祉的なところで、この制度で、やはり町が最大限、ここまではできるんだよということに対して、積極的な取り組みをどうしてもやっていただきたい。そのこと、特に今度の介護保険を見ましたときには、それができる状況にあるんじゃないかと私は判断をしていますので、そういう点で大いに期待をしますので、そのことについても十分検討されて、前向きな方向が出ることを願って、質問を終わらせていただきます。

議長（池田君） 以上で、通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時10分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月9日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第44号 平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 決算案の提案理由並びに詳細説明は済んでおりますので、ただちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。また、質疑に際しましては、決算書のページ及び科目を示されて質疑されますよう、お願いいたします。

まず、歳入について、総括質疑に入ります。

1番（田中君） それではちょっと何点になるかわからないんですけど、ちょっと何点かありますので、順次質問をさせていただきます。

収入未済に関しては、一般質問でもやっておりますので、やらない分について、ちょっと説明を求めるものでございます。

まず11ページをお願いします。11ページ、款3、項1軽自動車税でございます。滞納額が、いわゆる収入未済額、合わせて393万6,100円ということで、前年よりも72万円ほど多くなっているわけです。この中で、どういう内容かということをおっしゃって説明をお願いしたいし、去年ガソリンが上がったというようなことで、軽にシフトしているというようなこともあるんですけども、そういう中で滞納に関する徴収率が11.28%ですけど、前は13.88%になっていたんですけど、下がった理由が何かわかれば説明を求めます。

次、13ページ、款11分担金及び負担金でございますが、項1、目1民生費負担金、これの節2児童福祉費負担金、460万7千円余の未済額がございますが、これについて、この説明でございますが、調定額が前年に比べて250万円ほど減っているわけですね、額が減っております。それで、子どもが少なくなっているとか、保育園の子どもの数等の調定額との関係を、まずちょっと説明をしていただいて、そういう中で、いわゆるこの未済額、滞納分について、どういう状況になっているかということをお説明していただきたいと思っております。

これはもう卒園しちゃった場合についても、どうなっているかも、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから次、14ページでございます。款12使用料及び手数料の関係でございます。12の1の3ですね。土木使用料628万7千円余の未済額があるわけです。

が、町営住宅かと思うんですけども、これについて、内容をちょっと説明をしていただきたいということでございます。滞納者に対してどういう対応をされているのかも併せて、説明をお願いいたします。

それから17ページ、款13、項2、目3土木国庫補助でございます。1億8,200万円という予算額に対して、調定額が7,100万円ということで、だいぶ少なくなって、結局、工事が行われなくて繰越明許になっていると思うんですけども、どの事業で、これの見通しはどうなっているかということ、ちょっと聞かせてください。

それから21ページ、款14、項3、目1県の委託金でございますけども、総務費県委託金で、節2徴収費委託金、これが予算に比べて560万円ほど多くなっている。これはどういう理由でこうなっているか、どうして増えたかということで、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから22ページ、款15財産収入の関係でございます。項1、目1財産収入、ここに932万7千円の未済がございます。これの内容と、それから回収というか収納の見込みを触れていただきたいと思います。

それから26ページ、款19雑入でございますけど、項5、目6雑入のこの右側の下から7行目、株式会社坂城町振興公社の納付金2,058万円ですが、予算よりも998万円、1千万円近く減っているわけございまして、どういう理由なのかということと、これの予算のときに、本当は聞いたかもしれないんですけど、この予算は3,400万円あるんですけども、その辺の積算というのはどういう形で積算をされているのか。そしてまた約半額になっている理由を、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから右側へいきまして27ページでございます。町債の関係でございますが、款20、項1、目2土木債でございます。調定が予算に比べて1億2,600万円ほど少なくなっているわけでございます。これのいわゆる工事が遅れているという関係だと思うんですけども、この場合に、これをいよいよ今年度へ、20年度に繰り越して、この町債が予算どおりに、去年の場合、右側には1億2,600万円の繰越明許費があるんですけど、今年もこの差額は、ほぼまた町債が工事に伴って出るのかどうか。ちょっとその辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います。以上で収入に関する私のほうからの一応質問というか、説明をお願いします。

総務課長（中村君） 軽自動車税であります。軽自動車税につきましては、現年分で

未納の方、167人、227件ということでございまして、それから滞繰分156名、700件というような状況であります。

滞繰分につきましては、納税義務者として170人でありましたから、14名ほどの方については解消できたということであります。どうしても未納の傾向を引きずられるということがございまして、未納額それなりに膨らんでまいるといようなことでもあります。ちなみに、現年でいいますと約8千件、軽自動車税があるわけでございますけれども、納税義務者とする5,500人くらいということで、1件で2台、3台という時代の中で、やはり未納傾向というお宅に関して言いますと、どうしても年度重なって未納という状態が生じてしまうというところの結果だといようなには解釈はいたしております。

それから滞繰の収納率でありますけれども、18年が13.89ポイント、19年が11.28ポイントと落としておるわけであります。また現年もちょっと0.38ポイント落としておりますが、税全体としての傾向としてやはり、総体としては徴収率のよろしいところで額が増えているので、総体とするとわずかですがよくなったといようなところはあろうかと思っておりますけれども、しかし総体で言いますと0.1ポイントよくなっているんですが、これは収納率のよろしい税目で、額が大きく増えているといような関係がございまして、そうっております。

そうはなりますが、これは数字のマジックみたいなお話で、傾向として徴収率が悪くなっているということでございます。この解消に一生懸命取り組んではいるんですが、今後さらに一般質問でご質問いただいた、お答えもいたしました県との協定を結んでの併任辞令をお出しして、ともに県の税金、町の税金ともに未納を減らしていきましようといような取り組みの中で、よくいたしてまいりたいと考えているところでございます。

それから21ページ、県民税の徴収委託の関係でございます。ご承知のとおり、私どもも税源移譲ということで、所得税から地方の住民税へ税源の移譲ということがございました。それ以前は段階のある税率を持っていたのですが、率といたしますと1本の税率で、市町村分が6%、県分が4%という税率になっておまして、併せて10%ということになります。以前はそれぞれが段階を持った税率構造でありまして、これを県民税分、市町村民税分というふうに分けたときに6・4という比率ではなくて、3.いくつ対6.いくつといような、概ね7・3に近いような率、案分割合であったわけで、そういうことを含めまして、やはり県民税分の徴収

額、市町村はこれは賦課徴収をするわけですが、そういうことの中で6・4という比率とそれからこれまでの率よりは若干、県分が明確に4%ということになったということの中で、私どもが徴収をいたす県民税そのものもやはり私どもの町民税と同様に膨らんできている中という要素が一番強かろうと考えております。

福祉健康課長（塚田君） 保育料の負担金の金額が前年に比べて減少しているのとはということでございますが、細かい数字はちょっと手元にはございませんけれども、人数的に昨年と比べまして、保育園の入園者が31名減少しております。

それから、そのほかに制度改正といたしまして、多子世帯の負担軽減というために、第2子以降について、負担の少ない児童の負担金が半額または9割減免であった者を、負担の多い第2子以降の人、要するに年長児より未満児のほうがお金がかかるということで、そういうお金のかかる方を軽減したということで、金額が減ってきております。

それから、滞納金額については、もう卒業してしまった方もいるんですが、現在該当者が38名おります。長い方で4年分、それから単年分、複数年分というような形で滞納になっておりますが、担当のほうで、逐次、家庭訪問それから保育園のほうでも園長さんを通じて保護者の方にお話するなど、滞納の減に努めているというそういう状況であります。

滞納の中に卒園者もいるかということですが、当然、今の滞納状況を見ますと、うちのほうの手持ちでは11年度からの滞納状況がありますので、卒園されている方もおります。この方については、もう小学校へ行っている方もおりますし、逐次、保護者の方にお話して、納めていただくように催促をしている状況であります。

建設課長（村田君） 14ページの土木使用料の中の住宅使用料のご質問でございますが、収入未済額628万7,200円というご質問をいただきました。内容につきましては、現年分が27件、それから繰越分も含め、分納の方も含め38件でございますが、この金額になっておるということです。現年分については、およそ28万円ほどでございますが、ほとんど滞納しておるといえるか、繰り越しになっている分が多いということでございます。

どのような対応をとということですが、粘り強くお伺いしてまいりまして、家賃に回る分が町税のほうにも払わなければいけないということの中で、なくなって払えないというようなことでございますが、鋭意努力して個別訪問をさせていただいて、繰

越分についてもわずかずついただいているということで、今後とも鋭意努力して、収納に努めてまいります。

17ページ、土木費国庫補助金でございますが、予算現額に対して、だいぶ収納が少ないんじゃないかということでございますが、これは事業の関係で繰り越せざるを得ないということで、これだけの数字になっているかというふうに理解しております。

事業の中身について、ご質問いただきましたが、今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどよろしくお願ひしたいと思います。

企画政策課長（片桐君） 22ページの普通財産貸付収入の未納につきましては、9千円ほどですが、これはお1人、町の土地を貸した方で、出納閉鎖までちょっと間に合わなかったものですから、未納という表示になりましたけども、6月に入れてもらってありますので、現在は過年度については完納といたしますか、納めていただいています。

それから27ページの振興公社の納付金につきましては、この納付金に関しましては、振興公社と納付金に関する協定書を締結しております、この温泉施設減価償却相当分ということで協定は結んでおるんですが、その中で湯さん館の経営状況を見ながら協議をして定めるということになっております。若干、入館者もわずかに減ってきておりますので、収入もその分減っているという状況ですので、そういった中で、当初予算よりも減額して納付をいただいたということで、協定書に基づく協議の結果ということで、ご理解いただきたいと思います。

財政係長（塩澤君） 27ページの町債の関係のご質問でありますけれども、この町債につきましては、予算現額が6億9,400万円、これに対して、収入済額が5億2,400万円ということで、ご質問にもありましたように、この差額につきましては1億7千万円ではありますが、これは次年度への繰越事業にかかる、まだ収入されない地方債分ということになります。

先ほどの国庫補助金の中でのご質問と若干ダブるところはありますけれども、それぞれ土木費の中でA01号線あるいはA09号線、それから坂城駅周辺道路整備事業、住宅団地整備事業、都市計画街路事業、それから教育費の中で村上小学校の耐震化事業、それから災害復旧事業費ということで、19年度から20年度へかけての繰越事業について、かなり事業数も多いわけですが、これらの中の地方債分ということで、トータルが1億7千万円繰り越しているということでもあります。

これから今後の、例えば平成20年度の中でどうなるかというようなお話もありましたけれども、今年、今言いました繰越事業につきましては、今年度中に完成するものと思われましても、特に住宅団地については、A・B棟に関わるものですので、すでに完成をしておりますし、村上小学校についても、体育館の関係については8月竣工いたしているということでもありますので、そのほかのものについても年度内には完了しまして、起債の申請をしていくということになります。

今後の話もご質問の中にありましたけれども、繰り越しをしていかざるを得ない、今年の事業の中で繰り越しをせざるを得ないというような場合には、こういった19年度から20年度にかけての繰り越しをいたしたように、どうしても事情があって繰り越さざるを得ないというようなものについては、繰越事業ということで、起債の繰り越しも今後も十分あり得るということでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番（田中君） いずれにせよ、財政が厳しい中で調定をしているわけですから、調定をするということは、それに裏づく所得なり財産なりが当然伴っているわけでございますので、未済額についての徴収について、一層の努力をお願ひしたいわけでございます。

負担の公平の原則から外れることのないように、せっかくしっかりした町の運営をしていく上で、皆それぞれ負担してもらおうということで、一層の徴収率を高めていただくという努力をお願ひしたいんですけど、そういう中で、今ただいまの回答の中で、建設課長はいないんですけども、12の3の土木使用料の中の住宅の、これはいずれにせよ、そこに住んで。課長がいなくて後ということ。

26ページのさっきの株式会社坂城町振興公社納付金の関係でございますが、協定書に基づいて、しかも減価償却相当分の納付金が一応協定書にはあるんだけど、今年の場合は半約分近くになっちゃってるんですけども、一応、また納付にあたっては協議の結果ということなんですが、この協議はどういうメンバーで、協議をどういうようにやるのか、ちょっと説明だけをお願ひしたいと思ひます。

議長、建設課長が戻ったら、やります。

企画政策課長（片桐君） 振興公社と町と協議ということなんですが、社長が町長ということもあるわけですけども、私も一応公社の役員をしておりますけども、基本的に企画政策課が、湯さん館に関することが分掌事務にございますので、現実的にはやはり支配人と私ども課長、係長と相談した中で、町長と最終的に詰めて、額を

決めさせていただいているというのが現実です。建前からいくと、町と振興公社の協議ということで、ご理解いただきたいと思いますが。

建設課長（村田君） 大変申しわけございませんでした。

先ほどの答弁漏れの事業の関係でございますが、A01号線につきましては、繰越額283万5千円ということでございますが、これはすでに完了してございます。それからA09号線改良事業、これも繰り越したわけでございますが、2,205万円ということで、これも完了してございます。

それから駅周辺道路整備事業3千万円ほど繰り越したわけでございますが、これは、いろいろ20年度事業との絡みもあったり、前田川用水の河川の関係もあったりして、もう少し時間をいただきたいということで12月完了を目指し、鋭意工事中でございます。

それから住宅団地整備事業の繰り越しですが、これは7月4日にA・B棟が完成をいたしましたので、完了ということでございます。

都市計画費の街路事業、これは坂都1号線でございますが、3,100万円ほど繰り越したわけでございますが、これにつきましては、あとわずかまだ工事費、というのは中之条工区の中の歩道の工事を、あとわずかやって完了ということでございます。

それから災害復旧費の昭和橋の災害復旧でございますが、これが8,300万円ほど繰り越しておりますが、5月には渇水期しかできませんので、5月に一たん中止をしまして、残り半分ほどまだ工事が残っておりますが、11月から再開をして年度内に完了という状況になっているものでございます。

1番（田中君） それでは建設課長に、住宅の滞納の分でございますが、さっき件数などを話してもらったんですけども、現実に滞納されていて、そこに住んでいらっしゃるわけですね。そういう人たちは、分納とかそういう対応は、現実に行っているかどうか。町営住宅に入っているながら、滞納はしているけれども、一応分納的に遅れても、多少みんな、わずかなりは払っているかどうか。その辺は、ちょっと説明だけお願いします。

建設課長（村田君） 滞納が進んでいくとどんどんたまっていってしまうということで、一気にお支払いいただくというのは、なかなか困難な場合もございます。なるたけ分納ということで、まったく払わないで住んでいるという方はおいでません。わずかずつでも入れていただくように、お願いをしております。

10番（安島さん） 11ページの歳入の款1町税、項、町民税、目2法人税についてお聞きいたします。

議会では、5月に議会報告会を開催いたしまして、広く町民の皆さんの声を聞かせていただきました。その声をまとめまして、10項目にまとめまして町長のほうに申し入れをさせていただきました。その1つの中に、法人税率を下げたいということがありました。今回、回答としては具体的な回答をいただきませんでしたので、ちょっとここで聞きしたいんですけども、固定資産税につきましては、標準税率14%ということで、その14%を超える市町村が全国で158あるそうです。坂城町の法人税率標準税率が14.5%ですよ。

それで、標準税率が12.3%ということで、この標準税率に比べると、坂城の法人税が非常に高いということがわかります。やはり、この坂城の歳入が非常に高いということも、この税率が高いということが1つ起因しているのではないかと、うふうに感じるんですけども、その辺の、まず、この14.5%という税率、近隣の自治体とどういうふうに比較できるのかということも1つ。

それと、今相次ぐアメリカの金融機関の破綻ですとか、オリンピックが終わってから中国の経済がどうなっていくかということが、非常に不安材料が大きい中で、オリンパスの跡地、また京阪精工の跡地などを誘致していく中で、税率を抑えていく、景気対策として抑えていくなどのそういった支援策とか、また減免措置などを考えておられるかどうか、1点お聞きしたいと思います。

それともう1つ、26ページですが、歳入の目6雑入の中の収入未済額177万円がございまして。これはたくさん分かれるわけですが、まず未納になるというのは共益費とかが多いと思うんですけども、ここで共益費といいますとB・Iプラザの共益費、農産物加工施設の共益費、商業インキュベータの共益費などがありますが、まずこの共益費、B・Iプラザと商業インキュベータの共益費というのは、どういふところで棲み分けをされているのか。その中身について、この177万円の未収の大きなものについて、お答えをいただきたいと思っております。

総務課長（中村君） 法人税割の税率ということではありますが、法人の住民税均等割と法人税割とございまして。均等割については、私どもは標準税率であります。法人税割につきましては、すみません、まず全国でいいますと1,788市町村の中で767市町村が標準税率であります。それから制限税率といたしまして、これ以上はかけられない、ここまではかけられるというのが14.7%であります。これが

649市町村ございます。それから、その中間の税率を使っています市町村と制限税率を合わせますと753市町村と。概ね半々という状況であります。

法人税割は法人税をお納めいただける企業の皆さん方ということの中で、工業振興にそれなりに意を用い、事業も進めてきているということの中で、以前からこの14.5%という税率を使っているわけでありまして、そういうことございまして、均等割で割合多く賦課するという市町村も多いわけでございますけれども、私どもは均等割はこれは法人の皆さんすべてにご負担をいただくということでありまして、これについては標準税率を採用いたしております。

例えば、長野市さんなんかにあっても、均等割は2割増し、これは制限税率だと思えますけれども、例えば一番大きな法人で、私どもでしたら300万円の均等割ですが、360万円というご負担になっているわけですし、一番小さな法人で、私どもは5万円ですが、6万円だと。ただ、長野市さんの場合、法人税割について、不均一課税がございますので、一番高い税率は14.7%ということでございます。

それから例えば上田市さんも、これは均等割につきまして、法人の大きさによって、必ずしも2割の増ではないところもあろうかと思えます。小さなほうには軽くというようにやっつけいらっしゃいますけれども、法人税割については13.7%というような状況がございます。

ご負担という面でいいますと、やはりこういう法律が許す範囲で条例の定めによって賦課をしているわけでありまして、多く法人税割をお納めいただける皆さん方には、多少なりともご負担をいただく。法人税割でなくて均等割という部分では、標準税率、一番安いところでご負担をいただくということで、これまでまいっております。そんなことで、他はもっとご負担をいただいているというところも多くあるということで、ご理解をいただけたらと思えます。

産業振興課長（宮崎君） 雑入の関係の未済額等について、ご答弁させていただきたいと思えます。

まず全体で、約177万円というようなあれになっているということでありまして。これにつきましては、実はB・Iプラザの共益費等の未済というような形でございます。実際、B・Iプラザにつきましては、全11室のうち9室が埋まっているというようなことの中でございますが、その中で、実際4社ほど滞納がしているというような状況で、この額になってしまっているというような状況でございます。

中身的にはそれぞれ業種は違うわけでございます。操業間もないという部分もあ

るわけでございますけれども、実は先般も監査委員さんの指摘事項でもありまして、ここら辺、代表者等呼んで話をしているというようなことですが、なかなかここで強行に出ると、どうしても基盤が弱いものですから、ちょっと危惧する部分もあったりということではありますが、私どもとしてもそういう指摘もありますので、ここら辺については、それなりの措置をとるといふことでの対応を図っていきたいと考えております。

申しわけありません、ちょっと聞き損じてしまいました。B・Iプラザの共益費については、共益分と電気料というようなことでございます。共益分については1部屋あたり4万5千円というのがベースでございます。電気料等については、それぞれ使った量をとるというようなことで、実は分けてございます。従って、この金額等については4万5千円に電気料を足して、それが9社に貸しているということなんで、それで掛けた数字というような部分であります。

もう1点、商業インキュベータ施設につきましては、部屋によって違います。1部屋4万5千円ということで、それはお貸ししているというようなことで、それ掛ける4部屋埋まっておりますので、掛けた数字ということでございます。

町長（中沢君） 法人税について、承知しておいていただきたいなということは、法人税の場合には、先ほど総務課長がお話しましたように、標準そのもの、平均割というものについては、極力抑えてあります。ということは、あとは収益に対する課税でございます。テクノセンターやそういったところの会合に行った場合に、私が重々申し上げるのは、坂城町はそれなりに法人税をいただいております。しかし、その還元は、テクノセンターとか諸々の工業施策を振興する上で使わせていただいております。皆さんの中で、よくテクノセンターの負担金はいつまでであるかというようなご質問をたまたま受けますけれども、そういった中で私がお答えするのは、そういうふうに法人税率を若干高いものを、それを還元していくということでもございますので、ある面ではそんな角度からのご説明をお願いいたします。

10番（安島さん） わかりました。それで、千曲市が先日、新聞に載ってまして、企業誘致のために固定資産税の減免措置をしていく、来てくださる企業のために税金を安くしていくなど書いてありましたけれども、坂城の場合はそういう誘致に対しての対策みたいなものはまったくないのでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 誘致等の対策について、ご答弁申し上げますけれども、坂

城町につきましては、商工業振興条例の中で、立地された企業さまに対しては、これは工場適地に立地された企業と、その他の民間の施設等へ、町の工業適地になっていないところへ立地された企業さんでは違いますけれども、投資した固定資産税の1回分について、商工業振興補助金として交付しているということでございます。これについては、土地についても初回の部分では入るわけですが、それはそれだけじゃなくて、ほかにも通常の中で、機械設備等投資しても、その条例は適用になっているというようなことでの支援というようなことで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（池田君） これにて、歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出の総括質疑に入ります。

7番（入日さん） 3点ほどお伺いします。

52ページなんですけど、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうちの備考欄の20で、扶助費で緊急対策事業助成金。低所得者層への福祉灯油、去年はちょっと遅かったもので400件弱しか利用できなかったみたいなんですけど、ちょっと私、昨日具合悪くて午後お医者に行っちゃったので、一般質問を聞けなくて、ちょっとほかの議員さんのほうからちょっと伺ったら、今年はやるのかという質問に対して、国や県の動向を見てというような答弁だったということですが、ここに臨時収入が約4億円あって、チクマ精工跡地の土壌汚染とか、そういうのを引いても2億円ぐらいは入るのではないかと思うんですが、そういう意味で、国や県の動向を見てじゃなくて、やっぱり町が土地転がして儲けたというような印象を受けてもまた困るので、こういうことに使いましたというちゃんとしたものがやっぱりあれば、町民も納得するのではないかと思うので、その辺について、今年できないのかどうか、お尋ねします。

それから79ページの目7環境保全対策費で、備考の節13委託料の中で、土壌調査費なんですけど、これは実績報告書の59ページを見ますと、フッ素、砒素、鉛については、工場での使用経歴がないので、県との協議の結果、この物質については対象外としたと書いてありますが、それにしても鉛に関しては1mから10mの土壌汚染の深度がありますよね。それから砒素に関しては2mから4mの土壌汚染の深度があると。

今までの使用実績がないから、県と協議して対象外としたと書いてありますが、この砒素、鉛、フッ素に関して、どのくらいの濃度で汚染度があったのかどうか、

それを調べたのかどうか、お伺いします。

117ページの教育費の中の目2事務費、その中の説明で、節19負担金補助及び交付金の中で、117ページにある上から8行目、校長等交付金というので20万円ありますが、これは具体的にどんなことに使われたのでしょうか。その3点ですけど、お願いいたします。

総務課長（中村君） ただいまのご質問の中で、土地転がしというようなご発言がございました。確かにそこに差額は生じます。しかし、その差額が生ずることにつきましては、お譲りいただいた方、町、それからお譲りする方、三者とも納得ずくのお話でございます。また、その使用用途につきましては、すでにお願いをいたしてございます一般会計補正予算の中で計上させていただいてございます。土地転がしというようなことではございません。お譲りいただいた方は地域にお世話になったという中で、それなりの額の軽減をいただいたわけですし、これから譲り渡す先にしても、そういった差額があるんだということ、十分ご承知のことでございますので、そういうお言葉はお避けいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 昨年実施しました福祉灯油の関係につきましては、国、県の緊急支援対策ということで、国、県のほうでそういう対策事業を実施しろというのを踏まえまして、町におきまして、低所得者層への支援を図ったということでございます。

特に12月から寒い時期にかけての灯油の消費量も増える中、また高騰もしている中で、町においては実施要項も作成し、対応した状況です。今回につきましても、議員さんのほうからご質問がありましたが、現実的には国のほうでも、お話によりますとそういう方向で対応するような方向が出ております。また、交付税措置もとるようなことも言っております。まだ具体的な内容については、私どものほうにありませんので、また県の指示、動向等を見まして、それなりの方向が出ましたら対応をとっていきたいというふうに考えます。

住民環境課長（宮下君） 旧チクマ精工跡地にかかります詳細調査におきまして、こちらにありますフッ素、砒素、鉛につきまして、使用履歴がないということも1つの理由ということでございます。汚染はしていても、その汚染の濃度というものが、ちょっと今具体的な数量は持ってきておりませんが、その辺につきましては県と協議をしておりますので、例えば、あまりにもひどい汚染状態のものを、そのままそれでいいですというような結論というのは生まれないわけで、濃度的にも比較

的軽いというような中で、例えば0.01ppm以下というのが0.01ppmだとしても、それは汚染度という形になるわけですので、そういった形で出ておりますが、これにつきましては、その処理の対象としなくてもいいだろうということは、県の専門家のほうとの話し合いの中でしていることであります。これにつきましては、すべて排出基準を調査してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（池田君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（池田君） 再開いたします。

教育文化課長（西沢さん） 117ページの校長等交付金でございます。これは町内小中4校に対して校長先生、教頭先生に対して、交付金としてお支払いしているもので、1校あたり5万円ということです。内容につきましては、学校の学習活動や地域の皆さんとの関わりの中で、いろんな活動をスムーズに行っていくための交際費的な役割を占める内容のものでございます。

7番（入日さん） まず、扶助費の緊急対策事業助成金ですが、国のほうも今年そういう方向なのでという答弁でしたが、国がやらなくても156万5千円ぐらいなので、町として独自にやっていただきたいと思ひます。

土壌調査ですが、砒素だと0.01mg以下、鉛だと0.01mg以下、フッ素だと1mg以下という基準があるんですが、先ほどの答弁で、これに達していなかったからということでしたが、一応どのぐらいの値だったのか、お示しいただけたらと思ひます。

校長等交付金について、校長の学校の学習活動、地域活動をスムーズにするために1校あたり5万円を支給しているということですが、これは校長の交際費的なものとして考えていいということでしょうか。

住民環境課長（宮下君） ただいま鉛ですと0.01以下ということですが、例えば0.12とか0.13という数字が出たり、砒素もやはり0.01ですけども、これにつきましては0.017ですとか、そういう部分でございます。これにつきましては、県とこの調査結果すべてを詳細に検討いただきまして、この中では汚染濃度が低濃度であったり、先ほど申しましたが、工場での使用履歴がない等の中で、この物質については、自然由来のものであるという考えの中で、今回の対象外とするということで協議をし、現在実行しているところでございます。

教育文化課長（西沢さん） 交際費的なものという考え方でございますが、その中身には校長業務を離れての地域との関わりの中での研修的なものということも、かなり学校にはそういう行事もありますので、そういうところに参加したり、研修を行っていくための費用も含まれているということで、ご理解いただきたいと思います。

2番（山城君） 51ページ、款、民生費、項、社会福祉費の54ページになりますけども、工事請負費老人福祉センター改修工事、こちらのほうは723万4,500円となっております。それに続いて、詳細説明のほうの33ページでございますが、ここでは759万2千円となって、数値が若干35万円ぐらい違うことになっているんですが、この内容をご説明いただければと思います。

福祉健康課長（塚田君） 54ページの老人福祉センター改修工事ですけれども723万4,500円、これはご案内のようにオストメイト等のトイレ、女子、男子等の改修をしました。ただ、これは工事改修費でありまして、その中へ設置する備品、要するにトイレについては、その事業の中の備品ということで、購入してありますので、その金額がここからは抜けているということでございます。

1番（田中君） 決算審査でございますので、私は、せっかく少し早目に決算書をいただきましたので、何項目か、少し時間をかけて、私の委員会に関係ない部分、総務の関係、産業の関係、それから建設の関係をお聞きします。

まず初めに、支出の関係の中で、私は、去年の6月の質問の中で、今使い残す文化というか、予算をできるだけ節減しようという動きもあるわけなんですけども、例えば今年なんか、県なんかの場合、ここへきて景気が悪くなって、どうも県税の収益が落ちるということで、急遽5%だか10%の物件費などを中心に、節減の指示みたいなものが出ているんですけど、不用額が示されているんですけど、概ね97~98%執行されているわけでございます。

まず、予算全般に、昨年度そういう節減というか、効率、効果的にしようという形については、どういう考えで、みんな全庁的に取り組まれたのかということをお聞きしたいと思います。

それでは具体的に個々の質問に入ります。

まず38ページです。款2、項1、目6企画費の関係の、該当する項目、説明備考欄は38ページの上から右側2段目でございます。地域づくり活動支援補助、これはたしか予算は300万円あるはずなんですけど、192万8千円ということで、これについて、前年の執行額よりも約60万円ほど少ない理由として、申請が少

なかったのか、査定が厳しかったのか。査定が厳しいというのは、その目的に沿っていない面での厳しさということで、そういうようなのか、ちょっと状況を。せっかく地域づくりにみんなが取り組むのを応援していく場合に、予算が300万円あると思いますので、それをなぜ使わなかったか。去年、10区にやったということですが。

ここでちょっと私も、2、3のところから相談的なことがあったんですが、この地域づくりは、目的が地域のコミュニティなり活性化なんですね。だけど、そのためにいろいろアクションを起こして、作業なりをしてもらうんだけど、往々にして行政はそういう面があるんですけども、目的と手段をはき違えちゃって、手段が目的化しちゃう場合あるんですね。実は私も3年ぐらい前に、金井区で3年目だからいいからということで、文化財の神楽が昔の漆や何かはげたりして、幌前も汚れたりしているから、これを区長が、これを使って何かやってくださいよというから、じゃあそれを改修しようと思って、そんな文化財的な骨董品を修理に出したいとって申請したら、担当から電話がかかってきて、そういうのはだめだと。自分で塗る、ペンキを買って自分で塗るならいいということですね。冗談じゃないって、こんな文化財を素人が塗ってどうなるんだということで、そういうものを使ってコミュニティを広げて、お祭り気分を盛り上げるための道具じゃないかと言ったんですけど、そういうものは委託するのはだめだよ。自分でやるならいいという。だから、そういうことがあるんじゃないかなと。もっと、やっぱり地域で、それだけの予算があれば、もっと何かみんなが活発に動けるんじゃないかという懸念がありますので、この300万円がなぜ192万8千円になっているのか、理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから46ページでございます。款2、項3、目1戸籍住民基本台帳の関係でございますが、説明は46ページになります。委託料でございます、節13委託料と節14使用料でございます。本当はこういうのは、ほかにもあるんですけど、ちょっととりあえずここでお聞きしたいのは、電算委託が80万7千円。去年のを参考に見たら37万9千円で約倍になっているわけですね、なんでこんなに増えちゃうのかということ、そしてまた、そういう価格の設定は、どういうやり方をしているのか、聞かせしていただきたいと思います。

議長（池田君） 1番議員、発言の途中ですが、これは所管でありますので。

1番（田中君） わかりました。すみません。じゃあ、ここは飛ばします。

次の47ページでございます。款2、項4、目3と6と7でございます。選挙の関係の職員手当というのがあるんですが、結構、選挙費用のほとんど6割近くを占めている。ここで質問というか、お聞きしたいのは、昨年、ご承知のとおり、小諸市、今全国的に開票時間の節減というスピードアップを図って、いろいろ工夫しているんですけども、開票のスピードアップを坂城町は今どう取り組んでいるか。そういうことをお聞かせください。

それから、82ページ、款5、項1、目1勤労者生活資金貸付預託金の関係でございます。節21貸付金の関係でございますが、これは何か10件で479万8千円という説明が前にありました。今、これは一体何を、こういう勤労者生活資金貸付預託金という、この必要性を含めて、これはどういう制度というか、今10件ばかりのものをわざわざ町が貸さなくちゃいけないのかどうかということも含めて、ちょっと説明をいただきたいと思います。

85ページ、款6、項1、目3、節13有害鳥獣の駆除の関係でございます。これの119万円ということでございますが、委託先とか額の算定、また併せて関連で、昨年1年間の鳥獣の被害というのは、どのくらいあったのかもちょっと聞かせていただきたいなということでございます。

次のページでございます。86ページ、款6、項1、目3、節19でございます。説明欄の備考欄の一番上でございます。中山間地域直接支払事業518万円というのがあります。この事業の内容とその実績、また、できたらこれが効果はどうなっているか。荒廃農地がここでストップしているのかどうかということも含めて、状況をちょっと説明をお願いします。

それから次の右側の87ページ。款6、項1、目3農地銀行活動促進ということでございます。農地銀行活動促進が44万8千円ほど執行されていますが、説明では5カ所のファミリー農園、61件に貸し付けたということで、その場所はわかっているんですけども、ここの詳細に書いてありますけども、希望者はどういう状況にあるのか。61件ばかりでいいのか。それで100坪ばかりでいいのかなど、もっといっぱい荒れているから増やしたほうがいいのか。要望があるのかどうか。そういうのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから節14の中に、農園用地借上料19万5千円というのがあるんですが、これはファミリー農園の仕組みの説明でお願いしたいんですけど、一たん町が借りて、それでそれを費用弁償じゃないけども、ファミリー農園を受けている61件の

人たちが払う金額なのか。その辺のこの制度全体の辺で説明をお願いします。

次、89ページでございます。款6、目1、項1、目5の農道等の基盤整備の関係でございます。節15工事請負費、それから同じく節19負担金及び補助金の町単補助事業とあります。ここでお聞きしたいのは、申請等今農地が耕作放棄されたりしているわけですが、この町単工事の申請等の実態というか、それと工事箇所を選定基準というのは、全部あったら自分たちがやるということであれば資材などを出しているのかどうか。ちょっとどういう状況だか、聞かせてください。説明でいくと9地区にやっているようでございますが、それ以上の申請なり、要望があったのかどうか。場合によっては、募集のやり方をどういう形でされているのか。

というのは、地域で耕作放棄があるということは、その辺、農道や水路が荒れてきている面もありますので、自分たちでその辺を直したり、舗装したりするというようなことをできるだけ応援してあげるという面からいくと、この制度はもうちょっと充実してもいいような気がするんですけども、その辺。

それから、町単補助事業の関係ですけども、これは今の町単工事との棲み分け、金額なり、工事の大きさなのか。18地区で699万円ほど執行しているわけですが、この内容、要望等に対する実績なり、選定基準なり、そういうような概況をちょっと教えてください。

それから91ページ、款6、項2、目2で、松くい虫の防除の関係でございます。現実ここを見ますと、節13委託料という形で、伐倒駆除が2,379万円、それからヘリコプターの関係が夜間警備も含めて3万2千円と特別防除委託が46万7千円あるんですが、ヘリコプターの夜間警備というのは、ここで執行しているんですけども、具体的にあったのかどうか、あったから執行したと思うんですけど、どういう状況なのか。それから25haにわたって46万7千円特別駆除されていると思うんですけど、委託というのは、県下的に統一価格というか、そういう状況なのかどうか。

それからもう1つ、去年は1,370㎡の伐倒駆除をされているんですけども、赤い枯れている木が、結構まだ我々この周辺に見えるんですけども、この1,370㎡というのは、予算で25haやったようですが、予算上の額なのか、それとも一応一通り危険というか、危ないような木を全部切った結果なのか。その辺をちょっと説明をお願いします。

それから93ページ、消防の関係ですが、款7、項1、目1、節19負担金補助

及び交付金。その19の中小企業能力開発学院補助金160万円あるんですが、これは坂城町の工業の歴史を飾るすばらしい事業で、かつては評価をされていたんですが、今現在、開催状況がどうなっているのか。そして、テクノセンターとの連携というのは必要じゃないかと思うんですけども、その辺をどう考えているのか。人材育成にどういう成果、効果があるのかも、わかれば教えてください。

もう少しありますので、すみません。96ページ、款7、項1、目4の商工企画の関係、節13でございます。信州大学とのコーディネート事業委託120万円。この事業の内容というか、活動の内容。それから町内企業の反応というか、連携はどうなって、成果、効果については何かつかんでいるものがあれば、教えてください。

それから100ページ、款8、項2、目1でございます。節19町単補助事業の中でございます。これはいわゆる22区にわたって執行されたということの説明がありましたけども、要は私は全体も住みやすい地域づくりに、こういうものを地域がやろうとするものに応援ということで1,400万円という予算でございますけども、これの当時の、私が質問したときの回答では、120カ所で1億6千万円ぐらいの要望があるという回答を質問の答弁の中でもらっているんですけども、これはもっと予算を増やすべきではないかと思うんですが、この辺をちょっと、もしわかれば、これを使った各区、22区や何か、そういうものの反応を踏まえて、当時は1区あたり50万円ぐらいということですので、ほとんどあまりできないんじゃないかと思うんですけど、この辺を増やすべきじゃないかと私は思うんですが、その辺のお考えを含めて、どういう状況かも聞かせてください。

次の101ページでございます。款8、項2、目3の節15工事請負費でございますけども、翌年度繰越5,488万3,500円ということがありますが、この理由と箇所でございます。どうしてこんなに大きく繰り越しているのかということでございます。道路橋梁の関係なんですけども、ちょっとこの説明をお願いしたいと思います。

最後でございます。昨年も実はここで私は質問したんですけども、110ページと111ページにわたりますが、いわゆる循環バスの関係でございます。だから、項6、目1高速交通対策の関係でございますが、節14と19でございますが、14を見ますと使用料、賃借料、車借り上げが巡回バス2台で219万円、これは借り上げているわけですね、そして右側の111ページの一番上から、説明の2行

目、循環バス運行補助金となっているわけですよ、これはたしか三井監査役さんもおられて、去年の9月のときに、ちょっと借り上げるということになると、こちらが運転するべきで、それを委託するというんならわかるんだけども、そこへ補助金を出すというのは、ちょっとおかしいんじゃないかという質問をしたのを覚えているんですよ。これを見直すというような回答、当時あったような気がするんですけども、私はここでそういうことに対して、妥当性、合理性があるという説明をしてもらえばいいんですけど、むしろ今デマンドバスとかデマンドタクシーのように小口から小口ぐらいの便利さを持った住民バスというのが、今あちこちで取り組まれている。そういう面からいったら、やっぱり補助金よりもこういう借り上げて自主的に委託してやったほうがいいんじゃないかという思いがありますので、再度もう一度説明をお願いしたいと思います。

たくさんで申しわけございませんけど、よろしく申し上げます。

総務課長（中村君） 何とおっしゃられましたか、使い残す予算ということでございますが、私どものようなこういう規模の組織でございますと、会計にいたしましても、私ども財政にいたしましても、隅々まで目が届くというところが1つあるわけですし、それぞれの担当課もそれなりのお金の使い方をして、あるいは今度予算付けの際にも当然、予算編成方針の中で今年、明年度はこんな状況になるであろうから、こういう部分のお金については何%カットだと。なおかつ言われるように、予算があるからといって使うということではないと。それは行財政改革ということにいち早く取り組んでくる中で、そういう指針もつくっているわけでありまして。

なおかつ、3月議会でご審議をいただく補正が最後でございますので、専決の補正ということを最後にやっております。これが19年度で不用額を落としたり、どうしても必要であったものがあつた場合に、多少なりとも付けたりというようなこと、あるいは歳入の中でより歳入できたというようなもの、そういった調整を最終作業をやっていまして、使って残すんでなくて、専決の補正の中で19年度は基金繰入を1億6千万円減らすことができた。19年度、基金から繰り入れたものは18年度の半分で済ませることができた。そういう予算なりの運用を、こういう規模ですから、割合細かくできるのかなと、こんなようにも思うわけでありまして、先ほど言いました行財政改革というところ、いかにコストを減らしていくかというところへの取り組みという中で、全庁的にコストカットに取り組んでいるわけでございます。

それから選挙のスピードアップということでもあります。これは参議院の選挙だったでしょうか、全国の調査でしょうか、長野県内の調査でしょうか、効率化されたといって10番だか12番まで表が出たかと思います。坂城町が9番目か10番目、効率化という面で9番目か10番目に載っていたかと思います。開票にあたっての方法、以前は座って表を開けておったんですが、開票台の高さを少し高くして、立ったままやるというようなこと、それから小さな箱を用意して、手で運んで落とすってなんていうことのないような、そういう正確性も求めるというようなこと、なおかつチェックをする回数、これは実はチェックをする回数をかなり減らしていらっしゃるところもあるんですけども、法律的にはそんな回数をやらなくてもという面もあるようですが、私どもはより正確性ということ、手を抜かないようにということで、合計8回近く、枚数で3回、内容で4回、総括で1回というようなそういうチェックをしながら、なおかつスピードアップに努めてはおります。

ただ、そうは言いましても、選挙の種類ですとか、あるいは立候補者が多くて、開票の立会人さんが多かったりしますと、そこでかかる時間という部分もある程度以上にございます。そんなことで、選挙の種類によっては、事務方の手はもう空いちちゃっているんだけど、最後の表にならないというような状況が生ずる場合もございます。しかし、その事務方の手間をいかにスピードアップするかということは、いろいろな方法論を試みながら、だいたい、以前から私どもの開票は早かったんですが、ということでもあります。

それともう1つ、人件費といいますか、増えていますのは、期日前投票という制度ができました。期日前投票の制度をお使いになる方が増えてまいりまして、これは8時半から私どもの閉庁の5時30分ではございませんで、8時までなんです。長い選挙は15日ぐらいございます。15日あるということは、土日が3回入ることになりますでしょうか。それで、その時間というような部分もございます。また、立会人さんも必要になってまいります。そういう部分の費用もございますので、多少なりとも増えているかなと。ただ、そうはいつでも、もう少し圧縮できる部分はないかなとも感じているところでございます。

企画政策課長（片桐君） 地域づくり活動支援事業について、お答え申し上げます。

議員さんのご想像のとおり、申請件数が減ったということもございます。区の申請におきましては18年度の13件が、19年度は10件ということもございます。それで、この補助金そのものが、事業そのものが直接コミュニティ活動につながっ

ているかどうかということです。従いまして、今年度もあったわけですが、広場のベンチあるいは振り子を直すという場合に、自分たちで材料を買ってきていただいて、自らの手でコミュニティ活動をするという、そういう趣旨が大前提にございますので、先ほど議員さんの神楽の件については、この地域づくり活動支援事業からは趣旨が外れているということになりますので、そういったことで神楽の件については補助対象にならなかったということでございます。くどいようですが、この活動事業そのものが直接、自らが区のほうで区民の中で、自らが直接その活動をするものについての補助金ということでございます。

産業振興課長（宮崎君）　たくさん質問をいただきましたので、順番に。まず82ページであります。貸付金の勤労者生活貸付預託金、これの必要性と内容についてというようなご質問につきまして、お答え申し上げます。

勤労者生活貸付預託金につきましては、先ほど議員さんも言われたように、預託金も500万円ということで、貸付の枠というのは19年度は1,200万円ちょっとというようなことでございます。これはそもそも、勤労者に一時的な生活資金を貸し付けていきたいというような趣旨でできてございまして、この預託の元請けと申しますか、預託を受けてくださっているのも労働金庫というようなことで、年間の新規の貸付も2件というような状況で、全体でも先般申し上げた3月末で10件というような状況でございます。

この必要性等についていかがかということでございますけれども、確かに時代的な部分もございまして、今日的には検討を要するのではないかというふうに考えているところでもございます。

次に85ページでございます。有害鳥獣の節13委託料の有害鳥獣駆除の委託については、どこへ委託して今後のにどうなのかというお話でございましたが、これにつきましては、町の猟友会への委託というようなことでございます。本町の場合は、総額ということの中で毎年お願いしてございます。近隣等については1頭いくらかですとか、いろんな委託方法があるんですけども、千曲市等の状況をお聞きすると、猟友会の皆さんに坂城はそんなに安くてやっていけるのかというようなことを言われているというのも直接私も耳にしていますし、そういう部分では、猟友会の皆さんもそもそもご趣味で始めてはいたということもあって、皆さんのお役に立ちたいというような部分もあって、これが安いかどうかというのはともかくとして、少なくとも私どもが考えている中では、低い金額で頑張っているという

認識でございます。

ちなみに、先ほども量でございますけども、19年度につきましては、イノシシが13頭、カラスが190羽、スズメが306羽、ムクドリが20羽、カルガモが70羽、マガモが30羽、カワウが8羽、ハクビシンが3頭、テンが2頭というような状況となっております。

被害については、ちょっと手元に資料がございませんので、また後でお願いしたいと思います。申しわけありません、被害については、被害金額の想定という部分の中で、鳥類に関わるものが552万円、獣類については652万円というような積算がされてございます。

次に、86ページの備考欄の上の中山間地域直接支払事業についてということで、制度の内容と効果というか、それについてはいかがかというような感じでご質問いただきましたが、この中山間地域直接支払制度につきましては、地勢的条件の制約から農業生産が不利な中山間地が農産物の付加価値あるいは生産性を低下させているんじゃないかというようなことで、さらに荒廃や耕作放棄地の発生のおそれがあるこれら中山間地の農地に対して、防止のために交付金が支払われるというような事業でございます。ちなみに、本町については、入横尾、南日名、北日名、島、小野沢の5集落が集落協定ということで参加していただいている。

これについては、個人にいく分と集落としての対応というようなことでいく部分があるわけでございますが、参加者については、今140人というようなことで、入横尾が47人、南日名21人、北日名38人、島24人、小野沢10人というようなことでございます。今の農地についても、面積に応じて交付金が出ているわけでございますけれども、そんな形で19年度の交付実績がここにあります518万3,811円というようなことでございます。これについては、国、県、町が3分の1ずつお支払いしているというような状況でございます。

次に、87ページの農地銀行活動促進事業というような事業の中の、農園の借り上げ料ということでございますが、これは議員さんも言われたとおり、ファミリー農園の土地を借りるのの賃借料というようなことでございます。これについては、当時、ファミリー農園の要望という部分の中では、やっぱりみんな元気でやっているころはそれはなかったんですけど、ここへきまして、荒廃地が増えたり、食の安全というのが特に問われる中で、徐々に増えてきているというようなことでございまして、土地の借用料については、そういったことで19万5,670円というよ

うなことでございますが、それぞれの区画の皆さんには、面積が定かでないんですけれども約50㎡前後をお貸ししているというようなことでございまして、この面積が少ないかどうかという部分でございますが、現実的にはまったく農家をされてない方がこれに取り組んでいくというようなことで、やっぱり自分で手作業の鍬ですとか、そういうことでの対応ということで、草退治等で追われているということでもありますけれども、その方にもよるんですけども、現状の中では、坂城地区のファミリー農園を除いては、ほぼ満杯というようなことで、坂城地区についてもだいぶ埋まってきているというようなことでございます。

特にこれから、この拡大どうしていくのかというような感じで、今考えています。大きさ的には、今言いましたようにそれほど、大きいとなるとそれぞれに負担がかかりますので、現状の中で様子を見ると。必要に応じて、今後ファミリー農園を拡大していくような折には、例えば2区画申し込むとか、あまり多くやるとかえって負担に感じる方もいらっしゃるし、多ければ多いで、それは農業委員会等の制度の中で1反歩とかお貸しできるので、その面積的なものは現状の中での対応というふうに考えてございます。

次に、89ページでございますが、農道等基盤整備町単事業の中の町単工事、工事請負費の町単工事の関係と、町単補助事業の選定の基準ですとか、順位ですとかというご質問について、お答え申し上げたいと思います。

これは説明書の中にも出てございますが、工事請負でやっております農道等基盤整備町単事業の中でやっている町単工事につきましては、1つは緊急性が出ているものですとか、地域全体の、1区じゃなくて、もう少し広い範囲での利用ですとか、町全体で考えていくべき部分について、直に町が工事をしている場所というようなことでございます。予算執行的には200万円弱、199万9,357円ということではございますけれども、やはりこれも1つの予算の枠の中で、あるいは緊急性等を考える中でやっているというようなことでございまして、額的には、この範囲の中でやることを基本に考えています。

これは希望というか、例えば区長さん等の中で、1区だけでは対応できないというようなものについては、例えばいろんな形でご意見をお聞きするなりということではございまして、希望どおりいっているかどうかというところとあれですが、判断の中ではほぼこんなところで進めていると。その年によって、その規模によって、実は違います。大きい工事を要するようなものについては、やっぱりそれは単独ではもち

ろんできませんし、補助事業を入れるなりして取り組みが必要ですので、そこら辺が補助事業を導入するかどうかという部分の中での1つの工事とご理解いただければと。その代わり、その次の町単補助事業については、各地区からご要望をいただいていると。これについては、予算の範囲での対応をさせていただくというようなことで、これの順位づけについては、基本的にはそれぞれの区でお願いをしているというようなことでございます。

申請した地域については、基本的にはほぼ予算付けはさせていただいております。ただ、箇所ですとか量ですとかということによって、それが例えば1年で終わるところもあれば3年かかってしまうところもあるというような状況であります。その選択については、各区にお任せをさせていただいているということ。もちろん、最終的な判断は私どもでさせていただいておりますけども、それを原則に考えているわけでございます。

次、91ページの松くい虫の関係でございますが、松くい対策については、特に最近、また赤いものが目につくというようなお話もいただいているわけでございますけれども、その年によって、松くいの発生も、実は変わってきているわけでございます。

私どもの町については、そういう状況の中で、発生していると思われるものについては、ほぼ伐倒駆除をしてきておりまして、県下の中でも、それに関わる予算といえますか、処理量というものは、大変大きい金額というふうになっています。残念ながら、自然のものでありますので、市町村によっては、伐倒駆除をするのをちょっと諦めちゃったかなというようなところもあります。ちょっと今年はこんな温暖気象の条件かもしれませんけども、ちょっとまた赤いものが増えてきて、苦慮しているわけですが、私どもについては数字の中でおわかりになるように、たくさん措置をさせていただいておりますが、1点、空中防除の関係については、ご案内のとおり、空中防除についても、いろいろな地域によって、大変難しい問題もあるわけですが、25haをさせていただいております。上平が15ha、苅屋原が10haというようなことで防除をさせていただいております。これに関わる単価は、町だけで防除のを呼んでくるといってお金がかかりますので、地域、県下ほぼ順番にやっているというようなことで、夜間警備については、例えば千曲市でやったら、次の日、坂城町といった部分で、ヘリが早目に到着するといったときに、警備をしているというような状況で、そのまま昼間来て、昼間飛んでいっちゃうというのは

なかなか、ヘリも下見をして確認をしながらやっているものですから、そういうところで夜間警備料は必要というようなことでございます。

次に、93ページの中小企業能力開発学院の開催状況と、テクノセンターとの棲み分けの関係というご質問をいただいたわけでございますが、中小企業能力開発学院については、19年度につきましては15コース、コースを設定させていただいております。受講者数につきましては、延べで237名というようなことで、内容的にはパソコンの利用入門コース、あと社会保険実務基礎コース、簿記会計コース、あと一般コースということでは、経営研修会ですとか、知的財産セミナー、職場のメンタルヘルス、夏休み子ども体験教室等もこの中で進めているというような状況でございます。

ご案内のとおり、テクノセンターも人材育成をするというようなことで、内容的にはそこら辺で一緒にできないかという部分もあるわけですが、これはテクノセンターと違って、町と商工会が学院をつくってという、ここら辺は歴史もあるということと、1つはそういうことでの対外的な発信力といいますか、そういうものもあるものですから、継続してやらせていただいている。それと運営の組織が、やっぱり運営委員会というものを設けながらやっております、その組織も違うものですから、継続して学院というような形でやっていければというような考え方でございます。

96ページの商工企画費の中の節13委託料のコーディネート事業委託に關しましてのご質問でございます。これについては、実は信州大学の繊維学部へ事業の委託をしております。これについては、月1回相談会をさせていただいて、そこで講演会ということでございましたが、やっぱり参加者等との関係もございまして、2カ月に1回相談会と技術セミナーをやっていただいていると。そのほかに、適宜、講座を持っていただいているということで、繊維学部の先生たちに、会場は男女共同参画センターが多いわけでございますが、そっちへ来ていただいて、企業の人にそれぞれのご講演を聞くと。非常に専門的な話が多いものですから、実際お見えになる企業の方というのは、その講座によって違いますが、平均すると15人ぐらいということで、非常にコンパクトな講座であります。

それに対する成果ということでございますけれども、例えば先生を知ることの中で、例えば企業さんの開発スタッフなり、営業部長なりが来て、そのつなぎをとるとか、そういう部分は見受けてございます。それからの企業については、何

らかの形で繊維学部とつながっていると。例えば町内の企業さんということがございます。ただ、そういう部分でございますが、具体的な先生のテーマによって、例えば1つの製品ができるとか、そういうところまでは行っておりません。

議長（池田君） 審議の途中ですが、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時39分～再開 午後3時49分）

議長（池田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

引き続き、審議を行います。

建設課長（村田君） 3点ご質問をいただきました。

まず最初に、100ページの節19町単事業の関係でございますが、各区から申請をいただきまして、箇所数で申し上げますとおよそ120～130カ所ということでございます。つぶさに、約1週間ほど調査をかけまして、区の役員さん方とすべて回らせていただいております。そんな中で、先ほどのご質問の中にもありましたが、総額全部の箇所を見積もらせていただくと、1億円某という金額になるわけでございますが、その中には、非常にご要望について金額が多いものもございます。地域の要望でございますから。当然、町単事業でございますから、予算は限られておりますので、よく区の皆さん方と現地でお話をいただく中で、ここはどうだろうか、ここはどうだろうかという中で順位を決めさせていただいて、最終的には産業課長が申し上げましたとおり、答弁にもありましたとおり、こちらで決定をさせていただいておりますが、基本的には区の皆さん方と了解のもとにやらせていただいております。

予算の増額はというお話もございましたが、担当課といたしますれば、地域の実状をよく把握しますと、この予算は多いほうがいいわけでございますが、財政的な面もございますので、限られた予算の中で、より効率的な事業をということで打ち合わせの上、決定をしてきているということでございます。

2点目でございますが、101ページの繰越額のご質問をいただきました。

これは箇所申し上げますと、A01号線の道路改良工事、A09号線の道路改良工事、それから坂城駅周辺の道路整備工事、この3件で5,488万3,500円という繰越額がございますが、これはいかなるものかというご質問でございます

が、A01号線につきましては、住宅等の移転がどうしても年度内に間に合わなかったということの中で、繰り越しをさせていただきました。

それからA09号線でございますが、これはご案内のとおり、南条地区の鉄道と千曲川の間を南北に走る道路改良でございますが、農繁期が終わって、すべて終了して11月ごろでなければ発注ができなかったということの中で、どうしても工事的に年度内に間に合わなかったということで、繰り越しをさせていただきました。

坂城駅周辺道路整備事業でございますが、前田川のボックス工事といいますか、その主な工事でございますが、渇水期に工事を行わなければいけないということで、11月ごろ発注ということで、大変、住宅も近接していますし、いろいろ大変な附帯工事もあったりして、年度内に間に合わなくて繰り越しをさせていただいたというものでございます。

それともう1点、111ページの循環バスのご質問をいただきました。

これにつきましては、監査委員さんからもご指摘があったというようなことの中で、20年度につきましては、一括委託料ということで、予算計上をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1番（田中君） 長時間、多くの質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。

答弁はいりませんが、一応、やっぱりこういう厳しい、特に今ここへ来て去年暮れから、秋から経済的な面で厳しい状況で、今年の税収なんかも大変懸念される面があるんですけども、やはり常に予算の合理的な執行というか、そういうものに一層努力をしていただきたいという要望を、重ねてお願いしておきます。

そういう中で、さっき企画課長のほうからの回答、それから、ただいま建設課長の各地区の町単工事の関係ですけども、やはり地域のことについて、自分たちがやると。そういうものにはできるだけ応援をしていただく、そういう地域づくり、私は一般質問もしたんですけど、何か町で、これをやってくれ、あれをやってくれっていうんじゃなくて、やはり自分たちもこれを出すから材料を出してくれやとか、そういうものをやる気を町が、また職員の皆さん一人ひとりが応援していただくような、そういう予算の執行なり、計上を要望しまして、2回目でございます。ありがとうございました。

6番（大森君） それでは、お尋ねいたします。

34ページの款2、項1、目1の説明で職員厚生事業ですが、職員の健康管理に

ついて、お尋ねいたします。

この健康管理について、長期の病欠の職員はいらっしゃるのかどうか。そして、いらっしゃると思えば、その休まれる理由について、どういう疾患なのか、お尋ねしたいと思います。併せて、この職員の健康管理についてどのような体制をとられているのか、併せて説明願いたいというふうに思います。

90ページ、款6、項2、目2 林業振興一般経費、説明の010925ですが、補助金が出ているわけですけれども、これはどういう内容なのか。区有林なんかへは出ているのかどうか。それについて、ご説明願いたいと思います。

あと1点、97ページの款7、項1、目4、説明が011017 創業支援施設管理一般経費ですが、細かいことはいろいろと今までも質問がありましたからあれですが、ここで単立っていった、創業された事業所の件数、そしてその後の活動、活躍ぶりはどうなのか、わかればご説明願いたいと思います。

総務課長（中村君） 職員の健康というお話でございます。

現在、長期に休業、病で休んでおります職員1名でございます。どんな病かという点は、1名でございますから、これはプライバシーに配慮して、お答えは避けさせていただきます。

健康管理といいますか、人間ドックを受けている、あるいは健康スクリーニング、昨年まではそういうことで1泊の人間ドック29名、1日が86名、健康スクリーニングで42名受診をいたしております。本年から特定健康診査というようなことなんです、私どもに関しては労働安全衛生法の関係で、方法論といたしましては、ドッグ、健康スクリーニング相当というような形で20年度からはそういう形になりますけれども、同様に進めてまいっておるところでございます。

産業振興課長（宮崎君） まず90ページの負担金補助交付金ということでございますが、次の91ページにその補助の内容が出てございますが、これについては、森林整備活動支援交付金等については、南条生産森林組合ですとか、上五明ですとか、そのほか間伐等をやった場合に、補助というようなことの中で実施しているそれぞれの業者さんであったり、森林組合であったりというようなことに助成したり、交付したりというようなことで、対応してございます。

B・Iプラザさかきの状況といいますか、育っていった企業があるのかどうかというようなことでございます。B・Iプラザについては、継続してお借りいただいている方が大変多くて、期限等の中で出ていった企業さん、確かな情報はないので

すけど、1、2あったかと思えますけれども、ちょっとそれも時間をいただいて調べさせていただきたいと思えます。

6番（大森君） 2回目をお聞きいたします。

職員の健康管理の点で、今年度から労働衛生というような中で行っていくということで、今まで全員、職員が1年に一度は健康スクリーニングなり、あるいはこういう健康チェックということは、今までやってこられたんですか。数字的には、おそらく全員に近いかなというふうにはちょっと思うんですが、今年度から全職員が強制的な形になっていくというふうに判断していいんでしょうか。それについてのご回答をいただきたいということです。

森林振興のこの補助の件ですけれども、森林組合で、あるいは業者の方というところへ補助しているようですが、区有林で、結構、立町も区有林があって行ってはいるんですが、特別、間伐をやるとか何をやるというふうでもないんですが、草を刈ったり、枝をはらったりということで、一応、年2回は区の山へ入って、午前中だけですけれども作業しているという点で、立町が特別、この木を育てて金になるということはないが、それでも坂城の環境と国土を守ることじゃならなきゃいけないわなということで、何らかの補助でもあればいいなという話もちょっとあるんですが、その方向性について何か検討されればというふうに思うんですが、ちょっと要望したいと思えますが、そのご回答もいただきたいというふうに思います。

創業支援については、調べた後で、またお知らせ願えると思えます。

総務課長（中村君） 昨年までのところでは、必ずしも全員受けてという状況でもない。望まれば臨時の皆さん方にも受けていただいておりますので、数的にはということなんですが、本年からのところは、受けていただかなければということであり。また、特定保健指導につなげていくという、これは医療保険者のところへデータが集まって、私どもへもいただけるかなというようには考えております。そんなことで、より具体的に、限られた項目というお話になるんだろうと思えますけれども、より健康管理に資するデータも得られるのかなと、このように考えております。

産業振興課長（宮崎君） まず森林に関する補助の関係について、ご答弁申し上げます。

今、区等での間伐といいますか、施業に対してということでございますけれども、ここにあるものは、基本的には間伐、要は木を大きく育成するというようなこと、

ある一定の面積の中でというような部分でございまして、それからすると、面積的にもそうですけれども、なかなか区まで合致するということは、現状の中では難しいかなというようなふうに考えてございます。やはり区で管理していただいているという部分からすれば、皆さんの作業のときの、何かそういうもっと違う部分での支出等、そんなことがむしろどうなのかな。いいんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、区として例えば五明区のように大量にやっているところについてはそれなりの交付金を申し上げてございます。これは当然、国、県の補助の対象ということの中で対応してございますけれども、なかなか小さいところというのは難しいというような状況でございます。ただ、これからそこにPR性ですとか、学習性ですとか、そういうものが含まれると、今度の県の森林もあるわけでございます。まだ町にはどんな形でどうだということまで予算化されておられませんので、示されていないで、県でも調整しているところですけども、ちょっとそんな学習とかが入ってくるとまたちょっと違うような助成の道なりが考えられなくはないというようなことで、ご答弁にさせていただければと思います。

もう1点は、B・Iプラザの関係でございます。2社が巢立ちまして、1つは金型の設計、もう1つはOA機器というようなことで2社ほどがご卒業されて、現在、町内で創業をしていらっしゃるというようなことでございます。

議長（池田君） 6番、よろしいかな。

11番（円尾さん） 1点だけお尋ねします。

118ページ、教育費の中の事務局費でしょうか、委託料の中で体力テストを4年生以上の児童生徒が調査を行ったということだったんですけど、その結果はどうなったのでしょうか。その結果について、お聞きしたいと思います。

教育文化課長（西沢さん） 118ページの体力テストの件について、お答えいたします。

初めて、小学校、中学校で体力テストを行いました。小学校は4年生以上、中学校は全学年、男子、女子別々に行いました。その結果ですが、男女差、それから学年の差が本当に大きくて、一概にこうですよというお答えができないんですが、総じて低学年のほうが全国平均、県平均を上回っているというような傾向がございます。

それで、小学生は4年生から6年生にいくに従って、体力もそうですし運動能力もやや下がってってしまうというような状況がわかりました。それから中学校で

すが、学年によっては、運動能力も体力も非常に高いという部分がありました。これは男子についてですが、それについて、学校のほうでもちょっと分析していただきましたが、運動部の加入率が非常に高い。男子においては、運動部の加入率が本当に90%近い学年がございまして、その学年は本当にすべてにおいていい結果が出ているというようなこともございました。その結果について、今年の学習計画の中でどのように生かしていくかという研究が体育の先生方の中でされていまして、一番最初にこの結果を見て、じゃあまずどういうふうにしようかというのは、授業前の準備運動にその学年に沿ってやはり柔軟体操や持久力がないなというところには、準備運動の中にその部分を入れていきたいと思いますというような考え方。

それから、特に中学校の女子については、運動能力が本当に下がってきてしまっているというので、それがその学年において下がっているのか、あるいは1年、2年、3年となるに従って運動をしなくなってきているのかという部分もまだはつきりはしていませんが、毎日の生活の中で、少しでも運動を入れる学校の中の習慣みたいなものを取り入れることについて、検討をしていきたいと。そのような判断をいただきました。

11番（円尾さん） 結果については、それぞれあるわけですけども、実際には中学生の女子が落ちてくるとか、小学校も高学年に向けて体力が落ちてくるとかというような状況、やっぱりちょっと心配かなというような気がします。中学生で運動をやっている方は、それなりのあれですけど、運動をしていない人たちというのがやっぱりそれから関わってくるんですけども、じゃあこの結果を学校のほうではそれに強化指導というような形で計画されていると思うんですけども、この総じた結果について、教育委員会はどんな感想を持っていますか。どういうふうを受け止めていますか。

それと、こういうことに対してどんなフォローができるかということ、教育長の立場でどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

教育長（長谷川君） 今課長のほうから結果について申し上げましたけれども、ある意味では、もう少しいいという思いはありました。やっぱり、この上の補填につきましては、それぞれの学校で、授業の中でどれだけ改善が図れるかというのが第一かと思います。

それから、先ほどの中学校の取り組みのように、学校の授業以外の日々の活動、例えば今でいいますと読書であるとかドリルであるとかそういうものを取り入れて

いますけれども、そういうものの中に運動に関するものが入る余地があるか。率直なところ、時間的に非常に難しいわけですが、そういう余地があるかというような検討も必要かと思えます。ただ、新しい指導要領になりますと、ますます教科学習の時間が増える中で、この問題をこれからどう考えていくかということは、実は大きな問題であるというふうを受け止めておりまして、これからもその方向について、学校とも十分協議をしながら進めたいと思えます。

議長（池田君） ほかにありますか。

（進行の声あり）

議長（池田君） これにて、歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1 議会費、款2 総務費のうち項1 総務管理費中目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費中交通安全施設整備事業費を除く交通安全対策費、目1 3 消費生活費、項3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目8 上水道費、目9 合併処理浄化槽設置費、款5 労働費、款6 農林水産業費、款7 商工費、款8 土木費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費、款1 0 教育費のうち項4 社会教育費中目8 人権同和教育振興費、款1 1 災害復旧費、款1 2 公債費、款1 4 予備費の各事項を、総務産業常任委員会に、歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費中交通安全施設整備事業費を除く交通安全対策費、目1 3 消費生活費、項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目8 上水道費、目9 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費を除く消防費、款1 0 教育費のうち項4 社会教育費中目8 人権同和教育費を除く教育費の各事項を、社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

お諮りいたします。

日程第3「議案第45号」から日程第8「議案第50号」までの6議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第45号 平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第4「議案第46号 平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、社会文教常任委員会付託」

◎日程第5「議案第47号 平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第6「議案第48号 平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、社会文教常任委員会付託」

◎日程第7「議案第49号 平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、総務産業常任委員会付託」

◎日程第8「議案第50号 平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

「質疑なく、社会文教常任委員会付託」

議長（池田君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第44号」から日程第8「議案第50号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日19日から9月24日までの6日間は、委員会審査等のため休会いたしたい

と思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、明日19日から9月24日までの6日間は委員会審査等のため休会といたすことに決定いたしました。

今回は9月25日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時23分)

9月25日日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 9番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 山城賢一君 | 10 " | 安島ふみ子君 |
| 3 " | 柳澤澄君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 4 " | 中嶋登君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 5 " | 塚田忠君 | 13 " | 宮島祐夫君 |
| 6 " | 大森茂彦君 | 14 " | 池田博武君 |
| 8 " | 春日武君 | | |
2. 欠席議員 7番議員 入日時子君
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 塩野入猛君 |
| 総務課長 | 中村忠比古君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| 住民環境課長 | 宮下和久君 |
| 福祉健康課長 | 塚田好一君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育文化課長 | 西沢悦子君 |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 塩澤健一君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 塚田郁夫君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 5 1 号 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 5 2 号 坂城町の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 5 3 号 文教施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 5 4 号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 5 5 号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

第17 議案第59号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

第18 議案第60号 平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

第19 議案第61号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第20 議案第62号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

追加第1 議案第63号 工業用地の取得及び処分について

追加第2 発委第2号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかなる制定を求める意見書について

追加第3 発委第3号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について

追加第4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、7番 入日時子さんから、欠席する旨の届出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 「陳情について」

議長（池田君） 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました陳情については、委員長から審査結果の報告がなされております。お手元に配付のとおりであります。

「陳情第2号 『協同出資・協同経営で働く協同組合法』（仮称）の速やかなる制定を求める意見書を採択を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第3号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（池田君） 日程第2「議案第44号」から認定第8「議案第50号」までの、平成19年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月18日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について、委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第44号 平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 平成19年度一般会計決算、総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月18日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費中交通安全施設整備事業費を除く交通安全対策費、目13消費生活費、目3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目8上水道費、目9合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款10教育費のうち項4社会教育費中目8人権同和教育振興費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月19日、22日の2日間にわたり、委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長等の出席を求め、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要について、ご報告を申し上げます。

（総務課）

〈歳入〉

○ 町税の滞納が約2億2千万円で、昨年より3,630万円増えている。貯金の差し押さえなどの対策もとっていると聞いているが、効果は上がっているか。

△ 法的には差し押さえもできるが、できるだけ滞納しないよう指導し、滞納者に

は差し押さえもあり得ると話し、納税に対する理解を図り、分納してもらっている。

○ 収納推進プロジェクトチームの構成は。

△ 副町長が責任者で、総務、企画政策、福祉健康、建設、教育文化の各課長が委員になっている。幹事会は各収納担当係長になっている。

○ 経常収支比率が89%となったが、80%を著しく超えると要注意といわれている。著しく超えた現状なのか。

△ 下水道特別会計の繰出金が本年度から経常経費扱いとなり、80%を著しく超えた現状になった。坂城町だけでなく、近隣の上田市、千曲市も5ポイント程度上がり、自治体によっては90%を超えるところもある。

○ 不納欠損の理由と件数は。

△ 個人町民税現年分32件、滞納繰越分90件、外国人の出国による徴収不能である。固定資産税については、事業所が廃止され、財産処分もされて徴収不能になった。

○ 高齢者で収入が少なく納税が困難な場合、物納などの対応はとれないか。

△ 現在はしていないが、今後勉強していきたい。

○ 町民税の収入未済額の内容は。

△ 納税義務者8,497名中個人滞納者336名、特別徴収事業所13社、法人413社中滞納18社である。前年度所得に対しての課税なので、急激に収入が減った人や町外へ転出した人などの滞納が多い。

○ 国民年金保険税の資産割をなくす市町村もある。算定の見直しが必要ではないか。

△ 以前と比べ、資産割のウェートを下げてきている。その分、所得割が増えて、平等割、均等割への負担が増えた。全体のバランスの中で検討を進めたい。

〈歳出〉

○ 文書配達に377万5千円かかっている。メールやファックス、議員ポストを利用し、経費削減ができないか。

△ 監査委員からの指摘もあったので、経費の削減に努めたい。

○ 徴税費の不用額が825万円と多い理由は。

△ 法人税及び個人住民税の税償還金、還付金、加算金が予算より少なく、不用となった。

- 職員宿日直手当で宿日直の職員体制は。
- △ 土、日、休日の日直は、職員2名体制で行っている。宿直は業務委託している。
- 予算の執行率が18年度は97.1%で、19年度は93.2%と下がっているが、なぜか。
- △ 翌年度への繰越事業が多いため、執行率が下がった。
- 公債費の一括償還の今後の予定と、保証金免除額はどのくらいか。
- △ 保証金免除繰上償還は19年から21年で、19年度3,297万円、20年度1,700万円、21年度が250万円で、免除額は3年間で100万円弱である。

(会計室)

- 債権を購入していると思うが、投機的な購入なのか。
- △ 最も確実有利な方法で保管しなければならないので、国債の2年ものを購入しているが、今年度からは政府短期債(割引債)も購入し、現在、3カ月で運用している。その他は定期預金で運用している。
- いくつの金融機関と取引しているのか。
- △ 八十二銀行ほか野村証券を入れて9つである。
- 金利はどのくらいか。
- △ 0.25%から0.3%である。政府短期長債は0.597%である。

(企画政策課)

- 旧南条保育園の跡地利用の計画は。
- △ 町横尾区からの要望があり、一部は区で利用し、残りは今後検討する。
- 町観光DVDについて、反響、効果はあったか。
- △ ケーブルテレビ、町の施設で放映を行い、議会にも視察対応に利用している。環境協会の皆さんにも配布し、町のPRに利用してもらうようお願いしている。ケーブルテレビを見た方から、DVDを分けてほしいという要望が数件ありましたが、DVDを見て町の施設の入場者が増えた等、具体的な効果については把握しておりません。
- 湯さん館の入館者が横ばいのようなのだが、今後、対策はあるか。
- △ 入館者が横ばい、微減という状態で、1人あたりのお金の使用も減っています。食事の面等でもいろいろ工夫しています。今後の振興公社の経営については、公社と町側から委員を出し、研究していきたいと考えているところである。

- 湯さん館のカランの自閉式にいつ変えるのか。
- △ 今年度、カランの交換と併せて、露天風呂の目隠しデッキの設置も計画している。目隠しデッキ設置方法の検討に時間がかかっているが、年度内に実施できるように進めていきたい。
- 地域づくり活動支援事業は、10地区2グループになっているが、2グループのグループ名を教えてください。
- △ 稲玉徳兵衛翁の記念誌を作成したグループと0歳からのクラシックコンサートということで、子どもを連れて参加できるコンサートを企画したグループです。
- 講師謝礼の22万2千円のほかに、男女共同みんなの会補助金で35万円とあるが、具体的にどのように使用されたか。
- △ 男女共同みんなの会補助金は、町懇談会、視察研修、学習会、広報パートナーシップの発行時のほか、去年は坂城高校の男女共同参画意識アンケート調査を実施し、懇談会を開催し、県の審議にも取り上げられました。
- 部落解放同盟への補助金は昨年より1割減だが、人数が少ないのに多すぎないか。また、人権政策確立支援はやめるべきだと思うがどうか。
- △ 実際は差別事件があり、つい最近では坂城高校でありましたが、方向としては減少の方向で、今後も見直しをしていく考えである。
- 隣保館運営員の人数と構成は。
- △ 人数は10名以下で現委員は町議会議員、運動団体、地元区長、施設利用団体、福祉団体、副町長、教育長となっている。
- (産業振興課)
- 農業経営基盤強化資金利子助成件数は何件か。
- △ 2件である。
- 経営地域営農推進事業の原材料費で、特産物生産拡大事業趣旨等とあるが、主なものは何か。
- △ きのこの原木栽培に関わるもので、マイタケ、ヤマブシタケ等の種菌や種コマである。
- 農業支援センター補助金、農産物直売振興補助金、特産品振興事業補助金、焼酎商品化補助金の内容と効果は。
- △ 農業支援センター補助金は、アグリサポート事業への補助で、作業依頼も年々増え、農家からも大変喜ばれている。

農産物直売は農産物直売生産者の会が週3回、直売会を開催し、お客さんも喜ばれている。

特産品振興事業は、味ロジックわくわくさかきに対する補助で、約25人。おやき、ジャム、ドレッシング、ねずみ大根の漬物等をつくっている。特に去年は、新会社と協力してねずみ大根ドレッシングのラベルや箱等への初期投資であり、ねずみ大根焼酎は好評である。

- 環境保全型農業推進事業補助金は、減農薬のコンフューザーへの補助だと思いが、何件に出しているか。
- △ JAちくまへ補助金を出している。コンフューザー農家は127軒である。
- 松くい虫防除対策の県補助金を削減するといった動きもあったが、今後の見通しは。
- △ 今のところ、現状維持が続くと思われる。空中散布も20年度で廃止ということであったが、継続されている。
- 観光に関し、いろいろなところへ負担金を出しPRしているが、町のホームページの観光を開いても、内容が乏しい。来年はばらサミットもある。観光行政の取り組みは。
- △ 坂城町は観光で成り立っている事業所が少なく、課題でもある。観光バスなどを入れる観光事業所も出てきたので、観光と併せて特産品づくりにも重点を置き、連帯を図り、駅周辺の鉄の展示館やふるさと歴史館などの見学場所もできた。見どころをつなげる中で、振興を考えていきたい。
- 工業及び商業の事業所数の推移は。
- △ 工業は18年度統計で279件、商業は16年度統計で130件で、減少傾向である。
- 出展補助金の内容と成果は。
- △ 出品者協会へ補助金で、協会では展示会への出展企業を募り、19年度は4つの展示会に出展している。出展企業の中には、商談があったり、企画や見積のやりとりもあると聞いている。
- B・Iプラザの滞納が増えているが、現状は。
- △ 滞納者には個々に事情を聞いている。資金繰りの関係で、まとまった収入があったときに入金してもらっている。

(建設課)

- カーブミラー設置について、区からの要望への対応状況は。
- △ 年度当初に要望箇所の現地調査をすべて行い、設置が可能なものについては、すべて対応している。
- 小網地区の浄化槽の対応は、いつごろになるか。
- △ 小網地区との協議状況にもよるが、早期に実施していきたい。
- 田町交差点から昭和橋までの千曲川沿いの草取りは行われたが、反対側は実施していない。どのようになっているのか。
- △ 以前は春、秋の年2回草取りを行っていたが、現在は維持費の関係で年1回、苦情等があったときは国土交通省長野国道事務所上田出張所に連絡をしている。今年は特に道路特定財源の暫定税率の関係で、作業が遅れた。
- 昭和橋はかなり痛んできているが、修繕計画は。
- △ 現在、災害復旧工事により、橋脚の根固めを行っている。第1段階では、まず現在の状態を維持し、保守管理を行っていくことである。第2段階では、状況を調査把握し、結果をもとに補修を行っていく必要がある。より橋を長くもたせるためには、全体的に補修を行わなければならない。
- A09号線の進捗状況は。
- △ 現在、最後の舗装工事を行っている。竣工すれば、約800mの道路が開通する。12月までに完了予定である。
- 河川愛護会等で、地元でも協力しているが福沢川の河床の整理、草刈りを千曲建設事務所に要望できないか。
- △ 河床整理や土砂上げ等は、以前は計画的に行っていたが、上流にダムを設置したことにより、土砂等が堆積しなくなった。一部、土砂がたまっている箇所があるが、護岸の土台が露出している箇所もあり、あまり取るのは危険である。10月から11月にかけて、土砂を押しならしての河床整理を行う予定である。草刈りは、ステップ階段などの設置も要望により可能なので、地域でできる限りお願いしたい。
- 町営住宅の入居状況は。
- △ 横尾団地管理戸数69戸のうち、入居者数64戸、戌久保団地管理戸数30戸のうち、入居戸数27戸、旭ヶ丘団地管理戸数11戸のうち、入居戸数7戸、網掛団地管理戸数12戸のうち、入居戸数11戸、上平団地管理戸数31戸のうち、入居戸数24戸、鼠団地管理戸数19戸のうち、入居戸数1戸、旭ヶ丘ハイツ管

理戸数12戸のうち、入居戸数10戸、坂端改良住宅管理戸数16戸のうち、入居戸数は16戸である。

- 入居申込待機状況はどのようになっているか。
- △ 7名である。うち3名は入居意志を確認中である。
- 街路事業に関連して、田町の上室賀坂城停車場線の跨線橋の耐震計画が5年以内のうちにあったが、どのような状況か。
- △ 県の橋梁長寿命計画があり、5年以内の改修の中に位置されている。しなの鉄道の交差部分の改修で、今年度、測量設計を行い、来年度工事を実施する予定である。地震による橋が落ちないように耐震設備を整備する工事である。
- ばらサミットを契機に、多くの皆さんが中心市街地に訪れることと思うが、ふるさと歴史館から鉄の展示館に向かう途中の交差点にある公園にばら等を植えて、花いっぱい環境を整備できないか。
- △ ばらサミットもあるので、ばらと緑を増やしていきたい。公園の所有者、にぎわい実行委員会とも相談し、花と緑の環境を整備していきたい。
- 駅のトイレのフィルターが汚れている。定期的な交換などの管理はどのように行っているか。また、環境バスの運転手の対応について、町は把握しているのか。
- △ フィルター等の管理は、今後、定期的に行っていく。運転手の対応については委託先の信州観光バスと協議をしていきたい。
- 循環バスの利用状況は。
- △ 1便あたり10.5人、1日あたり115人である。
- ばらサミットの期間中だけでも、町内観光施設を巡る循環バス運行はできないか。
- △ さかき千曲川バラ公園と合わせ、中心市街地や湯さん館といった観光施設を循環するバスの運行について、産業振興課の観光担当と相談する中で、検討していきたい。

(議会事務局)

- 町のホームページに一般質問の時間(何時から誰々)も掲載してほしい。
- △ 検討したい。
- 会議録の専門用語の誤字等が多いが、地元の業者に委託できないか。
- △ 地元はなかなか難しいが、県内に委託できる業者があるかどうか、近隣の市町村も調べて検討していきたい。誤字等については、時間的余裕もないので大変厳

しいが、できるだけ改善していきたい。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって原案のとおり認定することと決定をいたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（池田君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月18日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費中交通安全施設整備事業費を除く交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目8上水道費、目9合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費のうち項4社会教育費中目8人権同和教育振興費を除く教育費の各事項について、9月19日、22日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長、教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子育て推進室長、図書館長、文化財センター所長、保健センター所長、各保育園長、地域包括支援センター所長、学校給食センター所長及び各担当係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要について、ご報告申し上げます。

（住民環境課）

○ 防犯灯の要望と実施状況は。

△ 平成19年度の要望箇所は計53カ所、64灯で、そのうち44カ所を実施した。実施率83%、予算上の理由により実施できない箇所については、翌年度に

ほぼ実施している。区の中の優先順位を決めて実施している。

- 町内の犯罪件数と犯罪の低年齢化への取り組みは。
- △ 平成19年中の犯罪件数は119件、前年比42件の減。侵入盗、乗物盗などの窃盗犯88件、インターネット等の詐欺44件、器物損壊その他25件、暴行、障害の粗暴犯2件である。地域の防犯指導員による防犯パトロールや学校、PTA、少年警察ボランティア協会と共同して、未然防止に努めている。
- 消費者問題の相談件数は。
- △ 役場窓口での相談10件、電話相談12件の計22件であった。訪問販売、SF商法、架空請求、通信販売に関することなどで、クーリングオフによる契約解除が3件、シロアリ駆除、消火器、家庭用温熱治療器、手続を指導し、回避ができたものもある。
相談件数は全体的にも平成16年をピークに、年々減少傾向にある。
- 運転免許証を返納された方と住基カードの申請との関係は。
- △ 運転免許証の返納についての把握は、こちらではできない。住基カードは、高齢者の身分証明書として利用されており、20件ほどの申請があった。
- 年金に関する問い合わせの状況は。
- △ 年金問題が発生した昨年6月は、窓口、開設相談を合わせて104件の相談があった。その後、年金特別便が送付された10月以降は、毎月50件以上の相談があった。
- 環境保全対策費で化学薬品約450種類とあるが、実際に450種類処理をしたのか。また、強酸系廃液、シアン系廃液など、業者により中和処理等を行ったとあるが、処理後はどのような処分がされたか。
- △ 試薬等を含め、約450種類の化学薬品を処理、処分をした。これらの薬品等は産業廃棄物となるので、国、県が許可して、業者により中和、焼却の処理がされている。処理については、1品1品、マニフェストで確認を行っている。また、PCBについては、役場の敷地内に保管庫をつくり、町で管理している。
- PCBの処理期限はいつまでか。また保管については安全か。
- △ 北海道の処分施設は、平成27年に稼働中止となるので、それまでの間となる。また、法に基づく保管庫を設置し、PCB機器については、鉄製の箱に入れて保管している。保管庫は施錠して、管理している。
- 外国人が町内に約600人いる。地域のアパートにも外国人が住んでいるが、

ごみの出し方などのパンフレットなど、3カ国語で対応できているか。また苦情等はあるか。

- △ ブラジル人が一番多いが、ポルトガル語、英語、中国語の3カ国語で今のところ対応できている。それに関わる苦情等は特にない。また、収集場所用にマグネット式のごみ出し方看板を3カ国語用意していて、要望のある区に配布している。
- 平成19年度のごみ減量化容器は14件とあるが、今までのトータルでは何基設置済みか。また設置者に対しての追跡調査は行ったか。
- △ 追跡調査はしていない。コンポストの使い方については、広報9月号で特集を組み、啓発している。また、今までの累計では1,090基に設置補助を行っている。
- 少子化、就労形態の変化と消防団員の確保が年々難しくなっている。平成19年度にどのような取り組みをしたか。
- △ 消防団が勧誘に行っても、親御さんが拒否をして、本人と会うこともできない状況を聞く。町では、区長会の際に団員確保に関して依頼している。

金井区では区長と分団長の連盟で、消防団員募集のチラシを区内に配布した。地域の協力が不可欠である。
- 各区において、消火栓からの水出し訓練を実施してほしい。赤水が出るが。
- △ 消火栓の定期点検は、各分団で定期的に行っている。消火栓訓練については、地域と消防団が連携して行い、事前に訓練内容を上田県営水道と協議している。また、消火栓点検や消火栓訓練を行うと赤水が発生する。その点については、地域の方に理解してもらうよう啓発を行っていききたい。

(福祉健康課)
- 社会福祉一般経費の緊急対策事業助成金、いわゆる福祉灯油について、対象世帯数と周知方法、未申請者に対する対応はどのように行ったのか。
- △ 対象世帯数560世帯。当初、全世帯に対して通知で申請書一式を送付し、同時に広報で案内した。

未申請世帯については、特に再通知等を行っていないが、申請期間終了後も5月末まで延長し、柔軟に対応した。
- 老人福祉一般経費の老人福祉センター改修工事について、オストメイト対応トイレの設置の経緯はどのようなものか。
- △ 利用該当者は20名程度。町身体障害者協会会長より要望相談があった。障害

者にも積極的に外に出て通常生活を送ることができるようにするため、利用率の高い夢の湯に設置した。

- 後期高齢者医療保険事業の委託料について、この積算根拠は何か。
- △ 県内市町村は㈱電算の執務業率が高いため、町村会が一括して㈱電算と委託料交渉を行い、価格を決めている。
- 高齢者生活支援事業の外出支援サービスについて、要望に対してどの程度対応できているか。
- △ 平成19年度は152回の利用があり、要望に対しては応えられていると考える。
- 老人福祉町単事業の敬老祝金について、平均寿命が延びているのに77歳の人にも渡すのはいかがなものか。
- △ 現在、77歳はまだ若いですが、昔から続く1つのめでたい区切りとして、高齢者にとっては特別なものであると言えると思う。今後の課題としたい。
- 介護予防施設運営事業について、ふれあいセンターと老人福祉センターの違いは何か。
- △ とともに老人福祉法に基づいて行っており、行っているサービスは同じである。ふれあいセンターが坂城、村上地区、老人福祉センターが中之条、南条地区を担当している。

違いは、ふれあいセンターは、地域生活支援事業の担当部署でもあり、高齢者介護の相談やサービス提供を行っている。一方、老人福祉センターは、障害者等、さまざまな団体の事務局の機能も果たしている。
- 介護訓練給付事業について、利用者の反応はどうか。
- △ 独りでも日常生活を送っていけるようにすることを目的としており、社会福祉協議会の職員が、企業に障害者の就労の協力を求めたりしている。また、イベント等で自らがつくった小物の販売を行っている。利用者からは好評を得ている。
- 心身障害者福祉一般経費の障害者授産施設等整備補助金とは何か。
- △ 長野市にある長野あかつき園への補助である。現在、町内の利用者はいないが、今後の入所の可能性もあり、近隣市町村で補助することとした。
- 介護施設の待機状況はどうか。
- △ 平成20年3月末現在、41名である。
- 地域包括センター一般経費の介護予防ケアマネジメント業務委託件数は。

△ 件数は延べ600ケース、数が多いため5事業所にも依頼している。この委託料である。

○ 緊急通報体制整備事業の独り暮らし老人訪問員について、支援はどこまでか。

△ 安否確認、各機関への連絡調整、相談、援助等である。だいたい1人につき訪問員1人であるが、災害時には限度がある。そこで身内、民生委員、隣組など日ごろからの周りの協力体制を整えておくことが必要不可欠である。

(児童福祉費関係)

○ 母子福祉医療費給付事業について、母子福祉医療費と父子福祉医療費の差は何か。

△ 母子世帯140世帯、父子世帯14世帯と世帯数がまず大きく違う。また所得要件があるため、父子世帯が福祉医療の該当にならないケースが多い。

(衛生費関係)

○ 麻疹予防接種の実施状況は。

△ 麻疹、風疹混合ワクチンを使用し、1歳から2歳に至るまでの1年間に1回目1期を接種し、保育園、幼稚園年長時の1年間に2回目2期の接種を行っている。平成19年度は1期の接種率が79.1%、2期の接種率が91.1%である。年度末には未接種児の保護者へ接種勧奨を行っている。

○ 昨年、高校生世代に麻疹が流行したが、幼児期に2回接種すれば大人になっても効果が続くのか。

△ 従来は1回の接種で終了していたが、より高い免疫効果を得るため、平成18年度から幼児期の2回接種が制度化された。2回接種することで、個人差はあるものの、大半の方は高い免疫効果が得られるとされている。

○ 現在の高校生世代に接種をする必要はないのか。また、接種費用の補助はどうか。

△ 平成20年度から5カ年計画で、中学1年生及び高校3年生に対し、接種が開始されている。今後、5カ年間実施することにより、現在の高校3年生以降の子どもたちは、全員2回接種することとなる。

接種費用はすべて公費で行うため、無料である。

○ 結核レントゲン検診の受診率が低いが、周知方法や対策は。

△ 対象者には個別に受診案内通知を出している。7月に1次検診を実施し、未受診だった方には10月の2次検診に再度の受診勧奨通知を出している。65歳以

上の高齢者が対象なので、検診会場まで来られない方もいるが、できる限り受診できるように町内27カ所で実施している。

- 人間ドック受診者451人に対し、補助137人の意味は。
- △ 社会保険の方が137人という意味で、残りの方は国民健康保険の方という意味である。
- 人間ドックの補助は受診者のすべての人が対象となるのか。
- △ 国民健康保険の方はすべての方が対象となる。社会保険の方は、勤務先等どこから補助のない方を補助対象としている。
- 妊婦検診を受けずに出産した事例はあったか。
- △ 1回も妊娠中に検診せず出産に至った事例はなかった。
- すこやかヘルスアップ事業で、実施人数の少ないものがあるが。
- △ 実施人数が少なかったことは反省点である。個々へは深く関わることができ、効果もあったと思う。今後は、より大勢の方が関わられるよう事業を進めていきたい。
- 健診後の追跡調査を行っているのか。
- △ 現在は必要に応じて実施している。平成20年度から医療制度改革に伴い、特定健診、特定保健指導が始まり、保健指導が制度化された。今後は必要者に健診後から保健指導が継続実施されていくので、健診結果の追跡が確実に行われると考えている。

(保育園 子育て支援センター関係)

- 臨時保育士の配置基準はどうなっているか。
- △ クラス担当の臨時保育士、パートの早朝、延長保育士、代替保育士、障害児抱え保育士、一時保育士のほか調理員がいる。
3園統一の基準で雇用しているが、病気等長期の療養休暇を取得する保育士が出た場合は、代替保育士の賃金が多くなったり、障害児の人数で抱え保育士の賃金の増減などがあったりするため、3園で差が生じている。
- 賄材料費について、単価についての基準はあるか。
- △ 各地域でその地域の業者から納入させている。各園で価格に差があるので、安い業者から仕入れるよう引き続き努力していく。
- 地産地消の取り組みについて、状況は。
- △ りんご、ぶどう、じゃがいもなどは地元のものを購入している。他のものは購

入量が少ないため、届けてもらうのが難しい。

○ 入所人数が少なくなってきたが、職員配置の基準を下げることはできないか。

△ 坂城町は国の基準で職員を配置しているが、近隣でも市を除いて町村では、国の基準で職員配置が行われている。基準については、国に要望していく。

○ 子育てセンターの報償費の講師謝礼について、講座の利用者はどれくらいか。

△ 平均20組前後の親子が受講している。

(教育文化課)

○ 児童館運営費と放課後児童健全育成事業ともに臨時職員の賃金があるが、同じ児童館での事業で違いがあるのか。

△ 放課後児童健全育成事業は、国からの補助事業となっており、児童館運営費は、町の単独事業となっている。

○ 児童館の登録数と定員は。

△ 平成19年度5月時点では、坂城58名、南条60名、村上69名。昨年度末では坂城54名、南条56名、村上52名となっている。

施設は50人規模であるが、放課後児童健全育成事業の実施にあたっては70人以下との指導をされている。

○ 事務局費の積立金の増額の内容は。

△ 小学校の耐震化、社会教育施設の老朽化対策のための積立金である。

○ 30人規模学級任意協力金は、なぜ村上小学校だけなのか。

△ 1学級35人を超える場合、県との共同事業により学級増とするもので、5年生以上が対象になるため、村上小学校のみが該当する。

○ 私立幼稚園就園奨励費の内容は。

△ 町内居住の保護者を対象に、私立幼稚園の設置者が行う保育料の減免に対して補助する。

内容としては、坂城幼稚園45名、さゆり幼稚園28名、梅花幼稚園長野市1名の園児分について交付している。

○ 問題を抱える子ども等自立支援事業について、事業費の大半が賃金に充てられているが、その内容は。

△ 県の委託事業で実施されており、大峰教室の指導員を事業のコーディネーターとしても位置づけている。

- 教員住宅管理事業の修繕料の内訳は。
- △ 町内4カ所7戸の教員住宅の改善。主に南日名の教員住宅の天井クロス貼り替え、網戸、入口、ガラス、風呂場の給湯器の修繕である。
- 住宅の補修整備について、長期的な計画が必要ではないか。
- △ 次年度から給湯設備の改修を計画していきたい。
- 耐震化等学校施設のハード面での費用が見込まれる中で、教員住宅の改修についても、長期的計画を立てないとソフト面の予算が厳しくなって、子どもたちにしわ寄せが行ってしまうことも考えられるが。
- △ 耐震化についても、当初の計画を前倒しして実施しているため、耐震化の実施状況に応じて、計画を立てたい。
- 3小学校の光熱費について、差があるが、その内容は。
- △ 水道料については、県水や井水の差があり、電気料についても、社会体育施設として体育館やグラウンドは使用されているため、差が生じる。
- 学校医報酬は3小学校とも同額だが、その理由は。
- △ 学校、医師会との協定により、規模に関係なく統一して依頼している。
- AETが代わり、影響はなかったのか。
- △ ジェットプログラムの先方の人選で派遣されていたが、民間会社の直接の委託により、こちらのニーズに沿ったAETをお願いできるようになり、学校、生徒からも好評である。
- 図書館内にある行政資料は最新ではないが。
- △ 1階と2階にそれぞれ配置しているが、庁内の資料等については、できる限り発刊、発行の都度配置している。
- 図書館ネットワークシステムの利用状況は。
- △ 平成19年実績は、他館への貸出は6,402冊、他館からの借り入れは5,742冊である。
- 備品購入費の内訳は。
- △ 一般図書1,916冊、児童図書971冊、うち絵本419冊、雑誌764冊である。
- 図書購入に交付金は充てられているか。
- △ 交付金は学校図書にのみ充てられており、図書館の図書購入は、すべて一般経費による。

- 地下タンク灯油配管変更工事とは。
- △ 施設ボイラー給付用の地下タンクの配管に劣化箇所があり、新たに配管し直した。
- 公園の遊具管理の内容は。
- △ 各地区の育成会に点検はお願いしている。
- 都市・公園係はどこを確認するのか。
- △ 町で管理の遊園地については、都市・公園係で点検をしている。
- 中学校に部活の陸上はないが、スポーツ少年団からのつながりはないのか。
- △ 中学校でも保護者会用の社会体育のクラブ化がされているため、活動している生徒もいる。
- 大会等への参加は可能なのか。
- △ 中体連の規定により、引率者等の条件に合えば、参加は可能となっている。
- 体育指導員は、有資格者が選ばれているのか。
- △ 体育指導員は、規則により2年任期で、10名委嘱している。資格に関係なく、広く町のスポーツ振興に携わっていただける方をお願いしている。
- 冷凍食品の納入業者は、どのように決定しているのか。
- △ 毎月入札で、価格、品質により選定をしている。
- 事故米を使用した可能性のある厚焼き卵を使用したか。
- △ 平成17年度に1回、平成18年度に4回、計5回、事故米を混入した可能性のあるつなぎを使用した厚焼き卵を使用した。

本日朝、東京の製造会社と松本市に本社のある納入業者が、経過についての説明に来た。現在、詳しい調査を実施している最中である。

- 厚焼き卵の事故米使用の澱粉購入はどのくらいか。
- △ 事故米は卵の中に0.001152グラムである。混入率は0.00002304%である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（池田君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（大森君） 議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場より討論いたします。

決算審査にあたっては、歳入が計数的に正確であったかどうか、これはもちろんのことではありますが、事業執行は、町民が主人公といえる立場から適切であったかどうか。その事業効果はどうであったかなどを判断基準といたしました。

福田首相は、自らの閣僚を組閣しておきながら、新閣僚が国会で姿勢方針を述べることなく、政権を投げ出してしまいました。安倍内閣に続いての政権の投げ出しです。昨日発足した麻生内閣は、国民の厳しい批判を前に、構造改革路線を手直すかのようなポーズをとっていますけども、この路線そのものが、国民の要求とかけ離れており、この内閣でも解決の道は見出せないではないかと思います。いくら政権を変えても、政治の中身を変えなければ、国民との矛盾は解決いたしません。今国民の生活を建て直すには、ルールなき資本主義の極端な大企業中心の政治をやめて、アメリカ言いなりの政治を大もとから正すことが求められているのだと思います。

さて、歳入についてですが、町民税は、当初予算を大きく上回り、収入済額は31億1,193万2千円となり、前年度に比べて25.2%、3億2,524万1千円の伸びとなりました。個人町民税では、前年比25.7%、1億7,371万7千円の増となりました。大幅な増額の要因は、定率減税の廃止と税源移譲によるものです。税制制度の変更が税金を増加させたものであって、私たち一人ひとりの収入が増えたことによるものではありません。高齢者控除の廃止をはじめとして、相次ぐ税制の変更により、町民の皆さんは、重税感をひしひしと感じております。大幅な税収の伸びからも、数字としてはっきりとそれが見えてとれます。

法人町民税では、前年度比1億5,152万4千円増、24.6%となりました。緩やかな景気の回復をいわれましたけども、業者によってかなりの差が出てきています。また、年度の後半から、サブプライム問題に端を発し、投機マネーが原因の世界的な原油の高騰、穀物の高騰は、あらゆる面に影響が出てきており、急速な景

気減退が心配されております。工業の町、ものづくりの町を自負していますけれども、産業の下支えをしている中小零細業者の支援と地域経済活性化対策が急務となっております。

町民税全体の滞納は年々増加しており、前年と比較して3,632万2,165円増えています。徴収業務に努力されていることは理解していますけれども、本当に生活が苦しくて払えないのか、払う力があるのに払わないのか、その区別を見極めでの対応をしていただきたいと思います。

また、保育料、住宅使用料、下水道使用料など、これらの滞納は、税金と性質が異なっております。担当課同士のきめ細やかな連携を持ち、滞納解消に力を尽くしていただくことを強く望むものであります。

財政健全化法に基づく健全化判断比率では、実質公債費比率が19.3%となりました。財政の硬直化の目安とされる18%を超えたことで、起債が許可制となりました。一部事務組合等の起債等が加味されることで、仕方のない面もあるわけですが、今後の財政運営には、十分な配慮が必要になります。

次に、歳出についてです。

人権同和推進事業について、部落解放同盟坂城町協議会に対する補助金270万円、人権政策確立支援30万円の支出は、同意できません。部落解放同盟への補助金を含めて、団体への補助金は実態に合ったものに見直してほしいと思います。同和対策として、町民の皆さんに協力をいただき、残された課題は、早急に解決していくことであります。

未登記地の登録を早急に行っていただきたいと思います。

地域医療について、地域医療を守るために救急医療の確保や安心してお産のできる産科医の確保など、千曲市や上田市を含めた広域での地域医療体制を、一刻も早く確立する必要があります。

次に、子育て支援について。妊産婦検診について、今年度は5回の対応になりましたが、交付税措置をされていますので、より一層の拡充を望むものであります。働きながらの子育てを保证するため、産休明け保育の実施と、村上保育園でも一時保育の実施を望みます。

子どもの医療費無料制度を、所得制限をつけず、小学校卒業まで拡充すべきだと考えます。また、窓口無料化を県に働きかけてほしいと思います。

次に、介護保険について。来年度見直されますが、保険料の値上げをせず、サー

ビスの後退を招かないよう望むところです。保険料の低所得者への軽減を図ることと、利用料の町独自の軽減制度を充実して、サービスを受けやすくするよう配慮してほしいと思います。

障害者支援について。障害者計画に基づき、障害者支援サービスの基盤整備を早急に充実させていただきたい。

町民の健康管理について。保健予防活動を一層強めるため、保健師を増員していただきたい。人間ドック、健康スクリーニングの補助金を増額し、健診を受けやすくすることです。

次に、食の安全について。今、食の安全が脅かされています。主食である米ですら、安心して食べることができなくなりました。国が農家に減反を押しつけ、農産物や食品の輸入拡大と規制緩和が、その大きな原因であります。地産地消に力を入れ、農産物の価格保障と農家への所得保障で、荒廃農地の再生と農産物の自給率向上の施策を展開することです。学校給食センターが仕入れた厚焼き卵について、納入業者に対し事故米使用の有無を徹底調査させ、子どもたちの健康被害についても、きちっとした調査と対応を求めるものであります。

原油高騰対応について。低所得者に対する福祉灯油、ハウス栽培農家への燃油支援は、評価するところであります。今後も、直接ガソリンを使つての零細業者に対しても、支援の対象を拡大してほしいと思っております。

教育関係について。全国学力テストは行わないよう国に働きかけていただきたい。結果について、原則公表しないことに対し、一定の評価をいたします。

図書館について。視聴覚資料のサービスの拡大と親子で読み聞かせのできるスペースを確保してほしいと思います。

職員体制について。職員の削減により1人あたりの仕事量が増えています。住民サービスが低下しないよう注意するとともに、職員の心身の健康管理に、十分な配慮をすることを求めます。臨時職員の雇用形態を早急に見直していく必要があります。特に、子どもの育ちに関わる保育園、児童館、給食センターの臨時職員の見直しを、雇用を守るためにも早い時点での見直しが必要であります。ラスパイレス指数が年々低下しています。働きやすい職場を確保するためにも、今後十分な配慮を求めるものであります。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して要望を申し上げ、議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の討論といたします。

議長（池田君） 審議の途中ですが、テープ交換のため、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（宮島君） 議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

日本銀行松本支店の発表によると、現在の経済動向は支出が減少、企業収益が減少する中、設備投資は総じて横ばい、個人消費はやや弱ふくみのほか、公共投資の減少傾向にあって、全体的には弱めの動きが続いております。戦後最長の景気拡大が終わり、景気が下りに入ったとも報道されているところであります。

ご案内のとおり、国政においては、福田首相が今月1日突然辞任を表明し、5人の閣僚経験者が立候補した自民党の総裁選において、麻生氏が後任として就任いたしました。年金問題をはじめ後期高齢者医療制度の見直し、食の安全性問題、原油高騰対策や経済財政対策など重要課題が山積する中で、安定した国民生活、社会保障制度の構築を強く願うものであります。現在、国、地方を通し、厳しい財政状況のもと、経済財政運営と構造改革に関する基本方針に沿って、財政健全化の取り組みが進められております。この取り組みにより、地方歳出の抑制が続く中、特に財政力の弱い団体においては、税収入が増加しても、それを上回って地方交付税が抑制され、歳出削減の努力を続けているにも関わらず、厳しい財政運営を求められているわけであります。

また、近年の景気回復に伴い、地方法人二税の税収が急速に回復する中で、大都市をはじめ経済力が大きく地方税源が集中している地域とそうでない地域の間で、税収差が拡大する傾向がございます。このような状況を背景として、地方公共団体の財政力格差の是正問題は、早急に取りくまなければならない喫緊の課題となっております。地方分権を推進し、財政の自主性、自立性を画していく観点に立って、財政力格差が拡大し、あるいは固定化しないよう適切な対応が望まれているところでございます。

平成の大合併により、県下の市町村は89に減少し、新たな合併の動きも見受けられる中、わが坂城町は、早くから自律の町を選択し、個性ある独自のまちづくりを進めているわけでございます。改革への具体的なステップとして、行財政改革推

進計画が策定され、先人が培ってきた潜在的な力を生かして、幅広い産業支援、町民参加による協働のまちづくり、そして簡素で効率的な執行体制の確立といった自律に向けた具体的な取り組みが進められております。

さて、平成19年度の決算の状況でございますが、自主財源の中心となる町税について、個人町民税においては、所得税からの税源移譲、定率減税の廃止など税制改正により、前年度対比25.7%の増、法人町民税についても、景気の回復の動向を反映し24.6%の大幅な増でありました。企業関係者の皆さま方のご努力に敬意を表するところでございます。

町税全体の決算額は39億1千万円で、前年比11.8%、3億2千万円の大幅な増収となったところであります。関係者並びに担当職員の日ごろの努力に対し、敬意を表するとともに、併せて収納未済額が年々増加の傾向にございますので、負担の公平の観点から、引き続き厳正な対応をお願いする次第でございます。

地方交付税については、算定基準となる基準財政収入額が、所得譲与税の廃止等により減額、一方、基準財政需要額は行政改革の歳出削減実績や製造品出荷額などの成果指標による割増算定もあって増加しており、交付税全体で前年度比39.4%、1億9千万円の大幅な増額となりました。しかしながら、国の交付税総額については、三位一体での改革などにより減少傾向が続いております。交付税総額の安定確保を図るため、引き続き、国、県、関係団体に対し働きかけることをお願いする次第でございます。

また、繰り入れにつきましては、財源不足に補填するため、財政調整基金からの繰り入れを行っておりますが、決算額は2億1,500万円、前年度比にしてマイナス50%で大幅に抑制されており、今後の厳しい財政運営を見極め、特定目的基金の造成、運用につきましても、適正な取扱いをお願い申し上げる次第でございます。

一方、歳出でございますが、平成13年で策定された第4次長期総合計画後期5カ年計画、また実施計画に沿って多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに、機をとらえ、財源の確保にもご尽力いただき、道路改良事業や下水道事業継続事業をはじめとし、中之条住宅団地の整備、村上小学校体育館の耐震化工事、災害時の対応など、備蓄庫を併設した消防団詰所の新設、まちづくり交付金事業への具体的な取り組みなど、都市基盤の整備や、町民福祉向上に努めてこられましたことから、心から敬意を表する次第でございます。

また、自治区が主体的に取り組んでいる地域づくり活動支援事業、大学と連携を強化する中での産学官連携事業、坂城ブランドの研究開発など、今後の活動について大いに注目いたすところでもあります。ふるさと坂城、歴史と文化を学ぶ「信濃村上氏フォーラム」や「風林火山」の講演会、花と緑のまちづくり事業によるバラ公園の整備、原油高価格高騰に対する低所得者世帯への緊急支援措置などが実施されたところでもあります。このほか少子化対策の障害者の自律支援、福祉の取り巻く情勢が大きく変わってきておりますが、サービスの低下を招くことなく、積極的に取り組みをお願いする次第でございます。

以上、今年度に取り巻くハード面、ソフト面について触れましたが、財政指標において、財政力指数が0.764から0.805へと上昇しております。一方で、経常収支比率については84.2%から89%へと4.8ポイント悪化しております。人件費や扶助費、繰出金の抑制など、行財政改革計画の取り組み成果が現れてきておりますが、さらなる経常的経費の削減、行政効率化へのご努力をお願い申し上げる次第でございます。

また、財政健全化法の施行により、実質公債費比率や将来負担比率など、健全化比率が19年度決算から公表されました。坂城町は、いずれの指標においても、早期健全化を下回っておりますが、今後の起債残高に留意するとともに、行財政運営の透明化、町民への説明責任といった視点での取り組みをお願いする次第でございます。

後期基本計画では、「ものづくり」、「健康づくり」、「安全・安心」、「地域力」、「花と緑」の5つの重点課題を掲げ、施策の展開を図っておりますが、どうか行政と地域が一体となって、安全・安心の地域社会の構築とうおるいのある住環境づくり、健康づくりへの推進など、より一層元気な坂城町を目指し、前進することをご期待申し上げ、総合的の評価のもと、私は議案第44号「平成19年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成します。

「討論終結、(原案賛成、起立多数により) 認定」

◎日程第3「議案第45号 平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 有線放送電話特別会計の審査をご報告申し上げます。

去る9月18日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第45号「平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月22日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長補佐、まちづくり推進係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下、その概要についてご報告を申し上げます。

- 有線設備の更新について、特別公有電話機に改革しようという考えはあるか。
- △ 現在のメダルケーブルを使った施設は、メーカーも開発を止め、行き詰まっている。今後の方向について、年度内に内部検討会を立ち上げ、新たな仕組みの導入も含めて考えていきたい。
- 現在の設備は、あと何年使えるのか。
- △ 具体的な年数についてはわからないが、基盤等の予備部品については、計画的に購入しており、メーカーにストックもあるので、当面は維持できる。
- 具体的な更新時期は決まっているのか。
- △ 現在、いろいろな情報手段があり、見極めが難しい時期であるが、できるだけ早く方向づけをしたいと考えている。
- かなりの金額を基金として積み立てているが、有線使用料の減額は考えないか。
- △ 基金については、施設の更新に備えるということで必要であると考えている。携帯電話、インターネットの普及により、NTTの家庭電話や公衆電話も減っており、有線も加入者が減っている。当面は今の施設を使えるだけ使ってという話になるかと思うが、検討委員会で方向づけをしていく中で、使用料についても検討しなくてはいけないと思っている。

基金については、平成6年の更新時に将来のことも考えて積み立てているものであり、ご理解をいただきたい。

- 収入未済額の内容は。
- △ 使用料の滞納については、件数は12件で、うち3件は9月現在回収が終わっており、現在は9件で25万2千円である。平成14、15、16年度に未納を理由にサービスを停止したが、そういった方が1年分、2年分と滞納している。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第45号「平成19年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第4「議案第46号 平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 去る9月18日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第46号「平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月19日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下、概要について、ご報告申し上げます。

〈歳入〉

- 歳入決算額の収入17.6%増の要因について。
 - △ 要因の1つとしては、退職者医療の給付にかかる療養給付費交付金の増加がある。
- 今後、団塊世代が退職し、退職世帯は増加するのか。
 - △ 退職医療制度は年齢60歳から65歳までと、平成20年4月に改正された経過措置として存続する。平成26年度の廃止までの間、新規の退職国保加入者は増加する見込みである。
- 資格者証25件の交付中に、子どもを含む世帯は。
 - △ 19年度は1世帯に該当があった。
- 資格者証を発行しない自治体もある。資格者証でなく短期証の交付、また相談に応じなかったのか。
 - △ 納税相談の機会を設け、世帯の生活状況の把握に努めているが、相談や納入誓約に応じないことにより、審査会を経た結果、資格者証となった。
- 93件の短期証世帯交付の根拠は。
 - △ 訪問や呼び出しで機会を設け、保険証短期交付の基準に基づき、交付している。
- 資格者証の給付状況は。
 - △ 1世帯の給付、歯科4カ月分の給付申請があり、10割で5万4,230円の給付申請があった。
- 納税相談の中で、全税目のうち、優先順位は。

△ 他税目と各生活状況に応じて決めている。国保税を優先しなければならない理由はないが、保険税の未納は、給付制限に影響がある旨を話しながら相談実施しているため、国保税を優先する場合がある。

○ 保険税の納付が困難なので、税の収納率も上がらないのか。他税目の税額がある中で、国保税だけの未納はあるのか。

△ 国保は資格があれば課税になるので、国保税のみ滞納している世帯は多いと感じている。

○ 19年度の未納者に対する強制執行の状況は。

△ 納税相談の中で応じているので、資格者証交付という措置があるので、強制執行は実施していない。

〈歳出〉

○ 高額療養費が、前年と比べ歳出増加しているが、高齢者が増加しているからか。また、重複他受診者の把握については。

△ 高額療養費については、一般、退職を含み、約35%歳出増。主に退職高額療養費であり、退職国保の被保険者が、年約70人増、2、3年で200人増加している中で、60歳以上の疾病が高い。また、悪性新生物や白血病、人工透析などの疾病患者が発生し、医療費が高額となった。さらに70歳以上の前期高齢者の増加が要因といえる。

重複他受診については、保健センターと連携をとり、保健師の訪問指導等により、医療費の適正化の結果を出していきたい。

○ 基金積立金5,584万3千円増の経過は。

△ 前年度は、歳入歳出の差引残額を基金に繰り入れたが、19年度は差引残額を見越した中で、予算積立を行ったものである。

○ 8千万円の歳入未収金に対して、基金積立額が多いのでは。税率への引き下げや一般会計からの繰り入れがなくてもよいのでは。

△ 基金は医療費の給付のために基金積立している。月の医療費の最低限、5カ月分の確保が、県の指導で求められている。

○ 出産育児一時金22件の支出内容について。また、給付制限は。

△ 国保加入者22件分の支払給付。一時金については、18年10月より給付額が30万円から35万円に改正されており、内訳1名分は17年中の出産一時金である。給付については、2年間の期間制限による時効がある。

- 給付の申請漏れがないよう配慮しているか。
 - △ 出生届受付時や保健センターでの育児相談機関などにお知らせをし、申請を行っていただくようにしている。
 - 給付についての町からの繰り入れは。
 - △ 22人の出産一時金765万円の3分の2の金額510万円を、町会計から繰り入れている。なお、給付費の3分の1は特別交付税の算定対象となっている。
- 以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第46号「平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、挙手多数により、原案のとおり認定することに決定いたしました。
- 以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。
(なしの声あり)

議長（池田君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（大森君） 議案第46号「平成19年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対の立場より討論いたします。

19年度の国保加入状況は3,185世帯6,142人であり、加入率は世帯で55.3%、人口では37.6%となりました。医療給付費は、退職被保険者で29%の大幅増になっていますが、団塊世代の退職を考えたとき、この傾向が続くと考えられます。

決算状況は、基金残高で比較してみますと、17年度から18年度には1,784万8千円増加したのに対し、19年度は7,584万3千円の大幅増加で、基金残高は1億8,699万4,839円となっており、決算額の11.3%にもなりません。全国では、赤字となっている自治体もある中で、坂城町の国保会計は、比較的余裕がある決算状況だといえます。

国保税が高い、これが町民の皆さんの実感であります。滞納状況を見ますと、17年度から18年度は17.2%増加し、19年度も17.8%増えて9千万円になりました。調定額に対して14.8%にもなります。滞納者に対しては、正規の保険証を交付しないというペナルティが課せられます。この9月には新しい保険

証が交付になりますが、それを前にした時点でのペナルティの状況は、資格証明書 18 世帯、6カ月の短期証 42 世帯、3カ月の短期証 31 世帯、1カ月の短期証 25 世帯、未交付 14 世帯となっています。合計で 130 世帯になります。

4月より後期高齢者医療制度が別立てとなりましたので、9月時点での被保険者世帯数は、360 世帯であります。5.5%の世帯に正規の保険証が出されていないこととなります。保険証は私たちにとって命の砦であります。住民の命を守る自治体の責務として、発行していくべきだと考えます。

保険料の徴収には職員の皆さんの努力は認めるところですが、新しい滞納者が増えないための努力を求めるものであります。また、滞納の状況を把握して、どうしても払えない人には、何らかの手を差し伸べるべきだと考えます。

減免を求めますと、制度の中に軽減策があると言いますが、それを適用しても、現状の滞納のあることをしっかりと見る必要があります。また町長は、国保だけを対象とすれば公平ではないと言いますが、果たしてそうでしょうか。保険者は町であり、他の保険は雇用者が応分の負担をしています。それぞれの保険についての厚生労働省の調査によれば、1世帯あたりの年間所得の平均は、市町村国保は 132 万円、政管健保では 230 万円、組合健保では 371 万円であり、それらをもとに算定した保険料率は、国保が 11.4%、政管健保が 7.3%、組合健保は 4.8%であると公表しております。国保世帯の所得が最も低く、保険料率は最も高くなっています。ここからも保険料が払えない状況を見ることができます。これらに配慮して、国保の運用をしている保険者である町として、一般会計からの投入をして、軽減措置を政策としてとるべきだと考えます。

以上、議案第 46 号「平成 19 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」に対して、反対の討論といたします。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10 番（安島さん） 私は、議案第 46 号「平成 19 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論させていただきます。

高齢社会が進行する中、国民健康保険は、地域住民が安心して医療を受けるための地域保険の担い手として、重要な役割を果たしております。その一方で、長期にわたる治療や高額な医療費を必要とする疾病の増加等により、医療費の増大も著しく、健全な財政運営の確保をいかに努めていくかが、今後の重要な課題であると考えます。

このような状況の中、歳入の柱である保険税の収入は厳しい状況が続いておりますが、個別相談や納税相談、夜間、年間を通じての滞納整理など税収の確保について、常に大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、高齢被保険者の増加や高額医療給付の増加により、保険給付費の支払額は、前年度と比べ17.2%の伸びとなっております。増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして、国保ヘルスアップ事業による生活習慣病予防に重点を置いた保健事業の実施、疾病の早期発見を目的とする各種健診や人間ドックの実施、レセプト点検や看護師による重複他受診者への訪問指導などにもご努力をいただいております、事業の健全運営に向けた取り組みを図られたと思うものであります。

また、後期高齢者医療制度や前期高齢者医療費にかかる財政調整制度の創設といった大きな医療制度改革の実施や、退職者医療制度の廃止により、今後の団塊の世代の制度加入によるますますの負担増が予想されるなど、国保の財政運営の見通しの不透明さが懸念されます。その中で、適正な保険料収入や基金の残高確保など、多くの課題があるところですが、引き続き、被保険者の負担の公平を図る観点から、国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康増進と医療費の抑制に、さらなる取り組みをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

「討論終結（原案賛成、挙手多数により）認定」

◎日程第5「議案第47号 平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査をご報告申し上げます。

去る9月18日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第47号「平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月22日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下、その概要について、ご報告を申し上げます。

○ 滞納者の現状は。

△ 平成19年度分滞納者の7名のうち、5名の方は納入がない。1名は定期的に

分納していただいている。残りの1名は不定期ではあるが、納入いただいているが、現年度分がそれ以上あり、滞納額がなかなか減らない。7名のうち1名は住所不定である。

○ 1名の方は住所がよくわからないようだが、土地、建物を差し押さえできないか。

△ 過去には、土地、建物が競売にかけられるということもあり、差し押さえをしても難しい。滞納については、他市町村も同様であり、滞納改善についての情報を共有しながら、誠意努力していきたい。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第47号「平成19年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第48号 平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 去る9月18日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第48号「平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月19日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下、その概要について、ご報告を申し上げます。

〈歳入〉

○ 加入者数と1人あたりの医療費は。

△ 加入者数は平成19年度平均で2,297人となっており、18年度と比べ減っている。これは平成14年度医療制度改革による特別措置により、今まで70歳からの加入だったものが75歳に引き上げになったことによるものである。

また、1人あたりの医療費は81万2,737円で、県下第2位の医療費となっている。平成18年度は75万2,811円で、約6万円の増となっている。

○ 6万円増えた要因は何か。

△ 現状の詳細な確認はしていないが、入院、通院ともに増えている。また、全体では1回あたりの医療費も増えている。

○ 診療報酬が減っている中で増加している理由は。

△ 高度医療の増加と長期治療を必要とする患者の増加が、主な原因と思われる。

〈歳出〉

○ 返還金の内容は。

△ 18年度分の国庫負担金、社会保険診療報酬支払基金負担金の精算による返還金で、18年度分については事務費分である。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第48号「平成19年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第49号 平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 下水道事業特別会計の審査をご報告申し上げます。

去る9月18日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第49号「平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月22日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下、その概要について、ご報告を申し上げます。

○ 下水道使用料の滞納状況及び対策は。

△ 使用料滞納分の対象件数は15件である。滞納になる前に納入をしていただくよう努めるとともに、滞納になってしまったものについては、納入誓約書により分納してもらっている。

○ 滞納者を増やさないためにも、下水道へ接続する際に、税などの滞納状況を確認するなどの対応は考えられないか。

△ 現在、下水道へ接続する際には、下水道受益者負担金の納入状況を確認し、滞納がある場合は、滞納を解消してからの接続としている。

- 使用料の不納欠損の内容は。
 - △ 19年度の不納欠損件数は2件である。1件については使用者が死亡し、相続人がいない状況であり、1件については、アパートに入居されていた人が県外に転出され、不明となった。
 - アパートの住人については、アパートの管理者にも責任があるのではないか。今後、対策を考える必要があるのではないか。
 - △ 使用料について、支払者は居住者となっており、現在は管理者への請求は行っていない。使用料は受益者からの届出により請求している。下水道の接続時は、管理者からの届出となっているので、接続許可をする際には、条件を設定していくなど、対策の方法を検討していきたい。
 - 施設管理費の修繕料の内容は。
 - △ マンホールポンプの故障1件、管路の清掃1件、下水道管路敷設に関わる畑管の切り直しなどによる修繕7件である。
 - マンホールポンプは、数年の経過により故障する件数が増えてくるのか。修繕の予算は増えるのか。
 - △ マンホールポンプの耐用年数は20年と長くないため、故障も考えられるので、必要に応じて予算対応をしていきたい。
 - マンホール付近が陥没するなど、道路舗装の修理は修繕費に計上されているのか。
 - △ 年数の経過した箇所については、現状の確認を行ってほしい。道路舗装の補修は、単独事業として工事費で実施している。
- 以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第49号「平成19年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定をいたしました。
- 以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第50号 平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（池田君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（柳澤君） 去る9月18日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第50号「平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月19日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下、その概要についてご報告を申し上げます。

〈歳入〉

- 収入未済額について、内訳はどうなっているのか。
- △ 第1号被保険者保険料の収入未済額は、現年度分の普通徴収保険料として、義務者596名に対し、滞納者数58名、また滞納繰越分の普通徴収保険料として、義務者48名に対して、滞納者数46名である。
- 現年度分、繰越分の滞納者で同じ人もいるのか。
- △ 同じ人もいる。その滞納者数は79人である。
- 滞納者の介護保険サービスの利用について、制限はしているのか。
- △ 現在、滞納者で介護保険サービスの受給者はいない。

〈歳出〉

- 電算委託料は1.8倍近く増えているが、なぜか。また、この金額は先方の言いなりか。節減の対策は何かとられているのか。
- △ 18年度のシステム改修の繰越分があったため、増加している。
金額については町村会が窓口となって交渉している。委託料の削減については、長野広域連合が中心となり、市町村のシステム担当会議を開催し、情報交換等を行い、経費の削減対策を行っている。
- 保険給付費増額の原因は。
- △ 施設利用が増えたことと、またグループホーム等、町内施設の利用についても、空き部屋の解消がなされたこと、在宅の利用についても、個々の利用額が増加していることが挙げられる。
- 認定者のうち、実際に介護保険サービスを利用している人は何人いるのか。
- △ 19年度末時点で637名の方が認定されており、そのうち503名、78.9%の方がサービスを利用されている。
- 介護保険サービスを利用している人とは、実際にお金のかかった人ということか。
- △ 介護保険の給付の対象となるサービスを利用している人ということ。入院によ

り医療保険の給付を受けている人や介護保険外のサービスのみを利用している人は含まれない。

- 要介護支援認定申請をしたが、自立と認定された人はいるのか。
- △ 平成19年度中には1名いた。
- 要介護、要支援認定申請から認定までの期間はどれくらいかかるのか。
- △ 3週間程度。また、30日以内に認定するように定められている。ただし、意見書等、認定審査のための書類の収集状況によっては、遅くなることもある。30日を過ぎる場合には認定の遅延の通知を発送している。
- 包括的支援事業の任意事業とは何か。
- △ 地域支援事業のうちの1つ。市町村独自に行っている事業である。
- 配食サービスの利用状況は。
- △ 平成19年度は延べ人数で253名、3,502回の利用。月平均21名、291回である。
- 配食サービスは要介護、要支援認定を受けていなくても利用できるのか。
- △ 要介護、要支援認定を受けていなくても、独り暮らし老人、高齢者のみ世帯で、食事の準備が困難な方であれば利用できる。サービスの提供にあたっては、地域包括支援センター等で訪問し、困難者であることを確認した上で提供している。
- IADL訓練事業とは何か。
- △ 掃除、料理、洗濯等日常の動作についての訓練を行う。昨年度は10回開催され、142名の参加があった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第50号「平成19年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（池田君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第9「議案第51号 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第52号 坂城町の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第53号 文教施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条
例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第54号 工業振興施設等整備基金の設置、管理及び処分に関
する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（池田君） 審議の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたしま
す。

（休憩 午後12時07分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

ただいま、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を、日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第55号 坂城町営住宅等管理条例の一部を改正する条例につ
いて」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

11番（円尾さん） 条例について、お尋ねします。

中之条の団地ができたことによって、この条例が制定されてきていると思いま
すが、中之条の団地の中で、戌久保の住宅の方たちに入っただくということが前
提につくられてきたわけですけれども、一般質問の中などでお聞きすると、かなり
条件が厳しいんじゃないかというふうに思うんですけども、現実には30戸に27

戸の入居者だという話を先ほどの報告にもありましたけれど、実際にここに入れる人たちというのは、どの程度おいでになるのか。どういうふうに考えておいでになるか、お聞きしたいと思います。

建設課長（村田君） ただいまのご質問でございますが、お答え申し上げます。

現在、戌久保団地の入居者につきましては、ご案内のとおり30戸中27戸というところでございますが、この中之条団地の入居基準に該当する方は27名中5世帯が該当になるということでございます。

11番（円尾さん） 5世帯ということになると、もうほとんどの方が対象になっていかないということなんですけれども、要は戌久保の団地をこちらへ移していくというような計画の中で、これが建てられてきているという経過を見たときに、それでいいのかなというふうに思うんです。特別に優遇していくというようなことは考えておいでにならないのでしょうか。

建設課長（村田君） 戌久保団地の建て替えというような、お話をいただきましたが、今回、まちづくり交付金事業により建設をいたします町営住宅につきましては、当初、公営住宅法に基づく公営住宅という話もあったわけでございます。法的な入居資格、例えば所得制限等もある中で、入居資格の範囲が狭く、また新築ということもあり、入居者、非入居者の公平性や民間の同種住宅の家賃と均衡を図る中では、ある程度の家賃設定はしなければならないということから、いろいろ不安もあったわけでございます。

昨年来、いろいろ担当課のほうでお答え申し上げておりますが、そのような状況の中で昨年7月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が公布されたということの中で、新たな制度である地域優良賃貸住宅の要綱が9月4日に施行になったということでございます。それで、県と協議をする中で、今後建設する公営住宅については、地域優良賃貸住宅にという指導もございまして、町営住宅の供給の促進及び管理面を考慮いたしまして、地域優良賃貸住宅にいたしましたということでございます。

特別な優遇措置ということでございますが、この地域優良賃貸住宅の要綱では、所得の条件もある中で、一般質問の中でもご答弁申し上げたとおり48万7千円以下、ただし15万8千円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限るという要綱になってございますので、その規定に沿っていきたいということでございます。

11番（円尾さん） 法律の規定に沿っていくんだということで、特別優遇していくのではないんだというお話でしたけれども、現実にはかなり古くなっているところがありますので、そういう中で町営住宅を建て直したりしていくと、同じことが出てくるわけですね。

今入っている人たちが入れないような状況ということ、建て直した中で、それがあるということについては、ちょっとどうなんだろうなということもあります。それから、じゃあ今の戌久保住宅は、そのまま存続させていくのかどうか。その辺については、どういうふうにお考えでしょうか。これは町長さんに伺ったほうがよろしいでしょうか。

町長（中沢君） 公営住宅も国の施策の方向という中で、一定の広さを持った、そういったものをある程度負担していただいているということが前提になってきているわけでございます。もちろん、例えば戌久保団地そのもので、そこを出て行ってほしいということではなくて、こちらに移れる方は移ってほしいという中で、順次整備してまいりたいなど、こんなふうに思っております。

旭ヶ丘のハイツの負担、そしてまた、今回の制度につきましても、子育ての家族、老人家族等については、入居条件が許しますと、入居料3分の1を公費負担にするということで、いくらかでも利用していただく人たちの幅を広げてまいりたいと、こんなふうを考えているところでございます。

議長（池田君） ほかにありませんか。

1番（田中君） 今度追加される条文の中のただいまの関連で、家賃の減額の関係なんですけど、今の町長の答えは、じゃあ旭ヶ丘におられる、あるいは戌久保におられる方が中之条に入る場合は、3分の1を公費で負担ということでよろしいんですか。

それからちょっとその関連で36条、入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額というのは、経済的な理由だけですか、それとも例えば施策誘導として、子育て世代、いわゆる下條方式の子どもを優先的に生んで育てる世代を優先的に誘導するとか、そういうような施策も居住の安定を図るという中に含まれるかどうかということ。それからその次の行の管理開始後20年減免期間、この20年の根拠というのは何か、法律か何かであるのかどうか。その3点をちょっと聞かせてください。

建設課長（村田君） 3点のご質問にお答え申し上げます。

まず、最初の先ほど町長がご答弁申し上げた優遇措置の関係でございますが、こ

これは、この地域優良賃貸住宅の要綱の中で、家賃低廉化の助成の規定があるということをごさいますして、要するに48万7千円から15万8千円の該当の方ということですが、先ほど申し上げましたとおり、所得の上昇が見込まれる方は、それ以下でも入れるよということがございます。そんな中で、一応、規定の中では21万4千円以下の方が低廉化助成の該当になるわけですが、町といたしましては、他の公営住宅との均衡を考慮する中で、所得が15万8千円以下の該当する世帯、それで、この該当する世帯でございますが、高齢者世帯、それから障害者等世帯、小学校卒業前の子どもがいる世帯ということの中で、該当する方に対しては、一律30%の減額を行いたいということをごさいます。

それから、条例の中の36条の関係でご質問がございました。居住の安定を図るためという条項は何かということをごさいますますが、これは先ほども申し上げたとおり、例えば子育て世代の方が、小学校卒業前の子どもがいる方で所得が15万8千円以下ですが、所得の上昇が見込まれるという方には優遇措置で入れるよということがございます。そんな中で、現在、収入が少ないものですから、入居者の安定を図るために、家賃の減額を行うことができるということをごさいます。

それでもう1つ、減額ができる期間は管理開始後20年を限度とするということをごさいますますが、これは、家賃低廉化助成の期間の20年ということにつきましては、国の家賃低廉化助成制度において、管理開始から20年と定められておりますので、この制度の規定に基づき、行っていきたいということをごさいます。

町長（中沢君） 先ほど、家賃の助成制度について、3分の1と申し上げましたけれども、30%ということで建設課長の答えが正しいということで、訂正させていただきます。

1番（田中君） そうすると、ちょっともう一度確認しますけれども、30%の最大の軽減を受けられる人たちは、一応、まず第1要件として、旭ヶ丘なり戌久保におられて、15万7千円以下の人でということなんですか。それとも、町内にいて、15万7千円以下だけど将来的に所得の上昇が見込めるという人たちなのかということ、1つちょっと確認させてください。

それからもう1つは、居住の安定というのは、子育て世代だけでも15万7千円以下で、所得が将来増える可能性がある人という限定なんですか。それとも、もっと町に若い人たち、少子化対策というような形の中で、子どもさんを出産したり、育児したりする人たちを取り込むというような施策をここで運用するわけにいかな

いのかどうか。そこをちょっと説明をお願いします。

建設課長（村田君） 先ほど来説明しておりますが、この地域優良賃貸住宅という位置づけの中で、特に、例えば旭ヶ丘団地ですとか、戌久保団地の入居者の方に限定しているわけではなくて、広く全体を考えた中の入居者の居住の安定という解釈でお願いしたいと思います。

もう1つは、15万8千円以下で将来収入が見込まれる方ということの中では、要するに子育て世帯、高齢者等世帯、障害者等世帯ということでございますが、特に子育て世帯、この低廉化の条項に合う方は、子育て世代の中で、小学校卒業までの子どもさんたちがいる家庭ということの中で、月収が15万8千円以下の方は、将来、収入が見込まれる方については、低廉化助成をしながら入居が認められるよということでございますので、広く入居の条件を考えておるということでご理解いただきたいと思います。

ちょっと補足させていただきます。この中之条団地につきましては、町内の方に限定したものではありませんので、この中ではIターン、Uターン、それからいろいろな条項の中で、町外の方も広く入居ができるということでございます。

1番（田中君） 減免の仕組みというか、考え方はわかりました。

そういう中で、町外も含めて若い子育ての人たちを取り込めるという手法というか、施策としても使えるということで期待しているところでもありますけども、そこで最後の質問なんですけども、戌久保と旭ヶ丘の今入っている人たちには、強制的に出て行ってほしいというようなことは、さっきお答えの中でしないということなんですけども、その人たちがなかなか入れないような状況でありますので、その住環境の整備は、今後も取り組むという、既存の戌久保、旭ヶ丘の今入っている人たちがいる限りは、いわゆる修繕等について、適切にやっていただくということを要望しておきます。

そういう中で、一応子育て世代なんですけども、例えばお腹の中にいる赤ちゃんがいるような人たちは、該当するのかどうか。そういう少し幅広く、あるいは現実に子育てという、子どもがいるということが、そういう1つこだわりというか形の中で限定するのかどうか。その辺の弾力的な運用はあるのかどうかだけ、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

建設課長（村田君） ただいまのご質問でございますが、そこまでの詳しい資料はちょっと手元にはございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろし

くお願いします。

議長（池田君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時52分～再開 午後1時55分）

議長（池田君） 再開いたします。

建設課長（村田君） ただいま貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

ただいまの質問の妊娠中の方でございますが、その方も入居の対象ということでございます。ただ、妊娠している方で、所得が低い方で、将来見込まれる方も入れるんですが、低廉化の対象にはならない。生まれてから対象になるということでございます。

3番（柳澤君） ちょっとわかりにくいのでお聞きするんですが、不正な行為で入居したときとか、滞納したときとか、例えば明け渡しの請求というようなことがあるんですが、今話に出ています30%の減免とか、あるいは小学校以下の子どもとかというような条件が変化した場合は、どんなふうになるのか。一たん入ってしまえば20年間はそのままということはある得ないと思うんですが、その辺のことは見落としているのか、どこかで触れているところがあるのかどうなのか。それと内容的なことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

建設課長（村田君） ただいまの質問の条件が変わった場合ということでございますが、例えば小学校6年生の方が中学に入ったというようなことについては、減額の対象にならないということでございますから、それはそれで改定をしていくということでございます。

不正ではないが、いろいろ入居資格等が変わった場合ということでございますが、それについては、当然、入居資格等がその入居資格に合わないということでございますから、そのタイミングというのは、ちょっと大変難しい面もございますが、いろいろ連絡をとり合う中で、明け渡しのお話をしていかざるを得ないのかなということでございます。

3番（柳澤君） 減免のことなんかはたぶん条件が変わってくれば、そこで変えることになるだろうと思うんですが、今言われた条件が変わって入居の資格がなかったような場合に出ていってくれというようなことが、なかなか難しいんじゃないかと思いますが、今そのことも何かちょっと触れられたような気がするんですが、そういった点は、条例じゃなくて何か別の運用上の具体的なものをおつくりになるんで

しょうね。それだけお聞きすればいいです。

建設課長（村田君） 今のご質問については、公営住宅法にうたわれておりますので、その基準に沿って施行してまいりたいということでございます。

議長（池田君） ほかによろしいですか。

2番（山城君） 先ほどの答えの中で、新しい団地ができて成久保に住んでいる方は、入居条件が厳しくて入られないという方々は、残ってお住みになってよろしいということですが、その期限というのはあるのでしょうか。

建設課長（村田君） 今回の住宅については、即刻、全世帯を移転するというような法的な建て替えではございませんので、ただいまのご質問のいつまでにとこの規定はございません。

2番（山城君） 新しい団地では、小学校6年生までは入居の条件の中でいいということですが、今度進学されて子どもさんが大きくなって、中学以上になった場合はどういう、その前に入居されていればずっと入居はよろしいということですね。減免はあくまで小6までという、卒業までということでしょうか。

建設課長（村田君） 入居資格でございますが、今小学校までの世帯という私の説明については、低廉化の助成が受けられるよという中身で申し上げておったんですが、この低廉化を考えない場合は、入居資格については、子育て世帯、これは18歳未満の子どもがいるという世帯、それから高齢者世帯、障害者等世帯、それからIターン、Uターン、新婚世帯、母子世帯というような入居資格がございます。

それで、低廉化の助成については、小学校卒業して中学になられましたら、その時点で減額は終了ということでございます。

2番（山城君） これから、今少子化であれなんですけれども、子どもさんが複数いて、一番下のお子さんまでということによろしいか。

建設課長（村田君） 例えば3人、4人、今そういうご質問ですよ。一番下の方、当然、例えば高校、中学、小学校おいでた場合は、小学校の生徒さんがおるものから、それは当然該当でございます。

議長（池田君） ほかに。

（進行の声あり）

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第56号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第3号）に

ついて」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 実は今回、直接この予算に関係はしてないんですけど、関連ということで。実は社会文教委員会においてもちょっと出たんですけど、これやっばり本日の本会議において説明を受けるべきではないかという意見が多く出たんで、改めて質問を申し上げるんですけども、ご承知のとおり、事故米を原料とした澱粉が使った厚焼き卵みたいなものが、小学校とかいわゆる施設や保育園のようなそういうところでも使われていると。現に、長野県も隣の千曲市とか、安曇市とかということで2、3日前の新聞で出たんですが、そのときに給食センター長に来てもらって、どういう状況かということの一部聞いたんです。

先ほどもちょっと説明がありましたけども、午前中に業者が説明に来たというんですけど、今町の中の、特に学校へ向け、あるいは保育園や老人施設等に向けて、そういうものがどのように出回ったというか、使われていたかないかという調査なり、いわゆる住民の皆さん、町民の皆さんが安心していただける情報として、今現在どんなような取り組みなり、事が行われているか、説明をお願いしたいと思います。

議長（池田君） 1番議員に申し上げます。

今、20年度の補正予算をやっておるわけですが、今の質問では、答弁者が誰かわかりません。ということは、この補正予算の中で、教育費なら教育費、それを言っていたら、今の関連で申し上げますがという、ていねいな質問をしていただかないと答弁者が困りますので、お願いします。

1番（田中君） 失礼しました。それでは12ページ、教育費の関係でございます。教育総務費で小学校、給食センターで事故米等の原料とした澱粉を使った厚焼き卵の使用状況、あるいは、ただいまほかにもメタミドホスだか、農薬等を使ったものが出ているのですけれども、その辺を今どの程度、どういう状況で町内の小学校向けの給食センターでは把握しているか、説明、情報提供をお願いします。

教育長（長谷川君） ご質問にお答えをしたいわけですが、今町内の施設というお話もありましたけれども、給食センターに限って申し上げたいと思います。

まず最初に、給食として提供すべき食品の安全というのは、一番大事なことでありまして、その安全に疑いを持たなければならなくなったという事態が起きてしまったということに対して、大変残念なことだというふうに思っております。

児童、生徒それから学校の先生方、保護者の皆さま、そして町民の皆さまにも大変ご心配をおかけしていることかと思えます。お詫びを申し上げたいと思えます。

まず、経緯を申し上げますと、9月20日の6時のテレビニュースが最初かと思えますが、21日の新聞にも出ましたけれども、カビの生えた事故米を混ぜた米からつくった澱粉。これを食材のつなぎとして使った可能性のある厚焼き卵を長野市等の給食センターが出したということであります。提供した会社はナガキュウという、これは間屋さんでありまして、製造会社ではありません。この報道を見まして、坂城町給食センターでも厚焼き卵は献立として出していますので、それがナガキュウから入ったものであるか、あるいはこの汚染の可能性のある澱粉が使われたかどうかを調査をいたしました。

その結果、事故米が混ざった米からつくった澱粉を使った可能性のある厚焼き卵の仲間ですが、手づくり厚焼き卵とか五目厚焼き卵という名前ですが、これをナガキュウから買を入れて使っておりまして、そのうち5回がこの疑いのある澱粉が入っていた可能性があるかもしれないというふうには判定できる部分でありました。

5回以後も、その後、今年になっても出しておりますが、これは購入先がナガキュウでないものもありますし、ナガキュウであったとしても静岡県の農政事務所が調査して、この時期からはもう使われていないというふうにはっきりしたものもあります。

カビによる事故米が混入されて、厚焼き卵として給食に出されるまでのルートとしましては、まず澱粉をつくった会社は、長岡市にあります島田化学工業です。ここが農水省からカビの生えた事故米を購入して、正常な米と混ぜて澱粉をつくった。そのときの事故米の混入率は0.3%程度だったというふうにいわれております。これは新潟県の保健部生活衛生課でそういうことを発表しております。厚焼き卵をつくった会社はすぐる食品の浜松工場であります。すぐる食品では、島田化学工業から事故米の混入した可能性のある澱粉を平成19年11月まで使っていたようであります。

厚焼き卵にはこの澱粉がどのくらい入っている可能性があるかといいますと、2.2%から2.4%、これは澱粉の量です。この中に先ほどの事故米も入っていた可能性のある澱粉は、2.4%のうちの3分の1、あとの3分の2は別の種類の澱粉と混ぜて使っていたようです。小学生が食べる厚焼き卵は1個50グラムですが、それでも、その中で、今事故米からつくったベターフレンドという名前の澱粉です

が、これがどのくらい入っているかということを経験してみると、0.38グラム入っていたと。先ほど言いましたように、ベターフレンドの中には事故米は0.3%程度入っているということですから、50グラムの厚焼き卵に入っている事故米からつくった澱粉そのものは、約0.001グラム程度ではないかというふうにいろんなところの情報から考えております。

これが健康上どのような影響があるかということでもありますけれども、カビによる汚染であります、カビは発がん性の物質を出すカビもあるんですけども、農林水産省が、この事故米を出荷する前に検査をした結果が公表されておりますが、それによるとカビによって発がん性物質のアフラトキシンというものが検出されなかったというデータがあります。ですので、一般的なカビが生えていた事故米であったと。こういうふうに考えられております。

今製造業者のすぐる食品に、坂城町に納入された厚焼き卵に事故米を含んだ澱粉が使われたのか、先ほど申し上げた5回の中のいく日が使われた日なのかということをはっきりさせてほしいということを経験するときにも申し上げましたし、電話等でも今申し上げているわけでもありますけれども、まだ回答は来ておりません。

ここまでの今までわかった事実でありますけれども、このことにつきましては、昨日、小学校、中学校へは児童生徒を通しまして保護者の皆さまに、今お話ししましたような内容のご通知をいたしました。現在わかっていることについて、通知をさせていただきました。また、広報へも掲載するように今手配をさせていただいているところであります。

いずれにしても、給食は安全でなければいけません、それに疑惑を持たれるようなことがあったということは大変残念でありますし、二度と起きてはならないということで、今どんな対策をこれからやっていったらいいかということを検討しております。ただ、率直なところ、給食センターではそういう農薬であるとか、カビ等の汚染がどうかということについて、検査する機能はありませんので、これについては、国や県等の関係機関の情報を的確にキャッチをするということかなと。それからもう1つは、納入業者に対して、今まで以上にチェックをする必要があるのかなということも思いますが、これについても、近隣の給食センターとか、教育委員会とお互いに情報交換をしながら、より安全を保つためにどんなことができるかということを経験検討して、できるだけ早く対策をとりたいというふうに今考えております。

1 番（田中君） 貴重な時間、詳細な説明をありがとうございました。いずれにせよ、住民の皆さんが、自分たちの子どもたちが食べている学校給食、これはもちろん安全ということが前提になっているわけですので、そういう面で一層努力をしていただくということをお願いしたいと思います。

ついては昨日、小中学校の児童生徒には通知をしたと、ただいまのような概況ですが、逐一、こういうものはやっぱり住民の不安を募らせないということで、的確な情報提供をお願いします。

10 番（安島さん） 12 ページ、目2事務局費の積立金ですが、文教施設設備基金ということで2億3千万円の積み立てをされるということですがけれども、これにつきまして、各小学校の耐震診断、それと耐震工事、そういったものの前倒しをしていく予定はあるのか、お聞きいたします。

教育文化課長（西沢さん） 耐震診断につきましては、今坂城小学校南校舎の診断を始めておりますが、来年度にかけまして、村上小学校の校舎、南条小学校の校舎、体育館、耐震2次診断をしていない学校施設について、すべて2次診断を行うという計画でおります。

10 番（安島さん） 2次診断の結果が出まして、一番倒壊度の高いところから耐震工事をしていただけるということでしょうか。

教育文化課長（西沢さん） 2次診断の結果を全部把握いたしまして、その中で優先順位を決めていくという考え方でおります。中でも文科省のほうからはI s 値につきまして0.3以下は早急にということですので、その結果を十分精査する中で、決めさせていただきたいというふうに考えております。

6 番（大森君） 9 ページ、商工企画費の鉄の展示館管理一般経費で1,250万円、これについての施設等の整備事業ですが、どのような内容か、お答え願いたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 9 ページの鉄の展示館管理一般経費について、ご答弁申し上げます。

これにつきましては、今鉄の展示館については1階部分の第1展示室等を中心に展示をしてございます。2階につきましては、今企業のそれぞれの製造品等のブースと赤羽刀を展示してございます。近年、たくさんの方から、例えば竹内元幸さんから備前長船長光ですとか、今企画展やっておりますけれども山浦真雄さんや兼虎さんの刀等、朝倉万幸さんからご寄付いただいたりというようなことで、ご寄付

いただいている点数もだんだん増えてくるという中で、これらをやっぱり飾っておくスペースというのが必要になってきてございます。やっぱり寄付者の意向を大切にしなければいけないというようなことで、2階部分につきまして、もう少し整理しながら第2展示室を整備していきたいというようなことで、施設の整備工事費とそれに伴う設計監理委託料につきまして、計上させていただきました。

6番（大森君） 展示のスペースをもっと広くして2階を使って展示もしていくということなんですが、企業の展示なども結構あるんですが、これはすべて撤去しちゃうということなんでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 企業の展示ブースにつきましては、移動等をするということで、今部屋の半分を使っておりますけれども、2階のエントランス部分を含めて、もう少し整理しながら、それは残しながら整理する中で、展示スペースを確保していきたいという考え方でございます。

議長（池田君） よろしいですか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第57号 平成20年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第58号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第59号 平成20年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第18「議案第60号 平成20年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第19「議案第61号 平成20年度坂城町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第20「議案第62号 平成20年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第
1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(池田君) 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分)

議長(池田君) 再開いたします。

これより追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第63号 工業用地の取得及び処分について」から、追加日程第3「発委第3号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(池田君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長(中沢君) 議案第63号「工業用地の取得及び処分について」提案説明を申し上げます。

本議案は、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、大字中之条字豊饒堂等の工業用地を取得し、企業へ分譲することについて、ご審議をいただくものでございます。

町内で操業しております株式会社柳沢精機製作所が既存敷地が狭く、事業の拡張ができないという事情があります。このため、坂城町土地開発公社が取得所有しております旧坂城オリンパス等の土地を、公社から7億9,368万7,315円で取得し、株式会社柳沢精機製作所へ11億9,191万7,752円で分譲するものでございます。よろしくご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願い

申し上げます。

4番（中嶋君） 私から、発委第2号以下2件の発委がございますが、一括してご説明を申し上げます。

発委第2号『協同出資・協同経営で働く協同組合法』（仮称）の速やかなる制定を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

日本における労働環境の変化により、失業の増大や「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」等の問題が発生し、新たな貧困と格差が広がっている。

このような状況を改善するために、地域に必要なサービスを協同出資により事業化し、働くことを通じ、人と人との繋がりを取り戻し、コミュニティの再生と社会貢献の喜びと尊厳を目指す「協同労働」という新たな働き方が注目されている。

しかし、こうした協同労働による協同組合には根拠となる法律が整備されていない。

そのために社会的な理解が浸透せず、法人格が必要な自治体への入札参加や雇用保険等で制約され、問題がある。

よって、国においては、協同労働や市民活動の面だけでなく、新たな労働のあり方や就労の創出、地域の再生をはかる有効な法制度だと考え、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）を速やかに制定するよう強く要請する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

引き続きまして、発委第3号「地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について」、意見の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことの出来る社会の実現をめざし、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため」として2006年12月に地方分権改革推進法を成立させ、翌年4月に「地方分権改革委員会」が設置された。

地方分権改革推進委員会は、国土交通省の業務に関わる課題では、直轄国道については「ひとつの都道府県内で完結」「バイパスの旧道」「県庁所在地など大都市間を結ぶ幹線道路以外」等に該当する路線の整備、管理権限、直轄河川については「ひとつの都道府県内53水系と府県境を僅かに超える12水系」の管理権限につ

いて、都道府県に移譲するよう勧告した。2009年秋の臨時国会で新地方分権一括法案の提出を予定している。これまでの勧告の中で地方移譲の財源については具体的な方策を示していない。

2004年度から実行された「三位一体改革」では、財源を地方に移譲する方針を示しながら、実際には十分な財源移譲されず、約6兆円の財源不足になっている。

このことから、国の責任を放棄し地方自治体へ押しつける地方分権を進めることは、自治体間の格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かすことになる。

これまで重要な河川、道路整備、維持管理を国が行い、一定水準を保ってきた。

今後、財源が補償されず地方分権が進むと、地域格差が拡大し、住民の安全、安心な生活が確保されないことが予想される。

すべての地域住民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供するためには、今まで通り国の責任で防災・生活関連の整備・維持管理を行うことが必要である。

千曲川においても、近年多くの被害が発生しており、千曲川の河川事業は引続き国の直轄で行うことが必要不可欠であるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記 ①住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差を拡大することになる直轄事業の地方移譲は行わないこと。②坂城町において重要な河川である千曲川を国の直轄管理とし、千曲川河川事務所及び戸倉出張所を存続すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（池田君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時52分～再開 午後3時03分）

議長（池田君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第63号 工業用地の取得及び処分について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 柳沢精機さんへの売買処分の関係で、ちょっとお聞きしますけども、その売買契約をされるわけなんですけども、契約書の中に操業する期間というか、期限というか、そういうことも触れておられるのかどうか。そして、もし触れてお

られるようでしたら、いつまでに操業をすることになっているかをちょっとお聞かせいただきたい。

それからもう1つ、そういう契約に反して、そんなことはないんですけども、買い戻し特約みたいな条項も設定しているのかどうかということ。

それから、ちょっと直接この議案じゃないんですけども、さきに本議会の冒頭で特別会計をやったときに、もう1件あったんですけども、それは見通しはどうか。今回はここに出てきてないけども、いつごろになるかというのがわかれば、その3点をちょっと説明というか、お願いしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） まず1点目の、契約の関係に伴う操業期間等の関係でございますけども、契約書に契約締結の3年以内に操業をするということが、まず条件でございます。

それと、10年間については買い戻し特約を付けさせていただいております。そんなことで、契約の中ではっきりとそこら辺についてはうたわせていただいております。

それともう1点につきましては、株式会社イケダさんとの関係につきましては、年内の契約に向けて、年内に契約したいということで進めてございます。

議長（池田君） よろしいですか。ほかにございますか。

（進行の声あり）

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第2号 『協同出資・協同経営で働く協同組合法』（仮称）の速やかなる制定を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第3号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（池田君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(池田君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長(池田君) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会のあいさつがあります。

町長(中沢君) 平成20年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

9月9日に開会されました本定例会は、本日までの17日間の長きにわたり、ご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、平成19年度決算、条例の制定、改正、一般、特別会計補正予算、財産の取得、処分など多岐にわたりすべての案件について、原案どおり承認、ご決定賜りましてありがとうございます。

先ほど、教育長が説明申し上げましたように、昨年来、食品に関して産地偽装などが問題になっているところでございます。食用に絡む問題は、あってはならない事項でございまして、この事故米の事件ということは、いろいろと問題を残したところでもございます。町学校給食センターでも、一部を含む製品を5回にわたり使用していたことが判明いたしました。現在、そのことについては、健康被害のお話もないようではございますが、事実関係等、町広報10月号で町民の皆さまにもお知らせしてまいりたいと考えております。

中之条豊饒堂の旧オリンパス跡地については、柳沢精機製作所に譲渡するということで、すべての手続が終了いたしました。柳沢精機製作所が、町の中心、中核的な企業として、より発展すべく、県等の支援を受ける道筋もまたつけてまいりたいと考えているところでもございます。

中之条団地につきまして、いろいろ新たな入居の問題を提案したわけでございますが、12月に24戸、来年4月に16戸を入居できるということで努力しているところでもございますが、これまた10月の広報または新聞発表等でいろいろと進めてまいりたいと、こんなふうと思うところでもございます。

ところで、国におきましては衆議院の解散、総選挙が取り沙汰されております。国政が何かスムーズにいかなくなったような感じもするところでございますが、真に国民のための国政になってほしいと願うところでもございます。

時にスポーツの秋、芸術文化の秋、実りの秋ということに形容されますように、過ごしやすい季節になっております。多くのイベントも計画されていますが、いろいろとそういうところへもご参加していただいたり、くれぐれも健康に留意されまして、ご活躍されんことを心からお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（池田君） これにて、平成20年第3回坂城町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午後3時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 電子自治体事業について</p> <p>イ. 進捗状況と行政効果は</p> <p>ロ. 今後の方向は</p> <p>2. 下水道事業について</p> <p>イ. 普及率向上は早急の課題</p> <p>ロ. 収入未済額解消を厳正に</p> <p>3. 小麦栽培の振興を</p> <p>イ. 「おしぼりうどん」は坂城の地粉で</p> <p>ロ. 栽培し易い体制づくりを</p>	<p>9 番 林 春江</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>建設課長</p> <p>産業振興課長</p>
2	<p>1. 住民力を活かす地域づくりを</p> <p>イ. 協働のまちづくりへ更なる情報の共有化を</p> <p>ロ. 地域課題対策に住民力を活かす受皿づくりを</p> <p>2. 収入未済額と徴収対策について</p> <p>イ. 収入未済額の課題と徴収取り組みは</p> <p>ロ. 固定資産税の収入未済額について</p> <p>ハ. 国民健康保険税滞納者について</p> <p>ニ. 税務の広域連携への取り組みは</p>	<p>1 番 田中邦義</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>産業振興課長</p> <p>子育て推進室長</p> <p>総 務 課 長</p>
3	<p>1. 子育て支援の拡充を</p> <p>イ. 出産祝金の増額を</p> <p>ロ. セカンドブック事業の実施を</p> <p>2. 新しい学校教育について</p> <p>イ. 小学校での外国語活動について</p> <p>ロ. 中学校の学期制の見直しを</p> <p>3. 町の住環境整備について</p> <p>イ. 雇用促進住宅について</p> <p>ロ. 中之条団地の入居基準は</p>	<p>10番 安島ふみ子</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>建設課長</p>
4	<p>1. 土地開発公社について</p> <p>イ. 町公社は健全か</p> <p>ロ. 財務の分かり易い公開を</p> <p>ハ. 問題点の処理方針は</p>	<p>3 番 柳澤 澄</p>	<p>町 長</p> <p>企画政策課長</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 工業用地について イ. 大手企業数社による工業用地取得は ロ. テクノ工業団地の拡張は 2. 全国学力テストについて イ. 教育委員会の対応は ロ. ノーテレビデーを 3. 地下歩道について イ. 今後の対応は	4 番 中嶋 登	町 長 教 育 長 建 設 課 長
6	1. 地球温暖化防止について イ. 推進計画は ロ. 具体的な取り組みは ハ. 環境教育と指導者の養成は 2. 防災について イ. 防災救援マップについて ロ. 防火水槽、消火栓設置は ハ. 火災警報器設置について	7 番 入日 時子	町 長 教育文化課長 住民環境課長 福祉健康課長
7	1. 下水道事業について イ. 早期水洗化を	8 番 春日 武	町 長 建 設 課 長
8	1. 転換期の行財政運営について イ. 人口構成の変化のなかで ロ. 今後の監査体制のあり方は 2. 農業振興について イ. 耕作放棄地全体調査を実施して ロ. 全国辛味大根サミットについて 3. 学校支援地域本部事業について イ. 事業の内容は ロ. 推進体制は	2 番 山城 賢一	町 長 産業振興課長 教育文化課長
9	1. 原油高騰による町民への影響は イ. 現状と対策は 2. 雇用促進住宅廃止について イ. 入居者への対応は	6 番 大森 茂彦	町 長 産業振興課長 福祉健康課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. ごみ処理について イ. ごみの減量に各自が心掛ける ロ. 枝処理機の導入を 2. 千曲川流域の諸問題について イ. 鼠橋右岸上流仮設道路について ロ. 四ツ屋御堂川下流に架橋を ハ. 水辺公園の進捗状況は ニ. アレチウリについて ホ. ばらサミットに向けて	5 番 塚田 忠	町 長 住民環境課長 建設課長 企画政策課長
11	1. 19年度決算から見た財政見通しについて イ. 19年度決算の特徴と今後の行財政運営は	13番 宮島祐夫	町 長 総務課長
12	1. 災害のない町づくりのために イ. 危機管理体制について ロ. 地域防災計画について ハ. ハザードマップの公表はいつか 2. 介護保険計画の見直しを前に イ. 4期事業計画への準備状況は ロ. 保険料はどうか	11番 円尾美津子	町 長 総務課長 住民環境課長 建設課長 企画政策課長 福祉健康課長

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の
速やかなる制定を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則
第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の
速やかなる制定を求める意見書

日本における労働環境の変化により、失業の増大や「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」等の問題が発生し、新たな貧困と格差が広がっている。

このような状況を改善するために、地域に必要なサービスを協同出資により事業化し、働くことを通じ、人と人との繋がりを取り戻し、コミュニティの再生と社会貢献の喜びと尊厳を目指す「協同労働」という新たな働き方が注目されている。

しかし、こうした協同労働による協同組合には根拠となる法律が整備されていない。

そのために社会的な理解が浸透せず、法人格が必要な自治体への入札参加や雇用保険等で制約され、課題がある。

よって、国においては、協同労働や市民活動の面だけでなく、新たな労働のあり方や就労の創出、地域の再生をはかる有効な法制度だと考え、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)を速やかに制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年9月 日

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	鳩山邦夫 殿
厚生労働大臣	舛添要一

経済産業大臣 二階 俊博

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池田 博武

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の
地方出先機関の存続を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則
第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の
地方出先機関の存続を求める意見書

「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことの出来る社会の実現をめざし、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため」として2006年12月に地方分権改革推進法を成立させ、翌年4月に「地方分権改革委員会」が設置された。

地方分権改革推進委員会は、国土交通省の業務に関わる課題では、直轄国道については「ひとつの都道府県内で完結」「バイパスの旧道」「県庁所在地など大都市間を結ぶ幹線道路以外」等に該当する路線の整備、管理権限、直轄河川については「ひとつの都道府県内53水系と府県境を僅かに超える12水系」の管理権限について、都道府県に移譲するよう勧告した。2009年秋の臨時国会で新地方分権一括法案の提出を予定している。これまでの勧告の中で地方移譲の財源については具体的な方策を示していない。

2004年度から実行された「三位一体改革」では、財源を地方に移譲する方針を示しながら、実際には十分な財源移譲されず、約6兆円の財源不足になっている。

このことから、国の責任を放棄し地方自治体へ押しつける地方分権を進めることは、自治体間の格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かすこととなる。

これまで重要な河川、道路整備、維持管理を国が行い、一定水準を保ってきた。

今後、財源が補償されず地方分権が進むと、地域間格差が拡大し、住民の安全、安心な生活が確保されないことが予想される。

全ての地域住民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供するためには、今まで通り国の責任で防災・生活関連の整備・維持管理を行うことが必要である。

千曲川においても、近年多くの被害が発生しており、千曲川の河川事業は引続き国の直轄で行うことが必要不可欠であるため、下記の事項について措置されるよう強く

要望する。

記

- ① 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差を拡大することとなる直轄事業の地方移譲は行わないこと。
- ② 坂城町において重要な河川である千曲川を国の直轄管理とし、千曲川河川事務所及び戸倉出張所を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年9月 日

内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	鳩山邦夫
行政改革担当大臣	甘利明
財務・金融大臣	中川昭一 殿
国土交通大臣	中山成彬
北陸地方整備局長	吉野清文

長野県埴科郡

坂城町議会議長 池田博武